



報告 1

令和 5 年度

事 業 報 告

公益社団法人 日本産婦人科医会

－ 令和 6 年 6 月 －

公益社団法人 日本産婦人科医会

令和5年度 事業報告

I. 会務報告	1
II. 各種会議	17
III. 総務部	39
A. 庶務部会	42
B. 医会報編集部会	45
C. 情報技術（IT）部会	48
D. 法制・倫理部会	57
IV. 学術部	59
A. 先天異常部会	59
B. 研修部会	61
V. 医療部	64
A. 医療安全部会	64
B. 勤務医部会	68
C. 医業推進部会	71
D. 医療保険部会	76
VI. 事業支援部	80
A. 女性保健部会	80
B. がん部会	85
C. 母子保健部会	95
VII. 献金担当連絡室	103

I. 会務報告

1. 会員数 (R5.4.1 ~ R6.3.31)

令和4年度末 11,769名→令和5年度末 11,836名 (内会費減免者 1,010名)
67名増 (内訳 入会369名 退会223名 死亡79名)

都道府県	会員数	正	準	都道府県	会員数	正	準
北海道	312	312	0	滋 賀	176	163	13
青 森	81	81	0	京 都	404	376	28
岩 手	94	94	0	大 阪	1,275	1,156	119
宮 城	213	213	0	兵 庫	619	554	65
秋 田	94	82	12	奈 良	162	151	11
山 形	87	73	14	和歌山	93	93	0
福 島	174	158	16	鳥 取	54	45	9
茨 城	177	177	0	島 根	60	59	1
栃 木	144	125	19	岡 山	125	125	0
群 馬	144	120	24	広 島	229	218	11
埼 玉	586	508	78	山 口	136	121	15
千 葉	343	339	4	徳 島	105	76	29
東 京	1,264	1,256	8	香 川	80	80	0
神奈川	951	859	92	愛 媛	150	125	25
山 梨	61	59	2	高 知	56	55	1
長 野	204	199	5	福 岡	454	378	76
静 岡	360	321	39	佐 賀	48	47	1
新 潟	163	163	0	長 崎	175	157	18
富 山	97	96	1	熊 本	141	141	0
石 川	101	101	0	大 分	126	114	12
福 井	96	75	21	宮 崎	127	118	9
岐 阜	211	135	76	鹿 児 島	118	117	1
愛 知	621	558	63	沖 縄	147	147	0
三 重	198	169	29	合 計	11,836	10,889	947

◎物故会員（敬称略）

都道府県	氏名	都道府県	氏名	都道府県	氏名
北海道	小林公民	神奈川	天野信人	大阪	西山勇一
北海道	西村隆男	神奈川	岩崎克彦	大阪	柳原仁
北海道	藤松光正	神奈川	木島俊夫	大阪	矢吹寛
青森	加藤充弘	神奈川	小松英夫	岡山	清水俊輝
青森	三上忠英	神奈川	杉俊二	広島	石津重季
岩手	利部輝雄	神奈川	中沢和美	広島	真田光明
宮城	遠藤文雄	神奈川	桃井俊美	広島	新甲さなえ
宮城	千葉力男	長野	呉屋順一	広島	難波幸一
福島	佐藤喜一	長野	白川直弘	広島	舛本敬一
福島	二瓶貢	長野	藤田歌子	広島	吉田雄一
栃木	石垣凱輝	静岡	安達武士	山口	木下謙治
栃木	河津剛	静岡	池田一夫	山口	村重武次
群馬	斎川俊一	富山	細野泰	香川	須賀肇
埼玉	池畑信正	福井	小林清二	福岡	熊谷久
埼玉	霞澤国俊	岐阜	太田和夫	福岡	月森清巳
埼玉	菊地るい子	岐阜	塚田雄三	福岡	中村修治
埼玉	佐藤彰吾	岐阜	伏屋龍夫	福岡	西尾紘明
埼玉	菅生紳一郎	愛知	茶谷勲	福岡	福島正名
埼玉	高田功	愛知	藤田真苗	福岡	松崎徹
埼玉	堀中マツエ	愛知	山田猛	佐賀	片渕陽一
埼玉	柳田哲哉	三重	伊藤雄幸	長崎	牟田郁夫
千葉	磯谷聡之	三重	柳瀬恒範	熊本	愛甲康
千葉	吉田孝雄	京都	森崇英	熊本	坂本遼一
東京	九島璋二	京都	由良源太郎	大分	岡宗由
東京	西沢正昭	大阪	奥田弘賢	沖縄	青木陽一
東京	三井雅子	大阪	尾崎宏治		
東京	山下昌樹	大阪	中慶四郎		79名

(7) 顧問 三ッ林 裕 巳 大 島 正 義 亀 井 清
川 端 正 清 白 須 和 裕 平 川 俊 夫
松 岡 幸 一 郎

(8) 業務分担 (令和6年3月31日現在)

部	副会長	常務理事		理事	幹事長 副幹事長	幹事	
		正	副			正	副
総務部							
庶務部会	平原	宮崎	石谷 鈴木(俊)	山崎	松田	林	
医会報編集部会	前田	高瀬	鈴木(俊)	佐久本	戸澤	早田	新垣・五十嵐 小古山・林・星 宮国・森本
情報技術 (IT) 部会	中井	平田	石谷・福嶋	柏木・亀井	前村	星	浅川・早田 森本
法制・倫理部会	平原	宮崎	石谷・高瀬	窪谷・春名 山田	戸澤	永石	浅川・新垣
経理部会	平原	石谷	長谷川 宮崎	佐山・山田	松田	五十嵐	星
学術部							
先天異常部会	平原	倉澤	長谷川	亀井	前村	齊藤	新垣
研修部会	前田	小林	倉澤・関沢	佐久本・澤田	松田	永石	五十嵐・小島 森本
医療部							
医療安全部会	中井	関沢	倉澤 長谷川	赤堀・有馬 山崎・矢本	前村	新垣	小古山・小島 早田
勤務医部会	中井	鈴木(俊)	倉澤	松田・矢本	戸澤	百村	林
医業推進部会	前田	福嶋	小林・種部	柏木・紀平 佐山・澤田 田島・中林 春名	松田	水本	浅川・早田
医療保険部会	前田	谷川原	福嶋・宮崎	赤崎・有馬 紀平・中林	前村	早田	小古山・小島 齊藤・永石・林 水本・宮国 百村・森本
事業支援部							
女性保健部会	平原	安達	石谷・種部	豊田・中川 野村	戸澤	宮国	五十嵐
がん部会	中井	鈴木(光)	小林	田島・中川 晴山・松田	戸澤	田中	百村
母子保健部会	前田	相良	鈴木(俊) 関沢	赤崎・赤堀 窪谷・豊田 野村	松田	星	新垣・小島 早田
献金担当連絡室		宮崎			前村	宮国	齊藤

(9) 令和5年度〔関連団体担当者〕

1. 日産婦学会・医会連絡会ワーキンググループ	宮崎亮一郎、鈴木俊治、石谷健、松田秀雄、戸澤晃子、前村俊満 他
2. 日本産科婦人科学会（日本産科婦人科学会誌2024Vol.76 No. 1 参照のこと）	
3. 厚生労働省 (1) 健やか親子21（第2次）推進協議会 (2) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (3) 児童虐待防止対策協議会 (4) NIPT等の出生前検査に関する専門委員会 (5) 成育医療等協議会 (6) 薬事・食品衛生審議会 (7) 厚生科学審議会感染症部会・結核部会 (8) 医療計画の見直し等に関する検討会 (9) 小児医療及び周産期医療に係る第8次医療計画に向けた勉強会 (10) 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業検討委員会 (11) 母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会 (12) こども子育て支援推進調査研究事業産後ケア事業等検討委員会 (13) こども子育て支援推進調査研究事業妊婦健康診査に係る費用負担等に関する検討委員会 (14) こども子育て支援推進調査研究事業里帰り出産等の実態に関する検討委員会 (15) DV・性暴力被害者の医療と連携した支援体制の構築のための研究	担当者：関沢明彦 専門委員：石渡勇、松田秀雄 委員：種部恭子 委員：関沢明彦 委員：相良洋子 専門委員 血液事業部会適正使用調査会 委員：安達知子 専門委員：倉澤健太郎 参考人：中井章人 参考人：中井章人 委員：五十嵐敏雄 構成員：鈴木俊治 委員：鈴木俊治 委員：鈴木俊治 委員：鈴木俊治 研究協力者：安達知子、種部恭子
4. こども家庭庁 (1) こども家庭審議会専門委員会 (2) こども家庭審議会	専門委員：関沢明彦 臨時委員：相良洋子
5. 文部科学省 教科用図書検定調査審議会	委員：安達知子
6. 内閣府 男女共同参画推進連携会議	議員：百村麻衣
7. 環境省 エコチル調査企画評価委員会	委員：鈴木俊治
8. 日本婦人科がん検診学会	理事：鈴木光明
9. 日本マス・スクリーニング学会	理事：倉澤健太郎
10. クリアリングハウス国際モニタリングセンター 日本支部	日本代表：倉澤健太郎
11. 全国有床診療所協議会	理事：前田津紀夫
12. 日本家族計画協会	理事：安達知子

13. JOICFP	評議員：安達知子
14. ヘルシー・ソサイエティ賞諮問委員会	委員：安達知子
15. 女性アスリート健康支援委員会	社員：石渡勇、理事：安達知子
16. ひまわりの会	理事：石渡勇
17. 母子保健推進会議	理事：田中政信
18. 性の健康医学財団	評議員：田中政信
19. アルコール健康医学協会	理事：田中政信
20. 日本医師会 (1) 母子保健検討委員会 (2) 母子保健検討委員会・母体保護法に関するワーキンググループ (3) 社会保険診療報酬検討委員会 (4) 学校保健委員会 (5) オンライン診療研修に関する検討委員会	委員：前田津紀夫 委員：石渡勇、前田津紀夫、石谷健 委員：宮崎亮一郎 委員：宮国泰香 委員：前田津紀夫、安達知子
21. 日本医学会 (1) 出生前検査認証制度等運営委員会 (2) 出生前検査認証制度等施設認証委員会	委員：関沢明彦 委員長：三浦清徳、委員：宗田聡
22. 日本医療機能評価機構 (1) 産科医療補償制度運営委員会 (2) 産科医療補償制度再発防止委員会 (3) 産科医療補償制度再発防止ワーキンググループ (4) 産科医療特別給付事業事業設計検討委員会 (5) 産科医療補償制度原因分析委員会 (6) 産科医療補償制度原因分析委員会部会	理事：石渡勇 評議員：川端正清 委員：石渡勇 委員長代理：石渡勇 委員：中井章人、前田津紀夫 客員研究員：長谷川潤一 委員：石渡勇 委員：前田津紀夫、鈴木俊治、関沢明彦 【第一部会】委員：前村俊満 【第二部会】 部長：鈴木俊治、 委員：福嶋恒太郎 【第三部会】 部長：関沢明彦 【第五部会】 委員：倉澤健太郎
23. 外科系学会社会保険委員会連合（外保連） (1) 手術委員会 (2) 処置委員会 (3) 検査委員会 (4) 内視鏡委員会 (5) 実務委員	委員：戸澤晃子 委員：宮崎亮一郎 委員：前村俊満 委員：前村俊満 委員：宮崎亮一郎
24. 内科系学会社会保険連合（内保連） (1) 内分泌・代謝関連委員会 (2) 糖尿病関連委員会 (3) 感染症関連委員会 (4) 悪性腫瘍関連委員会 (5) 心身医学関連委員会 (6) 女性診療科関連委員会 (7) 遠隔医療検討委員会	委員：藤間芳郎 委員：藤間芳郎 委員：前村俊満 委員：前村俊満 委員：宮崎亮一郎 委員：宮崎亮一郎 委員：谷川原真吾

25. 日本医療安全調査機構(医療事故調査・支援センター) (1) 産科危機的出血に係る母体死亡事例の分析専門解析部会 (2) C157部会	委員：石渡勇 部長：関沢明彦 部会員：長谷川潤一、池田智明、 橋井康二、濱口欣也 部長：松田秀雄
26. 日本助産師会 (1) 助産業務ガイドライン改訂検討特別委員会 (2) 授乳支援委員会	委員：鈴木俊治 委員：星真一
27. 日本看護協会 母子のための地域包括ケアシステム推進に向けた 院内助産・助産師外来の促進に関する調査	有識者：中井章人
28. 日本周産期・新生児医学会 新生児蘇生法委員会トレーニングサイト運営小委員会	委員東京Bトレーニングサイト長：鈴木俊治
29. 日本小児科医会 予防接種推進専門協議会	委員：鈴木俊治、鈴木光明
30. 日本小児期外科系関連学会協議会 災害時小児周産期リエゾン連絡協議会	幹事：中井章人、松田秀雄
31. 日本子宮内膜症啓発会議 ライフステージに応じた女性の健康推進のための 思春期教育サポート事業	顧問：石渡勇、委員：安達知子 委員：宮国泰香
32. 日本薬剤師会 緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業	研究協力者：安達知子、種部恭子
33. 日本赤十字社 造血幹細胞事業検討委員会	委員：鈴木俊治
34. 子どもの虹情報研修センター 運営委員会	委員：宮国泰香
35. 西日本こども研修センターあかし 運営委員会	委員：光田信明
36. 日本母体救命システム普及協議会	代表：石渡勇 理事：石渡勇、長谷川潤一
37. 無痛分娩関係学会・団体連絡協議会 (1) 有害事象分科会 (2) 情報公開分科会 (3) 研修体制分科会	委員：石渡勇、前田津紀夫、橋井康二 構成員：長谷川潤一 構成員：新垣達也、早田英二郎 構成員：倉澤健太郎、関沢明彦、 松田秀雄
38. 東京都 自殺総合対策東京会議	委員：相良洋子
39. 四団体連絡会	構成員：石渡勇、中井章人、宮崎亮一郎、 鈴木俊治、松田秀雄
40. ファイザー株式会社 RSVワクチンアドバイザーリーボード委員会	委員：石渡勇
41. フェリング・ファーマ株式会社 Mifepristone-Misoprostol Advisory board会議	委員：白須和裕、石谷健

(10) 委員会委員（令和6年3月31日現在）

	委員会（委員数）	委員（◎委員長、○副委員長）
1	会員倫理（4名）	石井 裕子 川越 靖之 川本 雅教 村江 正始
2	医会報編集（9名）	◎加来 隆一 ○白石 悟 ○武知 公博 ○渡邊 秀樹 萩島 大貴 定月みゆき 宮崎 豊彦 森永 康文 渡邊 理子
3	情報技術（IT）（16名）	◎藤井 知行 ○鈴木 美香 ○田丸 俊輔 入山 高行 太田 司 川名 敬 小島 秀規 近藤 英治 関 博之 左 勝則 永松 健 二井 栄 西 洋孝 西岡 暢子 松波 和寿 吉松 淳
4	法制（9名）	◎小笠原敏浩 ○佐久本 薫 小畑 英慎 曾和 正憲 竹内 讓 田淵 和久 幡 洋 水谷 敏郎 横山 幹文
5	先天異常（7名）	◎竹下 直樹 ○左合 治彦 鈴森 伸宏 宗田 聡 浜之上はるか 三浦 清徳 室月 淳
6	研修（16名）	◎小林 康祐 ○高井 泰 青木 茂 石川 哲也 大浦 訓章 小島 真奈 尾本 暁子 金川 武司 川崎 薫 甲賀かをり 佐藤 誠也 竹田 純 出口 雅士 秦 奈峰子 兵藤 博信 谷口千津子
7	医療安全（17名）	◎池田 智明 ○橋井 康二 石川 源 石川 浩史 伊藤 進一 大野 泰正 長田 佳世 佐村 修 田中 博明 谷垣 伸治 谷口 武 中田 雅彦 濱口 欣也 林 聡 牧野真太郎 松永 茂剛 村越 毅
8	勤務医（8名）	◎関口 敦子 ○卜部 諭 石井 桂介 杉田 洋佑 田中 智子 富樫嘉津恵 長谷川ゆり 最上 多恵
9	医業推進（17名）	◎角田 隆 ○田村 秀子 井上 聡子 上野 浩久 内田 昭弘 金子 法子 興石 太郎 坂本 康紀 佐藤 秀平 神野 佳樹 谷口 憲 藤 伸裕 中村 哲生 並木 龍一 新妻 和雄 松本 和紀 山本 泰明

10	医療保険（16名）	◎藤間 芳郎 奥山 和彦 徳永 英樹 西井 修 堀 大蔵 渡辺 正	○西尾 幸浩 齋藤 俊章 永瀬 智 沼 文隆 村上 勇	稲本 裕 大頭 敏文 西 洋孝 伏木 弘 森田 宏紀
11	女性保健（9名）	◎野口まゆみ 北村 邦夫 高橋 幸子	○江夏亜希子 佐藤 雄一 樋口 毅	○岡野 浩哉 椎名 香織 宮原 優子
12	がん対策（15名）	◎小澤 信義 上田 豊 児玉 省二 田中 博志 平井 康夫	○鎌田 正晴 加藤 栄一 今野 良 田畑 務 宮城 悦子	苛原 稔 黒川 哲司 関根 憲 寺本 勝寛 森本 紀
13	母子保健（12名）	◎佐藤 昌司 荻田 和秀 甲村 弘子 西郡 秀和	○中塚 幹也 笠井 靖代 白土なほ子 船越 徹	小川真里子 桑田 知之 炭谷 崇義 吉田耕太郎

(11) プロジェクト委員会委員（令和6年3月31日現在）

	委員会（委員数）	委員			
1	開業・承継から10年未満及び開業準備中の産科有床診療所支援プロジェクト（48名）	青木 宏明 稲田 収俊 浮田 真吾 海部真美子 楠木 総司 小泉 幸司 鈴木 昭久 田平 達則 築山 尚史 仲地 紀智 中山聡一郎 久松 武志 松倉 大輔 望月 昭彦 山田 一貴 由良 茂夫	安座間 誠 井上 誠司 占部 智 加藤 裕之 國井周太郎 坂口 英樹 鈴木 聡 田村 友宏 友影 九樹 長橋ことみ 檜山 知明 平川東望子 三浦 自雄 本原 研一 湯澤 映 横西 哲	荒牧 聡 上垣 憲雅 卜部 浩俊 河村 諭 國見 祐輔 佐藤 誠也 隅越かつ子 田村 圭浩 中島 正雄 長屋 陽平 浜名 伸也 柵木 善旭 村井 正俊 八幡 哲郎 湯元 康夫 早稲田智夫	

(12) 各都道府県産婦人科医会会長・地域代表（令和6年3月31日現在）

都道府県	会 長	地域代表	都道府県	会 長	地域代表
北海道	晴山 仁志	晴山 仁志	滋 賀	野村 哲哉	野村 哲哉
青 森	佐藤 秀平	佐藤 秀平	京 都	柏木 智博	柏木 智博
岩 手	小笠原敏浩	小笠原敏浩	大 阪	光田 信明	光田 信明
宮 城	谷川原真吾	谷川原真吾	兵 庫	山崎 峰夫	山崎 峰夫
秋 田	大山 則昭	大山 則昭	奈 良	赤崎 正佳	赤崎 正佳
山 形	手塚 尚広	手塚 尚広	和歌山	矢本 希夫	矢本 希夫
福 島	本多つよし	本多つよし	鳥 取	村江 正始	村江 正始
茨 城	青木 雅弘	青木 雅弘	島 根	岩成 治	岩成 治
栃 木	木内 敦夫	木内 敦夫	岡 山	江尻 孝平	江尻 孝平
群 馬	永山 雅之	永山 雅之	広 島	豊田 紳敬	豊田 紳敬
埼 玉	平田 善康	平田 善康	山 口	佐世 正勝	佐世 正勝
千 葉	水谷 敏郎	水谷 敏郎	徳 島	苛原 稔	苛原 稔
東 京	松本 和紀	松本 和紀	香 川	米澤 優	米澤 優
神奈川	和泉俊一郎	和泉俊一郎	愛 媛	横山 幹文	横山 幹文
山 梨	梶山 浩	梶山 浩	高 知	坂本 康紀	坂本 康紀
長 野	北村 文明	北村 文明	福 岡	藤 伸裕	藤 伸裕
静 岡	窪田 尚弘	窪田 尚弘	佐 賀	田中 博志	田中 博志
新 潟	高桑 好一	高桑 好一	長 崎	森 一朗	森 一朗
富 山	伏木 弘	伏木 弘	熊 本	伊藤 昌春	伊藤 昌春
石 川	村上 弘一	村上 弘一	大 分	佐藤 昌司	佐藤 昌司
福 井	吉田 好雄	竹内 讓	宮 崎	川越 靖之	川越 靖之
岐 阜	松波 和寿	松波 和寿	鹿 児 島	榎園 祐治	榎園 祐治
愛 知	澤田 富夫	澤田 富夫	沖 縄	佐久本 薫	佐久本 薫
三 重	小畑 英慎	小畑 英慎			

(13) 代議員 (第100回総会 (定時)) ◎議長、○副議長

北海道	奥山和彦	神奈川	長谷川剛志	兵庫	森田宏紀
北海道	萬豊	山梨	梶山浩	兵庫	山口聡
青森	佐藤秀平	長野	北村文明	奈良	高井一郎
岩手	小笠原敏浩	静岡	窪田尚弘	和歌山	川端寛
宮城	大井嗣和	静岡	古川雄一	鳥取	村江正始
秋田	佐藤朗	新潟	高桑好一	島根	岩成治
山形	高橋一広	富山	飴谷由佳	岡山	江尻孝平
福島	田中幹夫	石川	村上弘一	広島	正岡博
茨城	青木雅弘	福井	竹内譲	山口	佐世正勝
栃木	田中光臣	岐阜	古井辰郎	徳島	苛原稔
群馬	永山雅之	愛知	生田克夫	香川	藤田卓男
埼玉	柏崎祐士	愛知	加藤千豊	愛媛	横山幹文
埼玉	高橋徹	愛知	平出薫	高知	坂本康紀
千葉	岡進	三重	小畑英慎	福岡	藤伸裕
千葉	水谷敏郎	滋賀	浮田真吾	福岡	濱口欣也
東京	川嶋一成	京都	江川晴人	佐賀	大隈良成
東京	対馬ルリ子	京都	南部吉彦	長崎	森一朗
東京	中島由美子	大阪	荻田和秀	熊本	伊藤昌春
東京	中林稔	大阪	笠原幹司	大分	佐藤昌司
東京	堀量博	大阪	中村哲生	宮崎	川越靖之
東京	◎松本和紀	大阪	御前治	鹿児島	榎園祐治
神奈川	明石敏男	大阪	○光田信明	沖縄	神谷仁
神奈川	鈴木真	大阪	安田勝彦	計	70名
神奈川	田中信孝	兵庫	大門美智子		

代議員（第101回総会（臨時））◎議長、○副議長

北海道	奥山和彦	神奈川	長谷川剛志	兵庫	森田宏紀
北海道	萬豊	山梨	梶山浩	兵庫	山口聡
青森	佐藤秀平	長野	北村文明	奈良	高井一郎
岩手	小笠原敏浩	静岡	窪田尚弘	和歌山	川端寛
宮城	大井嗣和	静岡	古川雄一	鳥取	村江正始
秋田	佐藤朗	新潟	高桑好一	島根	岩成治
山形	高橋一広	富山	飴谷由佳	岡山	江尻孝平
福島	田中幹夫	石川	村上弘一	広島	正岡博
茨城	青木雅弘	福井	竹内譲	山口	佐世正勝
栃木	田中光臣	岐阜	古井辰郎	徳島	苛原稔
群馬	永山雅之	愛知	生田克夫	香川	藤田卓男
埼玉	柏崎祐士	愛知	加藤千豊	愛媛	横山幹文
埼玉	高橋徹	愛知	平出薫	高知	坂本康紀
千葉	岡進	三重	小畑英慎	福岡	藤伸裕
千葉	水谷敏郎	滋賀	浮田真吾	福岡	濱口欣也
東京	川嶋一成	京都	江川晴人	佐賀	大隈良成
東京	対馬ルリ子	京都	南部吉彦	長崎	森一朗
東京	中島由美子	大阪	荻田和秀	熊本	伊藤昌春
東京	中林稔	大阪	笠原幹司	大分	佐藤昌司
東京	堀量博	大阪	中村哲生	宮崎	川越靖之
東京	◎松本和紀	大阪	御前治	鹿児島	榎園祐治
神奈川	明石敏男	大阪	○光田信明	沖縄	神谷仁
神奈川	鈴木真	大阪	安田勝彦	計	70名
神奈川	田中信孝	兵庫	大門美智子		

3. 会議等（含・Web会議、Web併用会議）

(1) 総会（定時）	1回
(2) 総会（臨時）	1回
(3) 理事会	3回
(4) 常務理事会	12回
(5) 幹事会	12回
(6) 運営打合せ	6回
(7) 第47回全国産婦人科教授との懇談会	令和5年5月14日
(8) 令和5年度地域代表全国会議	令和5年9月17日
(9) 会長ヒアリング	令和6年1月23日
(10) 令和5年度母体保護法に関する実務者全国会議	令和6年3月21日
(11) 第32回全国医療安全担当者連絡会	令和5年11月12日
(12) 全国医業推進担当者伝達講習会	令和6年3月24日
(13) 周産期メンタルヘルスケア都道府県担当者連絡会	令和6年1月20日
(14) 第50回全国献金担当者連絡会	令和5年7月2日
(15) 第49回日本産婦人科医会学術集会	令和5年10月7・8日
(16) メディカルスタッフ生涯研修会	令和5年10月8日
(17) 第45回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会	令和5年7月30日
(18) 第8回母と子のメンタルヘルスフォーラム	令和5年6月4日
(19) 第33回乳がん検診用マンモグラフィ読影に関する講習会	令和5年11月18・19日
(20) 第3回妊娠・産褥期およびプレコンセプションにおける乳がんへの対応に関する講習会	令和5年11月24日
(21) 第8回産婦人科医のための乳がん検診参画に向けての講習会	令和5年12月3日
(22) 研修セミナー（超音波セミナー）	令和6年2月25日
(23) 記者懇談会	11回
(24) 医会報編集委員会	11回
(25) 情報技術（IT）委員会	9回
(26) 法制委員会	2回
(27) 倫理委員会（含・迅速審査）	12回
(28) 先天異常委員会	2回
(29) 研修委員会	4回
(30) 医療安全委員会	1回
(31) 勤務医委員会	4回
(32) 医業推進委員会	4回
(33) 医療保険委員会	4回
(34) 女性保健委員会	4回
(35) がん対策委員会	2回
(36) 母子保健委員会	1回
(37) 産婦人科診療ガイドライン運営委員会	2回
(38) 産婦人科診療ガイドライン産科編作成委員会	8回
(39) 産婦人科診療ガイドライン婦人科外来編作成委員会	8回
(40) 開業・承継から10年未満及び開業準備中の産科有床診療所支援プロジェクト委員会	3回

4. 要望書等（詳細は各担当部会参照）

- (1) プレマリン錠0.625mg（一般名：結合型エストロゲン）の安定供給に関する要望書
（対厚生労働省保険局局长）【庶務部会】 令和5年9月13日
- (2) VPD（ワクチンで防げる病気）から守るための予防接種施策に関する要望書（対厚生労働大臣武見敬三氏）【庶務部会】 令和5年10月12日
- (3) 子宮がん検診方法に関しての意見書（対厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課長）【がん部会】 令和5年9月21日
- (4) 子宮頸がん排除への施策に関する要望書（対厚生労働大臣武見敬三氏）【がん部会】 令和5年12月14日
- (5) 子宮頸がん検診に関する日本産婦人科医会の考え方（対公益社団法人日本医師会会長松本吉郎氏）【がん部会】 令和6年1月31日
- (6) 分娩費用等の拙速な保険化議論に反対する要望書（対公益社団法人日本医師会会長松本吉郎氏） 令和6年1月31日

5. 令和5年度作成刊行物等

部署	冊子名
庶務部会	事業計画 事業報告
医会報編集部会	日産婦医会報：令和5年4月号～令和6年3月号（定期発刊物）
法制・倫理部会	指定医師必携（令和6年改訂） メフィーゴ [®] パック導入の手引き
先天異常部会	令和4年度外表奇形等統計調査結果
研修部会	研修ノート No.111「合併症妊娠」 研修ノート No.112「基本から学ぶ不妊治療」 研修ニュース No.21「C型肝炎ウイルス（HCV）感染の小児治療薬について」
医療安全部会	母体安全への提言2022 Vol.13 胎児心拍数陣痛図の判読と解釈・対応
勤務医部会	勤務医ニュース No.84・85
女性保健部会	第45回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会集録集
母子保健部会	妊産婦と家族のためのリーフレット 動画シリーズ「妊産婦の自殺を防ぐために」（基礎知識編）

各部のアンケート調査

【令和5年度】

部署	調査名（調査対象者）
庶務部会	施設情報調査（全産婦人科施設）
先天異常部会	胎児異常診断に関する調査（外表奇形調査協力施設）
勤務医部会	産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査（有床診療所を除く分娩取扱施設）
医業推進部会	不妊治療保険適用後の診療内容、診療環境の変化についての調査（全産婦人科施設）
がん部会	子宮頸がん検診のあり方について（各都道府県産婦人科医会）
母子保健部会	妊産婦メンタルヘルスケア推進に関するアンケート調査（分娩取扱施設） 妊娠中の梅毒感染に関する実態調査（分娩取扱施設） 新生児聴覚検査に関するアンケート調査（分娩取扱施設）

6. ブロック協議会、ブロック医療保険協議会、各都道府県産婦人科医会研修会等

(1) ブロック協議会

1) 北海道	令和5年9月3日	札幌市
2) 東北	令和6年2月18日	宮城県
3) 関東	令和5年10月22日	埼玉県
4) 北陸	令和5年6月3日	富山県
5) 東海	令和5年8月6日	愛知県
6) 近畿	令和6年1月14日	大阪府
7) 中国	令和5年8月20日	岡山県
8) 四国	令和5年8月26・27日	香川県
9) 九州	令和5年10月21・22日	熊本県

(2) ブロック医療保険協議会

1) 北海道	令和5年9月3日	札幌市
2) 東北	令和5年10月29日	福島県
3) 関東	令和5年10月22日	埼玉県
4) 北陸	令和5年6月3日	富山県
5) 東海	令和5年8月6日	愛知県
6) 近畿	令和6年1月14日	大阪府
7) 中国	令和5年8月20日	岡山県
8) 四国	令和5年8月26・27日	香川県
9) 九州	令和5年10月21・22日	熊本県

(3) 各都道府県産婦人科医会研修会

北海道	45回	静岡県	40回	岡山県	12回
青森県	4回	新潟県	25回	広島県	33回
岩手県	17回	富山県	14回	山口県	19回
宮城県	25回	石川県	23回	徳島県	14回
秋田県	25回	福井県	13回	香川県	8回
山形県	12回	岐阜県	18回	愛媛県	5回
福島県	29回	愛知県	27回	高知県	17回
茨城県	21回	三重県	35回	福岡県	39回
栃木県	30回	滋賀県	15回	佐賀県	23回
群馬県	24回	京都府	22回	長崎県	39回
埼玉県	45回	大阪府	60回	熊本県	6回
千葉県	34回	兵庫県	42回	大分県	20回
東京都	89回	奈良県	14回	宮崎県	24回
神奈川県	54回	和歌山県	18回	鹿児島県	7回
山梨県	9回	鳥取県	12回	沖縄県	17回
長野県	20回	島根県	16回		

7. 会員の叙勲等

令和5年春

藤井 信吾 氏 (京都府) 瑞宝中綬章
 櫻井 洋氏 (群馬県) 旭日双光章
 近藤 俊夫 氏 (埼玉県) 旭日双光章

令和5年秋

赤堀 彰夫 氏 (静岡県) 旭日双光章
 西山 朗氏 (愛知県) 旭日双光章
 濱田 政雄 氏 (宮崎県) 旭日双光章
 植竹 純子 氏 (茨城県) 瑞宝双光章

8. 事務局職員の採用・退職

採用 中島 雄次 (出向)、八ツ塚恵一郎
 退職 飯塚 啓介 (出向)

Ⅱ. 各種会議

総会（定時・臨時）、理事会、常務理事会、地域代表全国会議およびブロック会議を次のとおり開催した。

1. 総会（定時・臨時）

第100回総会（定時） 令和5年6月11日（日） 品川プリンスホテル
出席者133名（Web出席者含）

議事

- 第1号議案 令和4年度決算（案）に関する件
- 第2号議案 名誉会員の推薦（案）に関する件
- 第3号議案 特別会員の推薦（案）に関する件
- 第4号議案 名誉会長の委嘱に関する件
- 第5号議案 定款細則等の一部変更に関する件
- 第6号議案 令和5年度会費減免申請者（案）に関する件

第101回総会（臨時） 令和6年3月10日（日） 京王プラザホテル
出席者126名（Web出席者含）

議事

- 第1号議案 名誉会員の推薦（案）に関する件
- 第2号議案 特別会員の推薦（案）に関する件
- 第3号議案 令和6年度会費減免申請者（案）に関する件

2. 理事会

第1回 令和5年5月20日（土） 本会会議室 出席者60名（Web出席者含）

協議事項

- 1. 令和4年度事業報告（案）に関する件
- 2. 令和4年度決算（案）に関する件
- 3. 第100回総会（定時）（6月11日）の運営に関する件
- 4. 名誉会員の推薦（案）に関する件
- 5. 特別会員の推薦（案）に関する件
- 6. 名誉会長の委嘱に関する件
- 7. 幹事の補充候補者に関する件
- 8. 定款細則等の一部変更に関する件
- 9. 令和5年度会費減免申請者（案）に関する件
- 10. 新規会員の入会承認に関する件
- 11. 各都道府県地域代表の承認に関する件
- 12. 無痛分娩関係学会・団体連絡協議会（海野信也議長）からの同協議会2023年度事業計画案・予算案の承認依頼に関する件
- 13. その他

第2回 令和5年9月17日（日） 京王プラザホテル 出席者65名（Web出席者含）

協議事項

1. 新規会員の入会承認に関する件
2. 各都道府県地域代表の承認に関する件
3. 令和6年度事業計画・予算編成のスケジュールに関する件
4. 令和5年7月大雨による災害見舞金の交付に関する件
5. 研修管理システム等のデジタル化の費用に関する件
6. 令和4年度決算における収支相償の解決策に関する件
7. 医療保険委員会委員交代に関する件
8. 第51回日本産婦人科医会学術集会（令和7年10月25・26日 神奈川県）の開催立候補に関する件
9. 第48回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会（令和8年 宮崎県）の開催立候補に関する件
10. その他

第3回 令和6年2月17日（土） Web会議 出席者58名

協議事項

1. 令和6年度事業計画（案）に関する件
2. 令和6年度収支予算（案）に関する件
3. 第101回総会（臨時）（3月10日）の運営に関する件
4. 名誉会員の推薦（案）に関する件
5. 特別会員の推薦（案）に関する件
6. 令和6年度会費減免申請者（案）に関する件
7. 新規会員の入会承認に関する件
8. 公益社団法人日本産科婦人科学会（加藤聖子理事長他）からの第18回産婦人科サマースクール（8月24・25日 大阪府）への共催依頼に関する件
9. 令和5年度日本産婦人科医会補正予算に関する件
10. 令和7年度会員研修テーマ（案）に関する件
11. 第49回日本産婦人科医会性教育指導セミナー（令和9年 高知県）の開催立候補に関する件
12. 第50回日本産婦人科医会性教育指導セミナー（令和10年 担当：本会）の開催立候補に関する件
13. 第10回母と子のメンタルヘルスフォーラム（令和7年 東京都）の開催立候補に関する件
14. その他

3. 常務理事会

第1回 令和5年4月18日（火） Web会議 出席者39名

協議事項

1. 庶務部会関係（庶務）
 - (1) 第1回理事会（5月20日）タイムスケジュールに関する件
標記に関し協議。追加等あれば提出する。了承。

- (2) 第100回総会（定時）（6月11日）運営に関する件
標記に関し協議。追加等あれば提出する。了承。
- (3) 名誉会員の推薦に関する件
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
- (4) 特別会員の推薦に関する件
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
- (5) 名誉会長の委嘱に関する件
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
- (6) 幹事の補充に関する件
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
- (7) 令和4年度事業報告（案）に関する件
標記に関し協議。追加等あれば提出する。了承。
- (8) 事務処理規程等の一部変更に関する件
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
- (9) 第75回日本産科婦人科学会総会・学術講演会時の医会広報コーナー展示物に関する件
標記に関し協議。意見等あれば提出する。了承。
- (10) 公益社団法人日本婦人科腫瘍学会（三上幹男理事長他）からの子宮体がん治療ガイドライン2023年版への後援名義使用許可依頼に関する件
標記に関し協議。許可する。了承。
- (11) 認定NPO法人乳房健康研究会（福田護理事長）からの第19回ミニウオーク＆ランフォーブレストケアピンクリボンウオーク2023（6月1日～7月1日 神奈川県）への後援名義使用許可依頼に関する件
標記に関し協議。許可する。了承。
- (12) 一般社団法人日本摂食障害協会（鈴木真理理事長）からの世界摂食障害アクションデイ2023（6月4日）への後援名義使用許可依頼に関する件
標記に関し協議。許可する。了承。
- (13) 一般社団法人日本家族計画協会（三橋裕行代表理事長）からの2023年度女性医療セミナー（7月2日 東京都）への後援名義使用許可依頼に関する件
標記に関し協議。許可する。了承。
- (14) 特定非営利活動法人遊びとしつけ推進会（増田敬理事長）からの第17回おもちゃ・子育てアドバイザー養成講座（10月28・29日 東京都）への後援名義使用許可依頼に関する件
標記に関し協議。許可する。了承。
- (15) 内閣官房子ども家庭庁設立準備室からの子ども家庭審議会専門委員会委員への推薦依頼に関する件
標記に関し協議。関沢常務理事を推薦する。了承。
- (16) 公益社団法人日本助産師会（島田真理恵会長）同会2023年度通常総会式典（5月26日 東京都）への出席依頼に関する件
標記に関し協議。平原副会長を派遣する。了承。
- (17) 宮城県産婦人科医会（谷川原真吾会長）からの令和5年度同医会総会（5月6日 仙台市）への講師派遣依頼に関する件
標記に関し協議。石谷常務理事を派遣する。了承。

- (18) 長崎県産婦人科医会（森一朗会長）からの出産費用の保険適用化検討に関する講演会・意見交換会（5月7日 長崎市）への講師派遣依頼に関する件
標記に関し協議。福岡常務理事を派遣する。了承。
 - (19) 一般社団法人大阪産婦人科医会（光田信明会長）からの令和5年度同医会総会（6月10日 大阪市）への講師派遣依頼に関する件
標記に関し協議。石渡会長が出席する。了承。
 - (20) 岩手県産婦人科医会（小笠原敏浩会長）からの令和5年度同医会総会並びに講演会（7月22日 盛岡市）への講師派遣依頼に関する件
標記に関し協議。石渡会長が出席する。了承。
 - (21) 山形県医師会（中目千之会長）からの同医師会母体保護法指定医師研修会（8月19日 山形市）への講師派遣依頼に関する件
標記に関し協議。松田幹事長を派遣する。了承。
 - (22) 日本産婦人科医会東海ブロック（澤田富夫会長）からの令和5年度同ブロック協議会並びに医療保険協議会（8月6日 愛知県）への役員派遣依頼に関する件
標記に関し協議。協議会は平原副会長、鈴木光明常務理事、星幹事、医療保険は谷川原常務理事、水本幹事を派遣する。了承。
 - (23) 一般社団法人日本家族計画協会（三橋裕行理事長他）からの2023年度女性医療セミナー（7月2日）リーフレットの医会報への同梱依頼に関する件
標記に関し協議。同梱する。了承。
 - (24) 特定非営利活動法人ひまわりの会からの妊婦歯科健診ポスター・リーフレットの医会報への同梱依頼に関する件
標記に関し協議。同梱する。了承。
2. 日産婦医会報5月号の編集方針に関する件（医会報編集）
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
 3. 記者懇談会のテーマに関する件（情報技術（IT））
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
 4. その他
 - (1) 出産費用の保険適用化に関してのご意見に関する件（推進）
標記に関し協議。会員及び都道府県産婦人科医会会長から管下会員の意見を取りまとめたものを募集する。了承。
 - (2) 日本助産師会との「妊娠・出産および産後ケアの安全性と快適性を守っていくために」に関する件（母子）
標記に関し協議。医会ホームページに掲載する。了承。

通信対応済協議事項

- (1) 公益社団法人日本産科婦人科学会（木村正理事長他）からの母体血を用いた出生前遺伝学的検査（NIPT）等の出生前検査に関する情報の提供のためのポスター作成への賛同協力依頼に関する件（庶務）
標記に関し協議。賛同協力する。了承。

第2回 令和5年5月16日（火） Web会議 出席者39名 協議事項

1. 庶務部会関係（庶務）
 - (1) 第1回理事会（5月20日）運営に関する件

- 標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
- (2) 第100回総会（定時）（6月11日）タイムスケジュールに関する件
標記に関し協議。追加等あれば提出する。了承。
 - (3) 令和4年度事業報告（案）に関する件
標記に関し協議。最終確認し、理事会に諮る。了承。
 - (4) 令和5年度会費減免申請者（案）に関する件
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
 - (5) 新入会員の入会承認に関する件
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
 - (6) 各都道府県地域代表の承認に関する件
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
 - (7) 一般社団法人日本家族計画協会（三橋裕行代表理事理事長）からの2023年度指導者のための避妊と性感染症予防セミナー（6月24日 宮城県/7月8日 北海道/8月19日 青森県/10月28日 長崎県/11月25日 愛知県/12月9日 福岡県/1月13日 大阪府/2月4日 東京都）への後援名義使用許可依頼に関する件
標記に関し協議。許可する。了承。
 - (8) 一般社団法人日本母乳の会（吉野和男代表理事）他からの第31回母乳育児シンポジウム（8月26日 広島県）への後援名義使用許可依頼に関する件
標記に関し協議。広島県産婦人科医会に依頼するよう回答する。了承。
 - (9) 一般社団法人日本フォレンジック看護学会（池田理恵学術集会大会長）からの第10回同学会学術集会（8月27・28日 和歌山県）への後援名義使用許可依頼に関する件
標記に関し協議。許可する。了承。
 - (10) 石川県医師会（安田健二会長）からの同医師会母体保護法指定医師研修会（8月27日 金沢市）への講師派遣依頼に関する件
標記に関し協議。生命倫理は倉澤常務理事、医療安全・救急処置は長谷川常務理事を派遣する。了承。
 - (11) 香川県産婦人科医会（藤田卓男会長）からの日本産婦人科医会四国ブロック協議会・医療保険協議会（8月26・27日 高松市）への役員派遣依頼に関する件
標記に関し協議。協議会は前田副会長、鈴木光明常務理事、五十嵐幹事、医療保険は福嶋常務理事、齊藤幹事を派遣する。了承。
 - (12) 無痛分娩関係学会・団体連絡協議会（海野信也議長）からの同協議会2023年度事業計画案・予算案の承認依頼に関する件
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
2. 日産婦医会報6月号の編集方針に関する件（医会報編集）
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
 3. 記者懇談会のテーマに関する件（情報技術（IT））
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
 4. 令和4年度決算（案）に関する件（経理）
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
 5. その他
 - (1) 感染予防ガイドの再認識についてに関する件（安全）
標記に関し協議。会員に通知する。了承。

- (2) 周産期医療協議会、災害対策委員会等の構成委員についてに関する件（安全）
標記に関し協議。各都道府県産婦人科医会に通知する。了承。
- (3) 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケートに関する件（勤務医）
標記に関し協議。意見等あれば提出する。了承。
- (4) ART保険適用についてのアンケート調査に関する件（推進・保険）
標記に関し協議。意見等あれば提出する。了承。

通信対応済協議事項

- (1) 定款細則等の一部変更に関する件（庶務）
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
- (2) 特別会員の推薦の追加に関する件（庶務）
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
- (3) 研修ニュースNo.21「C型肝炎ウイルス（HCV）感染の小児治療薬について」に関する件（研修）
標記に関し協議。承認する。了承。

第3回 令和5年6月6日（火） Web会議 出席者41名
協議事項

1. 庶務部会関係（庶務）

- (1) 第100回総会（定時）（6月11日）運営に関する件
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
 - 1) 決算委員会予備審議会次第案及び出席者に関する件（経理）
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
 - 2) 決算委員会次第案に関する件（経理）
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
- (2) 新幹事の職務分担に関する件
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
- (3) 第48回全国産婦人科教授との懇談会開催会場等の確保方依頼に関する件
標記に関し協議。依頼する。了承。
- (4) 令和5年度公開講座（学会との共催）に対する助成金の交付に関する件
標記に関し協議。交付する。了承。
- (5) 全国性教育研究団体連絡協議会（野津有司理事長）からの第51回全国性教育研究大会（8月4・5日 熊本県）への後援名義使用許可依頼に関する件
標記に関し協議。許可する。了承。
- (6) 公益社団法人日本産科婦人科学会（木村正理事長）からの同学会各委員会への委員推薦依頼に関する件
標記に関し協議。原案どおり推薦する。了承。
- (7) 公益社団法人日本産科婦人科学会（吉田好雄産婦人科未来委員会委員長）からの第17回産婦人科サマースクール（8月19・20日 大阪府）への出席および会長挨拶依頼に関する件
標記に関し協議。石渡会長が出席する。了承。
- (8) 環境省大臣官房環境保健部長からの令和5年度エコチル調査企画評価委員会への委員推薦依頼に関する件

- 標記に関し協議。鈴木俊治常務理事を推薦する。了承。
- (9) 一般社団法人大阪産婦人科医会（光田信明会長）からの令和5年度母体保護法指定医師研修会（7月15日 大阪市）への講師派遣依頼に関する件
標記に関し協議。中井副会長を派遣する。了承。
- (10) 石川県産婦人科医会（村上弘一会長）からの第49回日本産婦人科医会学術集会（10月7・8日 金沢市）への同学術集會会長講演、シンポジウムへの講師派遣依頼に関する件
標記に関し協議。石渡会長が会長講演、シンポジウムは中井副会長を派遣する。了承。
- (11) 岡山県産婦人科医会（江尻孝平会長）からの中国ブロック協議会・医療保険協議会（8月20日）への役員派遣依頼に関する件
標記に関し協議。協議会は前田副会長、小林常務理事、田中幹事、医療保険は福嶋常務理事、齊藤幹事を派遣する。了承。
- (12) 北海道産婦人科医会（晴山仁志会長）からの日本産婦人科医会北海道ブロック協議会・医療保険協議会（9月3日 札幌市）への役員派遣依頼に関する件
標記に関し協議。協議会は中井副会長、鈴木俊治常務理事、百村幹事、医療保険は谷川原常務理事、前村副幹事長を派遣する。了承。
- (13) 日本新生児成育学会（高橋尚人理事長）からの重症先天性心疾患スクリーニング検査の標準プロトコル案の確認と共同提案依頼に関する件
標記に関し協議。日産婦学会と調整の上対応する。了承。
- (14) 日本赤十字社（高橋孝喜血液事業本部長）からの臍帯血採取契約施設及び未締結施設へのアンケート調査の共同実施依頼に関する件
標記に関し協議。共同実施する。了承。
2. 日産婦医会報7月号の編集方針に関する件（医会報編集）
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
3. 記者懇談会のテーマに関する件（情報技術（IT））
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
4. その他
- (1) 令和5年度メディカルスタッフ研修会ご案内に関する件（推進）
標記に関し協議。開催する。了承。
- (2) 第5回性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに関する調査（令和5年度）に関する件（女性）
標記に関し協議。意見等あれば提出する。了承。
- 通信対応済協議事項
- (1) 公益社団法人日本医師会（細川秀一常任理事）からのJMAT携行医薬品リスト・携行資器材リストへの意見募集に関する件（庶務）
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
- (2) 公益社団法人日本婦人科腫瘍学会（三上幹男理事長）からの「患者さんご家族のための子宮頸がん・子宮体がん・卵巣がん治療ガイドラインの解説2023年版」への後援名義使用許可依頼に関する件（庶務）
標記に関し協議。許可する。了承。

第4回 令和5年6月27日（火） Web会議 出席者43名

協議事項

1. 庶務部会関係（庶務）

- (1) 第2回理事会（9月17日）次第案に関する件
標記に関し協議。追加等あれば提出する。了承。
- (2) 地域代表全国会議（9月17日）次第案に関する件
標記に関し協議。追加等あれば提出する。了承。
- (3) 公益財団法人母子衛生研究会（江井俊秀理事長）からの母子保健関係者対象母子保健啓発事業母子保健セミナー（10月12日 福岡県）への後援名義使用許可依頼に関する件
標記に関し協議。許可する。了承。
- (4) 第19回日本周産期メンタルヘルス学会学術集会（竹内崇大会長）からの同学術集会（10月28・29日 東京都）への後援名義使用許可依頼に関する件
標記に関し協議。許可する。了承。
- (5) 公益社団法人日本看護協会（高橋弘枝会長）から助産師による女性とその家族への支援実施のためのガイドブック（仮称）骨子案作成に係る有識者会議への有識者推薦依頼に関する件
標記に関し協議。相良常務理事を推薦する。了承。
- (6) 公益社団法人日本助産師会（高田昌代会長）からの助産業務ガイドライン改訂検討特別委員会への委員推薦依頼に関する件
標記に関し協議。鈴木俊治常務理事を推薦する。了承。
- (7) 公益財団法人子ども財団西日本子ども研修センターあかし（藤林武史センター長）からの同センター運営委員会への委員推薦依頼に関する件
標記に関し協議。光田代議員を推薦する。了承。
- (8) 九州ブロック産婦人科医会（藤伸裕会長）からの令和5年度第1回同ブロック産婦人科医会各県会長会（8月5日 福岡市）への講師派遣依頼に関する件
標記に関し協議。前田副会長を派遣する。了承。
- (9) 福島県産婦人科医会（本多つよし会長）からの令和5年度日本産婦人科医会東北ブロック医療保険協議会（10月29日 福島県）への役員派遣依頼に関する件
標記に関し協議。石渡会長が出席、福岡常務理事、林幹事を派遣する。了承。
- (10) 関東ブロック産婦人科医会（平田善康会長）からの令和5年度同ブロック協議会・医療保険協議会（10月22日 埼玉県）への役員派遣依頼に関する件
標記に関し協議。協議会は、中井副会長、石谷常務理事、松田幹事長を、医療保険は宮崎常務理事、宮国幹事を派遣する。了承。

2. 記者懇談会のテーマに関する件（情報技術（IT））

標記に関し協議。原案どおりとする。了承。

3. その他

- (1) HPVワクチン・オンライン相談に関する賠償責任保険のご案内に関する件（情報技術（IT））
標記に関し協議。継続協議とする。了承。
- (2) 第76回日本産科婦人科学会学術講演会「生涯研修プログラム」（案）に関する件（研修）
標記に関し協議。内容は可。座長確定の後。了承。

- (3) 医療保険委員交代に関する件（保険）
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
- (4) 宮崎県産婦人科医会（川越靖之会長）からの第48回（令和8年度）日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会開催立候補届出に関する件（女性）
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。

第5回 令和5年7月11日（火） Web会議 出席者36名

協議事項

1. 庶務部会関係（庶務）

- (1) 第2回理事会（9月17日）タイムスケジュールに関する件
標記に関し協議。追加等あれば提出する。了承。
- (2) 地域代表全国会議（9月17日）タイムスケジュールに関する件
標記に関し協議。追加等あれば提出する。了承。
- (3) 各都道府県地域代表の承認に関する件
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
- (4) 研修管理システムのデジタル化に関する件
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
- (5) 承継して間もない開業医を対象としたプロジェクトチーム作成に関する件
標記に関し協議。各都道府県医会会長に推薦依頼を行い、今後の展望の意見を集約する。了承。
- (6) こども家庭庁成育局参事官からの令和6年度「こどもまんなか児童福祉週間」標語募集事業への協力依頼に関する件
標記に関し協議。協力する。了承。
- (7) こども家庭庁成育局長からの令和5年度健やか親子21全国大会（母子保健家族計画全国大会）（11月9～10日 栃木県）への後援名義使用許可依頼に関する件
標記に関し協議。許可する。了承。
- (8) 日本赤十字社（紀野修一血液事業本部長）からの令和5年度臍帯血採取技術研修会（9月23日 東京都）への後援名義使用許可依頼に関する件
標記に関し協議。許可する。了承。
- (9) 公益社団法人日本看護協会（高橋弘枝会長）からの「院内助産・助産師外来推進フォーラム」開催に係る有識者会議への有識者推薦依頼に関する件
標記に関し協議。石渡会長を推薦する。了承。
- (10) 株式会社野村総合研究所（鳩宿潤二コンサルティング事業副本部長）からの産後ケア事業等検討委員会、里帰り出産等の実態に関する検討委員会への委員推薦依頼に関する件
標記に関し協議。両委員会とも鈴木俊治常務理事を推薦する。了承。
- (11) 山梨県医師会（鈴木昌則副会長）からの同会母体保護法指定医師研修会（9月9日 甲府市）への講師派遣依頼に関する件
標記に関し協議。石渡会長が出席する。了承。
- (12) 高知県産婦人科医会（坂本康紀会長）からの同医会高知県性教育セミナー（令和6年1月27日 高知市）への講師派遣依頼に関する件
標記に関し協議。安達常務理事を派遣する。了承。

2. 日産婦医会報8・9月号の編集方針に関する件（医会報編集）
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
3. 記者懇談会のテーマに関する件（情報技術（IT））
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
4. その他
 - (1) 令和4年度決算における収支相償の解決策に関する件（経理）
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
 - (2) 山梨県産婦人科医会（梶山浩会長）からの出産費用保険適用化についての医会
見解に関する件（推進）
標記に関し協議。石渡会長から口頭で説明する。了承。
 - (3) 子宮頸がん検診精密検査（コルポスコピー下生検）実施施設に関するアンケート
調査に関する件（がん）
標記に関し協議。意見等あれば提出する。了承。
 - (4) 妊娠中の梅毒感染に関するアンケートに関する件（母子）
標記に関し協議。意見等あれば提出する。了承。
 - (5) HTLV-1抗体陽性妊婦に関する実態調査に関する件（母子）
標記に関し協議。意見等あれば提出する。了承。

第6回 令和5年9月12日（火） 本会会議室（Web併用会議） 出席者38名
協議事項

1. 庶務部会関係（庶務）
 - (1) 第2回理事会（9月17日）運営に関する件
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
 - (2) 地域代表全国会議（9月17日）運営に関する件
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
 - (3) 新入会員の入会承認に関する件
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
 - (4) 令和6年度事業計画・予算編成のスケジュールに関する件
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
 - (5) 令和6年度諸会議開催日程に関する件
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
 - (6) 研修管理システム等のデジタル化及び費用に関する件
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
 - (7) 開業・新規継承から10年未満及び開業準備中の産科有床診療所支援プロジェ
クト委員会に関する件
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
 - (8) プレマリン錠0.625mg（一般名：結合型エストロゲン）の安定供給に関する要
望に関する件
標記に関し協議。要望する。了承。
 - (9) 一般社団法人日本産婦人科乳腺医学会（苛原稔理事長）からの第18回乳房超
音波講習会（12月10日 千葉県）への共催依頼に関する件
標記に関し協議。共催する。了承。
 - (10) 予防接種推進専門協議会（岩田敏委員長）からの「5類移行後の新型コロナ

クチンの努力義務に妊婦を明記することに関する要望」及び「15価肺炎球菌結合型ワクチンの早期定期接種化に関する要望」への賛同依頼に関する件

標記に関し協議。賛同する。了承。

- (11) 子ども支援ネットワーク（細部千晴氏他）からのワクチンパレード2023（10月12日）への賛同依頼に関する件

標記に関し協議。賛同する。了承。

- (12) 一般社団法人シンクパール（難波美智代代表理事）からの「Teal Blue Japan 2023キャンペーン」への協力依頼に関する件

標記に関し協議。協力しない。了承。

- (13) 株式会社朝日新聞メディア事業本部（日下部貴久イベント運営2部長）からの「Think W-Wellnessデザイン大賞」への後援名義使用許可依頼に関する件

標記に関し協議。許可する。了承。

- (14) 鳥取県医師会（渡辺憲会長）他からの同医師会母体保護法指定医師研修会（10月29日 米子市）への講師派遣依頼に関する件

標記に関し協議。宮崎常務理事を派遣する。了承。

- (15) 青森県医師会（高木伸也会長他）からの令和5年度第4回同医師会母体保護法指定医師研修会（11月18日 青森市）への講師派遣依頼に関する件

標記に関し協議。石谷常務理事を派遣する。了承。

- (16) 一般社団法人岩手県医師会（本間博会長）他からの令和5年度同医師会母体保護法指定医師並びに岩手県産婦人科医会研修会（11月25日 盛岡市）への講師派遣依頼に関する件

標記に関し協議。石谷常務理事を派遣する。了承。

- (17) 愛媛県医師会（村上博会長）からの令和5年度同医師会母体保護法指定医師研修会（12月16日 松山市）への講師派遣依頼に関する件

標記に関し協議。石渡会長と石谷常務理事が出席する。了承。

- (18) 公益社団法人熊本県医師会（福田稠会長）からの令和5年度同医師会母体保護法指定医師研修会（12月17日 熊本市）への講師派遣依頼に関する件

標記に関し協議。石谷常務理事を派遣する。了承。

2. 日産婦医会報10月号の編集方針に関する件（医会報編集）

標記に関し協議。原案どおりとする。了承。

3. 記者懇談会のテーマに関する件（情報技術（IT））

標記に関し協議。原案どおりとする。了承。

4. その他

- (1) 令和4年度決算における収支相償の解決策に関する件（経理）

標記に関し協議。理事会に諮る。了承。

- (2) 令和5年度勤務医懇話会－東海・北陸ブロックに関する件（勤務医）

標記に関し協議。原案どおりとする。了承。

- (3) 「婦人科特定疾患治療管理料」算定のための研修について（特に新会員の先生方へ）の案内（リマインド）に関する件（保険）

標記に関し協議。原案どおりとする。了承。

- (4) 令和4年の支払基金の調査結果に関する件（保険）

標記に関し協議。原案どおりとする。了承。

- (5) 女性アスリート診療のための講習会受講産婦人科医のためのメーリングリスト

作成に関する件（女性）

標記に関し協議。原案どおりとする。了承。

- (6) HTLV-1母子感染対策および支援体制の課題の検討と対策に関する研究班からのHTLV-1母子感染予防対策マニュアルの医会HPへの掲載願いに関する件（母子）
標記に関し協議。掲載する。了承。

通信対応済協議事項

- (1) 令和5年度公開講座（学会との共催）に対する助成金の交付に関する件（庶務）
標記に関し協議。交付する。了承。
- (2) 令和5年7月大雨による災害見舞金の交付に関する件
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
- (3) 日本産婦人科医会神奈川県支部（和泉俊一郎支部長）からの第51回日本産婦人科医会学術集会（令和7年10月25・26日 神奈川県）の開催立候補に関する件（庶務）
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
- (4) 一般社団法人日本家族計画協会（三橋裕行代表理事長）からの切れ目ない妊娠・出産・育児支援のためのセミナー（10月22日 兵庫県/令和6年2月3日 東京都）及び地域で取り組む切れ目のない子育て支援セミナー（令和6年2月25日 大分県）への後援名義使用許可依頼に関する件（庶務）
標記に関し協議。許可する。了承。
- (5) 公益社団法人日本看護協会（高橋弘枝会長）からの院内助産・助産師外来推進フォーラム（11月12日）への後援名義使用許可依頼（庶務）
標記に関し協議。許可する。了承。
- (6) 内閣府男女共同参画局（岡田恵子局長）からの男女共同参画推進連携会議への議員推薦依頼に関する件（庶務）
標記に関し協議。百村幹事を推薦する。了承。
- (7) 日本赤十字社（紀野修一血液事業本部長）からの造血幹細胞事業検討委員会への委員推薦依頼に関する件（庶務）
標記に関し協議。鈴木俊治常務理事を推薦する。了承。
- (8) ラインファーマ株式会社（北村幹弥代表取締役社長）からのメフィーゴパック適正使用推進委員会への委員推薦依頼に関する件（庶務）
標記に関し協議。石谷常務理事を推薦する。了承。
- (9) 茨城県医師会（鈴木邦彦会長）からの令和5年度同医師会母体保護法指定医師研修会（9月3日）への講師派遣依頼に関する件（庶務）
標記に関し協議。石谷常務理事を派遣する。了承。
- (10) 九州ブロック産婦人科医会（藤伸裕会長）からの令和5年度日本産婦人科医会同ブロック協議会・医療保険協議会（10月21・22日 熊本県）への役員派遣依頼に関する件（庶務）
標記に関し協議。協議会は前田副会長、倉澤常務理事、戸澤副幹事長、医療保険は谷川原常務理事、早田幹事を派遣する。了承。

第7回 令和5年10月3日（火） 本会会議室（Web併用会議） 出席者42名

協議事項

1. 庶務部会関係（庶務）

- (1) 公益社団法人日本看護協会（高橋弘枝会長）からの院内助産・助産師外来推進フォーラム（11月12日）への来賓挨拶依頼に関する件
標記に関し協議。石渡会長が挨拶する。了承。
- (2) 公益社団法人日本産科婦人科学会（加藤聖子理事長他）からの第18回産婦人科サマースクール（令和6年8月24・25日 大阪府）への共催依頼に関する件
標記に関し協議。継続して協議する。了承。
- (3) 公益社団法人日本産科婦人科学会（加藤聖子理事長他）からのHUMAN + 冊子版の更新と販売に関する周知協力依頼に関する件
標記に関し協議。一部に医会としては適当と思われない表現の記載があり、一般会員へ推奨することは控える。了承。
- (4) 予防接種推進専門協議会（岩田敏委員長）からの高齢者肺炎球菌ワクチンの課題と早期のPCV20の定期接種導入に関する要望への賛同依頼に関する件
標記に関し協議。賛同する。了承。
- (5) こども家庭庁成育局母子保健課からの乳幼児健診の推進に向けた1か月児健康診査の標準化についてへの意見聴取の協力依頼に関する件
標記に関し協議。意見があれば提出する。了承。
- (6) こども家庭庁成育局母子保健課からの不妊症に係る医療機関の情報提供項目についてへの意見聴取の協力依頼に関する件
標記に関し協議。母子保健課に内容を確認する。了承。
- (7) 法務省民事局民事第一課（櫻庭倫課長）からの妊婦用リーフレット及び無戸籍者解消ポスターの送付協力依頼に関する件
標記に関し協議。協力する。了承。
- (8) 一般社団法人日本女性医学学会（若槻明彦理事長）からのメノポーズ週間（10月18日～24日）への後援名義使用許可依頼に関する件
標記に関し協議。許可する。了承。
- (9) ウィメンズ・ヘルス・アクション実行委員会（大須賀穰・対馬ルリ子共同代表）からのウィメンズ・ヘルス・アクション2023年度活動（10月8日～3月3日予定）への後援名義使用許可依頼に関する件
標記に関し協議。許可する。了承。
- (10) 令和5年度こども家庭庁行政推進調査事業費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業経口妊娠中絶薬導入後における人工妊娠中絶の実態調査及び適切な情報提供等に関する研究（中井章人研究代表者）からの人工妊娠中絶実態調査への協力及び調査参加の推薦依頼に関する件
標記に関し協議。調査に協力し推薦する。了承。
- (11) 昭和大学医学部産婦人科学講座（関沢明彦教授）からの令和5年度こども家庭科学研究成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業出生前検査についての実施状況と検査についての意識についての検討への協力依頼に関する件
標記に関し協議。協力する。了承。
- (12) 公益社団法人日本薬剤師会（山本信夫会長）からの厚生労働省医薬局審査管理課委託事業緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業研究班への研究協力者推薦依頼に関する件
標記に関し協議。安達・種部両常務理事を推薦する。了承。
- (13) 近畿産科婦人科学会（矢本希夫会長）他からの令和5年度日本産婦人科医会近

畿ブロック協議会・医療保険協議会（令和6年1月14日 大阪府）への役員派遣依頼に関する件

標記に関し協議。協議会は平原副会長、安達常務理事、新垣幹事、医療保険は宮崎常務理事、永石幹事を派遣する。了承。

- (14) こども家庭庁支援局虐待防止対策課からの令和5年度こどもの虐待防止推進普及啓発に係るリーフレットの医会報への同梱依頼に関する件

標記に関し協議。同梱する。了承。

- (15) 公益財団法人日本医療機能評価機構（鈴木英明理事）からの「産科医療補償制度ニュース第14号」の医会報への同梱依頼に関する件

標記に関し協議。同梱する。了承。

- (16) 株式会社エフエム東京Hello smile実行委員会（村上正光実行委員）からの子宮頸がん予防啓発プロジェクトHello smile子宮頸がん検診受診勧奨ポスター等の医会報への同梱依頼に関する件

標記に関し協議。同梱する。了承。

2. 日産婦医会報11月号の編集方針に関する件（医会報編集）

標記に関し協議。原案どおりとする。了承。

3. 記者懇談会のテーマに関する件（情報技術（IT））

標記に関し協議。原案どおりとする。了承。

4. その他

- (1) 出産育児一時金の見直しを踏まえた出産費用の分析並びに産科医療機関等の適切な選択に資する情報提供の実施及び効果検証のための研究（田倉班）に関する件（推進）

標記に関し協議。意見があれば提出する。了承。

- (2) 高知県産婦人科医会（坂本康紀会長）からの第49回（令和9年度）日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会開催立候補届出に関する件（女性）

標記に関し協議。理事会に諮る。了承。

- (3) 公益社団法人日本産婦人科医会（石渡勇会長）からの第50回（令和10年度）日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会開催立候補届出に関する件（女性）

標記に関し協議。理事会に諮る。了承。

第8回 令和5年10月31日（火） 本会会議室（Web併用会議） 出席者36名 協議事項

1. 庶務部会関係（庶務）

- (1) 産婦人科施設情報更新の協力依頼に関する件

標記に関し協議。今週中に意見を提出する。了承。

- (2) 第50回日本産婦人科医会学術集会（担当：九州ブロック・大分県）開催時における諸会場の確保依頼に関する件

標記に関し協議。依頼する。了承。

- (3) 一般社団法人女性アスリート健康支援委員会（川原貴会長）からの同委員会への代表候補者推薦依頼に関する件

標記に関し協議。石渡会長、安達常務理事（理事候補者）を推薦する。了承。

- (4) 一般社団法人シンクパール（難波美智代代表理事）からの「TEAL BLUE

JAPAN 2023キャンペーン」(11月17日～令和6年11月16日)への後援名義使用許可依頼に関する件

標記に関し協議。確認後承認。

- (5) 一般社団法人京都府医師会(松井道宣会長)からの同医師会母体保護法指定医師研修会(令和6年2月10日 京都市)への講師派遣依頼に関する件

標記に関し協議。石渡会長が出席する。了承。

- (6) 日本産婦人科医会東北ブロック会(谷川原真吾会長)からの令和5年度後半期東北地区日産婦学会・医会連絡会(令和6年2月18日 宮城県)への役員派遣依頼に関する件

標記に関し協議。平原副会長、相良常務理事、浅川幹事を派遣する。了承。

2. 日産婦医会報12月号の編集方針に関する件(医会報編集)

標記に関し協議。原案どおりとする。了承。

3. 記者懇談会のテーマに関する件(情報技術(IT))

標記に関し協議。1月以降は調整する。了承。

4. その他

- (1) 令和4年度決算における収支相償の解決策に係る要望に関する件(経理)

標記に関し協議。要望要件を明確にして通知する。了承。

- (2) ファイザー公募型医学教育プロジェクト助成に関する件(先天)

標記に関し協議。助成事業として進める。了承。

- (3) 子宮頸がん排除への施策に関する要望書に関する件(がん)

標記に関し協議。日医、学会、医会3団体の要望書として調整する。了承。

- (4) 妊産婦支援動画等のご活用の周知依頼に関する件(母子)

標記に関し協議。会員あて周知文の同梱を検討する。了承。

通信対応済協議事項

- (1) 令和5年度公開講座(学会との共催)に対する助成金の交付に関する件

標記に関し協議。交付する。了承。

第9回 令和5年12月5日(火) フォーシーズンズホテル丸の内「プライベートダイニングルーム2」出席者33名

協議事項

1. 庶務部会関係(庶務)

- (1) 第3回理事会(平成6年2月17日)次第案に関する件

標記に関し協議。追加等あれば提出する。了承。

- (2) 公益社団法人日本産科婦人科学会(加藤聖子理事長他)からの第14回産婦人科スプリングフォーラム(令和6年3月16～17日 広島県)への共催依頼に関する件

標記に関し協議。共催する。了承。

- (3) 公益社団法人日本産科婦人科学会(加藤聖子理事長他)からの第8回Plus One Project (POP 2)(令和6年5月18～19日 神奈川県)への共催依頼に関する件

標記に関し協議。共催する。了承。

- (4) 国際生殖医学会2025(大須賀穰会長)からの同学会(令和7年4月26～29日 東京都)への後援名義使用許可依頼に関する件

- 標記に関し協議。許可する。了承。
- (5) 九州ブロック産婦人科医会（藤伸裕会長）からの令和5年度第2回同医会各県会長会（令和6年1月13日 福岡市）への講師派遣依頼に関する件
標記に関し協議。中井副会長を派遣する。了承。
- (6) 長崎県医師会（森崎正幸会長）他からの令和5年度（第58回）同医師会母体保護法指定医師研修会（令和6年2月12日 長崎市）への講師派遣依頼に関する件
標記に関し協議。石渡会長が出席する。了承。
- (7) 順天堂大学（板倉敦夫教授）からの「妊娠中の体重増加量の推奨値の変更による母児の周産期予後に関する研究」、「多胎妊娠女性の妊娠中の至適体重増加の検討」への協力依頼に関する件
標記に関し協議。協力する。了承。
- (8) 公益社団法人日本医師会（渡辺弘司常任理事）からのシンポジウム「先端的な医科学技術がもつ生命倫理の課題」（令和6年2月29日）の開催の案内及び周知協力依頼に関する件
標記に関し協議。協力する。了承。
2. 日産婦医会報1月号の編集方針に関する件（医会報編集）
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
3. 記者懇談会のテーマに関する件（情報技術（IT））
標記に関し協議。1月まで原案どおりとする。了承。
4. その他
- (1) 令和4年度決算における収支相償の解決策に関する件（経理）
標記に関し協議。各ブロックの要望額を交付する。了承。
- (2) 令和5年度日本産婦人科医会補正予算に関する件（経理）
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
- (3) 研修ノートNo.113「新生児のケア・アップデート」の項目・執筆者案に関する件（研修）
標記に関し協議。意見等あれば提出する。了承。
- (4) 研修ノートNo.114「中高年女性のケア・アップデート」の項目・執筆者案に関する件（研修）
標記に関し協議。意見等あれば提出する。了承。
- (5) 令和7年度会員研修テーマ案に関する件（研修）
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
- (6) 分娩取扱施設情報提供ウェブサイト（仮称）（出産費用の見える化ホームページ）への施設情報の掲載事項調査の回答状況に関する件（推進）
標記に関し協議。個別に対応する。了承。
- (7) 第45回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会（静岡）集録集の取扱いに関する件（女性）
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
- (8) 一般社団法人東京産婦人科医会（松本和紀会長）からの第10回母と子のメンタルヘルスフォーラム（令和7年5月11日 東京都）開催立候補届出に関する件（母子）
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。

通信対応済協議事項

- (1) 令和5年度公開講座（学会との共催）に対する助成金の交付に関する件（庶務）
標記に関し協議。交付する。了承。
- (2) 出産（分娩）費用調査の協力依頼に関する件（保険）
標記に関し協議。協力する。了承。

第10回 令和6年1月16日（火） Web会議 出席者39名

協議事項

1. 庶務部会関係（庶務）

- (1) 第3回理事会（2月17日）タイムスケジュールに関する件
標記に関し協議。開催形式はWeb会議とする。追加等あれば提出する。了承。
- (2) 第101回総会（臨時）（3月10日）次第案に関する件
標記に関し協議。開催形式はWeb併用会議とする。追加等あれば提出する。
了承。
- (3) 名誉会員の推薦に関する件
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
- (4) 特別会員の推薦に関する件
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
- (5) 令和6年度事業計画（案）に関する件
標記に関し協議。追加等あれば提出する。了承。
- (6) 九州ブロック産婦人科医会（藤伸裕会長）他からの第81回九州連合産科婦人科学会・第75回九州ブロック産婦人科医会（5月25日 福岡県）への講師派遣依頼に関する件
標記に関し協議。中井副会長を派遣する。了承。
- (7) 第24回日本抗加齢医学会総会（尾池雄一会長）からの同医学会総会シンポジウム（6月1日 熊本県）への講師派遣依頼に関する件
標記に関し協議。石渡会長が出席する。了承。
- (8) 東京都保健医療局（雲田孝司局長）からの自殺総合対策東京会議への委員推薦依頼に関する件
標記に関し協議。相良常務理事を推薦する。了承。
- (9) 予防接種推進専門協議会（岩田敏委員長）からの新たに開発されたワクチンの国内における利活用に関する要望への賛同依頼に関する件
標記に関し協議。賛同する。了承。

2. 日産婦医会報2月号の編集方針に関する件（医会報編集）

標記に関し協議。原案どおりとする。了承。

3. 記者懇談会のテーマに関する件（情報技術（IT））

標記に関し協議。原案どおりとする。了承。

4. その他

- (1) 第76回日本産科婦人科学会学術講演会医会学会共同企画ハンズオンセミナーに関する件（研修）
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
- (2) 令和5年度全国医業推進担当者伝達講習会次第案に関する件（推進）
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。

- (3) 嘱託医療機関（嘱託医）契約書・合意書モデル案のHP掲載に関する件（推進）
標記に関し協議。意見等あれば提出する。了承。
- (4) 子宮頸がん検診における細胞診とHPV検査の併用に関する説明に関する件
（がん）
標記に関し協議。日本医師会会長、常任理事に説明し理解を求める。了承。
- (5) 分娩費用等保険化に関する懸念と要望書案に関する件（石渡会長）
標記に関し協議。内容を検討する。了承。
- (6) 令和6年能登半島地震による災害の被災者に係る、妊婦健診・分娩受諾へのお願いに関する件（石渡会長）
標記に関し協議。各都道府県産婦人科医会会長あて通知する。了承。

通信対応済協議事項

- (1) 令和5年度公開講座（学会との共催）に対する助成金の交付に関する件（庶務）
標記に関し協議。交付する。了承。
- (2) 子宮頸がん検診のあり方についての調査に関する件（がん）
標記に関し協議。調査する。了承。

第11回 令和6年2月13日（火） Web会議 出席者40名 協議事項

1. 庶務部会関係（庶務）

- (1) 第3回理事会（2月17日）運営に関する件
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
- (2) 第101回総会（臨時）（3月10日）タイムスケジュールに関する件
標記に関し協議。追加等あれば提出する。了承。
- (3) 令和6年度事業計画（案）に関する件
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
- (4) 令和6年度収支予算（案）に関する件
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
- (5) 令和6年度会費減免申請者（案）に関する件
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
- (6) 新入会員の入会承認に関する件
標記に関し協議。理事会に諮る。了承。
- (7) 第76回日本産科婦人科学会総会・学術講演会時の医会広報コーナー展示物に関する件
標記に関し協議。意見等あれば提出する。了承。
- (8) 第48回全国産婦人科教授との懇談会（4月21日 神奈川県）に関する件
標記に関し協議。意見等あれば提出する。了承。
- (9) 厚生労働省健康・生活衛生局長からの第76回保健文化賞候補者推薦への協力依頼に関する件
標記に関し協議。協力する。了承。
- (10) 一般社団法人日本家族計画協会（三橋裕行代表理事理事長）からの2024年版「妊娠中から考えるお産のあとのあなたと赤ちゃんの健康」の監修依頼に関する件
標記に関し協議。石渡会長が監修する。了承。

- (11) 第30回日本産婦人科乳腺医学会（関根憲会長）からの同学会（2月25日 東京都）への共催依頼に関する件
標記に関し協議。共催する。了承。
- (12) 一般社団法人シンクパール（難波美智代代表理事）からの第10回NIPPON女性からだ会議2024（3月3日 東京都）への後援名義使用許可依頼に関する件
標記に関し協議。許可する。了承。
- (13) 一般社団法人女性の健康とメノポーズ協会（三羽良枝理事長）からの女性の健康と働き方フォーラム（3月5日 東京都）への後援名義使用許可依頼に関する件
標記に関し協議。許可する。了承。
- (14) 一般社団法人医療政策を提言する女性医師の会（宮崎千恵代表理事）からの同女性医師の会定例講演会（3月13日 東京都）への後援名義使用許可依頼及び講師派遣依頼に関する件
標記に関し協議。後援名義使用は許可する。講師は鈴木光明常務理事を派遣する。了承。
- (15) 沖縄県医師会（安里哲好会長）からの令和5年度同医師会母体保護法指定医師研修会（3月3日 沖縄県）への講師派遣依頼に関する件
標記に関し協議。早田幹事を派遣する。了承。
- (16) 一般社団法人岩手県医師会（本間博会長）他からの令和5年度同医師会家族計画・母体保護法指導者講習伝達会並びに岩手県産婦人科医会臨時総会（3月16日 盛岡市）への講師派遣依頼に関する件
標記に関し協議。中井副会長を派遣する。了承。
- (17) 一般社団法人東京産婦人科医会（松本和紀会長他）からの同医会令和6年度第1回母体保護法指定医師研修会（5月12日 東京都）への講師派遣依頼に関する件
標記に関し協議。高瀬常務理事を派遣する。了承。
- (18) 公益社団法人岡山県医師会（松山正春会長）から同医師会令和6年度母体保護法指定医師研修会（5月19日 岡山市）への講師派遣依頼に関する件
標記に関し協議。石谷常務理事を派遣する。了承。
- (19) 予防接種推進専門協議会（岩田敏委員長）からのHPVワクチンの男性に対する定期接種化に関する要望への賛同依頼に関する件
標記に関し協議。賛同する。了承。
- 2. 日産婦医会報3月号の編集方針に関する件（医会報編集）
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
- 3. 記者懇談会のテーマに関する件（情報技術（IT））
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
- 4. その他
 - (1) 能登半島地震の被害と支援に関する件（災害対策）
標記に関し協議。理事会に報告する。了承。
 - (2) 令和5年度母体保護法に関する実務者全国会議に関する件（法制）
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
 - (3) 多胎減数手術に関する問い合わせに関する件（法制）
標記に関し協議。当時の見解と相違ないことを理事会に報告する。了承。

- (4) 医会報学術欄記事を医会ホームページの「産婦人科ゼミナール」へ転載する件
(情報技術 (IT))
標記に関し協議。執筆者に転載許可を得られたものは掲載する。了承。
- (5) わが国の妊産婦死亡事例の再解析ワークショップ開催に関する件 (安全)
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
- (6) 妊産婦メンタルヘルスケア推進に関するアンケート調査に関する件 (母子)
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
- (7) 開業・承継から10年未満及び開業準備中の産科有床診療所支援プロジェクト
答申案に関する件 (産科有床診支援プロジェクト)
標記に関し協議。理事会に報告する。了承。
- (8) 医会情報システムの刷新に関する件 (石谷常務理事)
標記に関し協議。会員番号の案内はA4紙で行う。指定医師資格状況把握の検討をする。了承。

通信対応済協議事項

- (1) 令和5年度公開講座(学会との共催)に対する助成金の交付に関する件(庶務)
標記に関し協議。交付する。了承。

第12回 令和6年3月5日(火) Web会議 出席者40名

協議事項

1. 庶務部会関係(庶務)
 - (1) 第101回総会(臨時)(3月10日)運営に関する件
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
 - (2) 第1回理事会(5月18日)次第案に関する件
標記に関し協議。追加等あれば提出する。了承。
 - (3) 令和5年度事業報告・決算報告作成スケジュールに関する件
標記に関し協議。意見等あれば提出する。了承。
 - (4) 幹事の職務分担の変更に関する件
標記に関し協議。総会に報告する。了承。
 - (5) 公益社団法人日本女医会(前田佳子会長)からの「日本女性医師デー」制定記念イベント(4月7日 東京都)への後援名義使用許可依頼に関する件
標記に関し協議。許可する。了承。
 - (6) 一般社団法人日本摂食障害協会(鈴木真理理事長)からの世界摂食障害アクションデイ2024(6月2日 東京都)への後援名義使用許可依頼に関する件
標記に関し協議。許可する。了承。
 - (7) 熊本県産婦人科医会(伊藤昌春会長)からの令和6年度同医会定例総会(5月12日 熊本市)への講師派遣依頼に関する件
標記に関し協議。長谷川常務理事を派遣する。了承。
2. 日産婦医会報3月号の編集方針に関する件(医会報編集)
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
3. 記者懇談会のテーマに関する件(情報技術(IT))
標記に関し協議。原案どおりとする。了承。
4. その他
 - (1) 能登半島地震の被害に対する支援に関する件(石渡会長)

- 標記に関し協議。総会に報告する。了承。
- (2) 妊婦に接種するRSウイルスワクチンに関する件（先天）（母子）
標記に関し協議。意見等あれば提出する。了承。
- (3) 婦人科特定疾患管理料e-learningの医会・学会の役割分担に関する件（保険）
標記に関し協議。学会に一本化する。了承。

通信対応済協議事項

- (1) こども家庭庁成育局参事官からの令和6年度こどもまんなか児童福祉週間（5月5～11日）への協力依頼に関する件（庶務）
標記に関し協議。協力する。了承。
- (2) こども家庭庁令和5年度出生前検査認証制度等啓発事業からのシンポジウム「知って、学ぶ！出生前検査のこと～様々な立場から連携しあい、より良い未来を創るために～（仮）」（3月13日 東京都）への後援名義使用許可依頼に関する件（庶務）
標記に関し協議。許可する。了承。

4. 地域代表全国会議

令和5年9月17日（日）京王プラザホテル 出席者109名（Web出席者含）
（各都道府県産婦人科医会事務局33名）

主要報告

1. 出産費用の見える化、価格改定調査について
2. 出産費用の保険化について
3. 第50回日本マスキリーニング学会（理事会・学術集会）報告について
4. 緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業（モデル的調査研究）について
5. 女性アスリート健康支援委員会産婦人科医向け講習会について
6. 妊産婦の自殺予防の動画について
7. 研修管理システム等のデジタル化について
8. その他

報告

1. 第8回母と子のメンタルヘルスフォーラム（三重県）の報告について
2. 第45回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会（静岡県）の報告について
3. 第49回日本産婦人科医会学術集会（10月7・8日 石川県）の案内について
4. 第9回母と子のメンタルヘルスフォーラム（令和6年5月26日 滋賀県）の案内について
5. 第46回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会（令和6年7月28日 奈良県）の案内について
6. 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の終了について
7. 令和4年度決算における収支相償の解決策について
8. こども家庭庁母子保健課からの産後ケアの調査研究事業への協力依頼について
9. 令和4年の支払基金の調査結果について
10. その他

5. ブロック協議会（含・Web会議、Web併用会議）

	開催日	開催地	派遣者	出席者
北海道	令和5年 9月3日	札幌	中井 章人・鈴木 俊治・百村 麻衣	40名
東北	令和6年 2月18日	宮城	平原 史樹・関沢 明彦・浅川 恭行	55名
関東	令和5年 10月22日	埼玉	中井 章人・石谷 健・松田 秀雄	112名
北陸	令和5年 6月3日	富山	中井 章人・長谷川潤一・新垣 達也	34名
東海	令和5年 8月6日	愛知	平原 史樹・鈴木 光明・星 真一	49名
近畿	令和6年 1月14日	大阪	平原 史樹・安達 知子・新垣 達也	42名
中国	令和5年 8月20日	岡山	前田津紀夫・小林 浩・田中 京子	56名
四国	令和5年 8月26・27日	香川	前田津紀夫・鈴木 光明・前村 俊満	60名
九州	令和5年 10月21・22日	熊本	前田津紀夫・倉澤健太郎・戸澤 晃子	40名

Ⅲ. 総務部

令和2年1月に確認された新型コロナウイルス感染症の拡大が収まり、令和5年5月8日から感染症法の5類感染症となった（従前は新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当））。このことにより、感染対策の実施については個人・事業者の判断が基本となり、新型コロナ陽性者および濃厚接触者の外出自粛は求められなくなり、幅広い医療機関において受診が可能となった。

令和4年10月18日衆議院予算委員会において、岸田総理大臣の答弁により出産育児一時金の引き上げが令和6年4月から50万円に引き上げが実施された。また、引き上げに当たっては、妊婦の方々が費用やサービスを踏まえて適切に医療機関を選択できる、こうした環境整備、出産費用などに関する情報を見える化も併せて検討する、と答弁されたことから、令和6年4月から厚生労働省HPに産科医療施設のサービス内容、費用等が掲載されることとなった。これらの効果等の検証を行い、令和8年度を目途に出産費用（正常分娩）の保険適用の検討を行うこととなった。

令和6年1月31日日本医師会松本会長宛てに、周産期医療供給体制を守るために、拙速な保険化議論に反対する要望書を提出した。

令和6年1月1日に発生した最大震度7（M7.6）の能登半島地震は、能登半島の市町村を中心に甚大な被害をもたらした。医会と日本産科婦人科学会は会員の皆様から義援金を募り、産婦人科医療の安定供給に役立てるため、3月7日に連名で義援金募集の通知を発出した。

本年も5月から7月まで台風2号および大雨により、広い範囲で被害が発生したので、被災被害のあった秋田県、福岡県医会にお見舞金を交付した。

10月30日に開催された自民党「予算・税制等に関する政策懇談会」において、出産一時金の増額等を石渡会長から要望した。

以下に、石渡会長をはじめとする役員的主要な活動内容等を記載し、報告とする。

令和5年

- 4月14日（金） 厚生労働省保険局長、日原・森光審議官、原田保険課長と、分娩費用の保険適用について意見交換（石渡会長、中井・平原・前田各副会長、福嶋・宮崎・倉澤各常務理事、松田幹事長）
- 4月25日（火） 自見はなこ参議院議員、橋本岳衆議院議員と、厚労省保険局伊原局長、日原・森光審議官等と出産費用の保険適用について意見交換（石渡会長、平原・前田各副会長、福嶋・宮崎、倉澤・安達各常務理事、戸澤副幹事長）
- 5月8日（月） 仁木博文衆議院議員と、出産費用の保険適用等について意見交換（石渡会長）
- 5月17日（水） 超党派「成育基本法推進議員連盟」第20回総会（石渡会長、前田副会長、関沢・宮崎・鈴木俊治各常務理事Web参加）
- 5月19日（金） 日本産科婦人科学会木村理事長、青木・加藤両副理事長と、医会会長、各副会長が、出産費用の保険適用について意見交換（石渡会長、中井・平原・前田各副会長）
- 5月23日（火） 厚生労働省保険局日原審議官他と、出産費用の改定に関する調査にかかる面談（石渡会長、各副会長、運営委員会メンバー、医業推進部会役員）

- 5月24日（水） 武見敬三参議院議員に出産費用の保険適用について相談（石渡会長、中井副会長、宮崎常務理事）
- 6月6日（火） 自民党政務調査会社会保障制度調査会こどもまんなか保健医療の実現に関するプロジェクトチーム（石渡会長、中井・平原・前田各副会長）
- 6月7日（水） 自民党政務調査会厚生労働部会薬事に関する小委員会（石渡会長、宮崎常務理事）
- 6月13日（火） 超党派「成育基本法推進議員連盟」第21回総会（Web参加石渡会長、前田副会長、相良・鈴木俊治・宮崎各常務理事）
- 6月16日（金） 厚生労働省保険局日原審議官他と、出産費用の改定に関する調査にかかる打合せ（修正）（石渡会長、各副会長、運営委員会メンバー、医業推進部会役員）
- 6月19日（月） 出産費用等の負担軽減を進める議員連盟第8回（石渡会長、平原副会長、Web参加前田副会長、福嶋・宮崎・谷川原各常務理事、松田幹事長）
- 6月20日（火） 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課と緊急避妊薬のモデル的研究に関する打合せ（石渡会長、安達・宮崎・石谷各常務理事、Web参加中井・平原・前田各副会長、種部常務理事、松田幹事長）
- 7月11日（火） 厚生労働省保険局日原審議官他と、出産費用の改定に関する調査にかかる打合せ（修正）（石渡会長、各副会長、運営委員会メンバー、医業推進部会役員）
- 7月19日（水） 厚生労働省保険局日原審議官他と、出産費用の改定に関する調査にかかる打合せ（修正）（石渡会長、各副会長、運営委員会メンバー、医業推進部会役員）
- 7月27日（木） 分娩をめぐる諸課題について、日本医師会松本会長、猪口副会長、渡辺・濱口常任理事と意見交換（石渡会長、中井・平原・前田各副会長、宮崎常務理事）
- 8月17日（木） 厚生労働省保険局日原審議官他と、出産費用の改定に関する調査にかかる打合せ（修正）（石渡会長、各副会長、運営委員会メンバー、医業推進部会役員）
- 8月22日（火） 橋本岳議員に「分娩費用等保険化への懸念」を相談（石渡会長、宮崎常務理事）
- 9月4日（月） 厚生労働省保険局日原審議官他と、医療保険部会に提出する出産費用の改定に関する調査結果について打合せ（石渡会長、各副会長、運営委員会メンバー、医業推進部会役員）
- 9月21日（木） 三原じゅん子参議院議員会館事務所で、厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課西嶋課長と面談し、「子宮頸がん検診方法に関する意見書」を提出した（石渡会長、鈴木光明常務理事、小澤がん対策委員長）
- 9月28日（木） 野田聖子議員に厚生労働省西嶋課長に提出した「子宮頸がん検診方法に関する意見書」について説明した（石渡会長、鈴木光明常務理事、小澤がん対策委員長）
- 10月3日（火） こども家庭庁成育局母子保健課木場愛課長他と意見交換（石渡会長、平原副会長、相良・宮崎各常務理事）
- 10月25日（水） HPVワクチン推進議員連盟（石渡会長）
- 10月30日（月） 自由民主党予算・税制等に関する政策懇談会（石渡会長、平原副会長）

- 11月28日（水） 難聴対策推進議員連盟第18回総会（石渡会長、前田副会長）
- 12月8日（金） 三原じゅん子参議院議員会館事務所で、厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課西嶋課長と面談し、「子宮頸がん検診方法に関する意見書」について再度確認した（石渡会長、鈴木光明常務理事、小澤がん対策委員長）
- 12月12日（火） 成育基本法推進議員連盟第22回総会（前田副会長、関沢・宮崎各常務理事）
- 12月14日（木） 武見厚生労働大臣に「子宮頸がん排除への施策に関する要望書（HPVワクチン接種の更なる推進に関する要望）」を、日本医師会釜范常任理事、日本産科婦人科学会加藤理事長と石渡会長が3団体合同要望書を手交した。
- 12月22日（金） 三原じゅん子参議院議員会館事務所で、厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課西嶋課長とHPV検査を導入した子宮頸がん検診等について意見交換（石渡会長、鈴木光明常務理事）
- 令和6年
- 1月31日（水） 三原じゅん子参議院議員会館事務所で、厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課西嶋課長とHPV検査を導入した子宮頸がん検診等について意見交換（石渡会長、鈴木光明常務理事）
- 1月31日（水） 日本医師会松本会長、黒瀬常任理事、濱口常任理事に分娩費用の拙速な保険化議論に反対する要望書を提出するとともに、子宮頸がん検診に関する日本産科婦人科医会の考え方を説明（石渡会長、中井・平原・前田各副会長）

A. 庶務部会

1. 会議

総会（定時/臨時）、理事会、常務理事会、幹事会、運営打合会、地域代表全国会議等庶務部会関係会議を事業計画に沿って開催した。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためWebを用いた開催とした。

2. 組織強化の推進

組織強化を図る上で情報の迅速で正確な伝達は、極めて重要であり、そのため次の事業を行った。

(1) 本会・各都道府県産婦人科医会間の一層の緊密な連絡の円滑化・低コスト化を図るため、月例連絡事項は原則として電子メールで行った。

(2) ブロック協議会、各都道府県産婦人科医会総会、研修会への協力・支援

ブロック協議会、各都道府県産婦人科医会総会、研修会に関し、各ブロック、各都道府県産婦人科医会と緊密な連携を図り、その運営に協力した。

本年度は、ブロック協議会を9ブロックで開催、ブロック内各都道府県産婦人科医会間の連絡連携を密にし、意思の疎通を図り組織の充実強化に努めた。ブロック協議会には、本会より役員のパイプラインを行う一方、開催費の補助を行った。

各都道府県産婦人科医会の研修会については、各都道府県産婦人科医会の要請により講師を派遣し、会員の生涯研修に関し充実した内容の実施に努めた。また、例年にならい「各都道府県産婦人科医会内の研修会実施報告書」、「出席者名簿」の提出などにより各都道府県産婦人科医会内の組織的活動状況の把握に努めるとともに、研修会補助を行った。

(3) 本会への入会促進

日本産科婦人科学会総会・学術講演会等の開催時に会員の入会促進を目的に「医会広報コーナー」を設け、既存の入会案内リーフレット、研修ノート等、本会の刊行物等を配付・展示するとともに、各部会の活動を動画で紹介した。

(4) 開業・承継から10年未満及び開業準備中の産科有床診療所支援プロジェクト委員会

全国の産科有床診療所医師に意見を求め、医療安全・経営等の問題点の抽出や改善点を集積し、実効性のある解決策を提示することを目的として、各都道府県産婦人科医会から推薦されたメンバー48名で構成する「開業・承継から10年未満及び開業準備中の産科有床診療所支援プロジェクト委員会」を立ち上げ、産科有床診療所における問題点を抽出するためメンバーに2回アンケート調査を実施し、Web会議等での意見を集約し、会長宛に答申書を提出した。

第1回 令和5年11月27日 本会会議室（Web併用会議）

出席者：松田幹事長 他41名

協議事項

- (1) プロジェクトの概要説明に関する件
- (2) 今後のタイムスケジュールに関する件
- (3) 第1回アンケート集計結果に関する件

(4) アンケートによる産科有床診療所の問題点抽出に関する件

第2回 令和5年12月25日 本会会議室 (Web併用会議)

出席者：松田幹事長 他37名

協議事項

- (1) 今後のタイムスケジュールに関する件
- (2) 第2回アンケート集計結果に関する件
- (3) アンケートによる産科有床診療所の問題点抽出に関する件
- (4) 答申素案の検討に関する件

第3回 令和6年1月22日 本会会議室 (Web併用会議)

出席者：松田幹事長 他35名

協議事項

- (1) 答申案の検討に関する件

3. 関係団体との協調

(1) 全国産婦人科教授への広報

本会の活動について大学教授の理解を得るとともに、在局者の本会への入会の促進に協力いただくために全国医育機関の教授との懇談会を次のとおり開催した。

第47回全国産婦人科教授との懇談会

令和5年5月14日 (日) 東京国際フォーラム

出席者91名

次第

- 1) 日本産婦人科医会会長挨拶
- 2) 日本産科婦人科学会理事長挨拶
- 3) 第75回日本産科婦人科学会学術集会長挨拶
- 4) 第76回日本産科婦人科学会学術集会長挨拶
- 5) 報告

(2) 公開講座に対する支援

各都道府県産婦人科医会が各都道府県産科婦人科学会と共同で開催する一般市民向けの公開講座には助成することとしていたが、令和5年度は24府県産婦人科医会 (岩手、宮城、山形、茨城、埼玉、千葉、山梨、長野、静岡、福井、岐阜、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、岡山、広島、香川、高知、熊本、宮崎、沖縄) に行った。

(3) 産婦人科Plus One Project 2 (POP2)・サマースクール・スプリングフォーラムに対する支援

産婦人科専攻医増加のために医学生および研修医等を対象に始まった日本産科婦人科学会主催の当事業を共催した。

4. 学術集会

第49回日本産婦人科医会学術集会

大会会期：令和5年10月7日 (土)・8日 (日)

大会会長：村上弘一

担当：東海・北陸ブロック

担当県：石川県

テーマ：明日への軌道を開く－北陸から持続可能な産婦人科医療の未来に向けて－

会場：ホテル日航金沢

参加者：250名

B. 医会報編集部会

日産婦医会報の編集、発行を主な業務とした。その内容は本会の機関誌として、会員に周知徹底すべき事柄、会員が知っておくと役に立つ情報、に重点をおいて作成した。

以下に令和5年度に行った事業内容を記載する。

1. 日産婦医会報の発行

令和5年4月1日号（第75巻第4号No.862号）より、令和6年3月1日号（第76巻第3号No.872号）までの間、毎月1回（8月・9月は合併号）計11回にわたり日産婦医会報を発行した。

各号の内容は以下の如くである。

(1) 主な日産婦医会事業、全国的諸会議の報告

－令和5年－

4月号 第99回総会（臨時）、第172回記者懇談会

5月号 母体保護法に関する実務者全国会議、令和4年度全国医業推進担当者伝達講習会、第173回記者懇談会

6月号 第1回理事会、第174回記者懇談会、全国産婦人科教授との懇談会

7月号 第100回総会（定時）、第175回記者懇談会、第8回母と子のメンタルヘルスフォーラム

8・9月号 第176回記者懇談会、第50回全国献金担当者連絡会

10月号 令和5年度地域代表全国会議、第2回理事会、第177回記者懇談会、第45回性教育指導セミナー全国大会

11月号 第49回日本産婦人科医学会学術集会、第178回記者懇談会

12月号 第32回全国医療安全担当者連絡会、第179回記者懇談会

－令和6年－

1月号 第180回記者懇談会

2月号 第181回記者懇談会

3月号 第3回理事会、第182回記者懇談会

(2) 産婦人科診療上の諸問題、医政、医療行政に関する解説と本会見解

－令和5年－

4月号 出産や妊婦健診における医療・サービスとその費用に関する情報提供、“風疹ゼロ”プロジェクト2023 イベント開催

5月号 日本人の家族観、出産費用の保険適用化検討に対する本会の見解とご意見募集、経口人工妊娠中絶薬（メフィーゴ[®]パック）2023年4月21日薬事承認

6月号 ICTの活用と遠隔医療の普及に向けて

7月号 研修ノートの活用法

8・9月号 少子化が進行する中での産婦人科医療体制維持のために、妊娠中の性器ヘルペス感染に関する実態調査結果の報告

10月号 法制化された産後ケア事業の現状に対して、パルスオキシメータを使用した重症先天性心疾患の出生後スクリーニング標準プロトコルの提案

11月号 国の掲げる女性活躍推進に果たす産婦人科医の役割は大きい

12月号 出産費用の保険適用化に向けて

－令和6年－

1月号 令和5年度家族計画・母体保護法指導者講習会

2月号 HPV検査単独検診は時期尚早

3月号 令和5年度社保の動き、“風疹ゼロ”プロジェクト2024 イベント開催

(3) 連載記事

羅針盤：副会長、常務理事らによる見解を掲載

シリーズ医事紛争：医事紛争の判例等について紹介、解説を医療安全部会が担当

医療と医業：医業経営に関する話題など、医業推進部会が担当

学術欄：日常診療に参考となる学術テーマ、最先端のテーマの解説を研修部会が担当

新しい都道府県の代表紹介：各地域の新地域代表・産婦人科医会会長を紹介

会員の広場：会員からの投稿、意見などを掲載

情報アラカルト：日常診療に役立つ製品、工夫などを紹介

学海メモ：学術雑誌から産婦人科の臨床に役立つトピックなどを紹介

コーヒブレイク：編集委員による随筆を掲載

マメ知識：産婦人科や医療全般に関連する知識を簡潔に解説

編集室雑記帳：幹事による雑感を掲載

(4) その他

新入会員氏名および所属都道府県を掲載。

敬弔、名誉会員等追悼文を掲載。

新任地域代表を紹介。

「新春対談 日本産科婦人科学会 加藤聖子新理事長を迎えて」を令和6年1月号に掲載。

2. 部会

医会報編集部会を委員会の後に、年間11回開催した。

3. 委員会

円滑な事業の推進を図るため、医会報編集委員会を11回開催した。医会報の前号の反省、当月・翌月号の編集方針、新たな企画などについて検討を行い、誌面の充実と内容の向上を図った。

第1回 令和5年4月14日 本会会議室（Web併用会議）

出席者：加来委員長 他14名

協議事項

医会報5月号編集方針、「地域からの声」欄の原稿依頼案について、医会報同梱依頼について他

第2回 令和5年5月17日 本会会議室（Web併用会議）

出席者：加来委員長 他16名

協議事項

医会報6月号編集方針他

- 第3回 令和5年6月16日 本会会議室（Web併用会議）
出席者：加来委員長 他17名
協議事項
医会報7月号編集方針他
- 第4回 令和5年7月19日 ブラッスリー ポール・ボキューズ 大丸東京
出席者：加来委員長 他14名
協議事項
医会報8・9月合併号編集方針他
- 第5回 令和5年9月13日 本会会議室（Web併用会議）
出席者：加来委員長 他14名
協議事項
医会報10月号編集方針、医会報同梱依頼について他
- 第6回 令和5年10月16日 本会会議室（Web併用会議）
出席者：加来委員長 他20名
協議事項
医会報11月号編集方針、石渡会長と学会加藤理事長との対談について他
- 第7回 令和5年11月15日 本会会議室（Web併用会議）
出席者：加来委員長 他17名
協議事項
医会報12月号編集方針他
- 第8回 令和5年12月12日 本会会議室（Web併用会議）
出席者：加来委員長 他16名
協議事項
医会報1月号編集方針、新年号掲載用の写真について、令和6年度事業計画・予算（案）について他
- 第9回 令和6年1月17日 北大路京橋茶寮
出席者：加来委員長 他14名
協議事項
医会報2月号編集方針他
- 第10回 令和6年2月14日 本会会議室（Web併用会議）
出席者：加来委員長 他16名
協議事項
医会報3月号編集方針他
- 第11回 令和6年3月12日 本会会議室（Web併用会議）
出席者：加来委員長 他17名
協議事項
医会報4月号編集方針他

C. 情報技術 (IT) 部会

情報技術 (IT) 部会は、ホームページを中心としたデジタルでの会員並びに国民に向けた情報発信や記者懇談会でのメディアへの発信、そして、遠隔医療・オンライン診療の実証研究と普及を推進し、また医療DXについても事業の柱のひとつに加えて活動を行った。リニューアルしたホームページは、アクセス数、登録会員数とも、飛躍的に上昇し、デジタル発信での情報伝達量も増えている。記者懇談会とも協働し、本会の事業や活動、運営方針、今後の展望などを社会や会員に分かりやすく伝えることで、公益法人としての本会の信頼度をさらに高めることを目指して情報発信を行った。

本会はこの3年間実証研究に取り組んできた成果を活用し、オンライン妊婦在宅管理のためのモバイル型分娩監視装置の活用、地域でのCTGのネットワーク化を埼玉県・京都府・石川県などで進めてきた。また、切迫早産やFGRなどハイリスク妊婦の在宅管理を含め、在宅での胎児心拍数の連続監視等に重要な実証研究も進めている。さらに、ビデオを用いたオンライン診療・相談などの諸事業を推進した。

そして本年度より、周産期医療情報ネットワーク体制の構築を主力事業として開始した。具体的には、周産期医療を対象とした母体搬送と地域医療情報連携システム構築のための実証を進めるためのベータ版を作成した。本事業では、自治体および地域医療圏の医療機関で、システムを連携し、妊産婦の情報等を共有し、医療機関・自治体・妊産婦と医会で相互接続可能なデジタル化・標準化されたネットワークシステムの仕組みを構築する。他にも新生児聴覚スクリーニング検査の精度管理、産婦健診による産婦のメンタルヘルス評価など、自治体におけるデジタル化された妊産婦情報の情報共有システム構築も、同時に進めてきた。まずは、一部の地域で先進的に開始してその有効性を評価することで、全国展開も視野に進めていく。縮小する日本の中で、周産期遠隔医療の進化に向けた基盤を地域に提供することにより、安全かつ質の高い医療を平時でも災害時でも、妊産婦と行政に提供するためのフェーズフリーな周産期医療体制システムの構築を進めている。

遠隔医療・オンライン診療は、妊産婦の通院や医師の負担軽減、在宅モニタリングによる母児異常の早期発見、産婦のメンタルヘルスの評価、災害・救急搬送時の体制整備、さらには働き方改革に対応したメディカルスタッフの労務負担軽減を行うことができる。また、地域の一次施設と高次施設で、妊産婦管理を効率的に分担・連携し、居住地域で妊娠から子育てまで提供できる仕組みづくりが可能となる。離島へき地以外の都市部でも、新しい周産期医療ネットワークを活用した新しい周産期医療体制の構築は不可欠である。そのためには、全ての医師が遠隔医療・オンライン診療に慣れていただくことが重要となる。本委員会が実証研究を通し、全国で進めている遠隔医療・オンライン診療について報告する。

1. ホームページ

情報化社会が進展する中で、インターネットは必要不可欠なものであり、日本産婦人科医学会においてもホームページ (HP) は、会員、一般の方々の総合窓口としての役割を求められているため、HPの充実を図るべく活動を行った。HPアカウント登録者数も全会員の52%にまで上昇した。運用規約、更新マニュアルに基づき、月約20回の定期的なコンテンツ更新を行った。集合会議に加えてWeb会議を用い、更新状況の確認、地域連携拡大事業、新たな情報発信の仕組みや遠隔医療プロジェクトチームとの協働について協議した。

本年度は主に以下のような取り組みを行った。

- (1) 会員だけでなく、すべての利用者にとって使いやすく魅力的なデザインに刷新することを目的として、HPをリニューアルした。
- (2) 医療従事者向けではあるが、「妊産婦の自殺を防ぐために」のページを作成し、動画やリーフレットを掲載した。
- (3) 研修の充実として、周産期、腫瘍、生殖、女性ヘルスケアを広くカバーする産婦人科セミナーを月1回のペースで更新した。新講座として産婦人科医で弁護士でもある、秦 奈峰子先生による「産婦人科関連の医療事故、紛争とその対策」を開講した。また、2025年1月から医会報学術欄記事を転載していくことを予定している。
- (4) 研修ノート、医療保険必携など本会で発行している冊子掲載したe-books、本会が主催する学術集会などの基調講演、記者懇談会のオンデマンド配信さらに会員登録することにより、パソコンでもスマホでもいつでもWeb上で閲覧可能とし、ページ構成などを更新しながら利便性の更新を図った。
- (5) HP地域連携拡大事業として全国47都道府県と本会HPを統一書式でリンク掲載。

閲覧実績（令和6年3月31日現在）

1 週あたり 平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
セッション	89,419	92,017	94,841	92,417	88,953	89,472	78,788	88,225	81,047	85,373	76,721	78,043
ページビュー	120,706	124,540	126,967	122,567	115,867	118,711	99,917	111,615	101,597	108,107	100,258	100,399

セッション：サイトに訪問してから離脱するまでの一連の行動

ページビュー：サイト内のページが表示された数

更新実績（令和6年3月31日現在）

更新数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般向け	11	8	22	13	2	11	6	2	7	10	5	5
会員専用	12	7	6	8	7	1	7	7	7	7	15	3
合計	23	15	28	21	9	12	13	9	14	17	20	8

ホームページアカウント登録（会員登録）実績

期間	登録数
令和5年3月31日現在	5,715
令和6年3月31日現在	6,254

2. 記者懇談会の開催

原則として毎月第2水曜日の18時30分から日本記者クラブにおいて記者懇談会を開催した。感染症対策を継続しつつ対面での懇談会を再開した。また、情報技術（IT）委員会で議論を行い、常務理事会と協働しテーマを決定した。動画配信も引き続き行い会員への情報提供拡大を図った。

(1) 記者懇談会の開催状況

回	開催日	テーマ	担当
173	2023.4.12	母子保健に関わる最近の動向 1) 新生児聴覚検査の現状 2) 産後ケア事業の流れ 3) 産後ケア事業全国展開のために	1) 関沢明彦 常務理事 2) 相良洋子 常務理事 3) 鈴木俊治 常務理事
174	2023.5.10	人工妊娠中絶に関する最近の話題 1) 経口中絶薬と安全な中絶へのアクセス 2) 母体保護法と医師会・出生前遺伝子検査と生命倫理	1) 石谷健 常務理事 2) 渡辺弘司 日本医師会常任理事
175	2023.6.14	性教育－新たな発展に向けて 1) 義務教育での性教育をめぐる現状と課題 2) ビデオメッセージ 3) SDGsにおける性教育の目指すところ 4) 東京都公立中学・高校における性教育の取り組み	1) 種部恭子 常務理事 (web) 2) 自見はなこ 参議院議員 (ビデオ) 3) 安達知子 常務理事 4) 長岡美樹 東京産婦人科医会理事
176	2023.7.12	妊産婦メンタルヘルスケアについて 1) 妊産婦メンタルヘルスケア推進に関するアンケート調査結果報告 2) 精神科医から見た妊産婦メンタルヘルスについて	1) 星真一 幹事 2) 芦刈伊世子 東京精神神経科診療所協会会長
177	2023.9.13	安全な無痛分娩を提供するために 1) 麻酔科の立場から 2) 産科施設の立場から 3) JALAの役割について	1) 照井克生 日本産科麻酔学会理事長 2) 松田秀雄 幹事長 3) 倉澤健太郎 常務理事
178	2023.10.11	女性のライフステージでがん検診を考える 1) プレコンセプションおよび妊産婦の乳がん検診の啓発と普及～成育基本法の観点から～ 2) 5年毎のHPV検査単独検診で日本の女性を守れるか?! -子宮頸がん検診における厚労省の見解を受けて-	1) 鎌田正晴 がん対策委員会副委員長 2) 鈴木光明 常務理事
179	2023.11.8	妊産婦死亡の現状と母体安全に向けた提言 母体安全の提言2022と令和5年版自殺対策白書から	長谷川潤一 常務理事 関沢明彦 常務理事
180	2023.12.13	働く女性の健康支援 - キャリアアップと更年期障害 - 1) 女性の活躍支援に向けて 2) 更年期障害が仕事に与える影響 3) 更年期と更年期障害の基礎知識と対応	1) 安達知子 常務理事 2) 公益社団法人 女性の健康とメノポーズ協会 三羽良枝 理事長 3) 岡野浩哉 女性保健委員会副委員長

181	2024.1.10	母子感染から胎児を守るために 最近のアンケート調査から ~妊娠中の感染症とリスク管理について~ 1) HTLV-1抗体スクリーニングとキャリア妊婦に対するサポート体制についての実態調査 2) HTLV-1キャリア妊婦の現状と母子感染予防：産婦人科・小児科・内科の連携でキャリア女性をサポートする東京プログラムについて 3) 正念場の風しん対策、maternal vaccinationの現在地について 4) 妊娠中の梅毒感染に関する調査	1) 関沢明彦 常務理事 2) 東京産婦人科医会 谷垣伸治常務理事（母子保健担当、杏林大教授） 3) 倉澤健太郎 常務理事 4) 早田英二郎 幹事
182	2024.2.14	これからも女性の健康を願って 1) 5年毎のHPV検査単独検診は時期尚早 - 子宮頸がん検診における厚労省の見解を受けて - 2) 令和6年度から市町村が実施する子宮頸がん検診について - 埼玉県産婦人科医会の取り組み -	1) 鈴木光明 常務理事 2) 小澤信義 がん対策委員会委員長 3) 高野政志 防衛医科大学 校医学教育部医学科 教授 埼玉県産婦人科医会理事
183	2024.3.13	1) 施設情報調査2023 2) 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査報告 3) 目の前に迫る医師の働き方改革がもたらす産婦人科医療について	1) 中井章人 副会長 2) 関口敦子 勤務医委員会委員長 3) 杉田洋佑 勤務医委員会委員

3. 委員会

委員会を開催し、ホームページのリニューアルコンテンツ、記者懇談会のテーマ、遠隔医療について検討した。コスト削減、働き方改革のため、集合会議を開催しない場合にはWeb会議を開催し協議を行った。

本年度はWeb会議の割合を増加させ、コロナ禍でも事業への影響を最小限とするように対応した。

第1回 令和5年4月28日 Web会議

出席者：鈴木・田丸両副委員長 他14名

報告事項と協議事項

- (1) 記者懇談会の今後の予定について
- (2) 日本産婦人科医会HPについて
- (3) iCTG 実証研究・進捗状況等について
- (4) HPリニューアルについて
- (5) 令和4年度事業報告案の件
- (6) 家庭血圧実証研究 研究終了後の無償貸与血圧計の扱いに関する件
- (7) 周産期医療情報システムの件
- (8) その他

第2回 令和5年6月23日 Web会議

出席者：藤井委員長 他19名

報告事項と協議事項

- (1) 記者懇談会の今後の予定について
- (2) 日本産婦人科医会HP更新・リンク引用等について
- (3) iCTG実証研究・進捗状況等について
- (4) HPリニューアルについて
- (5) 令和4年度事業報告について
- (6) HPVワクチン・オンライン相談に関する賠償責任保険の件
- (7) その他

第3回 令和5年7月25日 Web会議

出席者：鈴木・田丸両副委員長 他12名

報告事項と協議事項

- (1) 記者懇談会の今後の予定について
- (2) 日本産婦人科医会HP更新・リンク引用等について
- (3) 会長名発信文書等のHPでの整理、保管の件
- (4) その他

第4回 令和5年9月21日 Web会議

出席者：藤井委員長 他11名

報告事項と協議事項

- (1) 記者懇談会の今後の予定について
- (2) 日本産婦人科医会HPについて
- (3) iCTG 実証研究・進捗報告について
- (4) HPVワクチン接種に伴う、オンラインを活用した相談窓口の拡充LINE相談について
- (5) 医会ホームページと研修管理システムの連携について
- (6) その他

第5回 令和5年10月24日 Web会議

出席者：藤井委員長 他12名

報告事項と協議事項

- (1) 記者懇談会の今後の予定について
- (2) 日本産婦人科医会HPについて
- (3) iCTG 実証研究・進捗報告について
- (4) その他

第6回 令和5年11月28日 Web会議

出席者：藤井委員長 他13名

報告事項と協議事項

- (1) 記者懇談会の今後の予定について
- (2) 日本産婦人科医会HPについて

- (3) 遠隔医療について
- (4) 令和6年度事業計画（案）に関する件
- (5) その他

第7回 令和5年12月19日 中国飯店 市ヶ谷店

出席者：藤井委員長 他10名

報告事項と協議事項

- (1) 記者懇談会の今後の予定について
- (2) 日本産婦人科医会HPについて
- (3) 遠隔医療について
- (4) 令和6年度事業計画（案）と予算（案）に関する件
- (5) その他

第8回 令和6年1月26日 Web会議

出席者：鈴木副委員長 他10名

報告事項と協議事項

- (1) 記者懇談会の今後の予定について
- (2) 日本産婦人科医会HPについて
- (3) 遠隔医療について
- (4) 令和6年能登半島地震に伴う妊婦受入医療機関へのIoT型胎児モニターの貸し出しについて
- (5) 令和6年度事業計画（案）と予算（案）に関する件
- (6) 日本産婦人科医会HP_産婦人科ゼミナール記事に関する件
- (7) 過去の震災から得られた経験を活かして、周産期医療のデジタル化を推進するためのアプローチに関する件
- (8) その他

第9回 令和6年2月27日 Web会議

出席者：藤井委員長 他14名

報告事項と協議事項

- (1) 記者懇談会の今後の予定について
- (2) 日本産婦人科医会HPについて
- (3) 遠隔医療について
- (4) 医会HP_産婦人科ゼミナールへの「学術欄」記事掲載に関する件
- (5) その他

4. 遠隔医療プロジェクト実証研究

ICTを用いた遠隔医療の推進に対応すべく、本会では2018年9月に遠隔医療プロジェクト委員会を立ち上げ、実証研究を事業として行うことを目指して活動を開始した。また、2021年度からは、遠隔医療プロジェクトを情報技術部会の一般事業とし、IT機器を用いた妊産婦の家庭血圧測定やCTGの遠隔胎児心拍数モニタリングとサンプリングを中心とした実証研究、オンライン診療の普及に向けた研究と取り組みなどを進めてきた。2023年度に実施した事業について以下に記載した。

(1) 家庭血圧測定による妊娠中の血圧の経時的基準値作成や在宅測定値を利用した妊婦管理

妊婦における家庭血圧の標準値の確立、妊娠高血圧症候群の早期抽出を目指し、「妊婦における家庭血圧の基準値作成および妊娠予後への影響に関する検討」と題して、多施設共同前向き研究（基盤施設：埼玉医科大学川越総合医療センター、協力施設：埼玉医科大学病院（事務局）、愛和病院、宮崎大学、愛媛大学および一次医療施設、弘前大学、東京大学）を2020年6月より開始し、2022年12月までに計705名の妊婦をリクルートした。自動血圧計（Omron HEM-7511T）を用いて、妊娠12週～産褥1か月までの家庭血圧を収集した。中間解析の結果を2023年5月に開催された第75回日本産科婦人科学会学術講演会のInternational Session Workshopで発表（口演）した。さらに2023年末までに最終的に分娩まで至ったデータを用いて解析を行い、季節毎の家庭血圧の基準値を提唱する論文を現在投稿中である。

(2) 遠隔胎児心拍数モニタリングの多施設ネットワーク内共同監視の有用性の検討

CTGネットワークに関しては、宮崎大学、埼玉医科大学の共同研究として、分娩時の胎児心拍数陣痛図を遠隔共同監視している宮崎県の共同監視開始前、開始後の比較（Michikata K, Sameshima H, et al. J Pregnancy. 2016.）に、埼玉県（対象：1次医療機関1施設 2018年1月～2020年8月、分娩数：7,187例 出産数：7,215例、pH判定可能：7,073例）のデータも加え検討を行い、監視が行われると臍帯動脈血液ガスpH<7.10の発生が有意に少ないことがわかった。

このデータを根拠として、埼玉県よりICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援事業として予算を獲得し、2023年度から埼玉県西部・北部地区でCTGを用いたネットワーク共同監視システムの運用を開始した。このシステムにより、同地区の地域周産期母子医療センター（埼玉医科大学病院、深谷赤十字病院）と近隣の一次医療機関9施設のCTGモニターはインターネットVPNで接続され、双方で共有されたデータを高次医療機関で必要に応じてリアルタイムに確認することが可能となった。

(3) モバイル型分娩監視装置での胎児健常性評価（ステップ1）

埼玉医科大学病院を中心として、埼玉医大総合医療センター、東京大学病院、東京医科大学病院、宮崎大学病院、奈良県立医科大学病院および三重県、福岡県、埼玉県、東京都、群馬県、神奈川県のホテル開業医と協力して、在宅iCTGの実証研究を行った。研究には、メロディ・インターナショナル株式会社製の小型モバイルCTGモニターiCTGを使用した。妊娠34週以降のローリスクの外来通院妊婦に、入院するまでの期間iCTGを貸与し、妊婦自身が装着して得られたデータを評価した。また、研究参加者にアンケート調査を行った。

研究の結果、妊娠34週以降のローリスク単胎妊娠例で、小型モバイルCTGモニターによる胎児心拍と子宮収縮の在宅自己モニタリングが十分に可能で、対象者の満足度や安心感が高いことが明らかとなり、論文発表を行った（Tamaru S, Kamei Y, et al. J Obstet Gynaecol Res. 2022）。また、本研究の成果を根拠として、「産婦人科診療ガイドライン2023年版」において遠隔診療についての記載事項が盛り込まれた（CQ902-2パネミック時の対応や妊娠分娩管理については？）。

(4) 遠隔胎児心拍数モニタリングの救急搬送中の胎児モニター装着による予後向上への取り組み（ステップ2）

2021年度より、iCTGを使用した実証研究として「遠隔胎児心拍数陣痛図使用による母体搬送中の胎児心拍モニターの有用性に関する検討」を開始し、2023年度でデータの取得を終了した。この研究では、埼玉県内の会員開業医の協力のもと、埼玉医科大学病院へ母体搬送となる妊婦を対象に、母体搬送開始時より搬送元の医師・助産師・看護師などがiCTGを患者に装着し、病院到着時までデータを取得し、搬送受け入れ施設の医師がリアルタイムに評価した。また、搬送に付き添った医療者と地域の救急隊員へのアンケート調査を実施した。

全68例の症例登録があり、母体搬送中の救急車内の遠隔CTGリアルタイムモニタリングは、移動中の車内という制約がある中でも搬送に付き添う医療者にとって容易で安全な取り組みであること、本システムは母体搬送に従事する救急隊員にとっても受け入れやすいこと、得られるデータが、母体搬送受け入れ施設でのより早い治療方針の検討に有用であることがわかった。2022年、2023年度の日本分娩監視研究会、日本遠隔医療学会、FAPOSなどで成果報告を行ったほか、現在論文作成を進めている。

(5) 妊婦健診にモバイル型分娩監視装置での遠隔胎児心拍数モニタリングを併用したハイリスク妊娠管理の実現可能性調査（ステップ3）

切迫早産や胎児発育不全などのハイリスク妊娠において、通常の妊婦健診に加えて、在宅で妊婦自身が小型モバイル分娩監視装置を装着して胎児心拍と子宮収縮のデータを取得し、医療施設の医師がこれら进行评估するシステムの実現可能性を調査することを目的とし、iCTGを用いて2022年度より実証研究を開始した。

研究参加施設は、埼玉医科大学病院、自治医科大学附属さいたま医療センター、東京医科大学病院、東京慈恵会医科大学附属病院、東京大学医学部附属病院、日本医科大学付属病院、宮崎大学医学部附属病院、日本大学医学部附属板橋病院、熊本大学病院の計10施設となった。妊娠28週以降の切迫早産、胎児発育不全の単胎妊婦を対象として、2023年度までに約60例の症例登録がありデータの取得を終了した。データの解析を進めており、2024年4月の日本産科婦人科学会にて成果報告を予定している。

(6) HPVワクチン接種に伴う、オンライン相談・アフターフォロー体制構築

埼玉県において、HPVワクチン接種に関するオンライン相談として、CLINICSおよびLINEアプリを活用したシステムの運用を先行して開始した。オンライン相談はアプリから24時間予約可能とし、スマートフォンやパソコンを通じてHPVワクチンや子宮頸癌の臨床に精通した担当医療機関の産婦人科医師が、無料で相談を受ける体制とした。また、相談担当医は事前にFIGOの認定する子宮頸癌予防に関するe-learningコースを受講し、認定書を取得した医師とすることで相談体制の質も担保した。相談内容としては、HPVワクチンや、ワクチン接種前後の不安や疑問に関する内容とし、活動を継続した。

(7) 令和6年能登半島地震被災地域へのモバイル型分娩監視装置・iCTG 無償貸与

能登地震に伴い、石川県内、特に能登地域の妊婦受け入れ医療機関に対して、IoT型胎児モニター（分娩監視装置iCTG）の緊急無料貸与を実施した。機器の特性上、センタラルモニタシステムなどの改築なしに、産婦人科病棟以外に入院中の妊婦や在宅、避

難場所などからの胎児心拍数陣痛図波形の観察を産婦人科病棟・外来以外にどこからでも妊婦管理を行う使用法が可能であり、被災地域での緊急事態下に活用された。

5. 遠隔医療プロジェクト関連業績

(学会発表・講演)

The 75th Annual Congress of the Japan Society of Obstetrics and Gynecology
2023.5.12 (Tokyo)

A multicenter prospective study investigating factors affecting home blood pressure measurements during pregnancy.

Jwa SC, S Tamaru, S Sukegawa, T Uesato, K Matsubara, K Tanaka, K Doi, H Sameshima, T Iriyama, Y Hirata, K Fukushima, T Fujii, I Ishiwata, Y Kamei, H Seki.

田丸俊輔

地域の周産期医療体制のこれから ～モバイル分娩監視装置がもたらす変化～
第26回 西宮市・芦屋市産婦人科医会研修会 2023.5.25 (西宮)

田丸俊輔

小型モバイルCTGによる母体搬送時リアルタイムモニタリングの有用性に関する検討
第27回 日本遠隔医療学会学術大会 周産期分科会 2023.11.22～23 (新潟)

Shunsuke Tamaru

New initiatives for managing pregnant women and fetuses at distant locations.
FAOPS2023. 2023.11.9. Tokyo, Japan.

平田善康

令和5年度 浜松市産婦人科医会「フェーズフリーな周産期医療体制システムの構築
～新しい医療DXへの提言～」2024.3.15 (浜松)

平田善康

令和5年度 一般社団法人埼玉県産婦人科医会臨時総会「フェーズフリーな周産期医療
体制システムの構築」2024.3.20 (浦和)

(総説)

田丸俊輔

【産婦人科における先端情報処理技術の展開】遠隔胎児管理の実用化に向けた取り組み
HORMONE FRONTIER IN GYNECOLOGY 30 (2) : 123-127, 2023

田丸俊輔

【周産期の“絶対”ハズせないキーワード 31 2023 編 明日からの助産ケアに生かせる！】《分娩》CTG (胎児心拍数モニタリング)
ペリネイタルケア 42 (4) : 341-343, 2023

D. 法制・倫理部会

1. 母体保護法の適正な運用のための会員への対応

母体保護法等の内容、運用上の問題点について会員等からの質問や確認事項（21件）についてその都度対応し、母体保護法の適正なる運用を図った。

2. 「家族計画・母体保護法指導者講習会」への協力

日本医師会、厚生労働省共催による令和5年度の“講習会”について、事前の打合会に参加し、プログラム（企画等）や会員への広報（日産婦医会報10月号）などに全面的に協力した他、講習会の概要を日産婦医会報1月号にて報告した。

令和5年度 家族計画・母体保護法指導者講習会

日時：令和5年12月2日（土）13時～15時30分

場所：日本医師会館（オンライン開催）

講演：テーマ「新たな潮流のなかで母体保護法指定医師が取り組むべきこと」

（1）経口妊娠中絶薬に関する課題点について

：石谷 健（日本産婦人科医会常務理事/医療法人社団こうかん会日本鋼管病院産婦人科部長）

（2）刑法及び刑事訴訟法改正のポイント - 母体保護の観点から -

：水谷 歩（日医総研主任研究員 / 弁護士）

（3）総括および日医モデルの改定に向けて

：落合 和彦（日本医師会母体保護法に関するWG委員長/東京都医師会理事）

（4）指定発言 - 行政の立場から - （最近の母子保健行政の動き）

：木庭 愛（こども家庭庁成育局母子保健課長）

3. 法制・倫理に関する諸問題への対応

母体保護法をはじめとする医事法制や医療倫理の諸問題に対応するため、日本医師会、日本産科婦人科学会（倫理委員会）と密接な連携を図り、遺漏なきを期した。

4. 法制委員会

第1回 令和5年7月21日 本会会議室（Web併用会議）

出席者：小笠原委員長 他16名

協議事項

- （1）令和4年度母体保護法に関する実務者全国会議に関する件
- （2）令和5年度母体保護法に関する実務者全国会議に関する件
- （3）会員必携No.1 指定医師必携（H31.3月改定）に関する件
- （4）令和5年度母体保護法指導者講習会に関する件

第2回 令和6年1月18日 本会会議室（Web併用会議）

出席者：小笠原委員長 他14名

協議事項

- （1）令和5年度母体保護法に関する実務者全国会議に関する件

- (2) 指定医師必携（H31. 3月改定）の改定に関する件
- (3) メフィーゴ[®]パックのリーフレットの件

5. 母体保護法に関する実務者全国会議

都道府県産婦人科医会法制担当者を中心に、母体保護法に係る諸課題について共通認識を持ち、同法の適正な運用・推進のための標記全国会議を開催した。

令和6年3月21日 本会会議室（Web併用会議）

出席者：都道府県産婦人科医会（各県2名まで）より79名。

その他、会長、副会長、常務理事、幹事等。計109名

議題

- (1) 妊娠中絶薬の現状、その運用
- (2) 刑法の一部改正に伴う、母体保護法上の運用に関して
- (3) 母体保護法に関するQ & A

6. 倫理委員会

本年度は通信による審査を12回開催し、以下の調査研究に関して審査した。

- (1) 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査（迅速）
- (2) 不妊治療保険適用開始後の変化についての調査（2023年）（迅速）
- (3) 第5回性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに関する調査（令和5年度）（迅速）
- (4) 子宮頸がん検診精密検査（コルポスコピー下生検等）実施施設に関するアンケート（迅速）
- (5) HTLV-1抗体陽性妊婦に関する調査
- (6) 妊娠中の梅毒感染に関する調査
- (7) 人工妊娠中絶実態調査（迅速）
- (8) 産科有床診療所の現状、問題点に関する調査（2023年）（迅速）
- (9) 産婦人科施設情報調査（迅速）
- (10) 出産（分娩）費用調査の協力依頼（迅速）
- (11) 子宮頸がん検診のあり方について（迅速）
- (12) 妊産婦メンタルヘルスケア推進に関するアンケート調査（迅速）

IV. 学術部

A. 先天異常部会

わが国唯一の先天異常児出生の監視機構として、日本産科婦人科学会、日本先天異常学会や国際学会において、集計結果から得た本邦の先天異常児出生実態を報告した。

1. 外表奇形等調査・分析の継続

(1) 「全国外表奇形等統計調査」を本年度も四半期毎に行った。

(2) 令和4年の調査結果を横浜市大国際先天異常モニタリングセンターでまとめ、統計学的、疫学的な分析を加え、「令和4年度外表奇形等統計調査結果」としてまとめた。

(3) 調査結果発表（関連を含む）

第63回日本先天異常学会学術集会

倉澤健太郎，浜之上はるか，石渡勇ら：本邦における先天異常モニタリングによって得られた外表奇形等の動向 2023.7.

2. 国際協力

(1) 国際先天異常監視研究機構（ICBDSR）日本支部を通じてICBDSRの事業に協力した。

(2) Web上で情報交換を絶えず行い、本邦のデータを送信し、国際先天異常モニタリングセンター調査事業に加わり活動を行った。

3. 胎児異常診断調査の継続

胎児異常診断のアンケート調査を継続し、妊娠22週未満における胎児異常診断の現況を把握し、検討した。

4. 福島原発事故に関する調査

2011年3月に発生した東日本大震災並びに原発事故による放射線被曝の影響の状況有無を調査するために、福島県産婦人科医会の協力を得て県内の全分娩施設から先天異常モニタリング調査に参加していただくことができた。現在解析中であり、結果を報告する予定となっている。現状では明らかな先天異常の増加傾向は示されていないため、現在総括を行っている。

5. 新しい出生前診断（NIPT）について

出生前検査認証制度等運営委員会や厚労省の動向を把握し、実施施設や実績等に関する情報収集、情報提供を行った。

6. 風疹排除に向けた対応－“風疹ゼロ”プロジェクト

平成25年度の風疹流行とCRS発生数増加を受け、厚生労働省が掲げた目標である2020

年度までの風疹排除に向けて、実効ある施策の実行の要望書を学会と共同で厚生労働省へ提出した。学会や各地の講演会において、風疹排除に関する啓発を積極的に行った。また、会員に向けて、予防接種や風疹抗体検査の更なる実施について改めて情報発信した。

2017年から2月4日を風疹（ゼロ）の日と定めて関係学会、組織とともに“風疹ゼロ”プロジェクトを開始した。本年度は、厚生労働省の共催でWeb配信イベントを開催した。

7. 葉酸摂取の重要性の啓発

葉酸摂取の重要性の啓発に関する情報提供等を継続して行った。

8. 先天性代謝異常検査事業の継続について

厚生労働省よりのタンデムマス・スクリーニング法の積極的導入につき各自治体へ通知されたことに伴い、各都道府県における導入につき日本マススクリーニング学会の調査推進事業に併せて実態の把握と課題の検討を行い引き続き本事業の普及に努めた。

9. わが国および世界各国の先天異常発生状況の比較・検討

国際先天異常監視研究機構（ICBDSR）クリアリングハウス調査結果の一部を、本会ホームページに掲載し、わが国との発生状況上の比較、検討結果を掲載した。

10. 厚労行政および関連団体との協力並びに情報交換

母子保健推進のために、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本マススクリーニング学会、日本先天異常学会、家族計画関係団体、女性保健関係団体との協力、情報交換等を行った。

11. 第50回日本マススクリーニング学会学術集会に協力

会 期：令和5年8月25日（金）～26日（土）

会 場：新潟グランドホテル（新潟市）

12. 委員会

本年度は下記のごとく、先天異常委員会を2回開催した。

第1回 令和5年7月3日 本会会議室（Web併用会議）

出席者：竹下委員長 他13名

協議事項

（1）令和5年度事業の推進に関する件

第2回 令和6年2月5日 通信会議

出席者：竹下委員長 他13名

協議事項

（1）令和5年度事業の推進に関する件

（2）HP掲載記事の取り扱いに関する件

B. 研修部会

研修部会は、常に医療の進歩と事故防止を念頭において、様々な病態に対して良質で最新の情報を会員に提供することを目標にしている。このため本年度も様々な情報提供の手段を用いながら、的確かつ迅速に効率のよい研修を提供できるよう、事業を推進してきた。一方、日本専門医機構専門医に一本化されるに伴い、会員への丁寧な情報提供を行ってきた。

具体的事業として、例年どおり研修資料（研修ノート、研修ニュース）の作成、最新医療の紹介（日産婦医会報学術欄）、医会ホームページや日産婦医会報等を用いた迅速な情報提供や医会eラーニング導入への協力、日本産科婦人科学会学術講演会、日本産婦人科医会学術集会の生涯教育プログラムにおける企画、協力、並びに資料作成、産婦人科診療ガイドライン作成および日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会への協力を行っている。医会の看板である研修ノートは、常にタイムリーな題材を選択して会員のニーズに応じているので好評である、発刊1年後からはスマホで非会員にも無料閲覧を可能としている。

1. 研修資料の作成

(1) 令和5年度会員研修ノート（下記1）～2）

1) 「合併症妊娠」(研修ノートNo.111)

分担執筆者（15名）による原稿を研修委員会で校正し、令和5年12月に研修ノートを各都道府県産婦人科医会と全会員へ配布し、会員用HPに掲載した。

2) 「基本から学ぶ不妊治療」(研修ノートNo.112)

分担執筆者（31名）による原稿を研修委員会で校正し、令和6年3月に研修ノートを各都道府県産婦人科医会と全会員へ配布し、会員用HPに掲載した。

(2) 令和6年度会員研修ノート（下記1）～2）

昨年度に選定された令和6年度研修テーマ下記2題について、会員研修に有効活用されるような内容になるよう項目を検討し執筆を依頼した。

1) 「新生児のケア・アップデート」(研修ノートNo.113)

執筆者：分担執筆者（18名）

2) 「中高年女性のケア・アップデート」(研修ノートNo.114)

執筆者：分担執筆者（19名）

2. 令和7年度研修テーマの選定

令和7年度の会員研修テーマとして下記2題を選定した。なお、執筆者については、研修委員会にて執筆項目を作成してから選定することとした。

(1) 「プレコンセプションケア」(No.115)

執筆者：未定

(2) 「産婦人科診療 こんなときどうする？」(No.116)

執筆者：未定

3. 生涯研修機会の充実に関する検討

(1) 第75回日本産科婦人科学会学術講演会（令和5年5月14日）において、生涯研修プ

プログラム「後遺症なき母児の周産期管理を目指して」、「脳性麻痺の発症に関連する産科的因子について」についてのプログラムの企画に協力した。

第76回日本産科婦人科学会学術講演会において、生涯研修プログラム「近年の産婦人科医療の様々な課題を考える」および「ハンズオンセミナー：急速遂娩のための鉗子・吸引シミュレーション講習」についてのプログラムの企画に協力および講演要旨を作成した。

- (2) 研修ノートの電子書籍化と医会ホームページに研修関連のコンテンツを継続検討した。

4. 学術研修情報の提供

- (1) 昨年度作成した研修ノートNo.109、110は一年が過ぎたので、一般向けの医会HPに掲載した。

また、本年度作成した研修ノートNo.111、112を会員向けの医会HPにも掲載した。

- (2) 日産婦医会報「学術欄」の担当

医会報編集部会ははじめ関連各部の協力を得て、研修委員会がテーマ、執筆者の選定を行い、原稿の内容を検討した上で、日産婦医会報「学術欄」に以下を掲載した。

－令和5年－

4月号 黄体ホルモン製剤の種類と使い方 up to date

5月号 retained products of conception (RPOC) の管理

6月号 子宮頸癌治療ガイドライン2022年版の改訂ポイント

7月号 『産婦人科診療ガイドライン婦人科外来編2023』の改訂ポイント

8・9月号 母乳バンクについて

10月号 暫定版産科DIC診断基準

11月号 新生児・乳児の頭蓋変形に対するヘルメット療法

12月号 わが国の母子健康手帳のこれから

－令和6年－

1月号 子宮体がん治療ガイドライン2023年度版の改訂ポイントと解説

2月号 婦人科術後疼痛に隠れる ACNES

3月号 周産期メンタルヘルスコンセンサスガイド2023の改訂の要点

5. 「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科編」2023年版の最終校正を行い令和5年8月28日に同時発刊した。

また、「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科編」2026年版の発刊に向けて、運営委員会2回、産科編作成委員会8回、および婦人科外来編作成委員会を8回開催した。

6. 日本産婦人科医会会員が日本専門医機構の更新を、安心して容易に申請するためのマニュアルの整備並びに手引書を医会ホームページに継続して掲載するとともに、各都道府県婦人科医会との連携を強化した。

7. 委員会

以下のごとく委員会を4回開催した。なお新型コロナウイルスのため本年度の委員会はすべてWeb会議とした。また適宜メールを利用した通信会議も行った。

第1回 令和5年7月3日 Web会議

出席者：小林委員長 他24名

協議事項

- (1) 令和5年度研修部会に関する件
- (2) 日産婦医会報「学術欄」の8・9月号掲載原稿に関する件
- (3) 研修ノートNo.111、112のゲラ原稿に関する件
- (4) その他

第2回 令和5年9月6日 Web会議

出席者：小林委員長 他17名

協議事項

- (1) 日産婦医会報「学術欄」のタイトル・執筆者案に関する件
- (2) 研修ノートNo.111、112のゲラ原稿に関する件
- (3) 研修ノートNo.113、No.114の項目・執筆者案に関する件
- (4) 令和7年度研修ノートタイトル案に関する件
- (5) その他

第3回 令和5年10月30日 Web会議

出席者：小林委員長 他24名

協議事項

- (1) 日産婦医会報「学術欄」のタイトル・執筆者案に関する件
- (2) 研修ノートNo.111、112のゲラ原稿に関する件
- (3) 研修ノートNo.113、No.114の項目・執筆者案に関する件
- (4) 令和7年度研修ノートタイトル案に関する件
- (5) その他

第4回 令和6年3月11日 Web会議

出席者：小林委員長 他23名

協議事項

- (1) 日産婦医会報「学術欄」のタイトル・執筆者案に関する件
- (2) 研修ノートNo.115、116の項目・執筆者案に関する件
- (3) 令和8年度研修ノートタイトル案に関する件
- (4) その他

V. 医療部

A. 医療安全部会

産婦人科医療の安全性を高めるため、妊産婦死亡報告事業、偶発事例報告事業、妊産婦重篤合併症報告事業、母体救命法普及運営事業を中心に医療安全の向上に向けた事業を推進した。また、医療安全に関連する情報の会員への提供、会員支援についての活動などにも取り組んだ。

1. 「胎児心拍数陣痛図の判読と解釈・対応」の発刊

産婦人科診療ガイドライン産科編2023の発刊に伴い、従前より有料頒布している「胎児心拍数陣痛図の判読と解釈・対応」の小冊子を改訂した。タイトルを変更するとともに、解説ページを充実させ、胎児心拍数陣痛図についてもデジタル補正を行った。令和6年3月から会員に有料頒布を開始した。

2. 全国医療安全担当者連絡会

令和5年11月12日（日）13:00～16:00に日本産婦人科医会会議室でZoom会議を併用して連絡会を開催した。出席者は、石渡会長他88名。主に医療安全部会事業について報告がなされた。特に妊産婦死亡報告事業からは「産科危機的出血による妊産婦死亡の再増加についての検証」、「自殺による妊産婦死亡について」などについて報告された。詳細は、医会報第75巻11号No.869に掲載した。

3. 事例収集および解析事業

(1) 妊産婦重篤合併症報告事業

事業を開始から3年が経過し、延べ38件の報告があった（2023年は15件の連絡があった）。本事業の目的は、救命しえた妊産婦重篤合併症事例を集積し、妊産婦死亡事例とともに詳細に比較分析することで重篤合併症に関連した至適な管理法などを検討することにより、妊産婦死亡の減少につながる方策を抽出することである。妊産婦死亡症例検討評価委員会で1例ずつ症例検討・評価を行う。

(2) 偶発事例報告事業

令和4年に発生した事例の集計を行うとともに、報告事例について分類した上で、疾患原因ごとに分析・検討を行って、その結果を担当者連絡会で報告した。また次年度に予定している報告システムのWeb化について検討を行った。

(3) 妊産婦死亡報告事業

妊産婦死亡事例情報を引き続き収集し、妊産婦死亡症例検討評価委員会（池田委員長）と協働して1例ずつ事例検討を行い、症例検討評価報告書を当該分娩機関および当該都道府県の産婦人科医会に送付した。

また、「母体安全への提言2022」を妊産婦死亡症例検討評価委員会とともに作成し、ホームページ（検索ワード：母体安全への提言）で公開するとともに、全会員に配布した。

<https://www.jaog.or.jp/about/project/document/teigen/>

(4) 医会「施設情報」を利用した分析

無痛分娩施設に関する年次推移データ（非公表）、分娩取り扱い施設の医師・医療スタッフのNCPR受講者の実態調査（非公表）を更新した。

4. 母体救命法普及運営事業

(1) J-MELS講習会の開催・活動支援

主なコースの開催回数と受講者数の推移は以下のとおりである。

J-MELS 主な開催実績

2024年3月末現在

講習会 開催回数	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
ベーシック	3	56	137	277	293	71	83	167	248	75
ベーシックインストラクター	1	14	14	33	23	4	6	13	20	8
アドバンス	0	0	7	16	16	0	3	3	8	2
硬膜外鎮痛急変対応	0	0	0	6	12	1	7	9	13	6

講習会 受講者数	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
ベーシック	153	1,344	2,582	5,087	5,101	1,146	1,032	2,491	3,581	1,205
ベーシックインストラクター	41	360	287	614	411	70	45	153	233	95
アドバンス	0	0	96	169	149	0	19	56	65	16
硬膜外鎮痛急変対応	0	0	0	78	179	12	101	119	151	60

(2) 第75回日本産科婦人科学会学術講演会

J-CIMELSワークショップ「さらなる妊産婦死亡の減少に向けたJ-MELSコース開催のこれから」を担当した。

(3) コース開催支援

昨年度に引き続きコロナ禍で開催ができなかった地域が多く、久しぶりの開催にあたって円滑に運営できるように支援した。

5. 無痛分娩関係学会・団体連絡協議会（JALA）の活動支援

本会にJALA事務局を設置した。事務局活動とともにJALA設立団体の一翼を担う立場から、無痛分娩の安全性確保に向けた活動に協力・支援した。

6. 会員支援

(1) 裁判

医療安全部会では、医療事故の中で刑事事件化された事案について全面的に会員支援を行うこととしている。また、学会・医会等から示された指針がない状況の中で、裁判所が独自の指針を示すことで、将来の医療に弊害をもたらす危険があると考えられる場合に支援が行われる。

(2) 検察・警察

検察や警察からの一般的事象についての相談を受けた。医療事故が刑事事件に発展することのないようガイドライン等に即した医療水準についての説明を行った。

(3) 医療安全に向けての会員直接支援

都道府県産婦人科医会から所属する会員について相談があった場合に、医療安全部担当役員等が現地に赴き、都道府県産婦人科医会と共に直接会員支援を行えるよう準備した。本年度は、具体的な支援はなかった。

(4) 産科医療補償制度との連携

令和2年度から行っている。産科医療補償制度に提出された脳性麻痺のうち、当該施設に対して改善に向けた取組みを日本医療評価機構から要請する際に、医会からの支援が必要な場合、書面で会員からの「支援依頼」が提出される。本年度は、1件の支援を行った。

7. 論文発表（英文のみ）

(1) High maternal mortality rate associated with advanced maternal age in Japan.

Tanaka H, Hasegawa J, Katsuragi S, Tanaka K, Arakaki T, Nakamura M, Hayata E, Nakata M, Murakoshi T, Sekizawa A, Ishiwata I, Ikeda T.
Sci Rep. 2023 Aug 9;13 (1):12918.

(2) Pregnancy-related maternal deaths due to cardiovascular diseases in Japan from 2010 to 2019: an analysis of maternal death exploratory committee data.

Matsushita T, Arakaki T, Sekizawa A, Hasegawa J, Tanaka H, Katsuragi S, Nakata M, Murakoshi T, Ikeda T, Ishiwata I.
J Matern Fetal Neonatal Med. 2023 Dec;36 (1):2175207.

(3) Activities of the Japan Council for Implementation of the Maternal Emergency Life Support System reduced direct causes of maternal deaths in Japan.

Hashii K, Hasegawa J, Yamashita T, Tanaka H, Sakurai A, Samura O, Sekizawa A, Ikeda T, Ishiwata I.
J Obstet Gynaecol Res. 2023 Sep;49 (9):2252-2266.
PMID: 37381694

(4) Are There Maternal Deaths Related to Hemorrhagic Stroke Due to Hypertensive Disorder of Pregnancy That Could Be Potentially Preventable by Tight Hypertension Management in Antepartum? A Retrospective Study from the Maternal Death Exploratory Committee in Japan.

Tanaka H, Hasegawa J, Katsuragi S, Tanaka K, Arakaki T, Nakamura M, Hayata E, Nakata M, Sekizawa A, Ishiwata I, Ikeda T.
J Clin Med. 2023 Apr 17;12 (8):2908.

8. 協力事業

関連団体等と連携を行った。妊産褥婦の自殺統計について、厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）と協働して、母子保健部会とも共同で統計解析に取り組むことになり、意見交換などを行った。

9. 刊行物等

(1) 母体安全への提言2022 Vol.13

提言内容についてはホームページ参照。

(2) 胎児心拍数陣痛図の判読と解釈・対応

会員へ有料頒布を行った。

(3) 日産婦医会報「シリーズ医事紛争」

委員と医会報編集部会の協力を得て、関連冊子や判例体系などを利用して掲載した。
－令和5年－

4月号 急変回避のための入院義務を怠って帰宅させた過失が認定された事例

5月号 ホルモン補充療法治療中に乳癌を発症したことで治療開始前のリスク説明内容が争われた事例

6月号 採血・点滴に伴う神経損傷、トラブルにならない対応策は？

7月号 経膈分娩で肩甲難産となり、児の後遺症が生じた事例

8・9月号 ガイドラインの推奨を逸脱して吸引分娩術が実施された事例

10月号 【偶発事例報告事業より】レミフェンタニルによる和痛分娩中の呼吸停止により母児の急変となった例

11月号 【偶発事例報告事業より】妊娠初期血液検査で陰性確認後に先天梅毒を生じさせた事例

12月号 light-for-date児で脳性麻痺に至った事例

－令和6年－

1月号 早産から脳性麻痺となった児の母体搬送に関係した対応について争われた事例

2月号 【偶発事例報告事業より】摘出予定付属器の左右誤認で健側を摘出した事例

3月号 配偶者の同意を得ずに行った人工妊娠中絶を不服として訴訟・控訴した事例

10. 委員会・部会

医療安全委員会を1回開催して事業運営を図った。

第1回 令和6年3月28日 過門香 KITTE丸の内店

出席者：池田委員長 他18名

協議事項

(1) 偶発事例報告事業のWeb化に関する件

(2) わが国の妊産婦死亡事例の再解析ワークショップに関する件

B. 勤務医部会

勤務医委員会は17年前より、当時最悪の勤務状況として認識されていた産婦人科医師の状況を改善すべく、その勤務実態を明らかにするため、毎年全国の分娩取扱い施設を対象にアンケート調査を行ってきた。本年度もこれまでどおり調査し、産婦人科医療を取り巻く状況の変化を解析し、令和6年度より開始される「医師の働き方改革」に対応できるように、各種情報、統計を提供した。これまでの調査の積み重ねが「医師の働き方改革」を行うにあたり、対応が難しい産婦人科において色々な準備の参考となったことを願う。

また、令和4年より開設した、ホームページ内の「産婦人科勤務医の働き方改革支援サイト」の更なる充実も図り、会員の皆様の働き方改革に対する理解およびその対応についてのサポートに役立ったのではないかと考える。勤務医懇話会は、東海・北陸ブロックの各県医会推薦者を対象に現地とWebの併用で開催し、来る令和6年度の「医師の働き方改革」への対応について熱い討論がなされた。

この1年間の我々の活動が「医師の働き方改革」に役立ち、また、産婦人科医師のより良い働き方改革が行われるように願い、今後も勤務医委員会として活動を継続していきたい。

1. 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査

平成19年度に開始された本調査は、本年度で17回目となった。分娩取扱い病院947施設の産婦人科責任者に勤務環境を質問し、654施設から回答を得た（回答率69.1%）。昨年度より、令和6年度始動の「医師の働き方改革」への準備に関する設問を設けているが、令和5年夏時点で宿日直許可の取得済・取得予定の施設が7割を超えるなど準備が進んでいた。しかし、宿日直許可取得が勤務実態を正しく反映していない可能性があり、今後の勤務環境改善が危惧される状況であることも見て取れた。その結果は報告書「産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査報告」にまとめ、令和6年2月に発行した。この冊子は、アンケート送付施設・大学のほか、厚生労働省医政局、各都道府県知事、主要政党、日本医師会、各都道府県産婦人科医会・医師会勤務医部、日本産科婦人科学会・他学会等に合計2,600部を送付した。また、結果は令和6年3月の記者懇話会で発表した。

2. 産婦人科医の働き方改革情報サイト

令和4年11月より開設した「産婦人科医の働き方改革」をテーマとしたホームページの運営を通して2024年4月の時間外労働制限適用に向け、勤務医への幅広い支援を行った。働き方改革に関する情報提供や自己診断ツールに加え、勤務医懇話会の発表者へ記事執筆を依頼し各地域の現状を伝える事例紹介を順次掲載した。

3. 第49回日本産婦人科医会学術集会開催ブロック勤務医懇話会

本年度はシンポジウム形式の懇話会を東海・北陸ブロックの各県医会推薦者（7名）を対象に、Webを併用し金沢市で開催した。討議内容は「管理者・指導者に聞く医師の働き方改革への取り組み」であった。討論内容の要旨は「勤務医ニュース」No.85に掲載した。

4. 座談会の開催

全国で医師の働き方改革が進む中、医療現場における勤務時間の考え方、患者への対

応、自己研鑽という概念の捉え方など世代間における認識の違いが見受けられるようになってきた。今後の医療を考える上で、このジェネレーションギャップをまずは知ることから始め、今後ギャップを埋める作業が必須となると考えた。今回、各世代間の考えを知るきっかけを模索することを目的とし、令和5年8月5日に勤務医座談会をハイブリッド開催した。テーマは『医療現場のジェネレーションギャップ。その対応策を語り合おう』とし、卒後7年目から25年を超える先生にお集まりいただき、当直回数や当直明けの勤務態勢、外勤についての考え方などの世代間ギャップについて意見が交わされた。加えて、来年度から開始される働き方改革に対する思いについても忌憚ない意見交換をすることができた。

5. 「勤務医ニュース (JAOG Information)」の作成・発行

勤務医の抱えている問題点・将来展望などについて広報した。令和5年度は2回発行した。

(1) 勤務医ニュースNo.84 (令和5年11月1日発行・12頁)

- ・男性医師の育休取得率について
- ・勤務医委員会 座談会：『医療現場のジェネレーションギャップ。その対応策を語り合おう』
- ・産科の医療現場から見た『医師の働き方改革』のジレンマ～2022年度産婦人科勤務医の待遇改善アンケート結果より～
- ・その他

(2) 勤務医ニュースNo.85 (令和6年3月1日発行・12頁)

- ・『宿日直許可』どこまで伸びる？
- ・2023年度『産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査報告』の概要
- ・勤務医懇話会
- ・その他

6. 関連団体との連携

厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会等の各団体における活動に参画し、勤務医や女性医師に関連した各種施策について最新の動向を把握するとともに、本会の取り組みについて広報を行った。

7. 委員会

上記事業の円滑な推進を図るために勤務医委員会を4回開催した。

第1回 令和5年6月2日 Web会議

出席者：関口委員長 他13名

協議事項

- (1) 令和5年度事業推進に関する件
- (2) 勤務医座談会『医療現場のジェネレーションギャップ。その対応策を語り合おう』に関する件
- (3) 勤務医ニュースNo.84の編集に関する件
- (4) 勤務医懇話会（東海・北陸ブロック・金沢市）に関する件

第2回 令和5年9月22日 Web会議

出席者：関口委員長 他13名

協議事項

- (1) 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査に関する件
- (2) 勤務医ニュースNo.84の編集に関する件
- (3) 勤務医懇話会（東海・北陸ブロック・金沢市）に関する件
- (4) 勤務医ニュースNo.85の編集に関する件
- (5) 令和6年度事業計画、予算に関する件

第3回 令和6年1月19日 Web会議

出席者：関口委員長 他12名

協議事項

- (1) 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査報告の冊子配布先に関する件
- (2) 記者懇談会に関する件
- (3) 令和6年度事業計画、予算に関する件
- (4) 勤務医ニュースNo.85の編集に関する件
- (5) 令和5年度スケジュールに関する件

第4回 令和6年3月22日 アルカナ東京

出席者：関口委員長 他12名

協議事項

- (1) 令和5年度事業報告に関する件
- (2) 令和6年度スケジュールに関する件
- (3) 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査に関する件
- (4) 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査報告の配布に関する件
- (5) 勤務医ニュースNo.86の編集に関する件
- (6) 勤務医懇話会（九州ブロック・別府市）に関する件
- (7) 座談会に関する件

C. 医業推進部会

医業推進部会は、産婦人科医業を行う上での様々な課題とその対応策を医会員に情報提供していくことを目指している。令和5年度は出産費用の見える化や保険適用化検討開始などを受けて無床診療所問題小委員会、有床診療所問題小委員会各個ではなく委員会全体として、さらには他部会等と連携しながら医会全体として事業を行った。また広い地域から多様な意見を募るため、パンデミック収束後もZoomによるオンライン会議等を活用した。

1. 不妊治療保険適用後の診療内容、診療環境の変化についての調査

不妊症治療の保険適用化を受けて、不妊症の保険適用化後の実態を把握し具体的な問題点を抽出しその解決をはかることを目的にアンケート調査を実施した。

不妊治療保険適用後の診療内容、診療環境の変化についての調査2023

調査期間：2023年6月14日～9月30日

FAXデータ取扱不備のため、同8月10日に再送付を行い回答期限延長

対象：4,973施設：日本産婦人科医会施設情報データベース（2023年1月1日時点にて確認できた全施設）

調査方法：調査票の送付

回収率：2,570件（51.7%）（WEB1,926件（74.9%）、FAX644件（25.1%））

統計値算出はマイクロソフトエクセル[®]、エクセル統計[®]を使用

日本産婦人科医会倫理委員会承認（202305_2）

拳児希望の初診患者ならびにAIHの症例数は生殖補助医療を行う（ART）施設では増加傾向、一般不妊治療施設では減少傾向であった。AIHについてはART施設で若年化と収益面で減収がみられるなど、保険化が与えた影響は一般不妊治療施設とART施設とでは異なっていた。ARTの80%以上が保険診療で行われていたが、「超音波断層法の回数など保険上の制約を感じる、対応が困難」という意見もあるなど制度の理解・浸透が十分ではないこともわかった。この調査により（1）一般不妊施設とART施設が保険化で受けた影響の差異、（2）不妊専門医が保険化に対して持っている意見、（3）保険診療についてのさらなる周知啓発の必要性、の3点が確認できた。

調査票および調査結果：<https://www.jaog.or.jp/members/project/document/0201/>

2. 分娩費用の見える化への対応

今後の出産費用に関する諸種の課題と対策について幅広く検討し、特に喫緊の課題として「出産費用の見える化」についての対応にあたった。令和4年度後半に出産育児一時金増額とセットで開始されることになった「出産費用の見える化」に対して、本会としては厚労省研究などの場で単純に費用だけを羅列するような見える化には反対し妊産婦に適切な情報を提供するよう主張し、制度設計に反映することができた。会員にも妊産婦への適切な情報提供を呼びかけ最終的に分娩取扱施設からは95%を超える高い回答率を得たことは、本会を含む産婦人科医の代表が参画して今後の出産費用の支援のあり方を議論する審議会と同等の重みのある厚労省・こども家庭庁共同での検討会の設置に繋がったと考える。

見える化ウェブサイトについては、令和6年1月に試験サイトが立ち上がり3月には施設毎の掲載内容の確認が行われた。今後自院ホームページでも医療行為の必要性や費用の情報提供を適切に行うことが求められていることを啓発していく必要があり、伝達講習会でもこれらのことについて解説した。

3. メディカルスタッフ生涯研修会の開催

広く産婦人科医療に携る人たちを対象として、医療・看護水準の維持向上を図ることを目的とし、メディカルスタッフ生涯研修会を第49回日本産婦人科医会学術集会（石川県産婦人科医会担当・会場：金沢市）と併行して開催した。

日 時：令和5年10月8日（日） 8時30分～11時30分

場 所：ホテル日航金沢4階 鶴の間（金沢市）

出席者：役員4名、講師：6名、参加者：42名

プログラム

- 1) 開会の辞 福嶋恒太郎 常務理事
- 2) 挨拶 前田津紀夫 副会長
- 3) 講演：分娩監視装置モニターの読み方 長谷川潤一 常務理事
- 4) プレテスト解説
- 5) グループワーク

10グループに分かれて実際の分娩監視装置モニター波形を判読する。講師は1名が2グループを担当し、ファシリテーターとしてディスカッションを深めた。

- 6) グループ発表ならびに症例解説

グループワークでの波形判読結果とその際の臨床的対応をグループ代表者が報告する。長谷川教授がその報告を踏まえて症例解説した。

- 7) ポストテスト

- 8) 講評・閉会の辞 小林浩 常務理事

今回講師一人あたりの担当人数が減ったことで指導が充実した。次年度以降大会規模に応じた募集人数の設定を工夫していく必要がある。

4. 全国医業推進者伝達講習会の対応

医業経営に関する知見やアイデアを伝達するため各都道府県産婦人科医業推進担当者を対象として伝達講習会を開催した。緊急避妊薬OTC化の実証研究が開催されていることや、令和6年度から導入開始される医師の働き方改革に対応できるよう、これらを伝達講習会の議題として取り上げた。昨年度と同様に直接多くの会員に伝達されるようハイブリッド形式で行った。

日 時：令和6年3月24日（日）10：00～13：00

場 所：日本産婦人科医会・会議室とWeb開催（Zoom形式）併用

参加者：現地19名 Web119名

プログラム

（司会・進行：水本 賀文 幹事）

10：00 配布資料説明

10：05 1. 開会の辞（3分）

前田津紀夫 副会長

2. 会長挨拶（4分）

石渡 勇 会長

3. 医業推進担当常務理事挨拶（3分）

福嶋恒太郎 常務理事

10：15 4. <特別講演> 1

[座長：前田津紀夫 副会長]

「人のクセを理解するための行動経済学・ナッジ入門」（40分）

講演者：原 広司 先生（横浜市立大学国際商学部 准教授）
<質疑応答>（5分）

11：00 5. <特別講演> 2

「厚生労働省からみた最近の産婦人科医療の課題：医師の働き方改革について」（40分）

講演者：藤川 葵 先生（厚生労働省 技官）

<質疑応答>（5分）

11：45

休憩（10分間）

11：55 6. 連絡・協議

[座長：角田 隆 委員長]

1) 出産費用の見える化の状況報告と加速する超少子化への備え（15分）

福嶋恒太郎 常務理事

12：10

2) 不妊症保険適用による診療環境の変化－アンケート調査結果報告（15分）

松本 和紀 委員

12：25

3) 緊急避妊薬のスイッチOTC化の検討状況について（15分）

種部 恭子 常務理事

12：40

4) 総合討論・質疑応答（15分）

12：55 7. 閉会の辞

小林 浩 常務理事

13：00 閉会

5. 公的事業および医療政策に関する問題への対応

令和4年度末からの出産費用の保険適用化検討を受け、地域の周産期医療体制の堅持を一義に、懸念と課題を挙げるとともに慎重な議論が行われるよう働きかけを行っている。厚生労働省が実施した出産費用の価格改定調査では、費用の価格改定（値上げ）を行った施設が44%あり、令和5年春は過去に比し費用上昇は急峻であったが、その理由としては物価や人件費高騰などやむをえないものであることを説明して一定の理解を得た。一方、分娩費用の改訂の情報提供を行わなかったあるいは周知期間が短かった施設があったことについては、厚生労働省からも重ねて改善するよう依頼があり、都道府県、会員あてに改善を再通知した。今後は前述の見える化サイトの効果なども含めて保険適用化の議論がはじまるのにあわせ、会員施設のみならず妊産婦の不利益とならぬよう取り組んでいく。

6. 日産婦医会報「医療と医業」の頁

日進月歩の医療において知っておきたい情報は多事多様である。その中から、医業推進委員会として重要と思われる情報を医会報編集部と協議し、日産婦医会報「医療と医業」の頁にて会員に提供した。

－令和5年－

4月号 「第8回 母と子のメンタルヘルスフォーラム in 三重」

執筆者（以下敬称略）：前川 有香

5月号 「性教育指導セミナー開催に向けて（今年の静岡大会は?）」

執筆者：船津 雅幸

- 6月号 「性的同意」と性犯罪 ～2023年刑法改正に向けて～ 前編
執筆者：川本 一子
- 7月号 「性的同意」と性犯罪 ～2024年刑法改正に向けて～ 後編
執筆者：川本 一子
- 8・9月号 高崎市産科医等確保支援事業について
執筆者：角田 隆
- 10月号 令和5年度税制改正後の相続税対策と事業承継対策 その1
～認定医療法人制度の延長について～
執筆者：青木 恵一
- 11月号 令和5年度税制改正後の相続税対策と事業承継対策 その2
～認定医療法人制度の延長について～
執筆者：青木 恵一
- 12月号 わが国の母子健康手帳のこれから
執筆者：鈴木 俊治
- －令和6年－
- 1月号 産科有床診療所の事業承継の実際（M&Aを实践して）
執筆者：神野 佳樹
- 2月号 産婦人科におけるM&Aの現状について
執筆者：安井 聡彦
- 3月号 教育を専門とする産婦人科主任教授のキャリア
執筆者：磯部 真倫

7. 喫緊の問題に対し即時に対応できる体制の構築

産婦人科に関する医療制度に関して重要な問題が発生した場合は、即時に対応でき見解がまとめられる体制を適時構築し、執行部へ提言できるようにした。

なお会員への周知については医会報編集部会等関連部と協議した。

8. 関係各部および関連諸団体との連携

医業推進部会の事業に関連する諸問題については、本会内他関係部そして厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、全国有床診療所連絡協議会、日本看護協会、日本助産師会等の外部組織とも連携し、円滑な事業の推進を図った。

9. 委員会

以下のごとく医業推進委員会を4回開催した。

新型コロナウイルスのため、現地参加とZoomによるハイブリッド開催となった。

第1回 令和5年6月29日 本会会議室（Web併用会議）

出席者：角田委員長 他30名

協議事項

- (1) 日産婦医会報「医療と医業」のテーマ・執筆者（案）に関する件
- (2) 出産費用の見える化と保険適用に関する件
 - 1) 分娩料の定義に関する件
 - 2) 直接支払制度明細の書き方指針に関する件
 - 3) 見える化の進捗（厚労科研田倉班）に関する件

- 4) 保険適用化への対応と課題抽出の件
- 5) 施設のHPでの費用等の情報提供推進支援
- 6) 厚労省のアンケート調査への対応
- (3) 今後の調査活動に関する件
 - 1) 不妊症の保険適用化後の実態調査
 - 2) コロナウイルスに関する分娩施設支援
 - 3) 自治体による分娩施設支援の実態（高崎市など）

第2回 令和5年10月5日 本会会議室（Web併用会議）

出席者：角田委員長 他26名

協議事項

- (1) 日産婦医会報「医療と医業」のテーマ・執筆者（案）に関する件
- (2) 出産費用の見える化に関する件
- (3) メディカルスタッフ研修会の今後の開催に関する件
- (4) 伝達講習会のテーマに関する件
- (5) 過去HP掲載資料の再掲載と削除の検討に関する件

第3回 令和5年12月14日 本会会議室（Web併用会議）

出席者：角田委員長 他24名

協議事項

- (1) 日産婦医会報「医療と医業」のテーマ・執筆者（案）に関する件
- (2) 来年度の事業計画・予算案に関する件
- (3) 出産費用に関する件
- (4) 伝達講習会のテーマに関する件
- (5) 分娩取扱有床診療所を維持するのに必要なコストの算出に関する件
- (6) 嘱託医契約文書案のHP掲載に関する件

第4回 令和6年3月23日 本会会議室（Web併用会議）

出席者：角田委員長 他24名

協議事項

- (1) 日産婦医会報「医療と医業」のテーマ・執筆者（案）に関する件
- (2) 出産費用に関する件
- (3) 女性健康手帳に関する件
- (4) 令和6年度メディカルスタッフ研修会に関する件

10. 小委員会

以下のごとく作業部会を開催した。

開催者 福嶋恒太郎 常務理事

- 第1回医業推進作業部会 令和5年6月15日 本会会議室（Web併用会議）
- 第2回医業推進作業部会 令和5年9月21日 本会会議室（Web併用会議）
- 第3回医業推進作業部会 令和5年12月7日 本会会議室（Web併用会議）
- 第4回医業推進作業部会 令和6年2月15日 本会会議室（Web併用会議）

D. 医療保険部会

医療保険部会は令和6年度診療報酬改定に向けて医会の意見を取りまとめ、日本産科婦人科学会と連携しながら外科系学会社会保険委員会（外保連）、内科系学会社会保険連合（内保連）や日本医師会を通じて厚生労働省に要望を提出し、ヒアリングで医会の意見や要望を伝えた。

令和6年度診療報酬改定は、医師の働き方改革の推進、医療従事者の賃上げと医療DXの推進などが基本方針として示され、本体部分は+0.88%の引き上げとなったが、多くが賃金のベースアップに充てられている。また入院医療の基準や要件が見直され、入院医療機関にとって厳しい内容となった。今回から薬価の改定は4月1日、診療報酬改定の施行は6月1日に変更になった。6月1日から算定するためには、施設基準の届出を地方厚生局へ5月2日から6月3日までに提出する必要があると注意を要する。

医会の要望項目で婦人科関連では、一般不妊治療管理料の施設基準が医療機関単位から医師単位の基準になり要件を満たしやすくなった。抗ミュラー管ホルモン（AMH）については、検査の目的が卵巣の有する機能の評価および治療方針の決定に見直され不妊症患者に広く行えるようになった。また精子凍結保存管理料が新設され、対象とならない患者も選定療養として保険医療との併用が可能となった。不妊症以外でも、流産検体を用いた絨毛染色体検査や婦人科材料等液状化検体細胞診加算などが増点となった。一方以前から医会で要望していた流産手術の増点と遠隔NSTの検査料は今回も不採択であったが、次回以降も医業推進部会等と連携し要望していきたいと考えている。

令和6年度には出産費用の保険適用についての議論も始まる予定であるが、医会の意見を伝え産科医療が維持継続できるように、適切な診療報酬を獲得できるよう活動を進めていきたい。

1. 産婦人科診療報酬の適正化に向けた活動

診療報酬改定へのプロセスも変わりつつある中、産婦人科医療における最善の診療報酬点数のあり方を検討し、施設の機能分担と特徴を活かした適正な産婦人科診療報酬の確保を目指して、関係当局への提案、提言等を行った。

(1) 厚生労働省 医療技術評価のヒアリング 令和5年8月9日

プレゼンテーションの提案項目

- ・遠隔分娩監視装置によるハイリスク妊婦管理料

(2) 産婦人科社会保険診療報酬点数早見表

新点数早見表を作成し、ホームページに掲載する準備を行った。

2. 次期診療報酬改定への要望事項の整理と実現に向けた活動

令和6年4月に予定される診療報酬改定に向けて、ブロック医療保険協議会、各都道府県産婦人科医会、医療保険委員会などから提案された要望事項を整理し、日本医師会、外保連、内保連、日本産科婦人科学会などとの密接な連携のもとでの調整の他に、中医協における議論の経緯にも注視しつつ、時機にあった項目を重点的に再整理した。

3. ブロック医療保険協議会

(1) 北海道ブロック医療保険協議会

開催日：令和5年9月3日（日）

出席者人数：40名

本会出席者：谷川原 真吾、前村 俊満

提出議題：北海道8題

(2) 東北ブロック医療保険協議会

開催日：令和5年10月29日（日）

出席者人数：46名

本会出席者：福嶋 恒太郎、林 昌子

提出議題：青森県6題、岩手県9題、宮城県7題、秋田県7題、山形県14題、
福島県11題

(3) 関東ブロック医療保険協議会

開催日：令和5年10月22日（日）

出席者人数：112名

本会出席者：宮崎 亮一郎、宮国 泰香

提出議題：茨城県2題、栃木県1題、群馬県2題、埼玉県3題、千葉県5題、
東京都2題、神奈川県3題、山梨県2題、長野県2題、静岡県9題

(4) 北陸ブロック医療保険協議会

開催日：令和5年6月3日（土）

出席者人数：33名

本会出席者：宮崎 亮一郎、小島 淳哉

提出議題：新潟県3題、富山県3題、石川県3題、福井県3題

(5) 東海ブロック医療保険協議会

開催日：令和5年8月6日（日）

出席者人数：49名

本会出席者：谷川原 真吾、水本 賀文

提出議題：岐阜県11題、愛知県4題、三重県6題

(6) 近畿ブロック医療保険協議会

開催日：令和6年1月14日（土）

出席者人数：43名

本会出席者：宮崎 亮一郎、永石 匡司

提出議題：滋賀県3題、京都府3題、大阪府3題、兵庫県3題、奈良県2題、
和歌山県2題

(7) 中国ブロック医療保険協議会

開催日：令和5年8月20日（日）

出席者人数：56名

本会出席者：福嶋 恒太郎、齊藤 真
提出議題：鳥取県 5 題、島根県 2 題、岡山県 4 題、広島県 7 題、山口県 4 題

(8) 四国ブロック医療保険協議会

開催日：令和 5 年 8 月 27 日（日）

出席者人数：60 名

本会出席者：福嶋 恒太郎、宮国 泰香

提出議題：徳島県 11 題、香川県 18 題、愛媛県 7 題、高知県 6 題

(9) 九州ブロック医療保険協議会

開催日：令和 5 年 10 月 21 日（土）

出席者人数：27 名

本会出席者：谷川原 真吾、早田 英二郎

提出議題：福岡県 2 題、佐賀県 1 題、長崎県 1 題、熊本県 5 題、大分県 2 題、
宮崎県 3 題、鹿児島県 3 題、沖縄県 5 題

4. 各ブロック等の主な要望事項

- ・ TESE 以外の精子凍結も保険で算定できるようにして頂きたい
- ・ AMH を不妊検査始めから検査可として頂きたい
- ・ 精子凍結料新設を要望
- ・ ハイリスク妊産婦連携指導料の見直し
- ・ 周産期メンタルヘルスケア指導管理料の新設
- ・ 複数手術に係る費用の特例での腹腔鏡下癒着剥離術の適応拡大
- ・ 肥満患者における腹腔鏡下手術管理加算の新設の要望
- ・ 子宮頸がん液状化検体細胞診（LBC）加算の増点
- ・ 子宮頸部細胞診と HPV 検査の同時検査
- ・ ロボット支援手術の増点
- ・ PMS、PMDD に LEP の保険適応を認めていただきたい 等

5. 日産婦医会報による日本産婦人科医会会員への伝達の徹底

－令和 6 年－

3 月号 令和 5 年度社保の動き

6. 関連諸方面との連絡折衝

産婦人科医療保険診療の円滑な運用のために、日本産科婦人科学会、日本医師会、厚生労働省その他関係諸団体との連絡折衝を図った。

7. 委員会

下記のとおり医療保険委員会を 4 回開催した。

第 1 回 令和 5 年 4 月 22 日 本会会議室（Web 併用会議）

出席者：藤間委員長 他 32 名

協議事項

（1）分娩費用保険化に関する件

- (2) 分娩料及び同介助料の保険必携の記載変更に関する件
- (3) ART保険適用についてのアンケート調査に関する件
- (4) 令和5年度会議開催日に関する件
- (5) 委員提出議題
- (6) その他

第2回 令和5年9月2日 本会会議室（Web併用会議）

出席者：藤間委員長 他29名

協議事項

- (1) 不妊治療の体外受精の加算の取扱いに関する件
- (2) 委員会への質問事項
- (3) その他

第3回 令和5年11月11日 本会会議室（Web併用会議）

出席者：藤間委員長 他29名

協議事項

- (1) 令和6年度事業計画（案）に関する件
- (2) 委員提出議題
- (3) その他

第4回 令和6年3月9日 京王プラザホテル（Web併用会議）

出席者：藤間委員長 他32名

協議事項

- (1) 令和6年度会議開催日に関する件
- (2) 令和5年度事業報告（案）に関する件
- (3) 委員提出議題
- (4) その他

8. 部会

8回開催した。

VI. 事業支援部

A. 女性保健部会

本部会は思春期から中高年期の女性のライフステージに合わせた諸問題（周産期とがん関係を除く）を具体的に検討するため、2つの小委員会（思春期・性成熟期小委員会と更年期小委員会）を設置して社会や会員に必要な具体策や啓発情報を発信する活動を展開している。

新型コロナウイルス感染症の5類移行を受けて、性教育指導セミナー全国大会（静岡県）を現地開催（オンデマンド配信併用）し、次年度セミナー（奈良県）の開催準備を支援、性犯罪被害者支援に関連した警察・司法関係者や救急医学会等との意見交換会を開催した。また（一社）女性アスリート健康支援委員会と連携し、産婦人科医向け女性アスリート診療のための講習会を開催した。

「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」改訂版の普及促進、性教育講演用スライド「思春期って何だろう？性って何だろう？」の改定版を作成した。

また更年期障害と就労女性についての基礎的調査として、企業の健康管理担当者、産業医および保健師へのアンケート調査の検討と、企業の健康管理担当者、産業医および保健師向けに「産業医・保健師のための更年期婦人科相談マニュアル」を作成することを検討した。そのほか、既に本部会で作成した小冊子、性教育の資料などの広報活動にも努めた

1. 「日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会」

(1) 第45回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会

開催日時：2023年7月30日（日）8：45～15：55

オンデマンド配信：2023年8月4日12：00～8月25日17：00

場所：静岡県コンベンションアーツセンターグランシップ

参加者：（現地）326人（WEB）635人

メインテーマ：多様性に寄り添う性教育

静岡県産婦人科医会との綿密な準備のもとWEB形式にて開催された。

プログラム：

開会式

イントロダクション

船津クリニック院長 船津 雅幸

日本産婦人科医会常務理事 安達 知子

基調講演「多様性・教育×SDGs」

〔座長〕日本産婦人科医会常務理事 安達 知子

〔講師〕慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授 蟹江 憲史

教育講演1「DSDs：体の性の様々な発達（性分化疾患）の新しい基礎知識と性教育」

〔座長〕宮崎クリニック副院長 宮崎 千恵子

〔講師〕ネクスDSDジャパン主宰/日本性分化疾患患者家族会連絡会代表ヨヘイル

教育講演2「性別不合/性別違和～その歴史的経緯と診療～」

〔座長〕医療法人MAMMY1010（マミイト）木村産科・婦人科理事長・院長

木村 聡

[講師] きじまこころクリニック院長/関西医科大学精神神経科非常勤講師
織田 裕行

ランチョンセミナー「セックスをリスク因子と考える男子たちへ」

[座長] 静岡赤十字病院産婦人科部長 根本 泰子

[講師] 聖隷浜松病院リプロダクションセンター長/総合性治療科部長
今井 伸

シンポジウム「性教育の現場で開こう、多様性の扉」

[座長] 日本産婦人科医会常務理事 種部 恭子

[座長] EMICLE CLINIC (エミクルクリニック) 院長 谷内 麻子

[シンポジスト]

1. 地方で活動する団体が受け止める「セクシャルマイノリティ当事者」の現状
NPO法人しずおかLGBTQ+ 代表理事 細川 知子
2. 性の教育ユニバーサルデザイン～知的障害の生徒への伝え方～
カレッジまどか学長 國分 聡子
3. 発達障害の理解と支援～ニューロダイバーシティの視点から～
NPO法人えじそんくらぶ代表 高山 恵子
4. 闇の世界に必要な性教育

ラブサポーター/一般社団法人生き直し女性寮施設長 竹田 淳子

次回大会開催地紹介次回大会長挨拶 奈良県

閉会宣言

(2) 合同小委員会

開催日：令和5年9月7日(木)

場 所：日本産婦人科医会会議室/ZOOM

出席者：窪田大会会長 他28名

第45回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会(静岡)の報告と次期開催に向けての連絡等を行った。

(3) 第45回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会集録集を作成し、関係各所へ配布した。

(4) 次期開催担当県との打ち合わせ、今後の予定と誘致

令和6年度第46回日本産婦人科医会性教育指導セミナー、担当県：奈良県と委員会やメール等で打ち合わせを行った。

今後の予定

令和6年度第46回日本産婦人科医会性教育指導セミナー、担当・奈良県

令和7年度第47回日本産婦人科医会性教育指導セミナー、担当・埼玉県

令和8年度第48回日本産婦人科医会性教育指導セミナー、担当・宮崎県

令和9年度第49回日本産婦人科医会性教育指導セミナー、担当・高知県

令和10年度第50回日本産婦人科医会性教育指導セミナー、担当・本会

2. 小委員会の設置と活動

(1) 思春期・成熟期小委員会

(江夏小委員長、岡野・北村・佐藤・椎名・高橋・樋口各委員、野村・豊田両理事、宮国幹事)

1) 令和5年度第1回(通算16回)女性保健拡大部会

日時：令和5年10月18日(木)18:00～20:30

場所：本会会議室(Web併用会議)

出席者：野口委員長等本会女性保健委員会メンバー、被害者センター、弁護士、救急医、泌尿科医、内閣府、警視庁、警察庁等 計45名

意見交換：性暴力被害者への対応と今後の課題について

2) 「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」の活用

令和5年4月に改訂版を作成し、関係各所に配布・案内をし広報した。

3) 性教育講演用スライド「思春期って何だろう?性って何だろう?」2019年改訂版を広く広報し、次年度改定版作成に向けて準備をした。

性教育講演用スライド「思春期って何だろう?性って何だろう?」改訂版作成打合会

日時：令和6年3月20日(水・祝)10:00～19:15

場所：佐藤病院会議室

出席者：野口委員長、北村・佐藤・高橋各委員、安達常務理事、宮国幹事 計6名

4) 女性アスリート健康支援委員会と協力して、産婦人科医向け女性アスリート診療のための講習会を開催した。

(2) 更年期小委員会

(岡野小委員長、椎名・樋口・宮原各委員、中川理事、五十嵐幹事)

1) 企業の健康管理担当者、産業医および保健師へのアンケート調査を検討した。

2) 企業の健康管理担当者、産業医および保健師向けに、「産業医・保健師のための更年期婦人科相談マニュアル」を作成することを検討した。

3) 更年期と更年期障害に関するスライドの作成の準備をした。

3. 会員と次世代や患者とを結ぶ既存の小冊子活用と広報

(1) 既存の小冊子について、広報し、講演等で活用した。

1) 「ホルモン補充療法のすすめ」(平成11年3月刊)

2) 「骨粗しょう症に気をつけて」(平成12年3月刊)

3) 「わたしのピルノート」(平成14年1月刊)

4) 「赤ちゃんがほしいあなたと彼へ」(平成14年4月刊)

5) 「こうすればよくなる排尿のトラブルや性交痛の悩み」(平成15年3月刊)

6) 「すこやかな月経のために」(平成16年3月刊)

7) 「産婦人科医はあなたのライフパートナー」(平成17年3月刊)

HPVワクチンの定期接種を控えた年齢層の特にキャッチアップ接種に際し産婦人科受診を勧奨するため、令和4年3月に本冊子の修正・改訂を行い刊行した。

8) 「こうして治す更年期の気になる症状」(平成18年3月刊)

9) 「子宮内膜症と上手につきあおう」(平成19年3月刊)

10) 「気になるおりもの」(平成20年3月刊)

11) 「子宮がん検診 受けたことある?」(平成21年3月刊)

- 12) 「やせと肥満」(平成22年3月刊)
- 13) 「不正出血 なぜ? どうするの」(平成23年3月刊)
- 14) 「ホルモン補充療法(HRT)のすすめ-新版-」(平成24年3月刊)
- 15) 「オンナとオトコの産みドキ育てドキ働きドキ」(平成26年3月刊)

4. 関連諸団体との連絡提携・広報

厚生労働省や日本医師会、日本産科婦人科学会、日本薬剤師会はじめ関連諸団体との連絡・協調を密にし、円滑、多角的な事業運営に努めた。

また、令和5年11月15日に、石渡会長、安達常務理事、戸澤副幹事長、五十嵐幹事が文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課課長を訪問し、先行した「生命の安全教育」の事前モデル事業の成果、並びに、今後医会が進めていく包括的性教育に対する意見交換を行った。

5. 日産婦医会報による日本産婦人科医会会員への伝達の徹底

- 令和5年 -

4月号 第45回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会のご案内 第2報
学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル改訂版案内

6月号 第45回性教育指導セミナー全国大会 7月1日(土)正午より申込開始!

7月号 第175回記者懇談会 性教育-新たな発展に向けて

10月号 第45回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会
多様性に寄り添う性教育

12月号 女性アスリート診療のための講習会(産婦人科医向け)のご案内

- 令和6年 -

1月号 第180回記者懇談会 働く女性の健康支援-キャリアアップと更年期障害-

2月号 第46回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会開催案内(第一報)

6. 委員会

女性保健委員会を下記のとおり4回開催した。

第1回 令和5年5月26日 本会会議室(Web併用会議)

出席者:野口委員長 他22名

協議事項

- (1) 日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会に関する件
- (2) 本年度事業推進・小委員会での検討事項に関する件
- (3) その他

第2回 令和5年9月15日 本会会議室(Web併用会議)

出席者:野口委員長 他20名

協議事項

- (1) 日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会に関する件
- (2) 令和5年第1回女性保健拡大部会に関する件
- (3) 本年度事業推進・小委員会での検討事項に関する件
- (4) その他

第3回 令和5年12月15日 北大路八重洲茶寮

出席者：野口委員長 他13名

協議事項

- (1) 日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会に関する件
- (2) 本年度事業推進・小委員会での検討事項に関する件
- (3) 令和6年度事業計画に関する件
- (4) 女性保健の今後のスケジュール
- (5) その他

第4回 令和6年3月8日 本会会議室（Web併用会議）

出席者：野口委員長 他19名

協議事項

- (1) 日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会に関する件
- (2) 本年度事業推進・小委員会での検討事項に関する件
- (3) 令和5年度事業報告に関する件
- (4) その他

B. がん部会

がん部会では、①精度の高い子宮頸がん検診（HPV検査併用検診、液状化細胞診（LBC））の普及に向けた啓発活動、②9価HPVワクチンの接種率の向上に向けての活動、③妊婦健診での子宮頸がん検診の適正実施に関する検討、④乳がん検診のマンモグラフィ、超音波検査導入へ向けての活動、⑤子宮内膜LBC細胞診を用いた子宮体がん検診の実用化に向けた臨床試験の推進、⑥未受診者対策としての自己採取HPV検査の検討、⑦現状を踏まえたHPV検査の導入法についての啓発活動、⑧増加傾向にある子宮体癌、卵巣がん対策としての婦人科超音波検診プロジェクトの立ち上げ等について、がん対策委員会メンバーを中心として活動を行った。

また、厚生労働省並びに関連学会等の動向に注視し、諸団体との連携を保持しながら本年度も事業を展開した。

1. 精度の高い子宮頸がん検診（HPV検査併用検診、液状化細胞診（LBC））等の普及に向けた啓発活動を行った。

（1）婦人科超音波検診研究会

1) 第1回婦人科超音波検診研究会

第1回 令和5年7月27日 本会会議室（Web併用会議）

出席者：小澤委員長 他14名

協議事項：子宮がん検診に超音波検査を併用の意義に関する件

（2）本会・日本対がん協会共同事業

1) 栃木県子宮頸がん征圧セミナー

日にち：令和5年7月12日（水）

場 所：宇都宮東武ホテルグランデ

参加者：16名

テーマ：HPVワクチンのインパクトと接種推奨に向けて/子宮頸がん併用検診について

演 者：鈴木 光明（日本産婦人科医会常務理事）

2) 三重県子宮頸がん征圧セミナー

日にち：令和5年8月17日（木）

場 所：三重大学外来棟5階大ホール

参加者：現地：16名 Web：20名

テーマ：HPVワクチンのインパクトと接種推進に向けて/子宮頸がん併用検診について

演 者：鈴木 光明（日本産婦人科医会常務理事）

2. HPVワクチンの積極的接種再開に向けての啓発活動・政策提言

（1）MSD医学教育助事業助成

- ・子宮頸がんとHPVワクチンを正しく理解するための教材として動画を作成した。
- ・北海道・栃木・埼玉・神奈川・石川・三重・京都・福岡などで、作成した動画を使用して講演を行った。

3. 乳がん検診への積極的参加に向けての活動と支援

(1) 第33回乳がん検診用マンモグラフィ読影に関する講習会の開催

精中機構、日本産婦人科乳腺医学会と共催して講習会を開催した。

日 時：令和5年11月18日（土）12：30～19：35

令和5年11月19日（日）8：50～15：35

場 所：日本産婦人科医会 会議室

出席者：受講者32名、講師他8名、医会関係者5名

読影試験結果：受験者45名

A-S：0名、A：0名、B：11名、C：15名、D：6名

(2) 第8回産婦人科医のための乳がん検診参画に向けての講習会の開催

日本女性医学学会の全面協力を得て、第38回日本女性医学学会学術集会のプログラムの一つとして開催した。

日 時：令和5年12月3日（日）13：45～15：45

会 場：第4会場（あわぎんホール5階 小ホール）

参加者：会場約35名

プログラム：

座長：苛原 稔先生（日本産婦人科乳腺医学会理事長、日本産婦人科医会がん対策委員）

挨拶：鈴木 光明先生（日本産婦人科医会常務理事）

講演1：成育基本法からみた乳がん検診

高松 潔先生

（東京歯科大学市川総合病院産婦人科教授、日本産婦人科乳腺医学会副理事長）

講演2：マンモグラフィ読影試験合格に向けて

山川 卓先生（山川乳腺甲状腺クリニック）

講演3：乳房超音波試験合格に向けて（仮）

何森 亜由美先生（高松平和病院乳腺外科）

(3) 第3回妊娠・産褥期およびプレコンセプションにおける乳がんへの対応に関する講習会

日本乳癌検診学会の全面協力を得て、第33回日本乳癌検診学会学術総会のプログラムの一つとして開催した。

日 時：令和5年11月24日（金）10：10～12：10

場 所：福岡国際会議場

参加者：約70名

プログラム：

座長：関根 憲先生（日本産婦人科医会がん対策委員）

加藤 聖子先生（九州大学産婦人科教授、日本産婦人科乳腺医学会理事）

挨拶：鎌田 正晴先生（日本産婦人科医会がん対策副委員長）

講演1：妊娠合併乳がん診療の問題点

丹黒 章先生（日本乳癌検診学会理事長）

講演2：プレコンセプションにおける乳がん検診の意義

苛原 稔先生（徳島大学特任教授、日本産婦人科乳腺医学会理事長）

講演3：妊娠関連乳がん早期発見を目指して

加藤 栄一先生（日本産婦人科医会がん対策員）

講演 4：成育基本法から見た若年乳がんへの対応

関根 憲先生（日本産婦人科医会がん対策委員）

(4) 第17回超音波セミナーの開催

日本産婦人科乳腺医学会の全面協力を得て、乳がん検診への超音波導入の検討や指導医養成等への対応のため、第30回日本産婦人科乳腺医学会のプログラムの一つとして開催した。

会 期：令和6年2月25日（日）8：30～9：50

場 所：京王プラザホテル

参加者：約60名

演 題：症例に学ぶ（画像診断セミナー）

座長：大道 正英先生

演者：白石 英明先生

(5) 本会ホームページ乳がん検診研修コーナーの充実

日本産婦人科医会のI-Tube内に立ち上げた「乳がん検診研修コーナー」をトップページからアクセス可能とし、新たなコンテンツを追加した。

4. 対外活動・広報活動

(1) 意見書・要望書

- 1) 厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課長宛に子宮がん検診方法に関して意見書を提出した(9月21日)

日産婦医会発第 222 号

令和 5 年 9 月 21 日

厚生労働省 健康・生活衛生局
がん・疾病対策課長 西嶋康浩 殿

公益社団法人 日本産婦人科医会
会長 石渡 勇
がん部会担当常務理事 鈴木 光明
がん対策委員会委員長 小澤 信義



謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、本会業務へのご尽力に厚く御礼申し上げます。

さて、我々日本産婦人科医会会員(約1万1000人)は、政府の「異次元の少子化対策」に賛同し、産婦人科医として少子化防止に日々努力しています。

産科に関しては安全・安心・快適な分娩を目指した結果、周産期死亡率・妊産婦死亡率は世界のトップクラスを維持しています。

婦人科に関しては、HPV ワクチン接種と HPV 検査を導入した精度の高い子宮がん検診により子宮頸がんは予防可能となり、少子化対策に貢献できる目途がたちました。

英国、北欧諸国等は、HPV ワクチン高接種率と検診高受診率の効果で、すでに子宮頸がんは撲滅状態(罹患率6)となり、子宮摘出は激減しました。その結果、子宮頸がん予防の重点をワクチン接種とし、検診は費用対効果の良い方法に移行しました。しかし、ワクチン接種率、検診受診率ともに低いわが国は、未だに罹患率16と高い状態が続いています。そのため子宮摘出を余儀なくされている若年女性が数多くおります。また HPV ワクチンは14歳前後に接種するため、その効果が結実するまでには10年以上かかります。

以上のようなわが国の現状を鑑み、日本産婦人科医会は子宮がん検診方法に関して下記のように要望致しますのでご検討賜りますようお願いいたします。

謹白

記

- 日本産婦人科医会は2011年に精度の高い子宮がん検診として HPV 検査/細胞診併用検診(以下併用検診)を提唱し、全国に啓発活動を行ってきました。その結果、現在230を超える市町村が併用検診(HPV検査上乘せ検診を含む)を実施し、子宮頸がん罹患率の減少という好結果が得られています。これらの市町村に混乱が起きないためにも併用検診の存続をお認め戴きたい。わが国の子宮頸がん罹患率は現在16.8と高く、少なくともこれが6以下に低下するまでは、細胞診/HPV検査併用検診(HPV検査上乘せ検診を含む)をお認め戴きたい。
- 5年間隔の HPV 検査単独検診は時期尚早と考えます。
HPV 検査単独法(5年間隔)は子宮がん検診受診率、HPV ワクチン接種率がともに高く、すでに子宮頸がん罹患率が低い国のエビデンスから得られたものであり、わが国の実情とはかけ離れていると考えます。

補足説明

- 1) 子宮頸がん検診の目的は他のがん検診と趣を異にしています。

子宮頸がんは原因、自然史、予防策、前がん病変の治療が確立しているため、浸潤がんを予防できる唯一のがんといえます。WHOをはじめ、世界はがん予防に動いています。したがって死亡率減少だけでなく、罹患率減少も目的とすべきと考えます。

また近年、若年者の子宮頸がんの増加が著しいため少子化対策上も早期発見により子宮摘出の回避が重要です。そのためには細胞診と HPV 検査の併用による見逃しの少ない検診が必要と考えます。

- 2) 子宮頸がん検診の到達目標は、子宮頸がん罹患率6以下を目標とすべきではないでしょうか。

わが国の現在の子宮頸がん罹患率は16.8、と非常に高い現状です。罹患率6以下にするためには HPV 検査単独検診（受診率80%）では無理であり併用検診が必要です。

わが国においては5年間隔の HPV 単独検診の運用実績がなく、効果も不明です。また、組織型検診体制が確立していないために、5年後に確実に受診させる仕組みと実績がないことが課題です。

因みに、HPV 検査は試薬によって、感度・特異度に差があり、偽陰性の頻度にも違いがあります。

また HPV 検査は子宮頸部腺癌に低感度であることにも注意を要します。

- 3) 子宮がん検診の現場に配慮していただきたい。

子宮がん検診の現場では常に見逃しによる訴訟を心配しながら実施しています。

責任は実施主体の市町村とされていますが、矢面に立つのは直接検診を行う医療現場です。

そのためにもできるだけ見逃しの少ない検診方法が望まれます。

(参考)

子宮頸がん（浸潤癌）の HPV 陰性率は5-18%と報告されています。

日本では年間約10,000人の子宮頸癌が確認されていますが、HPV単独検診での HPV 陰性率を約15%とすると、この検診法では年間約1,500人の癌の発見が遅れる可能性があります。HPV ワクチンの効果が期待できない今後10年間において、15,000人の癌の発見が遅れることとなります。細胞診を併用した場合は、このがん発見の遅れを減少させることが可能です。また、細胞診の併用によって、子宮体癌が発見されることもあります。

前癌病変である CIN3（高度異形成と上皮内癌）の HPV 陰性率は約5%と報告されています。

日本での CIN3 を年間約70,000人（浸潤癌の7倍）とすると、その約5%に相当する3,500人が HPV 検査単独では陰性になると推定されます。今後の10年間では約35,000人の発見が遅れ、早期治療の機会を失い、侵襲的な手術を受けることとなります。細胞診を併用することにより、子宮摘出、深い円錐切除を少なくすることが可能です。少子化対策の観点からも、細胞診/HPV 検査併用検診を勧めるべきと考えます。

2) 厚生労働大臣武見敬三氏宛に子宮頸がん排除への施策に関する要望書を提出した
(12月14日)



令和5年12月14日

厚生労働大臣 武見 敬三 殿

公益社団法人 日本産婦人科医会
会長 石渡 勇
(公印省略)

公益社団法人 日本産科婦人科学会
理事長 加藤 聖子
(公印省略)

公益社団法人 日本医師会
会長 松本 吉郎
(公印省略)

子宮頸がん排除への施策に関する要望書
(HPVワクチン接種の更なる推進に関する要望)

平素よりがん対策事業の推進に関しては格別のご理解とご配慮を賜り感謝申しあげます。

さて、子宮頸がんはHPVワクチンとHPV検査を導入した精度の高い検診により、今や“予防できるがん”“排除(elimination)できるがん(WHO)”と位置づけられています。しかし、日本においては欧米とは異なり子宮頸がんの患者数は増加し続けています。その原因として、HPVワクチンの積極的接種勧奨が再開されたものの接種が低迷していること、また、子宮頸がん検診受診率が低いことに加え、HPV検査が未普及であるなど実効性のある検診体制の確立が遅延していることがあげられます。

このようなわが国の現状に鑑み、日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会、日本医師会は「HPVワクチン接種の更なる推進」への方策に関し、下記要望いたします。

記

HPVワクチン接種の更なる推進に関する要望

1) キャッチアップ接種の更なる推進

HPVワクチンの接種を逃した方のための接種（キャッチアップ接種）については、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分化学会副反応検討部会の資料によると、2022年度の接種者数は第1回 304,737人/第3回 157,068と報告されています。現状の接種数から勘案すると対象者全体への接種完了は見込めない状況にあります。

- ✓ より多くの対象者への接種推進に向けて、更なる積極的な情報発信（リーフレット・接種券の繰り返し送付の徹底、SNS）等、キャッチアップ接種周知のための施策の充実をお願いいたしますとともに、今後の接種状況を踏まえ、必要に応じてキャッチアップ実施期間の延長をお願いいたします。
- ✓ 就学・就職等により住民票所在地外に居住されている方への手続き上の配慮をお願いいたします。

2) 男性への接種の推進

日本においても2020年12月に4価HPVワクチンの男性接種が承認され、2022年8月4日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分化学会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会において、定期接種化を検討していくことが提案されましたが、2023年9月時点でも検討は開始されていません。

一方、米国、オーストラリアをはじめ約50の国と地域において、すでに男性も定期接種としています。本ワクチンは子宮頸がんだけでなく、中咽頭がん、肛門がん、陰茎がんにも効果が確認されており男性にも有用です。また男性も接種することで集団免疫効果により女性の子宮頸がん等の予防効果の上昇にもつながります。

- ✓ 本ワクチンの男性への定期接種化の速やかな検討と、より大きな予防効果が期待できる9価ワクチンの男性への適応追加の承認申請があった場合の迅速な審査を要望します。

3) 公益社団法人日本医師会会長松本吉郎氏宛に子宮頸がん検診に関する日本産婦人科医学会の考え方を提出した（1月31日）

令和6年1月31日

公益社団法人日本医師会
会長 松本 吉郎 殿

公益社団法人 日本産婦人科医学会
会長 石渡 勇
がん部会担当常務理事 鈴木 光明
がん対策委員会委員長 小澤 信義

子宮頸がん検診に関する日本産婦人科医学会の考え方

子宮頸がん検診における細胞診と HPV 検査の併用（細胞診/HPV 検査併用検診（3年毎）、HPV 検査上乘せ検診（日本産婦人科医学会 2021年3月））に関する件

日本産婦人科医学会の諸事業に対し、ご指導とご協力に厚く感謝申し上げます。

今般、厚生労働省健康局長通知[がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針（暫定版）]が令和5年12月4日に発出されています。今回の指針では30-60歳の女性には HPV 検査単独法（5年に1回）だけが推奨され、細胞診・HPV 検査併用法（以下「併用法」）は削除されています。この背景は国立がん研究センター作成・有効性評価に基づく子宮頸がんガイドライン（2019年版）において、HPV 検査単独法が推奨グレードA、併用法が推奨グレードCとされたためと考えられます。本ガイドラインによれば併用法は HPV 検査単独法に比べて偽陽性者数が多く、不利益が大きいと説明されています。

医学会が実施した国内の併用法実施自治体 115, 273 例の検討結果では、併用法は、子宮頸がん・前がん病変の発見数の増加という大きな効果が確認されただけでなく、要精検率は 3. 1%（検診 1, 000 人あたり 31 人）にとどまっています（Int J Gynaecol Obstet 2021 Oct4. doi:10. 1002/ijgo. 13961）。

また本ガイドラインでは併用法の浸潤がん減少効果という大きな利益が考慮されておりません。本ガイドラインによれば、1, 000, 000 人年あたり浸潤がんの発生の絶対イベント数は、細胞診の 112 人に対し、HPV 検査単独法は 96 人、併用法は 64 人となっています。併用法による浸潤がん罹患数は細胞診に比べ 43%減少していますが、HPV 検査単独法では 14%の減少にとどまります。したがって併用法には浸潤がん減少効果という大きな利益があると考えられます。

欧米に比べ子宮頸がん罹患率・死亡率が高く、検診受診率が低い本邦においては、HPV 検査単独法（5年に1回）だけを推奨するのではなく、できる限り見逃しの少ない検診、すなわち細胞診と HPV 検査の併用（HPV 検査上乘せ検診、細胞診・HPV 検査併用検診（3年毎））を当面（子宮頸がん罹患率が少なくとも 10 万人あたり 6 以下に低下するまで）容認すべきと考えます。

ご理解のほど宜しくお願いします。

(2) 医会報等

－令和5年－

7月号 第33回乳がん検診用マンモグラフィ読影に関する講習会開催案内

11月号 第178回記者懇談会「女性のライフステージでがん検診を考える」

－令和6年－

1月号 第30回日本産婦人科乳腺医学会 医会共同プログラム案内

2月号 羅針盤 HPV検査単独検診は時期尚早

3月号 第182回記者懇談会「これからも女性の健康を願って」

(3) 記者懇談会

第178回記者懇談会

開催日：令和5年10月11日

懇談テーマ：「女性のライフステージでがん検診を考える」

(1) プレコンセプションおよび妊産婦の乳がん検診の啓発と普及 ～成育基本法の観点から～

担当：鎌田正晴がん対策委員会副委員長

(2) 5年毎のHPV検査単独検診で日本の女性を守れるか?! －子宮頸がん検診における厚労省の見解を受けて－

担当：鈴木光明常務理事

第182回記者懇談会

開催日：令和6年2月14日

懇談テーマ：「これからも女性の健康を願って」

(1) HPV単独検診は時期尚早

担当：鈴木光明常務理事

(2) 5年間隔のHPV検査単独検診は時期尚早である

担当：小澤信義がん対策委員会委員長

(3) 埼玉県の取り組み

担当：高野政志埼玉県産婦人科医会理事

5. 関連諸団体との連携

関連諸団体（厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本乳癌検診学会、日本対がん協会、日本産婦人科乳腺医学会、「乳がん・子宮頸がん検診促進議員連盟」、「子宮頸がん征圧をめざす専門家会議」等）に職責を含む委員・役員等の派遣に努め、情報把握、婦人科検診事業等について連携・協調・啓発活動を円滑に行った。

6. 委員会

がん対策委員会を2回開催して事業運営を図った。

第1回 令和5年6月1日 本会会議室（Web併用会議）

出席者：小澤委員長 他25名

協議事項

(1) 婦人科超音波検診研究会議の立ち上げ・子宮がん検診への経膈超音波検査導入に関する件

- (2) MSD 医学教育助成により HPV ワクチン普及に関する件
- (3) 医会施設調査にコルポまたはコルポ生検実施の有無を伺う項目を追加する件
- (4) 第33回乳がん検診用マンモグラフィ読影に関する講習会（令和5年度）に関する件
- (5) 第3回妊娠・産褥期およびプレコンセプションにおける乳がん検診に関する講習会（第33回日本乳癌検診学会内（2023.11.24））に関する件
- (6) 第8回産婦人科医のための乳がん検診参画に向けての講習会（第38回日本女性医学学会学術集会内（2023.12.3））に関する件
- (7) 第19回研修セミナー（超音波セミナー）（第30回日本産婦人科乳腺医学会内（2024.2.25））に関する件
- (8) がん対策委員会開催日に関する件
- (9) その他

第2回 令和6年1月11日 本会会議室（Web併用会議）

出席者：小澤委員長 他26名

協議事項

- (1) 婦人科超音波検診研究会議・子宮がん検診への経膈超音波検査導入に関する件
- (2) 第19回研修セミナー（超音波セミナー）（第30回日本産婦人科乳腺医学会内（2024.2.25））に関する件
- (3) 令和6年度事業計画・予算に関する件
- (4) がん対策委員会開催日に関する件
- (5) その他

C. 母子保健部会

わが国の周産期医療を取り巻く環境は厳しさを増している。そのような中、周産期医療における問題点を抽出して分析し、その解決策を提示し、その解決に向けて取り組むことが母子保健部会の使命であり、母子保健の更なる向上に向けた活動を行った。

妊産婦メンタルヘルスケアについては本年度も最重点テーマとの位置付けで取り組んだ。

母と子のメンタルヘルスケア研修会の開催を推進すると同時に、昨年度行ったアンケート調査の結果に基づきフォローアップのための研修会を開催した。さらに定期的に行っているメンタルヘルスケア推進にむけてのアンケート調査では、産婦健診の公的補助の普及、メンタルヘルスチェックにかかる時間とマンパワーへの対応、精神疾患合併妊産婦や特定妊婦への対応など様々な課題があることが確認された。さらに本年度は令和5年版自殺対策白書において初めて全国の妊産婦の自殺者数が公表されたが、これについて関連団体と協働でさらなる検討を行うと同時に、自殺予防のための取り組みを開始した。

新生児聴覚検査の公的支援の拡充に向けた活動として、「分娩取扱医療機関向けの新生児聴覚検査についてのアンケート調査」を実施し、施設のある自治体で公費補助のある自治体の割合が78.8%と上昇していることを確認した。

HTLV-1母子感染予防対策としては、HTLV-1のスクリーニングで陽性となった妊婦とその子どものフォローアップ体制の構築を目的に、東京産婦人科医会および東京小児科医会と連携し、東京をモデル地域としたキャリア妊婦の相談窓口の基幹施設を設置するとともに、東京産婦人科医会のホームページで相談先を広報するなどの取り組みを開始した。

また、本年度も性の健康医学財団の依頼を受け、「妊娠中の梅毒感染症に関する実態調査」を行った。

その他、NCPR講習会支援、健やか親子21推進協議会参加団体としての活動は従来どおり継続して行った。

1. 妊産婦メンタルヘルスケア推進に向けての事業

本会の重点事業として、妊産婦のメンタルヘルスケア体制構築の推進に努めた。また、都道府県産婦人科医会における本事業の推進を支援した。

(1) 第8回「母と子のメンタルヘルスフォーラム in 三重」

日 時：令和5年6月4日（日）10：00～16：35

場 所：都ホテル四日市

参加者：参加登録人数359名

プログラム：

(1) 開会式

医会会長挨拶

日本産婦人科医会会長 石渡 勇

来賓挨拶

三重県知事 一見 勝之

来賓挨拶

参議院議員 吉川ゆうみ

来賓挨拶

四日市市長 森 智宏

来賓挨拶

三重県医師会会長 二井 栄

大会会長挨拶

三重県産婦人科医会元会長 森川 文博

(2) 基調講演

－周産期メンタルヘルスと養育的ケア－ライフコースを通じた親子支援に向けて－

座長 三重大学医学部産科婦人科学教室教授 池田 智明
九州大学病院子どものこころの診療部特任准教授 山下 洋

(3) 教育講演

周産期メンタルヘルスにおける自殺予防
－産後うつ病を理解しガイドラインを活用する－

座長 さがらレディースクリニック院長 相良 洋子
順天堂大学医学部附属順天堂越谷病院院長 鈴木 利人

(4) ランチョンセミナー（共催：ハーゼスト株式会社）

エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS: Edinburgh Postnatal Depression Scale）の取扱い

座長 三重県産婦人科医会顧問 紀平 正道
医療法人HiROO 広尾レディース院長 宗田 聡

(5) シンポジウム①

周産期メンタルヘルスの現状と課題

座長 昭和大学医学部産婦人科学講座教授 関沢 明彦
三重大学医学部産科婦人科学教室准教授 田中 博明

1) 産婦人科と精神科の連携における問題点（アンケート調査より）

三重県産婦人科医会顧問 紀平 正道

2) 母子のメンタルヘルスケアの実際と課題

三重大学医学部附属病院周産母子センター母性棟看護師長 森實かおり

3) 周産期メンタルヘルス長野県の取り組み

信州大学医学部周産期のこころの医学講座創設・特任講師 村上 寛

4) 総合討論

(6) シンポジウム②

今だからこそ、心に寄り添う

「親子支援－みえ出産前後からの親子支援事業を通して－」

座長 日本医科大学女性生殖発達病態学分野大学院教授 鈴木 俊治
三重県産婦人科医会元会長 森川 文博

1) 産科からはじまる親子支援－三重県独自の協力医療機関との連携システム－

伊勢赤十字病院産科部長 前川 有香

2) 三重県における妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

三重県子ども・福祉部次長兼子ども政策総括監 西崎 水泉

3) 親子支援－みえ出産前後からの親子支援事業を通して－

医療法人彰仁会落合小児科医院院長 落合 仁

4) ソーシャルワーカーの視点－心に寄り添うチーム医療と地域連携の構築－

三重県中央医療センター医療ソーシャルワーカー 林 眞砂子

5) 総合討論

(7) 総括

大会事務局代表 榎本 尚助

(8) 次期開催県挨拶

滋賀県産婦人科医会会長 野村 哲哉

(9) 閉会挨拶

三重県産婦人科医会会長 小畑 英慎

(2) 「母と子のメンタルヘルスケア研修会」の開催促進

1) 本会主催の「母と子のメンタルヘルスケア研修会」の開催

本年度は入門編、基礎編、応用編（指導者講習会）研修会を各1回開催した。

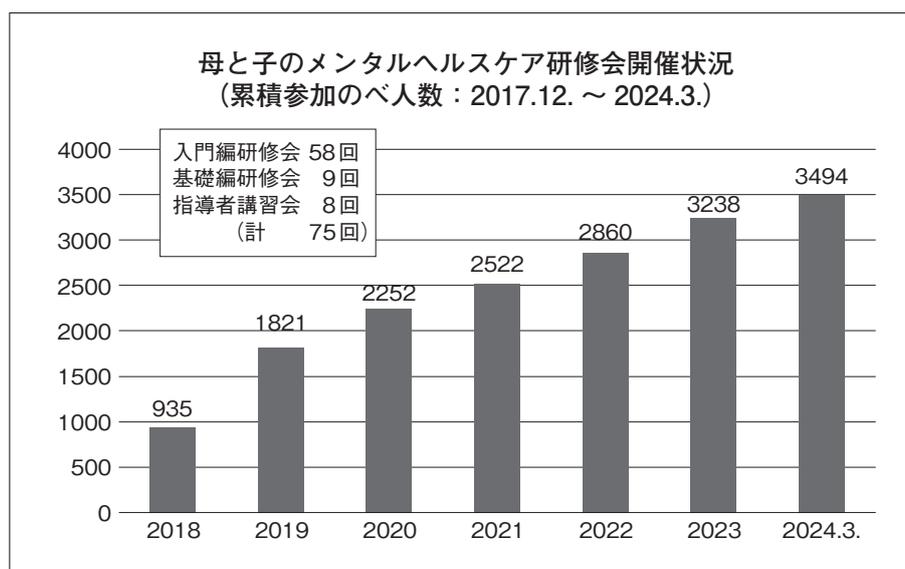
- <入門編> 令和5年6月3日（土） ユマニテクプラザ 受講者20名
- <基礎編> 令和6年1月20日（土） 日本産婦人科医会 受講者47名
- <応用編> 令和6年1月21日（日） 日本産婦人科医会 受講者28名

基礎編研修会の折に都道府県担当者とのオンライン連絡会を開催し、現在までの研修会開催状況やフォローアップ研修（後述）について報告すると同時に、さらなる研修会の開催をお願いした。

2) 地域研修会の開催促進

本年度開催された地域研修会（入門編）の一覧を以下に示す。

年	月日	主催者	参加者	開催形式
2023	7. 8	愛知県産婦人科医会	22	現地開催
	9. 3	滋賀県産婦人科医会	56	現地開催
	11. 5	愛媛県産婦人科医会	9	オンライン
	11.23	福井県産婦人科医会	23	現地開催
	11.26	兵庫県産婦人科医会	19	現地開催
	12. 9	母子愛育会愛育研究所	46	オンライン
2024	2.11	埼玉県産婦人科医会	24	現地開催
	2.18	福岡県産婦人科医会	72	現地開催
	3. 9	京都産婦人科医会	46	現地開催
	3.17	新潟県産婦人科医会	39	現地開催
		計 10 回	356	



3) スーパーバイザーの増員

研修会開催促進に伴い、スーパーバイザー（SV）の精神科医の負担が大きくなってきたため、現在のSVの推挙により、この領域に精通した6名の精神科医に新たなSVとしてご協力いただくことになった。新SVの先生方には、既に従来のSVに同行して「母と子のメンタルヘルスケア研修会」の指導にあたっていただいている。

吉田 敬子（メンタルクリニックあいらす）
山下 洋（九州大学精神科子どものこころの診療部）
清野 仁美（兵庫医科大学精神科神経科学）
菊池 紗耶（東北大学医学系研究科精神神経学分野）
竹内 崇（東京医科歯科大学精神科）
安田 貴昭（埼玉医科大学総合医療センターメンタルクリニック）
山根 謙一（九州大学精神科子どものこころの診療部）

《新SVの先生方》

高塩 理（昭和大学病院附属東病院精神神経科）
岡島 由佳（昭和大学保健管理センター）
小林奈津子（東北大学病院精神科）
須田 哲史（国家公務員共済連合会立川病院）
武藤 仁志（武蔵野赤十字病院心療内科・精神科）

(3) フォローアップ研修の開催

昨年度に行ったアンケート調査において、「研修会後も継続的に研修できるようなシステム」に対する要望が多かったことをうけて、本年度は研修会に参加したことのある方を対象にフォローアップ研修を開催した。プログラムは下記に示すとおりで、①参加者から募集した事例を様々な立場の専門職がコメントする事例検討、②妊産婦死亡報告事業に報告された自殺事例の紹介、③講義とグループワークで学ぶ認知行動療法の基礎、の3つの部分で構成した。研修会後のアンケート調査では7割近い参加者が「とても勉強になった」と回答していたが、特に実際の事例についてグループワークで検討するという経験が有意義だったという回答が多く見られていた。「母と子のメンタルヘルスケア研修会」で学んだ内容を実際の症例に生かしていくためには、このようなフォローアップ研修の場を継続的に開催していく必要があると考えられた。

日時：令和5年10月22日（土）

場所：日本産婦人科医会会議室

参加者人数：39名

プログラム：

(1) 開会挨拶

(2) 参加者から募集した事例検討とグループワーク、専門職からのコメント

コメンテーター	九州大学こどものこころの診療部	山下 洋（精神科医）
	日本医科大学	鈴木俊治（産科医）
	宮城大学看護学科地域看護学	村中峯子（保健師）

	濟生会横浜東部病院	相川祐里 (助産師・心理師)
	東京医科歯科大学病院	伊藤亜希 (MSW)
総括	メンタルクリニックあいらす	吉田敬子 (精神科医)
事例① 胎動自覚の不安を訴え頻回受診に及んだ妊婦	松田母子クリニック	晴山路子
事例② 発達障害・双極性障害のある母親	ゆりかごファミリークリニック	大藤佳子
事例③ 望まない妊娠・出産	東海大学八王子病院	立川里枝
(3) ランチョンセミナー		
「自殺予防のために」～実際の自殺症例から～		
		症例提示 星 幹事
コメンテーター	埼玉医科大学総合医療センターメンタルクリニック	安田貴昭
(4) 認知行動療法の基礎		
講師	国立精神・神経医療研究センター・認知行動療法センター顧問	
	認知行動療法研修開発センター理事長	大野 裕
(5) 閉会挨拶		

(4) メンタルヘルスケア推進に関するアンケート調査 (令和5年度)

本年度は令和5年3月～5月にかけて行った調査結果 (令和5年3月1日時点における状況) をまとめ、本会HPで会員に報告すると同時に、記者懇談会で公表した。今回の調査は、全国の分娩取扱い医療機関2,096施設に対して行われ、1,398施設から回答を得た (回収率 67.4%)。

本年度の調査結果から、妊産婦のメンタルヘルスケアは着実に広がっていることが明らかになったが、同時にこれをさらに進めていくためには、産後健診の公的補助の普及、メンタルヘルスチェックにかかる時間とマンパワーへの対価、精神疾患合併妊産婦や特定妊婦への対応、ウィズコロナ時代の新しい妊産婦支援の方法、産後ケア事業拡大のための対策、夫やパートナーへの支援など、様々な方向から取り組んでいく必要性が確認された。(https://www.jaog.or.jp/about/project/document/230711/)

(5) メンタルヘルスケア推進に関するアンケート調査 (令和6年)

本年度も継続して表記調査を計画した。令和6年3月に全国2,013の分娩取扱い施設にアンケート調査を依頼し、結果については令和6年度に解析・報告予定である。

(6) 妊産婦の自殺についての検討

令和5年度自殺対策白書に妊産婦の自殺についてのデータが初めて公表された。妊婦の自殺は20歳代に多く、未婚の割合が高く、交際問題が主要な動機であること、産後の自殺は30歳代、40歳代に多く、家庭問題や健康問題が主要な動機であり、妊娠中と産後で状況に大きな違いのあることが示された。このことを受け、いのち支える自殺対策推進センター (JSCP) と妊産婦の自殺についてのデータの詳細解析と提言の発出に向けて、医療安全委員会とも連携して協議を行った。

(7) 妊産婦の自殺予防に対する取り組み

1) 動画シリーズ「妊産婦の自殺を防ぐために」(基礎知識編)の作成

産科医療機関のスタッフに自殺予防のための基本的な知識を知っていただくことを目的に動画を作成し、医会HP「妊産婦の自殺を防ぐために」にアップした。動画の作成にあたっては、東京医科歯科大学精神神経科リエゾン精神医学の竹内 崇先生にご協力をいただいた。

(<https://www.jaog.or.jp/prevent/>「妊産婦の自殺を防ぐために」基礎知識編/)

2) 「妊産婦と家族のためのリーフレット」の作成

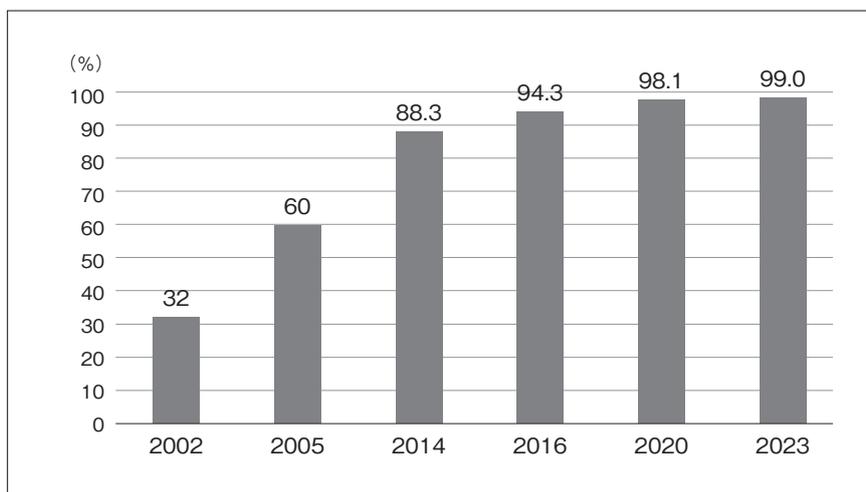
日本臨床救急医学会、日本母体救命システム普及協議会(J-CIMELS)の協力を得て、周産期の精神的な不調や自殺について妊産婦やその家族に対する啓発のためのリーフレットを作成し、医会HP「妊産婦の自殺を防ぐために」にアップした。

(<https://www.jaog.or.jp/wp/wp-content/uploads/2024/01/240131.pdf>)

2. 新生児聴覚検査の公的支援に向けた活動

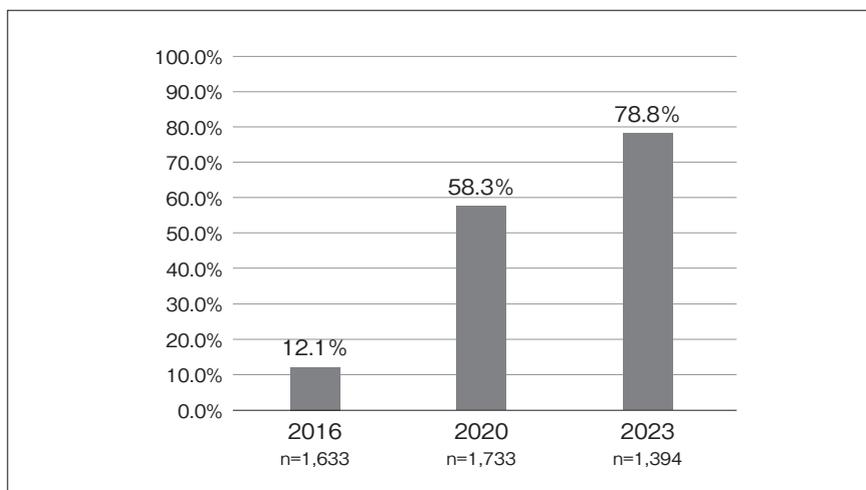
新生児聴覚検査への公費補助の実現と充実のための活動の一環として、産科医療機関における新生児聴覚検査の状況を把握するために、2020年に引き続き、令和5年3月～5月に「新生児聴覚検査に関するアンケート調査」を行った。全国2,096の分娩取扱い施設に対して調査用紙を郵送して1,408施設から回答(回答率68.0%)を得た。その結果、新生児聴覚検査の実施可能施設率は99.0%となったものの、分娩数が100以下の施設では92.1%と低めであった。検査実施を希望者のみとしている施設は周産期センターで55.7%、病院で42.9%と高い傾向にあり、希望を聞いている施設での検査実施率が80%以下の施設も5%程度で認められ、受検しない理由として自己負担があることが指摘された。

図1. 新生児聴覚検査の実施可能施設率の年次推移



次に、施設のある自治体での公費補助率については、2023年3月時点で78.8%の自治体で公費補助があることが判明し(図2)、公費補助が急速に各地域で行われるようになったことが確認できた。公費補助のある自治体での公費補助の中央値は3,000円であり、回答者の半数は公費補助の増額を希望し、公費補助の希望額の中央値は6,000円であった。

図2. 施設のある自治体での公費補助率（令和5年3月現在）



聴覚検査の使用機器については自動聴性脳幹反応（Automated Auditory Brainstem Response, AABR）と耳音響放射（Otoacoustic Emissions, OAE）があるが、OAEとAABRでは検査部位が異なり、OAEは内耳機能（外有毛細胞）までを評価する一方で、AABRは脳幹までを評価する。そのため、聴神経以降で障害のある場合にAABRではリファアになるものの、OAEはパスとなることから、こども家庭庁ではAABRの使用を推奨している。今回の調査で、AABRを使っていない施設が13.6%あることが分かり、AABRへの切り替えを促していくとともに、機器更新に対する助成の必要性も示唆された。

また、新生児聴覚検査でreferとなった場合に、新生児尿を用いたCMV検査を行う施設は32.9%にとどまっていた。先天性難聴の20%程度はCMVの先天感染の影響によるとされ、新生児に対してのCMV治療薬が保険収載されたことで、治療の可能性が開かれている。そのため、新生児聴覚検査でreferなった児には新生児尿を用いたCMV検査（生後21日以内は保険）を実施することの周知の必要性が示された。

3. 新生児蘇生技術の普及のための講習会支援

日本周産期・新生児医学会に協力し、「日本版救急蘇生ガイドライン2020」に準拠した新生児蘇生法講習会を全国展開するためのインストラクター養成コース講習会（Iコース）を令和5年8月20日および令和6年3月17日の2回開催した。

4. HTLV-1母子感染予防対策の推進

「HTLV-1抗体スクリーニングとキャリア妊婦に対するサポート体制についての実態調査」を全国の分娩取り扱い施設2,002施設を対象に令和5年9月～11月に実施し、1,290施設から回答を得た（回答率64.4%）。回答施設の総検査数は424,847件で、スクリーニング検査陽性率は0.22%で、前回の2020年調査の0.26%よりも低下していた。確認検査などを通じて288人のキャリア妊婦が診断され、そのうち授乳法として77.4%は人工栄養を選択し、12.8%が短期母乳栄養を選択した。短期母乳栄養の選択者は九州と関西で多い傾向を認めた。また、短期母乳選択者においても産婦人科医療機関でフォローしていない症例が24.3%に認められ、それ以外の症例は3か月以内の断乳が完遂できていた。

キャリア妊婦がいた場合の授乳法の選択については複数回答で81.7%が人工栄養を、

28.8%が短期母乳栄養をすすめると回答しており、人工栄養をすすめる施設は2020年調査に比較して10%以上増えていた。これは、産婦人科診療ガイドライン産科編2020の記載の影響によるものと推察された。今後、厚生労働省科学研究費補助金「HTLV-1 母子感染対策および支援体制の課題の検討と対策に関する研究」（主任研究者：内丸薫：東京大学大学院新領域創成科学研究科）から発出された「HTLV-1母子感染予防対策マニュアル第2版」に記載のあるように短期母乳栄養の母子感染率が人工栄養と同等であるものの、いったん母乳栄養を始めた産婦の30%が90日未満で断乳できていない事実を踏まえ、短期母乳を選択した産婦への乳房管理や育児のサポートの充実が課題と考えられる。

HTLV-1キャリアと診断された妊婦に前回妊娠時に陰性の経産婦はいたかについての質問に対し、21施設（11.2%）でいたとの回答を得た。妊婦数としては21人で、陽性者全体の7.3%に相当する。2020年の調査でも10%いたことになっており、妊婦に、水平感染を疑わせる症例が10%弱に存在することが改めて確認された。

HTLV-1のフォローアップ体制の構築に向けた地域モデルとして東京プログラムをスタートさせた。東京産婦人科医会および東京小児科医会と協議を行い、HTLV-1キャリア妊婦の相談を受け付ける基幹病院、および乳児の経過観察や3歳時の母子感染についての検査を行う小児科施設を指定するとともに、東京産婦人科医会のホームページにその情報を公開した。さらに、東京産婦人科医会臨床研究会で本プログラムの周知などを行った。

5. 妊婦等への性感染症に関する調査の検討

性の健康医学財団と協力して、「妊娠中の梅毒感染に関する実態調査（2023年度版）」を行った。全国2,005の分娩取扱い施設にアンケート調査を依頼し、前回調査を実施した2016年と比較して発症率は3.3倍となっていることが判明した。結果については医会報および英文誌に報告した。

6. 「健やか親子21」事業

健やか親子21推進協議会の参加団体として事業を推進した。

7. 委員会

母子保健医療の目標を達成するために委員会を開催した。

第1回 令和6年3月19日 本会会議室（Web併用会議）

出席者：佐藤委員長 他22名

協議事項

- （1）プレコンセプションケアに関する件
- （2）妊産婦の自殺予防に関する件

Ⅶ. 献金担当連絡室

公益財団法人日母おぎゃー献金基金からの事業委託を受け、各都道府県産婦人科医会の献金担当者等の意見を伺い、協力体制の確立に努め、医会事業の一部と捉え、事業推進に努めた。主な事業は以下のとおりである。

1. 公益財団法人日母おぎゃー献金基金の事業推進に協力した。
2. 全国献金担当者連絡会を開催し、おぎゃー献金運動の普及・啓発に努めた。
 第50回（令和5年度）全国献金担当者連絡会
 令和5年7月2日（日）品川プリンスホテル
 出席者：石渡会長 他73名
 （1）令和4年度事業報告。財団庶務報告。財団経理報告。その他
3. 令和5年度 献金額 62,513,373円
 （集計・毎年1月1日から12月31日）
4. 財団運営費をのぞく配分等助成費

献金配分等助成費		支出額
施設助成金	15施設	28,279,607
研究助成金	9研究機関	12,030,000
推進月間補助金	各都道府県産婦人科医会	1,990,500
運営協力費		支出額
集金管理委託費	各都道府県産婦人科医会	3,051,552
業務委託費・給与費等		8,515,292
合 計		53,866,951

各都道府県地域代表名簿



報告2

1	北海道	○	西川 鑑	25	滋賀		野村 哲哉
2	青森		佐藤 秀平	26	京都		柏木 智博
3	岩手		小笠原敏浩	27	大阪		光田 信明
4	宮城		谷川原真吾	28	兵庫		山崎 峰夫
5	秋田		大山 則昭	29	奈良		赤崎 正佳
6	山形	○	堤 誠司	30	和歌山		矢本 希夫
7	福島		本多つよし	31	鳥取		村江 正始
8	茨城		青木 雅弘	32	島根		岩成 治
9	栃木		木内 敦夫	33	岡山		江尻 孝平
10	群馬		永山 雅之	34	広島		豊田 紳敬
11	埼玉		平田 善康	35	山口		佐世 正勝
12	千葉		水谷 敏郎	36	徳島		苛原 稔
13	東京		松本 和紀	37	香川		米澤 優
14	神奈川		和泉俊一郎	38	愛媛		横山 幹文
15	山梨		梶山 浩	39	高知		坂本 康紀
16	長野		北村 文明	40	福岡		藤 伸裕
17	静岡		窪田 尚弘	41	佐賀		田中 博志
18	新潟		高桑 好一	42	長崎		森 一朗
19	富山		伏木 弘	43	熊本		伊藤 昌春
20	石川		村上 弘一	44	大分		佐藤 昌司
21	福井		竹内 譲	45	宮崎		川越 靖之
22	岐阜		松波 和寿	46	鹿児島		榎園 祐治
23	愛知		澤田 富夫	47	沖縄		佐久本 薫
24	三重		小畑 英慎	○…令和6年度～			

②に対する下記システム改善策
を現在検討中

日本産婦人科医会会員ポータルについて

- ・ **今回実施内容**：医会研修参加証（シール）のデジタル化
 - ・ 研修会登録：2024年4月1日（月）～
 - ・ 会員ポータル：2024年5月9日（木）正午～
 - ・ 出席管理システム稼働予定：2024年7月1日（月）

- * R4. 12 日医モデル細則追記協力依頼
- * 2/19 都道府県医会事務局向けウェブ説明会
 - * 7/1以降開催の研修会より登録可能
- * **医会シールとは数年間以上は制度が併存**
- * 会員には4月に会員番号とQRコードを郵送済み（HP、医会報5月号にて告知）

現在の主な問い合わせ・要望

- ① 郵送物を紛失（廃棄した）⇒ 日産婦医会が個別対応
- ② 地方会での出席登録が簡単にならないか？
 - ・ 「1回ピッ」のスキュンで学会と医会の両方分を登録できると、参加者も受付業務も負担が減る
 - ・ 医会はアプリやカードを作成していない分の不便さを回避する対策

＜研修会出席登録運用手順の実際＞

（参加者）まずは学会のカード、JSOGアプリ等を用いてスキャンして学会の出席登録を行う



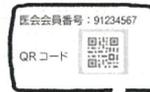
（研修会開催者）
研修会終了後に学会の参加者登録リスト（CSVファイル）を医会の研修管理システムに取り込むことで、
医会シール分の出席登録を行う

ポイント

①日本産婦人科医会の会員番号が発行されます

会員ポータルサイトではログインには新たに発行する会員番号（9から始まる8桁の数字）とパスワードの組み合わせが必要になります。同時に会員情報が記録されたQRコードも発行します。

4月下旬に「会員情報のご案内」を郵送いたします。必ず開封し、紛失しないようにしてください。



初回のログイン時には、ご自分で設定したパスワードに変更してください。
※初期パスワードはご自身の生年月日8桁です。（例：昭和56年2月14日の場合は19810214）

ポイント

②医会ホームページのログイン方法が変わります



日本産婦人科医会会員専用ホームページの従来の会員アカウントを廃止して、会員ポータルサイトからのログインに変更となります。会員番号がわかりにならない場合、E-mailアドレスでもログイン可能です。

ポイント

③医会会員ポータルサイトでできること

医会会員ポータルサイトでは、医会が認定する研修会の出席管理（医会会員証QRコードの表示・印刷、研修会開催予定の閲覧、参加履歴の照会）および本人情報の変更を行うことができます。

※本人情報の変更では、氏名、自宅住所、勤務先、郵便物送付先、連絡先メールアドレスの変更ができるようになります。

※都道府県によって別途申請が必要になる場合があります。ご了承くださいませようお願いします。

医会シールをデジタル受講記録に刷新 します！



④研修会出席管理がQRコードになります
(2024年7月1日以降の研修会より開始)

医会が認定する研修会の受付時にはQRコードのスクリーン（オンライン研修会では会員番号の登録）が必要です。

研修参加証（医会シール）は原則廃止されます。

※当面、研修参加証（医会シール）の利用も可能です。

- 【医会会員QRコードのご利用方法】以下のいずれかの方法で受付できます。
- 1) スマートフォン等で医会会員ポータルサイトにログインして、QRコードを提示
 - 2) 「会員情報のご案内」のQRコードを撮影し、スマートフォン等で提示
 - 3) 「会員情報のご案内」のQRコードを提示



⑤研修記録手帳がオンラインになります

研修記録手帳（医会シール台紙）の代わりに医会が認定する研修会の受講履歴を電子的に記録します。

※移行期間内は研修記録手帳とシステムを併用します。

※都道府県により開始の時期は異なります。





報告4

日産婦医会発第 36 号

令和 6 年 5 月 10 日

《施 設 名》

産婦人科責任者 殿

公益社団法人日本産婦人科医会

医業推進部会

担当常務理事 福嶋 恒太郎

担当常務理事 小林 浩

担当常務理事 種部 恭子

地域における産科診療施設の事業継続見込みに関する調査ご協力をお願い

謹啓 みなさまには平素より本会の活動にご協力いただき御礼を申し上げます。

さて、ご承知の通り、厚生労働省では出産費用見える化サイトの運用がはじまろうとしております。今後はその効果等の検証を通して出産費用とその負担のあり方が議論されていくこととなります。少子化によりわが国の約半数の分娩を担っている地域の病院、診療所の多くが厳しい状況となっています。本会が第一義と考える地域で安心安全に出産できる周産期医療体制の維持、すなわち地域で分娩や産科診療が事業継続できるのか、そしてそのためには何が必要かを検討することを目的としてアンケート調査を行うことといたしました。

ご多用中のところ、みなさまには大変お手数をおかけして恐縮ですが、何卒ご協力いただきますようお願い申し上げます。集計の都合上、ご回答は令和6年6月10日までに、WEBフォームからご入力いただきますようお願いいたします。インターネットでの回答が困難な場合には FAX にてご提出ください。回答をもって本調査に同意いただいたものとさせていただきます。

Web フォームへの回答は、右記 QR コードを携帯電話（スマートフォン）で読み取ることでアクセスできます。またはコンピューターを用いて医会ホームページ【ホーム > 産婦人科医会のこと > 部会別資料 > 医業推進部会】からアクセスすることも可能です。回答に際して、依頼状に記載の施設番号をご入力いただきますようよろしくお願いいたします。Web フォームは途中保存ができませんことをご了承願います。



なお、本調査は当医会の倫理委員会の承認を得ており、本アンケート調査結果の公表により個人や施設が特定されることはありません。また、統計的解析以外には利用いたしません。結果は、当医会の記者懇談会、学術雑誌等で公表いたします。

なお、調査票は2023年の本会施設情報調査に基づき分娩取扱あり、なし、それぞれに異なるものを送付しております。調査票に記載の調査名にてどちらの調査票かご確認ください。また、2023年の施設情報調査以降に分娩取扱状況に変化があった場合も送付の調査票にてご回答いただきますようよろしくお願いいたします。

謹白

貴施設の施設番号 《施設番号》

FAX 返信先：03-6865-6042

提出期限：令和6年6月10日

問合せ先：公益社団法人日本産婦人科医会 事務局担当 小柳
メール：wkoyanagi@jaog.or.jp



議案1

令和5年度財務諸表

(案)

自 令和5年4月 1日
至 令和6年3月31日

公益社団法人日本産婦人科医会

〒162-0844 東京都新宿区市谷八幡町14番地
市ヶ谷中央ビル

目 次

貸 借 対 照 表	1
正味財産増減計算書	6
財務諸表に対する注記	13
附 属 明 細 書	16
財 産 目 録	17
貸借対照表内訳表	20
正味財産増減計算書総括表	21
正味財産増減計算書内訳表	23
監 査 報 告 書	25
独立監査人のレビュー報告書	26

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	422,958,361	420,708,323	2,250,038
未収会費	12,348,000	9,930,000	2,418,000
未収金	45,987,034	11,054,034	34,933,000
前払金	0	5,000	△ 5,000
前払費用	5,439,964	5,329,255	110,709
貯蔵品	4,397,886	2,546,881	1,851,005
制作支出金	1,325,886	0	1,325,886
貸倒引当金	△ 2,831,396	△ 2,498,388	△ 333,008
仮払金	0	206,600	△ 206,600
流動資産合計	489,625,735	447,281,705	42,344,030
2 固定資産			
(1)基本財産			
現金預金	187,200,129	187,200,129	0
基本財産合計	187,200,129	187,200,129	0
(2)特定資産			
役員退任慰労積立金	57,700,000	50,420,000	7,280,000
職員退職給付積立金	61,011,000	55,432,000	5,579,000
母子保健対策等推進資産	151,760,497	151,760,497	0
事務所移転積立金	80,000,000	60,000,000	20,000,000
全国会議運営費特別補助積立金	58,862,872	40,000,182	18,862,690
特定資産合計	409,334,369	357,612,679	51,721,690
(3)その他固定資産			
建物附属設備	4	4	0
什器備品	968,767	1,004,897	△ 36,130
電話施設利用権	469,320	469,320	0
ソフトウェア	26,314,163	27,686,569	△ 1,372,406
ソフトウェア仮勘定	6,600,000	0	6,600,000
敷金	10,581,480	10,581,480	0
その他固定資産合計	44,933,734	39,742,270	5,191,464
固定資産合計	641,468,232	584,555,078	56,913,154
資 産 合 計	1,131,093,967	1,031,836,783	99,257,184
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	3,998,654	3,496,686	501,968
未払費用	2,654,229	1,940,359	713,870
仮受金	0	8,000	△ 8,000
前受金	1,093,000	5,125,000	△ 4,032,000
前受会費	54,000	0	54,000
預り金	1,620,465	1,899,567	△ 279,102
賞与引当金	6,155,000	5,424,000	731,000
未払消費税等	1,871,400	1,232,200	639,200
流動負債合計	17,446,748	19,125,812	△ 1,679,064
2 固定負債			
役員退任慰労引当金	57,700,000	50,420,000	7,280,000
職員退職給付引当金	61,011,000	55,432,000	5,579,000
固定負債合計	118,711,000	105,852,000	12,859,000
負 債 合 計	136,157,748	124,977,812	11,179,936
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
受取補助金	15,173,560	0	15,173,560
指定正味財産合計	15,173,560	0	15,173,560
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2 一般正味財産			
一般正味財産合計	979,762,659	906,858,971	72,903,688
(うち基本財産への充当額)	(187,200,129)	(187,200,129)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(290,623,369)	(251,760,679)	(38,862,690)
正味財産合計	994,936,219	906,858,971	88,077,248
負債及び正味財産合計	1,131,093,967	1,031,836,783	99,257,184

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(1)一般会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	398,003,080	407,526,772	△ 9,523,692
未収会費	12,348,000	9,930,000	2,418,000
未収金	45,354,733	10,322,537	35,032,196
前払金	0	5,000	△ 5,000
前払費用	5,434,849	5,324,297	110,552
貯蔵品	4,290,865	2,423,889	1,866,976
制作支出金	1,325,886	0	1,325,886
貸倒引当金	△ 2,831,396	△ 2,498,388	△ 333,008
流動資産合計	463,926,017	433,034,107	30,891,910
2 固定資産			
(1)基本財産	0	0	0
(2)特定資産			
役員退任慰労積立金	57,700,000	50,420,000	7,280,000
職員退職給付積立金	61,011,000	55,432,000	5,579,000
母子保健対策等推進資産	151,760,497	151,760,497	0
事務所移転積立金	80,000,000	60,000,000	20,000,000
全国会議運営費特別補助積立金	58,862,872	40,000,182	18,862,690
特定資産合計	409,334,369	357,612,679	51,721,690
(3)その他固定資産			
建物附属設備	4	4	0
什器備品	968,767	1,004,897	△ 36,130
電話施設利用権	469,320	469,320	0
ソフトウェア	22,668,618	22,611,904	56,714
ソフトウェア仮勘定	6,600,000	0	6,600,000
敷金	10,581,480	10,581,480	0
その他固定資産合計	41,288,189	34,667,605	6,620,584
固定資産合計	450,622,558	392,280,284	58,342,274
資産合計	914,548,575	825,314,391	89,234,184
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	3,998,654	3,496,686	501,968
未払費用	2,654,229	1,940,359	713,870
仮受金	0	8,000	△ 8,000
前受金	200,000	5,000,000	△ 4,800,000
前受会費	54,000	0	54,000
預り金	1,551,682	1,794,968	△ 243,286
賞与引当金	6,155,000	5,424,000	731,000
未払消費税等	1,871,400	1,232,200	639,200
流動負債合計	16,484,965	18,896,213	△ 2,411,248
2 固定負債			
役員退任慰労引当金	57,700,000	50,420,000	7,280,000
職員退職給付引当金	61,011,000	55,432,000	5,579,000
固定負債合計	118,711,000	105,852,000	12,859,000
負債合計	135,195,965	124,748,213	10,447,752
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
受取補助金	10,000,000	0	10,000,000
指定正味財産合計	10,000,000	0	10,000,000
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2 一般正味財産			
一般正味財産合計	769,352,610	700,566,178	68,786,432
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(290,623,369)	(251,760,679)	(38,862,690)
正味財産合計	779,352,610	700,566,178	78,786,432
負債及び正味財産合計	914,548,575	825,314,391	89,234,184

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(2) 特別会計(①母体救命)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	19,781,721	13,181,551	6,600,170
未収金	632,301	731,497	△ 99,196
前払費用	5,115	4,958	157
貯蔵品	107,021	122,992	△ 15,971
仮払金	0	206,600	△ 206,600
流動資産合計	20,526,158	14,247,598	6,278,560
2 固定資産			
(1)その他固定資産			
ソフトウェア	3,645,545	5,074,665	△ 1,429,120
その他固定資産合計	3,645,545	5,074,665	△ 1,429,120
固定資産合計	3,645,545	5,074,665	△ 1,429,120
資 産 合 計	24,171,703	19,322,263	4,849,440
II 負債の部			
1 流動負債			
前受金	893,000	125,000	768,000
預り金	68,783	104,599	△ 35,816
流動負債合計	961,783	229,599	732,184
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負 債 合 計	961,783	229,599	732,184
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2 一般正味財産			
一般正味財産合計	23,209,920	19,092,664	4,117,256
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	23,209,920	19,092,664	4,117,256
負債及び正味財産合計	24,171,703	19,322,263	4,849,440

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(2) 特別会計(②こども家庭行政推進調査事業費)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	5,173,560	0	5,173,560
流動資産合計	5,173,560	0	5,173,560
資 産 合 計	5,173,560	0	5,173,560
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
受取補助金	5,173,560	0	5,173,560
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
指定正味財産合計	5,173,560	0	5,173,560
2 一般正味財産			
一般正味財産合計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	5,173,560	0	5,173,560
負債及び正味財産合計	5,173,560	0	5,173,560

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(3)基本金会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
流動資産合計	0	0	0
2 固定資産			
(1)基本財産			
現金預金	187,200,129	187,200,129	0
基本財産合計	187,200,129	187,200,129	0
(2)特定資産	0	0	0
(3)その他固定資産	0	0	0
固定資産合計	187,200,129	187,200,129	0
資 産 合 計	187,200,129	187,200,129	0
II 負債の部			
1 流動負債			
流動負債合計	0	0	0
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負 債 合 計	0	0	0
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2 一般正味財産			
一般正味財産合計	187,200,129	187,200,129	0
(うち基本財産への充当額)	(187,200,129)	(187,200,129)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	187,200,129	187,200,129	0
負債及び正味財産合計	187,200,129	187,200,129	0

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取会費	[384,536,000]	[383,470,000]	[1,066,000]
当年度会費	372,188,000	375,788,000	△ 3,600,000
未収会費	12,348,000	7,682,000	4,666,000
② 受取寄付金	[0]	[4,000,000]	[△ 4,000,000]
③ 母体救命法普及事業収益	[26,501,964]	[23,877,214]	[2,624,750]
④ こども家庭庁受取補助金	[4,826,440]	[0]	[4,826,440]
⑤ 雑収益	[64,563,647]	[18,007,813]	[46,555,834]
広告料等収益	3,036,000	3,113,000	△ 77,000
雑収益	61,527,647	14,894,813	46,632,834
⑥ 委託料収益	[3,600,000]	[3,600,000]	[0]
献金基金等委託料	3,600,000	3,600,000	0
⑦ 基本財産運用益	[3,550]	[3,543]	[7]
受取利息	3,550	3,543	7
⑧ 特定資産運用益	[6,084]	[6,652]	[△ 568]
受取利息	6,084	6,652	△ 568
⑨ 受取利息	[149]	[119]	[30]
受取利息	149	119	30
経常収益計	484,037,834	432,965,341	51,072,493
(2) 経常費用			
① 事業費	[348,541,952]	[331,460,694]	[17,081,258]
庶務活動費	13,022,849	12,231,582	791,267
医会報編集活動費	20,736,953	20,144,373	592,580
情報技術(IT)活動費	4,276,841	9,580,769	△ 5,303,928
法制倫理活動費	7,083,328	1,159,541	5,923,787
先天異常活動費	4,189,298	4,211,583	△ 22,285
研修活動費	23,253,394	21,483,287	1,770,107
医療安全活動費	11,754,867	8,231,205	3,523,662
勤務医活動費	6,788,259	5,783,976	1,004,283
医業推進活動費	4,902,212	3,805,891	1,096,321
医療保険活動費	6,696,377	12,470,242	△ 5,773,865
女性保健活動費	3,453,136	3,396,883	56,253
がん活動費	12,649,129	6,821,091	5,828,038
母子保健活動費	10,146,302	10,905,610	△ 759,308
学術集會事業費	10,000,000	10,000,000	0
事務所整備費	6,323,512	6,676,465	△ 352,953
組織強化費	34,764,672	21,484,875	13,279,797
役員活動費	7,019,406	6,203,354	816,052
連携活動費	11,126,700	16,996,060	△ 5,869,360
給料賞与費	54,679,879	51,997,052	2,682,827
会議費	5,693,764	4,205,778	1,487,986
旅費宿泊費	6,934,125	4,325,840	2,608,285
厚生費	10,169,866	9,387,940	781,925
消耗品費	768,465	1,260,769	△ 492,303
印刷費	4,416	17,666	△ 13,250
消耗備品費	281,268	227,891	53,377
交通通信費	1,016,623	1,064,871	△ 48,248
通信用書費	612,194	662,173	△ 49,979
図書費	1,057,498	841,236	216,262
事務所費	22,688,501	22,804,371	△ 115,870
借損料	82,677	72,077	10,600

科 目	当年度	前年度	増減
公 租 公 課	2,431,885	1,859,909	571,977
災 害 見 舞 金	1,400,000	6,400,000	△ 5,000,000
賞 与 引 当 金 繰 入	4,942,465	4,355,472	586,993
役 員 退 任 積 立 金 繰 入	5,845,840	5,958,260	△ 112,420
職 員 退 職 積 立 金 繰 入	4,479,937	4,223,780	256,157
職 員 退 職 給 付 費 用	0	658	△ 658
減 価 償 却 費	7,043,670	9,397,916	△ 2,354,246
貸 倒 損 失 費	1,475,612	1,479,157	△ 3,545
雑 費	1,307,400	1,642,404	△ 335,004
貸 倒 引 当 金 繰 入	2,831,396	2,498,388	333,008
他 勘 定 振 替	△ 3,192,862	4,094,982	△ 7,287,844
母 体 救 命 普 及 事 業	12,978,498	11,094,548	1,883,950
子 ども ・ 子 育 て 研 究 事 業	0	767	△ 767
こ ども 家 庭 庁 補 助 金	4,821,600	0	4,821,600
②管理費	[62,592,194]	[56,386,065]	[6,206,129]
会 議 費	10,286,776	9,425,890	860,886
旅 費 宿 泊 費	7,813,400	6,421,890	1,391,510
給 料 賞 与 費	20,544,619	19,458,201	1,086,418
会 計 士 等 経 費	6,272,000	3,659,500	2,612,500
厚 生 費	2,494,973	2,303,144	191,829
消 耗 品 費	361,933	534,301	△ 172,368
印 刷 費	1,084	4,334	△ 3,250
消 耗 備 品 費	69,004	55,909	13,095
交 通 費	249,408	261,245	△ 11,837
通 信 費	171,010	170,959	51
函 書 費	737,100	705,869	31,231
事 務 所 費	5,566,170	5,594,596	△ 28,426
修 繕 費	528,000	528,000	0
借 損 料	20,283	17,683	2,600
公 租 公 課	596,615	456,291	140,324
賞 与 引 当 金 繰 入	1,212,535	1,068,528	144,007
役 員 退 任 積 立 金 繰 入	1,434,160	1,461,740	△ 27,580
職 員 退 職 積 立 金 繰 入	1,099,063	1,036,220	62,843
職 員 退 職 給 付 費 用	0	162	△ 162
減 価 償 却 費	1,728,024	2,014,058	△ 286,034
雑 費	1,406,037	1,207,547	198,490
經常費用計	411,134,146	387,846,759	23,287,387
当期經常増減額	72,903,688	45,118,582	27,785,106
2 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用			
貯蔵品廃棄損	0	48,384	△ 48,384
經常外費用計	0	48,384	△ 48,384
当期經常外増減額	0	△ 48,384	48,384
当期一般正味財産増減額	72,903,688	45,070,198	27,833,490
一般正味財産期首残高	906,858,971	861,788,773	45,070,198
一般正味財産期末残高	979,762,659	906,858,971	72,903,688
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金	[20,000,000]	[0]	[20,000,000]
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 4,826,440	0	△ 4,826,440
当期指定正味財産増減額	15,173,560	0	15,173,560
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	15,173,560	0	15,173,560
III 正味財産期末残高	994,936,219	906,858,971	88,077,248

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(1) 一般会計

(単位:円)

科 目	当年度 (1)	前年度 (2)	増減 (1) - (2)
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取会費	[384,536,000]	[383,470,000]	[1,066,000]
当年度会費	372,188,000	375,788,000	△ 3,600,000
未収会費	12,348,000	7,682,000	4,666,000
② 受取寄付金	[0]	[4,000,000]	[△ 4,000,000]
③ 雑収益	[64,559,662]	[17,977,813]	[46,581,849]
広告料等収益	3,036,000	3,113,000	△ 77,000
雑収益	61,523,662	14,864,813	46,658,849
④ 委託料収益	[3,600,000]	[3,600,000]	[0]
献金基金等委託料	3,600,000	3,600,000	0
⑤ 基本財産運用益	[3,550]	[3,543]	[7]
受取利息	3,550	3,543	7
⑥ 特定資産運用益	[6,084]	[6,652]	[△ 568]
受取利息	6,084	6,652	△ 568
⑦ 他会計からの繰入額	[0]	[0]	[0]
基本金会計	0	0	0
経常収益計	452,705,296	409,058,008	43,647,288
(2) 経常費用			
① 事業費	[330,741,854]	[319,145,626]	[11,596,228]
庶務活動費	13,022,849	12,231,582	791,267
医会報編集活動費	20,736,953	20,144,373	592,580
情報技術(IT)活動費	4,276,841	9,580,769	△ 5,303,928
法制倫理活動費	7,083,328	1,159,541	5,923,787
先天異常活動費	4,189,298	4,211,583	△ 22,285
研修活動費	23,253,394	21,483,287	1,770,107
医療安全活動費	11,754,867	8,231,205	3,523,662
勤務医活動費	6,788,259	5,783,976	1,004,283
医業推進活動費	4,902,212	3,805,891	1,096,321
医療保険活動費	6,696,377	12,470,242	△ 5,773,865
女性保健活動費	3,453,136	3,396,883	56,253
がん活動費	12,649,129	6,821,091	5,828,038
母子保健活動費	10,146,302	10,905,610	△ 759,308
献金連絡活動費	0	0	0
学術集會事業費	10,000,000	10,000,000	0
事務所整備費	6,323,512	6,676,465	△ 352,953
組織強化費	34,764,672	21,484,875	13,279,797
役員活動費	7,019,406	6,203,354	816,052
連携活動費	11,126,700	16,996,060	△ 5,869,360
給料賞与費	54,679,879	51,997,052	2,682,827
会議費	5,693,764	4,205,778	1,487,986
旅費宿泊費	6,934,125	4,325,840	2,608,285
厚生費	10,169,866	9,387,940	781,926
消耗品費	768,465	1,260,769	△ 492,304
印刷費	4,416	17,666	△ 13,250
消耗備品費	281,268	227,891	53,377
交通通信費	1,016,623	1,064,871	△ 48,248
通信書費	612,194	662,173	△ 49,979
図書費	1,057,498	841,236	216,262
事務所費	22,688,501	22,804,371	△ 115,870
借損料	82,677	72,077	10,600

科 目	当年度 (1)	前年度 (2)	増減 (1) - (2)
公 租 公 課	2,431,885	1,859,909	571,976
災 害 見 舞 金	1,400,000	6,400,000	△ 5,000,000
賞 与 引 当 金 繰 入	4,942,465	4,355,472	586,993
役 員 退 任 積 立 金 繰 入	5,845,840	5,958,260	△ 112,420
職 員 退 職 積 立 金 繰 入	4,479,937	4,223,780	256,157
職 員 退 職 給 付 費 用	0	658	△ 658
減 価 償 却 費	7,043,670	8,209,586	△ 1,165,916
貸 倒 損 失 費	1,475,612	1,479,157	△ 3,545
雑 費	1,307,400	1,642,404	△ 335,004
貸 倒 引 当 金 繰 入	2,831,396	2,498,388	333,008
他 勘 定 振 替	△ 3,192,862	4,063,561	△ 7,256,423
②管理費	[53,177,010]	[47,618,695]	[5,558,315]
会 議 費	10,286,776	9,425,890	860,886
旅 費 宿 泊 費	7,813,400	6,421,890	1,391,510
給 料 賞 与 費	13,414,616	12,756,438	658,178
会 計 士 等 経 費	6,272,000	3,659,500	2,612,500
厚 生 費	2,494,973	2,303,144	191,829
消 耗 品 費	188,528	309,304	△ 120,776
印 刷 費	1,084	4,334	△ 3,250
消 耗 備 品 費	69,004	55,909	13,095
交 通 費	249,408	261,245	△ 11,837
通 信 費	150,190	162,451	△ 12,261
図 書 費	259,436	206,381	53,055
事 務 所 費	5,566,170	5,594,596	△ 28,426
借 損 料	20,283	17,683	2,600
公 租 公 課	596,615	456,291	140,324
賞 与 引 当 金 繰 入	1,212,535	1,068,528	144,007
役 員 退 任 積 立 金 繰 入	1,434,160	1,461,740	△ 27,580
職 員 退 職 積 立 金 繰 入	1,099,063	1,036,220	62,843
職 員 退 職 給 付 費 用	0	162	△ 162
減 価 償 却 費	1,728,024	2,014,058	△ 286,034
雑 費	320,745	402,931	△ 82,186
③他会計への繰出金	[0]	[767]	[△ 767]
基 本 金 会 計	0	0	0
特 別 会 計	0	767	△ 767
經常費用計	383,918,864	366,765,088	17,153,776
当期經常増減額	68,786,432	42,292,920	26,493,512
2 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用			
經常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	68,786,432	42,292,920	26,493,512
一般正味財産期首残高	700,566,178	658,273,258	42,292,920
一般正味財産期末残高	769,352,610	700,566,178	68,786,432
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金	[10,000,000]	[0]	[10,000,000]
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	10,000,000	0	10,000,000
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	10,000,000	0	10,000,000
III 正味財産期末残高	779,352,610	700,566,178	78,786,432

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(2) 特別会計(①母体救命)

(単位:円)

科 目	当年度 (1)	前年度 (2)	増減 (1) - (2)
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 母体救命法普及事業収益	[26,501,964]	[23,877,214]	[2,624,750]
コース登録料(認定料含)収益	13,860,810	10,785,108	3,075,702
受講料収益	10,522,000	10,927,500	△ 405,500
運営請負収益	159,400	514,960	△ 355,560
書籍売上収益	542,800	567,600	△ 24,800
印税収益	1,196,454	1,042,046	154,408
ユニホーム販売収益	220,500	40,000	180,500
② 雑収益	[3,985]	[30,000]	[△ 26,015]
③ 受取利息	[149]	[119]	[30]
経常収益計	26,506,098	23,907,333	2,598,765
(2) 経常費用			
① 事業費	[12,978,498]	[12,314,299]	[664,199]
講習会運営事業費	2,534,259	1,815,943	718,316
講師謝礼	8,781,449	9,160,102	△ 378,653
J-CIMELS 業務委託費	217,699	118,503	99,196
減価償却費	1,429,120	1,188,330	240,790
他勘定振替	15,971	31,421	△ 15,450
② 管理費	[9,410,344]	[8,767,372]	[642,972]
給料賞与費	7,130,003	6,701,763	428,240
消耗品費	173,405	224,997	△ 51,592
宿泊交通費	0	0	0
通信費	20,820	8,508	12,312
修繕費	528,000	528,000	0
書籍購入費	477,664	499,488	△ 21,824
ユニホーム作成費	199,793	37,345	162,448
雑費	880,659	767,271	113,388
経常費用計	22,388,842	21,081,671	1,307,171
当期経常増減額	4,117,256	2,825,662	1,291,594
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
貯蔵品廃棄損	0	48,384	△ 48,384
経常外費用計	0	48,384	△ 48,384
当期経常外増減額	0	△ 48,384	48,384
当期一般正味財産増減額	4,117,256	2,777,278	1,339,978
一般正味財産期首残高	19,092,664	16,315,386	2,777,278
一般正味財産期末残高	23,209,920	19,092,664	4,117,256
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	23,209,920	19,092,664	4,117,256

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(2) 特別会計(②子ども家庭庁行政推進調査事業)

(単位:円)

科 目	当年度 (1)	前年度 (2)	増減 (1) - (2)
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取補助金等振替額	[4,826,440]	[0]	[4,826,440]
経常収益計	4,826,440	0	4,826,440
(2) 経常費用			
① 事業費	[4,821,600]	[0]	[4,821,600]
法制関係活動費	2,915,770	0	2,915,770
通常事業費	1,905,830	0	1,905,830
② 管理費	[4,840]	[0]	[4,840]
雑費	4,840	0	4,840
経常費用計	4,826,440	0	4,826,440
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金	[10,000,000]	[0]	[10,000,000]
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 4,826,440	0	△ 4,826,440
当期指定正味財産増減額	5,173,560	0	5,173,560
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	5,173,560	0	5,173,560
III 正味財産期末残高	5,173,560	0	5,173,560

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 基本金会計

(単位:円)

科 目	当年度 (1)	前年度 (2)	増減 (1) - (2)
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 他会計からの繰入額	[0]	[0]	[0]
一般会計	0	0	0
経常収益計	0	0	0
(2) 経常費用			
① 他会計への繰出額	[0]	[0]	[0]
一般会計	0	0	0
経常費用計	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	187,200,129	187,200,129	0
一般正味財産期末残高	187,200,129	187,200,129	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	187,200,129	187,200,129	0

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却について

建物附属設備及び什器備品は定率法によっている。但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっている。

ソフトウェアは社内利用期間(5年)の定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準について

・賞与引当金の計上基準について

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

・役員退任慰労引当金の計上基準について

「役員、幹事退任慰労金支給規程」により計算した期末要支給額を計上している。

・職員退職給付引当金の計上基準について

職員の退職給付に備えるため、退職給付債務のうち、当期末において発生していると認められる額を計上している。

・貸倒引当金の計上基準について

会費等の回収不能に備えて、過去の回収不能の実績から当期末に必要と認められる額を算定している。

(4) 消費税等の会計処理について

税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
現金預金	187,200,129	0	0	187,200,129
小計	187,200,129	0	0	187,200,129
特定資産				
役員退任慰労積立金	50,420,000	7,280,000	0	57,700,000
職員退職給付積立金	55,432,000	5,579,000	0	61,011,000
母子保健対策等推進資産	151,760,497	0	0	151,760,497
事務所移転積立金	60,000,000	20,000,000	0	80,000,000
全国会議運営費特別補助積立金	40,000,182	20,000,380	1,137,690	58,862,872
小計	357,612,679	52,859,380	1,137,690	409,334,369
合計	544,812,808	52,859,380	1,137,690	596,534,498

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	177,200,129	(0)	(177,200,129)	(0)
定額貯金	10,000,000	(0)	(10,000,000)	(0)
小計	187,200,129	(0)	(187,200,129)	(0)
特定資産				
役員退任慰労積立金	57,700,000	(0)	(0)	(57,700,000)
職員退職給与積立金	61,011,000	(0)	(0)	(61,011,000)
母子保健対策等推進資産	151,760,497	(0)	(151,760,497)	(0)
事務所移転積立	80,000,000	(0)	(80,000,000)	(0)
全国会議運営費特別補助積立金	58,862,872	(0)	(58,862,872)	(0)
小計	409,334,369	(0)	(290,623,369)	(118,711,000)
合計	596,534,498	(0)	(477,823,498)	(118,711,000)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
一般会計			
建物附属設備	4,612,043	4,612,039	4
什器備品	31,073,939	30,105,172	968,767
ソフトウェア	81,546,372	58,877,754	22,668,618
ソフトウェア仮勘定	6,600,000	0	6,600,000
合計	123,832,354	93,594,965	30,237,389

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
特別会計			
ソフトウェア	7,145,600	3,500,055	3,645,545
合計	7,145,600	3,500,055	3,645,545

5. 関連当事者との取引の内容

該当なし

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の残高

(単位:円)

名称 (交付者)	当期交付額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
こども家庭庁行政推進調査補助金 (こども家庭庁)	10,000,000	4,826,440	5,173,560	指定正味財産
助成金 (PFIZER JAPAN INC)	10,000,000	0	10,000,000	指定正味財産

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

(単位:円)

内容	金額
令和5年度子ども家庭庁行政推進調査事業費補助金のため支出	4,826,440

8. その他

能登半島地震の被災者に対する義援金を募っており、口座名に当会の名称を付しているが、当会とは別会計で運営している。口座名及び3月末現在の残高は次のとおりである。

口座名:公益社団法人日本産婦人科医会能登半島地震義援金

3月末残高:¥6,013,505-

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に注記しているため、記載を省略している。

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	2,498,388	2,831,396	2,498,388	0	2,831,396
賞与引当金	5,424,000	6,155,000	5,424,000	0	6,155,000
役員退任慰労引当金	50,420,000	7,280,000	0	0	57,700,000
職員退職給付引当金	55,432,000	5,579,000	0	0	61,011,000
合計	113,774,388	21,845,396	7,922,388	0	127,697,396

財 産 目 録

令和6年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額		
(流動資産)					
現金預金	手許保管	運転資金として	1,008,744		
	普通預金				
	三菱UFJ銀行市ヶ谷支店	運転資金として	8,487,497		
	三井住友銀行飯田橋支店	運転資金として	199,473,089		
	みずほ銀行市ヶ谷支店	運転資金として	100,840,877		
	みずほ銀行市ヶ谷支店	運転資金として	19,387,524		
	みずほ銀行市ヶ谷支店	助成金として	10,000,000		
	みずほ銀行市ヶ谷支店	助成金として	5,173,560		
	郵便貯金 保健会館内郵便局	運転資金として	468,951		
	郵便貯金 保健会館内郵便局	運転資金として	394,197		
	郵便振替口座冊子代他受入3口	運転資金として	77,723,922		
	未収会費	未収会費(4年、5年度分未収会費)	80.3%を公益目的事業及び19.7%を管理運営に使用する。	12,348,000	
未収金	(株)明治等 計67件 日本母体救命普及協議会	公益目的事業-医会報告料他 委託費返金未収分	45,354,733 632,301		
前払費用	事務所の4月分賃借料 他21件	80.3%を公益目的事業及び19.7%を管理運営に使用している	5,434,849		
貯蔵品	ドメイン更新料	令和6年度経費前払分	5,115		
制作支出金	書籍、切手等	公益目的事業-書籍、切手在庫等	4,397,886		
貸倒引当金	ガイドライン制作のための支出額	ガイドライン制作費	1,325,886		
	会費回収不能見込額	会費回収不能見込額	△ 2,831,396		
流動資産合計			489,625,735		
(固定資産)					
基本財産	現金預金	定期預金			
		三菱UFJ銀行市ヶ谷支店	公益目的財産であり、運用益を公益目的事業の財源に使用している	12,200,129	
		三井住友銀行飯田橋支店	"	115,000,000	
		みずほ銀行市ヶ谷支店	"	50,000,000	
		定額貯金 保健会館内郵便局	"	10,000,000	
	特定資産	役員退任慰労積立金	三菱UFJ 銀行市ヶ谷支店定期預金	役員退任時慰労金の支払いに備え、80.3%を公益目的事業19.7%を管理運営の用に供している	57,700,000
		母子保健対策等推進資産	三菱UFJ 銀行市ヶ谷支店定期預金	管理運営の目的で保有する財産であり、運用益は管理運営の用に供している	87,314,757
			みずほ銀行市ヶ谷支店定期預金	"	27,347,685
			三井住友銀行飯田橋支店定期預金	"	37,098,055
		事務所移転積立金	三菱UFJ 銀行市ヶ谷支店定期預金	事務所移転の準備資金として使用	80,000,000
全国会議運営費特別補助積立金		みずほ銀行市ヶ谷支店定期預金	全国会議運用特別補助に備えるもの	58,862,872	
職員退職給付積立金	みずほ銀行市ヶ谷支店普通預金	職員の退職金支払いに備え、80.3%を公益目的事業19.8%を管理運営の用に供している	61,011,000		
その他 固定資産	建物附属設備	間仕切りパネル等	共用財産であり、うち、80.3%は公益目的財産として事業に供し、19.7%は管理運営の用に供している。	4	
	什器備品	事務所内什器備品	"	968,767	
	電話施設利用権	電話4回線	"	469,320	
	ソフトウェア	eラーニング、ホームページに関する支出額	"	26,314,163	
	ソフトウェア仮勘定	ソフトウェア取得支出の内、未検収分	"	6,600,000	
	敷金	中央ビル株式会社	"	10,581,480	
固定資産合計			641,468,232		
資産合計			1,131,093,967		
(流動負債)					
未払金 未払費用 前受会費 前受金 預り金 賞与引当金 未払消費税等	(株)デジジャパン 等 職員に対するもの 会員に対するもの (株)明治等 受講者に対するもの 会員・職員・講師 等 職員に対するもの 令和5年度未払消費税	当期発生費用の未払分	3,998,654		
		給料及び社会保険料	2,654,229		
		令和6年度分の会費	54,000		
		令和6年度医会報購読料	200,000		
		令和6年度講習会分	893,000		
		預り会費、職員給与、講師謝礼金等源泉税預かり	1,620,465		
		職員に対する賞与の支払に備えるもの	6,155,000		
			1,871,400		
流動負債合計			17,446,748		
(固定負債)					
役員退任慰労引当金	役員に対するもの	役員に対する退職金の支払に備えるもの	57,700,000		
職員退職引当金	職員に対するもの	職員に対する退職金の支払に備えるもの	61,011,000		
固定負債合計			118,711,000		
負債合計			136,157,748		
正味財産			994,936,219		

財 産 目 録

令和6年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
A一般会計 (流動資産)	現金預金	手許保管 普通預金 三菱UFJ銀行市ヶ谷支店 三井住友銀行飯田橋支店 みずほ銀行市ヶ谷支店 みずほ銀行市ヶ谷支店	運転資金として 運転資金として 運転資金として 運転資金として 助成金として	1,008,744 8,487,497 199,473,089 100,840,877 10,000,000	
	未収会費	郵便貯金 保健会館内郵便局 郵便振替口座冊子代他受入3口 未収会費(4年、5年度分未収会費)	運転資金として 運転資金として 80.3%を公益目的事業及び19.7%を管理運営に使用する。	468,951 77,723,922 12,348,000	
	未収金 前払費用	(株)明治等 事務所の4月分賃借料等	公益目的事業-医会報告料他 80.3%を公益目的事業及び19.7%を管理運営に使用している	45,354,733 5,434,849	
	貯蔵品 制作支出金 貸倒引当金	書籍、切手 ガイドライン制作のための支出額 会費回収不能見込額	公益目的事業-書籍、切手在庫等 ガイドライン制作費 会費回収不能見込額	4,290,865 1,325,886 △ 2,831,396	
	流動資産合計				463,926,017
	(固定資産) 特定資産	役員退任慰労積立金	三菱UFJ 銀行市ヶ谷支店定期預金	役員の退任時慰労金の支払いに備えるもの	57,700,000
		母子保健対策等推進資産	三菱UFJ 銀行市ヶ谷支店定期預金 みずほ銀行市ヶ谷支店定期預金 三井住友銀行飯田橋支店定期預金	運用益を公益目的事業の財源として使用 運用益を公益目的事業の財源として使用 運用益を公益目的事業の財源として使用	87,314,757 27,347,685 37,098,055
		事務所移転積立金	三菱UFJ 銀行市ヶ谷支店定期預金	事務所移転の準備資金として使用	80,000,000
全国会議運営費特別補助積立金		みずほ銀行市ヶ谷支店普通預金	全国会議運用特別補助に備えるもの	58,862,872	
職員退職給付積立金		みずほ銀行市ヶ谷支店定期預金	職員の退職金支払いに備えるもの	61,011,000	
その他 固定資産		建物附属設備	事務所附属設備	間仕切りパネル等	4
		什器備品	事務所内什器備品	会議用椅子・机等	968,767
		電話施設利用権	電話4回線	電話4回線	469,320
		ソフトウェア	ホームページ等に関する支出額	ホームページ等	22,668,618
		ソフトウェア仮勘定 敷金	ソフトウェア取得に関する支出額のうち未検収分 中央ビル株式会社	ホームページ等 市ヶ谷中央ビル事務所借用保証金	6,600,000 10,581,480
固定資産合計				450,622,558	
一般会計資産合計				914,548,575	
B特別会計(①母体救命) (流動資産)	現金預金	普通預金 みずほ銀行市ヶ谷支店 郵便貯金保健会館内郵便局	運転資金として 運転資金として	19,387,524 394,197	
	未収金	日本母体救命普及協議会	業務委託費未収分	632,301	
	前払費用	ドメイン更新料	令和6年度経費前払分	5,115	
	貯蔵品	書籍、切手、バッジ、チケット	講習会運営消耗品	107,021	
	流動資産合計				20,526,158
B特別会計(②こども家庭庁助成金) (流動資産)	現金預金	普通預金 みずほ銀行市ヶ谷支店	研究資金として	5,173,560	
	流動資産合計				5,173,560
特別会計流動資産合計				25,699,718	

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
B特別会計(①母体救命)				
(固定資産)				
その他固定資産	ソフトウェア	eラーニング、ホームページ等に関する支出額	eラーニング、ホームページ等	3,645,545
特別会計固定資産合計				3,645,545
特別会計資産合計				29,345,263
C基本基金会計				
(固定資産)				
基本財産	現金預金	定期預金		
		三菱UFJ銀行市ヶ谷支店	運用益を公益目的事業の財源として使用	12,200,129
		三井住友銀行飯田橋支店	運用益を公益目的事業の財源として使用	115,000,000
		みずほ銀行市ヶ谷支店	運用益を公益目的事業の財源として使用	50,000,000
		定額貯金 保健会館内郵便局	運用益を公益目的事業の財源として使用	10,000,000
基本基金会計固定資産合計				187,200,129
基本基金会計資産合計				187,200,129
資産合計				1,131,093,967
A一般会計				
(流動負債)				
	未払金	(株)デジジャパン 等	当期発生費用の未払分	3,998,654
	未払費用	職員に対するもの	給料及び社会保険料	2,654,229
	前受会費	会員に対するもの	令和6年分の会費	54,000
	前受金	(株)明治等	令和6年度医会報購読料	200,000
	預り金	会員・職員・講師等	預り会費、職員給与・講師謝金等源泉税	1,551,682
	賞与引当金	職員に対するもの	職員に対する賞与の支払に備えるもの	6,155,000
	未払消費税等	令和5年度未払消費税等		1,871,400
一般会計流動負債合計				16,484,965
(固定負債)				
	役員退任慰労引当金	役員に対するもの	役員に対する退職金の支払に備えるもの	57,700,000
	職員退職給付引当金	職員に対するもの	職員に対する退職金の支払に備えるもの	61,011,000
一般会計固定負債合計				118,711,000
一般会計負債合計				135,195,965
B特別会計(①母体救命)				
(流動負債)				
	前受金	受講者に対するもの	令和6年度講習会分	893,000
	預り金	講師に対するもの	講師謝金等源泉税	68,783
流動負債合計				961,783
特別会計流動負債合計				961,783
負債合計				136,157,748
正味財産				994,936,219

貸借対照表内訳表

令和6年3月31日現在

(単位:円)

科 目	一般会計	特別会計		基本基金会計	内部取引消去	合計
		①母体救命	②ご家研究費			
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金	398,003,080	19,781,721	5,173,560	0	0	422,958,361
未収会費	12,348,000	0	0	0	0	12,348,000
未収金	45,354,733	632,301	0	0	0	45,987,034
前払費用	5,434,849	5,115	0	0	0	5,439,964
貯蔵品	4,290,865	107,021	0	0	0	4,397,886
制作支出金	1,325,886	0	0	0	0	1,325,886
貸倒引当金	△ 2,831,396	0	0	0	0	△ 2,831,396
流動資産合計	463,926,017	20,526,158	5,173,560	0	0	489,625,735
2 固定資産						
(1)基本財産						
現金預金	0	0	0	187,200,129	0	187,200,129
基本財産合計	0	0	0	187,200,129	0	187,200,129
(2)特定資産						
役員退任慰労積立金	57,700,000	0	0	0	0	57,700,000
職員退職給付積立金	61,011,000	0	0	0	0	61,011,000
母子保健対策等推進資産	151,760,497	0	0	0	0	151,760,497
事務所移転積立金	80,000,000	0	0	0	0	80,000,000
全国会議運営費特別補助積立金	58,862,872	0	0	0	0	58,862,872
特定資産合計	409,334,369	0	0	0	0	409,334,369
(3)その他固定資産						
建物附属設備	4	0	0	0	0	4
什器備品	968,767	0	0	0	0	968,767
電話施設利用権	469,320	0	0	0	0	469,320
ソフトウェア	22,668,618	3,645,545	0	0	0	26,314,163
ソフトウェア仮勘定	6,600,000	0	0	0	0	6,600,000
敷金	10,581,480	0	0	0	0	10,581,480
その他固定資産合計	41,288,189	3,645,545	0	0	0	44,933,734
固定資産合計	450,622,558	3,645,545	0	187,200,129	0	641,468,232
資産合計	914,548,575	24,171,703	5,173,560	187,200,129	0	1,131,093,967
II 負債の部						
1 流動負債						
未払金	3,998,654	0	0	0	0	3,998,654
未払費用	2,654,229	0	0	0	0	2,654,229
前受金	200,000	893,000	0	0	0	1,093,000
前受会費	54,000	0	0	0	0	54,000
預り金	1,551,682	68,783	0	0	0	1,620,465
貸与引当金	6,155,000	0	0	0	0	6,155,000
未払消費税等	1,871,400	0	0	0	0	1,871,400
流動負債合計	16,484,965	961,783	0	0	0	17,446,748
2 固定負債						
役員退任慰労引当金	57,700,000	0	0	0	0	57,700,000
職員退職給付引当金	61,011,000	0	0	0	0	61,011,000
固定負債合計	118,711,000	0	0	0	0	118,711,000
負債合計	135,195,965	961,783	0	0	0	136,157,748
III 正味財産の部						
1 指定正味財産						
受取補助金	10,000,000	0	5,173,560	0	0	15,173,560
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
2 一般正味財産	769,352,610	23,209,920	0	187,200,129	0	979,762,659
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(187,200,129)	(0)	(187,200,129)
(うち特定財産への充当額)	(290,623,369)	(0)	(0)	(0)	(0)	(290,623,369)
正味財産合計	779,352,610	23,209,920	5,173,560	187,200,129	0	994,936,219
負債及び正味財産合計	914,548,575	24,171,703	5,173,560	187,200,129	0	1,131,093,967

正味財産増減計算書総括表

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	一般会計	特別会計		基本金会計	内部取引消去	合計
		①母体救命	②こ家研究費			
I 一般正味財産増減の部						
1 経常増減の部						
(1) 経常収益						
① 受取会費	[384,536,000]	[0]	[0]	[0]	[0]	[384,536,000]
当年度会費	372,188,000	0	0	0	0	372,188,000
未収会費	12,348,000	0	0	0	0	12,348,000
② 受取寄付金	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
③ 母体救命法普及事業収益	[0]	[26,501,964]	[0]	[0]	[0]	[26,501,964]
④ 雑収益	[64,559,662]	[3,985]	[0]	[0]	[0]	[64,563,647]
広告料等収益	3,036,000	0	0	0	0	3,036,000
雑収益	61,523,662	3,985	0	0	0	61,527,647
⑤ 委託料収益	[3,600,000]	[0]	[0]	[0]	[0]	[3,600,000]
献金基金等委託料	3,600,000	0	0	0	0	3,600,000
⑥ 基本財産等運用益	[3,550]	[0]	[0]	[0]	[0]	[3,550]
受取利息	3,550	0	0	0	0	3,550
⑦ 特定資産運用益	[6,084]	[0]	[0]	[0]	[0]	[6,084]
受取利息	6,084	0	0	0	0	6,084
⑧ 受取利息	[0]	[149]	[0]	[0]	[0]	[149]
受取利息	0	149	0	0	0	149
⑨ 他会計からの繰入額	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
一般会計・基本金会計	0	0	0	0	0	0
⑩ 受取補助金等振替額	[0]	[0]	[4,826,440]	[0]	[0]	[4,826,440]
経常収益計	0	0	4,826,440	0	0	4,826,440
経常収益計	452,705,296	26,506,098	4,826,440	0	0	484,037,834
(2) 経常費用						
① 事業費	[330,741,854]	[12,978,498]	[4,821,600]	[0]	[0]	[348,541,952]
庶務活動費	13,022,849	0	0	0	0	13,022,849
医会報編集活動費	20,736,953	0	0	0	0	20,736,953
情報技術(IT)活動費	4,276,841	0	0	0	0	4,276,841
法制倫理活動費	7,083,328	0	2,915,770	0	0	9,999,098
先天異常活動費	4,189,298	0	0	0	0	4,189,298
研修活動費	23,253,394	0	0	0	0	23,253,394
医療安全活動費	11,754,867	0	0	0	0	11,754,867
勤務医活動費	6,788,259	0	0	0	0	6,788,259
医業推進活動費	4,902,212	0	0	0	0	4,902,212
医療保険活動費	6,696,377	0	0	0	0	6,696,377
女性保健活動費	3,453,136	0	0	0	0	3,453,136
がん活動費	12,649,129	0	0	0	0	12,649,129
母子保健活動費	10,146,302	0	0	0	0	10,146,302
献金連絡活動費	0	0	0	0	0	0
学術集會事業費	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000
事務所整備費	6,323,512	0	1,905,830	0	0	8,229,342
組織強化費	34,764,672	0	0	0	0	34,764,672
役員活動費	7,019,406	0	0	0	0	7,019,406
連携活動費	11,126,700	0	0	0	0	11,126,700
給料賞与費	54,679,879	0	0	0	0	54,679,879
会議費	5,693,764	0	0	0	0	5,693,764
旅費宿泊費	6,934,125	0	0	0	0	6,934,125
厚生費	10,169,866	0	0	0	0	10,169,866
消耗品費	768,465	0	0	0	0	768,465
印刷費	4,416	0	0	0	0	4,416
消耗備品費	281,268	0	0	0	0	281,268
交通費	1,016,623	0	0	0	0	1,016,623
通信費	612,194	0	0	0	0	612,194
図書費	1,057,498	0	0	0	0	1,057,498
事務所費	22,688,501	0	0	0	0	22,688,501
借損料	82,677	0	0	0	0	82,677
公租公課	2,431,885	0	0	0	0	2,431,885
災害見舞金	1,400,000	0	0	0	0	1,400,000
賞与引当金繰入	4,942,465	0	0	0	0	4,942,465

科 目	一般会計	特別会計		基本金会計	内部取引消去	合計
		①母体救命	②こ家研究費			
役員退任積立金繰入	5,845,840	0	0	0	0	5,845,840
職員退職積立金繰入	4,479,937	0	0	0	0	4,479,937
職員退職給付費用	0	0	0	0	0	0
減価償却費	7,043,670	1,429,120	0	0	0	8,472,790
貸倒損失	1,475,612	0	0	0	0	1,475,612
雑費	1,307,400	0	0	0	0	1,307,400
貸倒引当金繰入	2,831,396	0	0	0	0	2,831,396
他勘定振替	△ 3,192,862	15,971	0	0	0	△ 3,176,891
母体救命法普及事業費	0	11,533,407	0	0	0	11,533,407
母子対策費	0	0	0	0	0	0
②管理費	[53,177,010]	[9,410,344]	[4,840]	[0]	[0]	[62,592,194]
会議費	10,286,776	0	0	0	0	10,286,776
旅費宿泊費	7,813,400	0	0	0	0	7,813,400
給料賞与費	13,414,616	7,130,003	0	0	0	20,544,619
会計士等経費	6,272,000	0	0	0	0	6,272,000
厚生費	2,494,973	0	0	0	0	2,494,973
消耗品費	188,528	173,405	0	0	0	361,933
印刷費	1,084	0	0	0	0	1,084
消耗備品費	69,004	0	0	0	0	69,004
交通費	249,408	0	0	0	0	249,408
通信費	150,190	20,820	0	0	0	171,010
図書費	259,436	477,664	0	0	0	737,100
事務所費	5,566,170	0	0	0	0	5,566,170
修繕費	0	528,000	0	0	0	528,000
借損料	20,283	0	0	0	0	20,283
公租公課	596,615	0	0	0	0	596,615
賞与引当金繰入	1,212,535	0	0	0	0	1,212,535
役員退任積立金繰入	1,434,160	0	0	0	0	1,434,160
職員退職積立金繰入	1,099,063	0	0	0	0	1,099,063
職員退職給付費用	0	0	0	0	0	0
減価償却費	1,728,024	0	0	0	0	1,728,024
雑費	320,745	1,080,452	4,840	0	0	1,406,037
③他会計への繰出額	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
一般会計・基本金会計	0	0	0	0	0	0
経常費用計	383,918,864	22,388,842	4,826,440	0	0	411,134,146
当期経常増減額	68,786,432	4,117,256	0	0	0	72,903,688
2 経常外増減の部						
(1)経常外収益						
経常外収益計	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
(2)経常外費用						
経常外費用計	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	68,786,432	4,117,256	0	0	0	72,903,688
一般正味財産期首残高	700,566,178	19,092,664	0	187,200,129	0	906,858,971
一般正味財産期末残高	769,352,610	23,209,920	0	187,200,129	0	979,762,659
II 指定正味財産増減の部						
受取補助金	[10,000,000]	[0]	[10,000,000]	[0]	[0]	[20,000,000]
一般正味財産への振替額						
一般正味財産への振替額	0	0	△ 4,826,440	0	0	△ 4,826,440
当期指定正味財産増減額	10,000,000	0	5,173,560	0	0	15,173,560
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	10,000,000	0	5,173,560	0	0	15,173,560
III 正味財産期末残高	779,352,610	23,209,920	5,173,560	187,200,129	0	994,936,219

正味財産増減計算書内訳表
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計				公益目的事業 合計	基本金会計	法人会計	内部取引消去	合計
	一般会計	特別会計							
		①母体救命	②家研究費						
I 一般正味財産増減の部									
Ⅰ 経常増減の部									
(1) 経常収益									
① 受取会費	[307,628,800]	[0]	[0]	[307,628,800]	[0]	[76,907,200]	[0]	[384,536,000]	
当 年 度 会 費	297,750,400	0	0	297,750,400	0	74,437,600	0	372,188,000	
未 収 会 費	9,878,400	0	0	9,878,400	0	2,469,600	0	12,348,000	
② 受取寄付金	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	
③ 母体救命法普及事業収益	[0]	[21,201,571]	[0]	[21,201,571]	[0]	[5,300,393]	[0]	[26,501,964]	
④ 雑収益	[51,647,730]	[3,188]	[0]	[51,650,918]	[0]	[12,912,729]	[0]	[64,563,647]	
広 告 料 等 収 益	2,428,800	0	0	2,428,800	0	607,200	0	3,036,000	
雑 収 益	49,218,930	3,188	0	49,222,118	0	12,305,529	0	61,527,647	
⑤ 委託料収益	[2,880,000]	[0]	[0]	[2,880,000]	[0]	[720,000]	[0]	[3,600,000]	
献 金 基 金 等 委 託 料	2,880,000	0	0	2,880,000	0	720,000	0	3,600,000	
⑥ 基本財産等運用益	[3,550]	[0]	[0]	[3,550]	[0]	[0]	[0]	[3,550]	
受 取 利 息	3,550	0	0	3,550	0	0	0	3,550	
⑦ 特定資産運用益	[6,084]	[0]	[0]	[6,084]	[0]	[0]	[0]	[6,084]	
受 取 利 息	6,084	0	0	6,084	0	0	0	6,084	
⑧ 受取利息	[0]	[149]	[0]	[149]	[0]	[0]	[149]	[149]	
受 取 利 息	0	149	0	149	0	0	0	149	
⑨ 他会計からの繰入額	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	
一般会計・基本金会計	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑩ 受取補助金	[0]	[0]	[3,861,152]	[3,861,152]	[0]	[965,288]	[0]	[4,826,440]	
経常収益計	362,166,164	21,204,908	3,861,152	387,232,224	0	96,805,610	0	484,037,834	
(2) 経常費用									
① 事業費	[330,741,854]	[12,978,498]	[4,821,600]	[348,541,952]	[0]	[0]	[0]	[348,541,952]	
庶 務 活 動 費	13,022,849	0	0	13,022,849	0	0	0	13,022,849	
医 会 報 福 集 活 動 費	20,736,953	0	0	20,736,953	0	0	0	20,736,953	
情 報 技 術 (IT) 活 動 費	4,276,841	0	0	4,276,841	0	0	0	4,276,841	
法 制 倫 理 活 動 費	7,083,328	0	2,915,770	9,999,098	0	0	0	9,999,098	
先 天 異 常 活 動 費	4,189,298	0	0	4,189,298	0	0	0	4,189,298	
研 修 活 動 費	23,253,394	0	0	23,253,394	0	0	0	23,253,394	
医 療 安 全 活 動 費	11,754,867	0	0	11,754,867	0	0	0	11,754,867	
勤 務 医 活 動 費	6,788,259	0	0	6,788,259	0	0	0	6,788,259	
医 業 推 進 活 動 費	4,902,212	0	0	4,902,212	0	0	0	4,902,212	
医 療 保 険 活 動 費	6,696,377	0	0	6,696,377	0	0	0	6,696,377	
女 性 保 健 活 動 費	3,453,136	0	0	3,453,136	0	0	0	3,453,136	
が ん 活 動 費	12,649,129	0	0	12,649,129	0	0	0	12,649,129	
母 子 保 健 活 動 費	10,146,302	0	0	10,146,302	0	0	0	10,146,302	
献 金 連 絡 活 動 費	0	0	0	0	0	0	0	0	
学 術 集 金 事 業 費	10,000,000	0	0	10,000,000	0	0	0	10,000,000	
事 務 所 整 備 費	6,323,512	0	1,905,830	8,229,342	0	0	0	8,229,342	
租 織 強 化 費	34,764,672	0	0	34,764,672	0	0	0	34,764,672	
役 員 活 動 費	7,019,406	0	0	7,019,406	0	0	0	7,019,406	
連 携 活 動 費	11,126,700	0	0	11,126,700	0	0	0	11,126,700	
給 料 賃 与 費	54,679,879	0	0	54,679,879	0	0	0	54,679,879	
会 議 費	5,693,764	0	0	5,693,764	0	0	0	5,693,764	
旅 費 宿 泊 費	6,934,125	0	0	6,934,125	0	0	0	6,934,125	
厚 生 費	10,169,866	0	0	10,169,866	0	0	0	10,169,866	
消 耗 品 費	768,465	0	0	768,465	0	0	0	768,465	
印 刷 費	4,416	0	0	4,416	0	0	0	4,416	
消 耗 備 品 費	281,268	0	0	281,268	0	0	0	281,268	
交 通 費	1,016,623	0	0	1,016,623	0	0	0	1,016,623	
通 信 費	612,194	0	0	612,194	0	0	0	612,194	
図 書 費	1,057,498	0	0	1,057,498	0	0	0	1,057,498	
事 務 所 費	22,688,501	0	0	22,688,501	0	0	0	22,688,501	
借 損 料	82,677	0	0	82,677	0	0	0	82,677	
公 租 公 課	2,431,885	0	0	2,431,885	0	0	0	2,431,885	
災 害 見 舞 金	1,400,000	0	0	1,400,000	0	0	0	1,400,000	
貸 与 引 当 金 繰 入	4,942,465	0	0	4,942,465	0	0	0	4,942,465	
役 員 退 任 積 立 金 繰 入	5,845,840	0	0	5,845,840	0	0	0	5,845,840	
職 員 退 職 積 立 金 繰 入	4,479,937	0	0	4,479,937	0	0	0	4,479,937	
職 員 退 職 給 付 費 用	0	0	0	0	0	0	0	0	
減 価 償 却 費	7,043,670	1,429,120	0	8,472,790	0	0	0	8,472,790	
貸 倒 損 失	1,475,612	0	0	1,475,612	0	0	0	1,475,612	
雑 費	1,307,400	0	0	1,307,400	0	0	0	1,307,400	
貸 倒 引 当 金 繰 入	2,831,396	0	0	2,831,396	0	0	0	2,831,396	
他 勘 定 振 替	△ 3,192,862	15,971	0	△ 3,176,891	0	0	0	△ 3,176,891	
母 体 救 命 法 普 及 事 業 費	0	11,533,407	0	11,533,407	0	0	0	11,533,407	
母 子 対 策 費	0	0	0	0	0	0	0	0	
② 管理費	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[62,592,194]	[0]	[62,592,194]	
会 議 費	0	0	0	0	0	10,286,776	0	10,286,776	
旅 費 宿 泊 費	0	0	0	0	0	7,813,400	0	7,813,400	
給 料 賃 与 費	0	0	0	0	0	20,544,619	0	20,544,619	
会 計 士 等 経 費	0	0	0	0	0	6,272,000	0	6,272,000	
厚 生 費	0	0	0	0	0	2,494,973	0	2,494,973	
消 耗 品 費	0	0	0	0	0	361,933	0	361,933	

科 目	公益目的事業会計			公益目的事業 合計	基本金会計	法人会計	内部取引消去	合計
	一般会計	特別会計						
		①母体救命	②こ家研究費					
印刷費	0	0	0	0	0	1,084	0	1,084
消耗備品費	0	0	0	0	0	69,004	0	69,004
交通費	0	0	0	0	0	249,408	0	249,408
通信費	0	0	0	0	0	171,010	0	171,010
図書費	0	0	0	0	0	737,100	0	737,100
事務所費	0	0	0	0	0	5,566,170	0	5,566,170
修繕費	0	0	0	0	0	528,000	0	528,000
借損料	0	0	0	0	0	20,283	0	20,283
公租公課	0	0	0	0	0	596,615	0	596,615
賞与引当金繰入	0	0	0	0	0	1,212,535	0	1,212,535
役員退任積立金繰入	0	0	0	0	0	1,434,160	0	1,434,160
職員退職積立金繰入	0	0	0	0	0	1,099,063	0	1,099,063
職員退職給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
減価償却費	0	0	0	0	0	1,728,024	0	1,728,024
雑費	0	0	0	0	0	1,406,037	0	1,406,037
③他会計への繰出額	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
一般会計・基本金会計	0	0	0	0	0	0	0	0
経常費用計	330,741,854	12,978,498	4,821,600	348,541,952	0	62,592,194	0	411,134,146
当期経常増減額	31,424,310	8,226,410	△ 960,448	38,690,272	0	34,213,416	0	72,903,688
2 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
経常外収益計	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
(2) 経常外費用								
経常外費用計	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	31,424,310	8,226,410	△ 960,448	38,690,272	0	34,213,416	0	72,903,688
一般正味財産期首残高								906,858,971
一般正味財産期末残高								979,762,659
II 指定正味財産増減の部								
受取補助金	[10,000,000]	[0]	[10,000,000]	[20,000,000]	[0]	[0]	[0]	[20,000,000]
一般正味財産への振替額								
一般正味財産への振替額	0	0	△ 4,826,440	△ 4,826,440	0	0	0	△ 4,826,440
当期指定正味財産増減額	10,000,000	0	5,173,560	15,173,560	0	0	0	15,173,560
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	10,000,000	0	5,173,560	15,173,560	0	0	0	15,173,560
III 正味財産期末残高								994,936,219

監査報告書

令和6年5月8日

公益社団法人日本産婦人科医会

会長 石渡 勇 殿

私ども監事は、本会の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の理事の職務執行の状況並びに収支及び財産の状況について監査を行いましたので、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

- (1) 職務執行に関する監査については、理事会及びその他重要な会議に出席し、理事及び使用人等から職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、関係書類等の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて事業報告書及び理事の職務執行の妥当性を検討しました。
- (2) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要な監査を行い、財務諸表（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録の妥当性を検討しました。

2 監査意見

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、本会の状況を正しく示しているものと認めます。また、理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。
- (2) 財務諸表及びその附属明細書並びに財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、本会の財産の状況及び正味財産増減の状況を適正に表示されているものと認めます。

公益社団法人日本産婦人科医会

監事 片嶋 郷 確 

監事 栗 木 木 靖 

監事 平 岩 敬 一 

独立監査人のレビュー報告書

2024年 5月 2日

公益社団法人 日本産婦人科医会

会長 石渡 勇 殿

公認会計士 矢部事務所

公認会計士

公認会計士

矢部
矢部



<財務諸表等のレビュー>

レビュー意見

私たちは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づく監査の基準に準じ、公益社団法人日本産婦人科医会の2023年4月1日から2024年3月31日までの2023年度事業年度の貸借対照表、損益計算書（公益認定等ガイドラインI-5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書についてレビューし、あわせて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下、これらのレビューの対象書類を「財務諸表等」という。）についてレビューを行った。

私たちは、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）の状況を、適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められるレビューの基準に準拠してレビューを行った。レビューの基準における私たちの責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たちの財務諸表等に対するレビュー意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等のレビューにおける私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は私たちがレビューの過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施したレビューに基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められるレビューの基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応したレビュー手続を立案し、実施する。レビュー手続

の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表等のレビューの目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切なレビュー手続を立案するために、レビューに関連する内部統制を検討する。
- ・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、レビュー報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合には、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、レビュー報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画したレビューの範囲とその実施時期、レビューの実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含むレビュー上の重要な発見事項、及びレビューの基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対するレビュー意見

私たちは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づく監査の基準に準拠して、公益社団法人日本産婦人科医会の2024年3月31日現在の2023年度事業年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）についてレビューを行った。

私たちは、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対するレビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



(参考)

令和5年度収支計算書

(案)

自 令和5年4月 1日
至 令和6年3月31日

公益社団法人日本産婦人科医会

〒162-0844 東京都新宿区市谷八幡町14番地
市ヶ谷中央ビル

目 次

収 支 計 算 書	1
収支計算書に対する注記	6
収 支 計 算 書 総 括 表	7

収支計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(1)一般会計

(単位:円)

科 目	予算額 (1)	決算額 (2)	差異 (1) - (2)	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①会費収入				
会 費 収 入	364,500,000	384,536,000	△ 20,036,000	
	364,500,000	384,536,000	△ 20,036,000	
②受取補助金収入				
補 助 金 収 入	10,000,000	10,000,000	0	
③雑収入				
広 告 料 収 入	3,500,000	3,036,000	464,000	
受 取 利 息 収 入	37,000	14,221	22,779	
ガイドライン頒布料収入	40,000,000	42,584,154	△ 2,584,154	
小冊子頒布収入	0	3,357,400	△ 3,357,400	
雑 収 入	10,000,000	15,577,521	△ 5,577,521	
	53,537,000	64,569,296	△ 11,032,296	
④委託料収入				
献金基金等委託料収入	3,600,000	3,600,000	0	
事業活動収入計	431,637,000	462,705,296	△ 31,068,296	
2. 事業活動支出				
①事業費支出				
庶務活動費支出	14,476,000	13,022,849	1,453,151	
医会報編集活動費支出	24,448,000	20,736,953	3,711,047	
情報技術(IT)活動費支出	17,829,000	4,276,841	13,552,159	
法制倫理活動費支出	11,414,000	7,083,328	4,330,672	
先天異常活動費支出	17,557,000	4,189,298	13,367,702	
研修活動費支出	27,393,000	23,253,394	4,139,606	
医療安全活動費支出	23,452,000	11,754,867	11,697,133	
勤務医活動費支出	8,788,000	6,788,259	1,999,741	
医業推進活動費支出	11,526,000	4,902,212	6,623,788	
医療保険活動費支出	13,104,000	6,696,377	6,407,623	
女性保健活動費支出	7,016,000	3,453,136	3,562,864	
がん活動費支出	23,278,000	12,649,129	10,628,871	
母子保健活動費支出	23,176,000	10,146,302	13,029,698	
献金連絡費支出	1,450,000	0	1,450,000	
学術集会事業費支出	15,000,000	10,000,000	5,000,000	
事務所整備費支出	28,780,000	6,323,512	22,456,488	
組織強化費支出	31,555,000	34,764,672	△ 3,209,672	
役員活動費支出	6,000,000	7,019,406	△ 1,019,406	
連携活動費支出	11,000,000	11,126,700	△ 126,700	
災害見舞金支出	0	1,400,000	△ 1,400,000	
職員退職給付支出	0	0	0	
	317,242,000	199,587,235	117,654,765	
②会議費支出				
会 議 費 支 出	13,000,000	15,980,540	△ 2,980,540	
旅 費 宿 泊 費 支 出	7,000,000	14,747,525	△ 7,747,525	
	20,000,000	30,728,065	△ 10,728,065	

科 目	予算額 (1)	決算額 (2)	差異 (1)-(2)	備考
③管理費支出				
給料賞与費支出	75,500,000	73,518,495	1,981,505	
会計士等経費支出	5,500,000	6,272,000	△ 772,000	
厚生費支出	13,000,000	12,664,839	335,161	
消耗品費支出	1,200,000	956,993	243,007	
印刷費支出	50,000	5,500	44,500	
消耗備品費支出	1,100,000	350,272	749,728	
交通費支出	800,000	1,266,031	△ 466,031	
通信費支出	1,000,000	762,384	237,616	
図書費支出	1,300,000	1,316,934	△ 16,934	
事務所費支出	28,000,000	28,254,671	△ 254,671	
修繕費支出	50,000	0	50,000	
借損料支出	500,000	102,960	397,040	
公租公課支出	3,000,000	3,028,500	△ 28,500	
雑支	2,000,000	1,627,265	372,735	
貸倒損失支出	3,200,000	3,974,000	△ 774,000	
	136,200,000	134,100,844	2,099,156	
④他会計への繰入金支出				
特別会計会計	0	0	0	
	0	0	0	
事業活動支出計	473,442,000	364,416,144	109,025,856	
事業活動収支差額	△ 41,805,000	98,289,152	△ 140,094,152	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
固定資産取得支出	5,000,000	15,392,278	△ 10,392,278	
投資活動支出計	5,000,000	15,392,278	△ 10,392,278	
投資活動収支差額	△ 5,000,000	△ 15,392,278	10,392,278	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
役員退任慰労金積立金取崩収入	0	50,420,000	△ 50,420,000	
職員退職給付積立金取崩収入	0	55,432,000	△ 55,432,000	
事務所移転積立金取崩収入	0	0	0	
全国会議運営費特別補助積立金取崩収入	0	1,136,810	△ 1,136,810	
財務活動収入計	0	106,988,810	△ 106,988,810	
2. 財務活動支出				
役員退任慰労金積立金繰入支出	7,480,000	57,700,000	△ 50,220,000	
職員退職給付積立金繰入支出	5,260,000	61,011,000	△ 55,751,000	
事務所移転積立金繰入支出	20,000,000	20,000,000	0	
全国会議補助積立金繰入支出	20,000,000	20,000,380	△ 380	
財務活動支出計	52,740,000	158,711,380	△ 105,971,380	
財務活動収支差額	△ 52,740,000	△ 51,722,570	△ 1,017,430	
IV 予備費支出				
予備費支出	5,000,000	0	5,000,000	
当期収支差額	△ 104,545,000	31,174,304	△ 135,719,304	
前期繰越収支差額	0	419,636,393	△ 419,636,393	
次期繰越収支差額	△ 104,545,000	450,810,697	△ 555,355,697	

収支計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(2) 特別会計(①母体救命)

(単位:円)

科 目	予算額 (1)	決算額 (2)	差異 (1) - (2)	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①母体救命法普及事業収入				
コース登録料(認定料含)収入	7,500,000	13,860,810	△ 6,360,810	
受 講 料 収 入	5,970,000	10,522,000	△ 4,552,000	
運 営 請 負 収 入	0	159,400	△ 159,400	
書 籍 売 上 収 入	32,000	542,800	△ 510,800	
印 税 収 入	1,000,000	1,196,454	△ 196,454	
ユ ニ ホ ー ム 販 売 収 入	0	220,500	△ 220,500	
②雑収入			0	
雑 収 入	200,000	3,985	196,015	
受 取 利 息 収 入	0	149	△ 149	
事業活動収入計	14,702,000	26,506,098	△ 11,804,098	
2. 事業活動支出				
①事業費支出				
講 習 会 運 営 事 業 費	845,000	2,534,259	△ 1,689,259	
講 師 謝 礼	4,246,000	8,781,449	△ 4,535,449	
J-CIMELS 業 務 委 託 費	850,000	217,699	632,301	
	5,941,000	11,533,407	△ 5,592,407	
②会議費支出(事業費及び管理費分)				
会 議 費 支 出	41,000	0	41,000	
旅 費 宿 泊 費 支 出	0	0	0	
	41,000	0	41,000	
③管理費支出(事業費分を含)				
給 料 賞 与 費 支 出	6,600,000	7,130,003	△ 530,003	
消 耗 品 費 支 出	1,600,000	173,405	1,426,595	
宿 泊 交 通 費 支 出	100,000	0	100,000	
通 信 費 支 出	0	20,820	△ 20,820	
修 繕 費 支 出	528,000	528,000	0	
書 籍 購 入 費 支 出	0	477,664	△ 477,664	
ユ ニ ホ ー ム 作 成 費 支 出	0	199,793	△ 199,793	
雑 支 出	500,000	880,659	△ 380,659	
	9,328,000	9,410,344	△ 82,344	
事業活動支出計	15,310,000	20,943,751	△ 5,633,751	
事業活動収支差額	△ 608,000	5,562,347	△ 6,170,347	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
固 定 資 産 取 得 支 出	0	0	0	
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計				
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出				
予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	△ 608,000	5,562,347	△ 6,170,347	
前期繰越収支差額	0	13,895,007	△ 13,895,007	
次期繰越収支差額	△ 608,000	19,457,354	△ 20,065,354	

収支計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(2) 特別会計(子ども家庭庁)

(単位:円)

科 目	予算額 (1)	決算額 (2)	差異 (1) - (2)	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①厚生労働省研究事業費収入				
子ども家庭庁子ども家庭行政 推進調査事業費補助金	10,000,000	10,000,000	0	
④他会計からの繰入金支出				
一 般 会 計	0	0	0	
事業活動収入計	10,000,000	10,000,000	0	
2. 事業活動支出				
①事業費支出	[8,000,000]	[4,821,600]	[3,178,400]	
法 制 活 動 費 支 出	(8,000,000)	(2,915,770)	(5,084,230)	
資 料 作 成 費 支 出	0	2,915,770	△ 2,915,770	
雑 費 支 出	8,000,000	0	8,000,000	
通 常 事 業 費	(0)	(1,905,830)	(△ 1,905,830)	
事 務 所 整 備 支 出	0	1,905,830	△ 1,905,830	
②管理費支出	[2,000,000]	4,840	1,995,160	
事 務 所 費 支 出	(2,000,000)	(0)	(2,000,000)	
事 務 所 室 料 支 出	2,000,000	0	2,000,000	
雑 支 出	(0)	(4,840)	(△ 4,840)	
銀 行 手 数 料	0	3,520	△ 3,520	
そ の 他	0	1,320	△ 1,320	
事業活動支出計	10,000,000	4,826,440	5,173,560	
事業活動収支差額	0	5,173,560	△ 5,173,560	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
一般会計繰入金支出	0	0	0	
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出				
予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	0	5,173,560	△ 5,173,560	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	5,173,560	△ 5,173,560	

収支計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(3)基本金会計

(単位:円)

科 目	予算額 (1)	決算額 (2)	差異 (1) - (2)	
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①他会計からの繰入金収入				
一 般 会 計	0	0	0	
事業活動収入計	0	0	0	
2. 事業活動支出				
①他会計からの繰入金支出				
一 般 会 計	0	0	0	
事業活動支出計	0	0	0	
事業活動収支差額	0	0	0	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金、未収会費、未収金、前払金、前払費用、仮払金、未払金、未払費用、仮受金、前受金、前受会費、預り金、未払消費税等を含めている。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

一般会計		(単位:円)	
科 目	前期末残高	当期末残高	
現 金 預 金	407,526,772	398,003,080	
未 収 会 費	9,930,000	12,348,000	
未 収 金	10,322,537	45,354,733	
前 払 金	5,000	0	
前 払 費 用	5,324,297	5,434,849	
仮 払 金	0	0	
合 計	433,108,606	461,140,662	
未 払 金	3,496,686	3,998,654	
未 払 費 用	1,940,359	2,654,229	
仮 受 金	8,000	0	
前 受 金	5,000,000	200,000	
前 受 会 費	0	54,000	
預 り 金	1,794,968	1,551,682	
未 払 消 費 税 等	1,232,200	1,871,400	
合 計	13,472,213	10,329,965	
次期繰越収支差額	419,636,393	450,810,697	

特別会計 (①母体救命)		(単位:円)	
科 目	前期末残高	当期末残高	
現 金 預 金	13,181,551	19,781,721	
未 収 金	731,497	632,301	
前 払 費 用	4,958	5,115	
仮 払 金	206,600	0	
合 計	14,124,606	20,419,137	
前 受 金	125,000	893,000	
預 り 金	104,599	68,783	
合 計	229,599	961,783	
次期繰越収支差額	13,895,007	19,457,354	

特別会計計 (②こども家庭庁)		(単位:円)	
科 目	前期末残高	当期末残高	
現 金 預 金	0	5,173,560	
合 計	0	5,173,560	
未 払 金	0	0	
合 計	0	0	
次期繰越収支差額	0	5,173,560	

収支計算書総括表

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	一般会計	特別会計		基本金会計	内部取引消去	合計
		①母体救命	③こ家庁			
I 事業活動収支の部						
1. 事業活動収入						
会費収入	384,536,000					384,536,000
母体救命法普及事業収入	0	26,501,964				26,501,964
子ども・子育て調査研究事業収入	0					0
寄付金収入	10,000,000					10,000,000
雑収入	64,569,296	4,134	10,000,000			74,573,430
委託料収入	3,600,000					3,600,000
他会計からの繰入金収入						0
事業活動収入計	462,705,296	26,506,098	10,000,000	0	0	499,211,394
2. 事業活動支出						
事業費支出	199,587,235	11,533,407	4,821,600			215,942,242
会議費支出	30,728,065	0				30,728,065
管理費支出	134,100,844	9,410,344	4,840			143,516,028
他会計からの繰入金支出	0					0
事業活動支出計	364,416,144	20,943,751	4,826,440	0	0	390,186,335
事業活動収支差額	98,289,152	5,562,347	5,173,560	0	0	109,025,059
II 投資活動収支の部						
1. 投資活動収入						
投資活動収入計	0	0	0	0	0	0
2. 投資活動支出						
固定資産取得支出	15,392,278	0	0	0	0	15,392,278
投資活動支出計	15,392,278	0	0	0	0	15,392,278
投資活動収支差額	△ 15,392,278	0	0	0	0	△ 15,392,278
III 財務活動収支の部						
1. 財務活動収入						
役員退任慰労金積立金取崩収入	50,420,000					50,420,000
職員退職給付積立金取崩収入	55,432,000					55,432,000
事務所移転積立金取崩収入	0					0
全国会議運営費特別補助積立金取崩収入	1,136,810					1,136,810
財務活動収入計	106,988,810	0	0	0	0	106,988,810
2. 財務活動支出						
役員退任慰労金積立金繰入支出	57,700,000					57,700,000
職員退職給付積立金繰入支出	61,011,000					61,011,000
事務所移転積立金繰入支出	20,000,000					20,000,000
全国会議補助積立金繰入支出	20,000,380					20,000,380
財務活動支出計	158,711,380	0	0	0	0	158,711,380
財務活動収支差額	△ 51,722,570	0	0	0	0	△ 51,722,570
IV 予備費支出						
予備費支出	0					0
当期収支差額	31,174,304	5,562,347	5,173,560	0	0	41,910,211
前期繰越収支差額	419,636,393	13,895,007	0	0	0	433,531,400
次期繰越収支差額	450,810,697	19,457,354	5,173,560	0	0	475,441,611



議案1・3

(参考)

令和5年度収支計算説明書(案)

公益社団法人日本産婦人科医会

(1)一般会計

I. 事業活動収支の部

1. 事業活動収入

①会費収入	(大科目)	384,536,000 円
1. 会費収入	(中科目)	384,536,000 円
正会員 9,944名×36,000円=357,984,000円		
準会員 974名×18,000円= 17,532,000円		
減免会員 902名×10,000円= 9,020,000円		
予算と比較して、正会員(9,300名、+644名)準会員(900名、+74名) 減免会員(850名、+52名)となり、予算より20,036,000円の増収となった。	当年度会費計	384,536,000 円
②雑収入	(大科目)	64,569,296 円
1. 医会報広告料等	(中科目)	3,036,000 円
2. 受取利息	(中科目)	14,221 円
3. ガイドライン頒布料	(中科目)	42,584,154 円
4. 胎児心拍数陣痛図の評価法と対応頒布料等	(中科目)	3,357,400 円
5. 思春期婦人科相談マニュアル頒布料等	(中科目)	3,239,500 円
6. 研修等受講料、調査協力料、発送物同梱料等	(中科目)	12,338,021 円
③委託料収入	(大科目)	3,600,000 円
1. 委託料収入 (公財)日母おぎゃー献金基金の業務委託料	(中科目)	3,600,000 円
④受取補助金収入	(大科目)	10,000,000 円
	事業活動収入合計	462,705,296 円

2. 事業活動支出

①事業費支出	(大科目)	199,587,235 円
1. 庶務活動費支出	(中科目)	13,022,849 円
(1) 庶務関係打合会費		362,198 円
(2) 運営打合会費		561,550 円
a) 会議費	323,630 円	
b) 旅費	237,920 円	
(3) 関係団体連絡会議費		121,756 円
(4) 女性の健康週間等産婦人科公開講座助成費		2,500,000 円
(5) 学術集会等職員旅費		369,120 円
(6) 関係諸機関等渉外対策費		165,316 円
(7) 資料作成費		1,871,739 円
(8) 入会案内パンフレット作成経費		0 円
(9) コピー費		1,898,196 円
(10) 通信費		2,039,171 円
(11) 発送費		2,403,621 円
(12) 書籍購入費		125,382 円
(13) 母子保健推進会議・健康日本21推進協議会会費		112,000 円
(14) MEDIFAX費		448,800 円
(15) 雑費		44,000 円

2. 医会報編集活動費支出	(中科目)	20,736,953 円
(1) 医会報発行費		17,316,419 円
a) 印刷費	9,182,853 円	
b) 編集作業費	2,573,651 円	
c) 保存用ファイル作成費	0 円	
d) 発送費	5,559,915 円	
e) 封筒代	0 円	
(2) 学術集会特集号作成費		0 円
(3) 原稿料等		55,685 円
(4) 原稿謝礼 (図書カード)		0 円
(5) 資料作成費		77,000 円
(6) 委員会費 (医会報編集(委)) (11回)		2,011,328 円
a) 会議費	1,331,188 円	
b) 旅費	680,140 円	
(7) 打合会費		916,621 円
a) 会議費	620,741 円	
b) 旅費	295,880 円	
(8) 座談会費		359,900 円
3. 情報技術 (IT) 活動費支出		4,276,841 円
(1) 記者懇談会開催経費 (11回)		2,622,440 円
a) 会議費	1,170,240 円	
b) 旅費	1,452,200 円	
(2) 日本記者クラブ会費		96,000 円
(3) 他団体連絡費		232,640 円
a) 年会費	25,000 円	
b) 会議費	51,000 円	
b) 旅費	156,640 円	
(4) 委員会費 (情報技術 (IT) (委)) (11回)		1,325,761 円
a) 会議費	877,701 円	
b) 旅費	448,060 円	
(5) 打合会費		0 円
a) 会議費	0 円	
b) 旅費	0 円	
(6) 遠隔医療プロジェクト事業費		0 円
a) 遠隔医療プロジェクト支援費	0 円	
b) 会議費	0 円	
c) 旅費	0 円	
4. 法制倫理活動費支出	(中科目)	7,083,328 円
(1) 関係諸団体等打合会費		0 円
(2) 資料作成費		5,874,000 円
a) 会員必携No.1「指定医師必携」改定	5,346,000 円	
b) 経口中絶薬に関する小冊子作成	528,000 円	
(3) 書籍購入費		0 円
(4) 倫理委員会費 (4回)		11,200 円
a) 会議費	3,200 円	
b) 旅費	8,000 円	
(5) 委員会費 (法制(委)) (2回)		428,496 円
a) 会議費	182,176 円	
b) 旅費	246,320 円	
(6) 打合会費		215,864 円
a) 会議費	136,864 円	
b) 旅費	79,000 円	
(7) 実務者全国会議費		553,768 円

5. 先天異常活動費支出	(中科目)	4,189,298 円
(1) 外表奇形等調査費		1,683,388 円
a) 調査結果冊子作成費	660,000 円	
b) 調査用紙等作成費	0 円	
c) 発送費	1,023,388 円	
(2) 関連学会活動費		137,998 円
(3) クリアリングハウス活動費		1,404,069 円
(4) 胎児異常診断等調査費		722,260 円
(5) 関連資料購入費		0 円
(6) 委員会費(先天異常(委))(2回)		213,743 円
a) 会議費	197,743 円	
b) 旅費	16,000 円	
(7) 打合会費		27,840 円
a) 会議費	27,840 円	
b) 旅費	0 円	
6. 研修活動費支出	(中科目)	23,253,394 円
(1) 研修ノート発刊費		12,624,154 円
a) 研修ノート作成費	12,169,784 円	
b) 執筆謝礼	454,370 円	
(2) 研修ニュース作成費		805,200 円
(3) 日産婦医会報「学術」欄 執筆謝礼		367,521 円
(4) 学会講演会生涯プログラム資料作成費		2,171,105 円
(5) 関連資料購入費		0 円
(6) 委員会費(研修(委))(6回)		517,824 円
a) 会議費	517,824 円	
b) 旅費	0 円	
(7) 打合会費		0 円
a) 会議費	0 円	
b) 旅費	0 円	
(8) GL産科編作成委員会費		711,176 円
a) 会議費	711,176 円	
b) 旅費	0 円	
(9) GL婦人科外来編作成委員会費		540,468 円
a) 会議費	484,588 円	
b) 旅費	55,880 円	
(10) GL婦人科外来編評価委員会費		74,242 円
a) 会議費	58,242 円	
b) 旅費	16,000 円	
(11) GL産科編伝達講習会費		0 円
a) 会議費	0 円	
b) 旅費	0 円	
(12) GL婦人科外来編伝達講習会費		0 円
a) 会議費	0 円	
b) 旅費	0 円	
(13) GLゲラ原稿作成費		5,441,704 円
7. 医療安全活動費支出	(中科目)	11,754,867 円
(1) 全国担当者連絡会開催費		1,035,666 円
(2) 産婦人科偶発事例報告事業等対策費		0 円
(3) 安全対策資料作成費		7,437,100 円
(4) 妊産婦死亡報告事業活動費		1,398,615 円
(5) 資料作成費(母体安全への提言)		0 円
(6) 羊水塞栓症血清検査事業協力費		0 円

(7) 各種調査事業対策費		0 円
(8) 調査結果の解析公表諸経費		578,752 円
(9) 会員支援活動費		52,000 円
(10) JALA関連事業費		0 円
(11) 関連諸団体との連絡協力費		0 円
(12) 関連資料購入費		234,140 円
(13) 委員会費 (医療安全(委)) (2回)		796,466 円
a) 会議費	301,126 円	
b) 旅 費	495,340 円	
(14) 打合会費		222,128 円
a) 会議費	179,808 円	
b) 旅 費	42,320 円	

8. 勤務医活動費支出	(中科目)	6,788,259 円
(1) 勤務医待遇アンケート費		425,242 円
(2) 勤務医支援対策費		732,686 円
(3) 勤務医ニュース発刊費		2,013,877 円
(4) 関連団体連絡費		0 円
(5) 調査・資料作成費		1,237,311 円
(6) 関連資料購入費		0 円
(7) 担当者懇話会		1,570,875 円
a) 会議費	806,495 円	
b) 旅 費	764,380 円	
(8) 委員会費 (勤務医(委)) (4回)		808,268 円
a) 会議費	510,248 円	
b) 旅 費	298,020 円	
(9) 打合会費		0 円
a) 会議費	0 円	
b) 旅 費	0 円	

9. 医業推進活動費支出	(中科目)	4,902,212 円
(1) 資料作成費		0 円
(2) 関連資料購入費		0 円
(3) 「医療と医業」掲載の検討・対策費		55,000 円
(4) 各種調査事業対策費		1,109,011 円
(5) メディカルスタッフ関連費		1,092,246 円
(6) 委員会費 (医業推進(委)) (3回)		1,167,370 円
a) 会議費	667,870 円	
b) 旅 費	499,500 円	
(7) 打合会費		229,416 円
a) 会議費	205,416 円	
b) 旅 費	24,000 円	
(1) 外部講演者招聘講演会費		0 円
(1) 全国医業推進担当者伝達講習会		1,249,169 円

10. 医療保険活動費支出	(中科目)	6,696,377 円
(1) 診療報酬改定影響等の実態調査費		0 円
(2) 点数早見表作成費		0 円
(3) 医療保険必携作成費		0 円
(4) 全国担当者連絡会開催費		0 円
(5) ブロック医療保険協議会		2,991,036 円
a) 補助金 20万円×9ブロック (内1ブロックはWeb開催の為、10万円)	1,700,000 円	
b) 旅 費	1,291,036 円	
(6) 関連資料購入費		119,009 円
(7) 関係諸団体との連絡折衝費		638,976 円

(8) 委員会費 (医療保険(委)) (4回)		2,342,228 円
a) 会議費	1,089,678 円	
b) 旅費	1,252,550 円	
c) 小委員会	0 円	
(9) 打合会費 (11回)		605,128 円
a) 会議費	369,268 円	
b) 旅費	235,860 円	

11. 女性保健活動費支出	(中科目)	3,453,136 円
(1) 資料作成費		766,782 円
(2) 各種調査事業対策費		0 円
(3) 関連資料購入費		65,090 円
(4) 関連諸団体との連絡協力費		233,480 円
(5) 女性アスリートワーキンググループ活動費		50,112 円
a) 会議費	50,112 円	
b) 旅費	0 円	
c) 協力費	0 円	
(6) 関係団体との勉強会費		46,298 円
a) 会議費	19,978 円	
b) 旅費	26,320 円	
(7) 性教育セミナー参加費		837,364 円
(8) 性教育セミナー会議費		116,928 円
a) 会議費	116,928 円	
b) 旅費	0 円	
(9) 委員会費 (女性保健(委)) (4回)		881,474 円
a) 会議費	497,554 円	
b) 旅費	383,920 円	
(10) 拡大部会費		455,608 円
a) 会議費	138,048 円	
b) 旅費	317,560 円	

12. がん活動費支出	(中科目)	12,649,129 円
(1) がん検診・ワクチン接種普及事業		1,536,649 円
(2) 乳がん検診 (MMG/超音波等) 指導医育成事業		5,059,596 円
(3) 調査研究費		0 円
(4) 関連諸団体との連絡提携費		259,540 円
(5) 関連資料購入費		0 円
(6) 全国担当者連絡会開催費		0 円
(7) 委員会費 (がん対策(委)) (2回)		516,802 円
a) 会議費	232,362 円	
b) 旅費	284,440 円	
(8) 乳がん対策委員会費		300,000 円
a) 会議費	300,000 円	
b) 旅費	0 円	
(9) 助成金による活動費		4,976,542 円

13. 母子保健活動費支出	(中科目)	10,146,302 円
(1) メンタルヘルスケア対策費		7,704,688 円
(2) プレコンセプションケア資料作成費		0 円
(3) 研修会開催費		22,000 円
(4) NCPR推進事業費		0 円
(5) 各種調査対策費		2,169,362 円
(6) 関連資料購入費		25,820 円
(7) 学会出張費		0 円

(8) 委員会費 (母子保健(委)) (2回)		136,048 円
a) 会議費	120,048 円	
b) 旅 費	16,000 円	
(9) 打合会費		88,384 円
a) 会議費	72,384 円	
b) 旅 費	16,000 円	
14. 献金連絡活動費	(中科目)	0 円
(1) 全国担当者連絡会会議費		0 円
a) 会議費	0 円	
b) 旅 費	0 円	
(2) 雑費		0 円
15. 学術集会事業費支出	(中科目)	10,000,000 円
(1) 学術集会事業費		10,000,000 円
16. 通常事業費支出	(中科目)	6,323,512 円
(1) 事務所整備費支出		6,323,512 円
(2) 役員退任慰労積立金繰入支出		0 円
(3) 職員退職給与積立金繰入支出		0 円
17. 組織強化費支出	(中科目)	34,764,672 円
(1) ブロック協議会費		12,921,644 円
a) 補助金 50万円×9ブロック (内1ブロックはWeb開催の為、25万円)	4,250,000 円	
b) 旅 費	1,763,544 円	
c) 令和4年度決算における収支相償の解決策に係る要望額交付	6,908,100 円	
(2) 都道府県産婦人科医会研修会費		2,350,000 円
a) 補助金 50,000円×47カ所	2,350,000 円	
b) 旅 費	0 円	
(3) 研修参加証等作成費		549,780 円
(4) 会務に係る傷害保険料等		908,249 円
(5) 全国産婦人科教授との懇談会費		474,414 円
(6) 性教育セミナー全国大会補助金		6,136,810 円
(7) 母と子のメンタルヘルスフォーラム補助金		5,000,000 円
(8) 産婦人科サマースクール、スプリングフォーラム等共催費		5,707,585 円
(9) プロジェクト委員会費		716,190 円
18. 役員活動費支出	(中科目)	7,019,406 円
19. 連携活動費支出	(中科目)	11,126,700 円
(1) 納入会費に対する還元金		11,126,700 円
(2) 代議員選出業務委託費		0 円
20. 災害見舞金支出	(中科目)	1,400,000 円
(1) 豪雨被害見舞金		1,400,000 円
21. 役員退任慰労金支出	(中科目)	0 円
22. 職員退職給付支出	(中科目)	0 円
②会議費支出	(大科目)	30,728,065 円
1. 会議費	(中科目)	15,980,540 円
2. 旅費宿泊費	(中科目)	14,747,525 円
③管理費支出	(大科目)	134,100,844 円

1. 給料賞与費支出	(中科目)	73,518,495 円
2. 会計士等経費支出	(中科目)	6,272,000 円
3. 厚生費支出	(中科目)	12,664,839 円
4. 消耗品費支出	(中科目)	956,993 円
5. 印刷費支出	(中科目)	5,500 円
6. 消耗備品費支出	(中科目)	350,272 円
7. 交通費支出	(中科目)	1,266,031 円
8. 通信費支出	(中科目)	762,384 円
9. 図書費支出	(中科目)	1,316,934 円
10. 事務所費支出	(中科目)	28,254,671 円
11. 修繕費支出	(中科目)	0 円
12. 借損料支出	(中科目)	102,960 円
13. 公租公課支出	(中科目)	3,028,500 円
14. 雑支出	(中科目)	1,627,265 円
15. 貸倒損失支出	(中科目)	3,974,000 円

事業活動支出合計	364,416,144 円
事業活動収支差額	98,289,152 円

II. 投資活動収支の部

1. 投資活動収入

1. 固定資産売却収入

(大科目)	
(中科目)	0 円
投資活動収入合計	0 円

2. 投資活動支出

1. 固定資産取得支出

(大科目)	
(中科目)	15,392,278 円
投資活動支出合計	15,392,278 円
投資活動収支差額	△ 15,392,278 円

III. 財務活動収支の部

1. 財務活動収入

積立金取崩収入

1. 役員退任慰労金積立金取崩収入
2. 職員退職給付積立金取崩収入
3. 事務所移転積立金取崩収入
4. 全国会議運営費特別補助積立金取崩収入

(大科目)	
(中科目)	50,420,000 円
(中科目)	55,432,000 円
(中科目)	0 円
(中科目)	1,136,810 円
財務活動収入合計	106,988,810 円

2. 財務活動支出

積立金繰入支出

1. 役員退任慰労金積立金繰入支出
2. 職員退職給付積立金繰入支出
3. 事務所移転積立金繰入支出
4. 全国会議補助積立金繰入支出

(大科目)	
(中科目)	57,700,000 円
(中科目)	61,011,000 円
(中科目)	20,000,000 円
(中科目)	20,000,380 円
財務活動支出合計	158,711,380 円
財務活動収支差額	△ 51,722,570 円

IV. 予備費

(大科目)	0 円
-------	-----

当期収支差額 31,174,304 円

前期繰越収支差額 419,636,393 円

次期繰越収支差額 450,810,697 円

特別会員候補者一覧

(順不同)

	推薦	氏名	年齢	生年月日	該当理由
1	宮城	たかばやし としふみ 高林 俊文	77歳	S21.6.5	(1)(4)
2	大分	ふくだ さかえ 福田 榮	82歳	S16.4.26	(1)(4)
3	大分	にしだ たかひと 西田 尚史	68歳	S30.10.21	(1)(4)

本会の役員を退いた年齢満60歳以上の会員で、次の各号の2以上の条件を満たすもの
(該当理由)

- (1) 本会の発展に功労のあったもの
 - (2) 本会の副会長、監事に就任したもの
 - (3) 各都道府県産婦人科医会の長(改正前の支部長を含む。)、代議員、理事、幹事などに通算10年以上就任したもの
 - (4) 各都道府県産婦人科医会(改正前の支部を含む。)の役員、本会委員会委員に通算15年以上就任したもの
- この場合において、第3号の役職の経歴を加算することができる

令和6年度会費免除申請者【追加申請】（案）

（敬称略）

【会費免除申請者（疾病）3名】

京都 藤井 信吾
岡山 平野 隆茂
岡山 本郷 基弘

【参考】

会費減免者の種類

- 1 会費免除者（0円）
平成19年度までに高齢により会費免除者になっている会員
- 2 疾病および震災による会費免除者（0円）
1以外の会員で毎年申請が必要
- 3 会費減免者（1万円）
平成20年度から高齢により会費減免者になる会員

【定款細則（抜粋）】

（会費の減免）

第13条 次の場合は、定款第8条第2項の規定により、総会の承認を得て、会費を減免することができる。

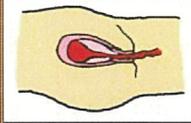
- (1) 前年12月31日現在、満77歳以上のもの
- (2) 疾病その他の理由により各都道府県産婦人科医会から申請があったもの

分娩費用等の医療保険化についての見解・PTの説明と 各都道府県産婦人科医会会長への説明追加

社会保障制度調査会
 こどもまんなか保健医療の実現に関するPT
 各都道府県産婦人科医会会長とのZOOM会議
 公益社団法人 日本産婦人科医会
 20240531・0603

1

正常分娩の経過

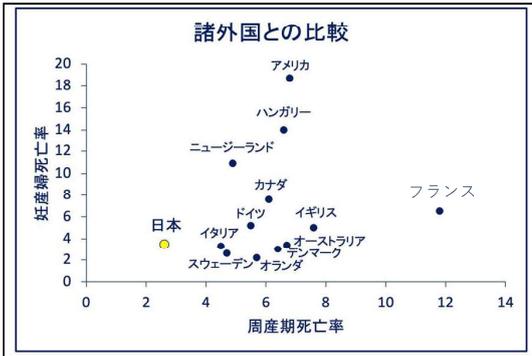
	分娩第1期	分娩第2期	分娩第3期	分娩第4期
	 <p>分娩の開始 分娩の開始：規則的な陣痛開始から、子宮口全開大(10cm)まで ：規則的な陣痛開始から、子宮口全開大(10cm)まで</p>	 <p>子宮口全開大から 児の娩出</p>	 <p>胎児の娩出から 胎盤娩出まで</p>	<p>胎盤娩出から 子宮の退縮による止血確認まで</p>
初	10～12時間	1.5～2時間	15～30分	2時間 -
経	4～6時間	0.5～1時間	10～20分	2時間 -

施設区分における分娩取扱割合

(2022年81万分娩)
(2023年77万分娩)
(2024年75万分娩)

日本の分娩の担い手 2023年

- 47% 産科診療所、
- 27% センター（総合・地域）
- 26% 一般病院

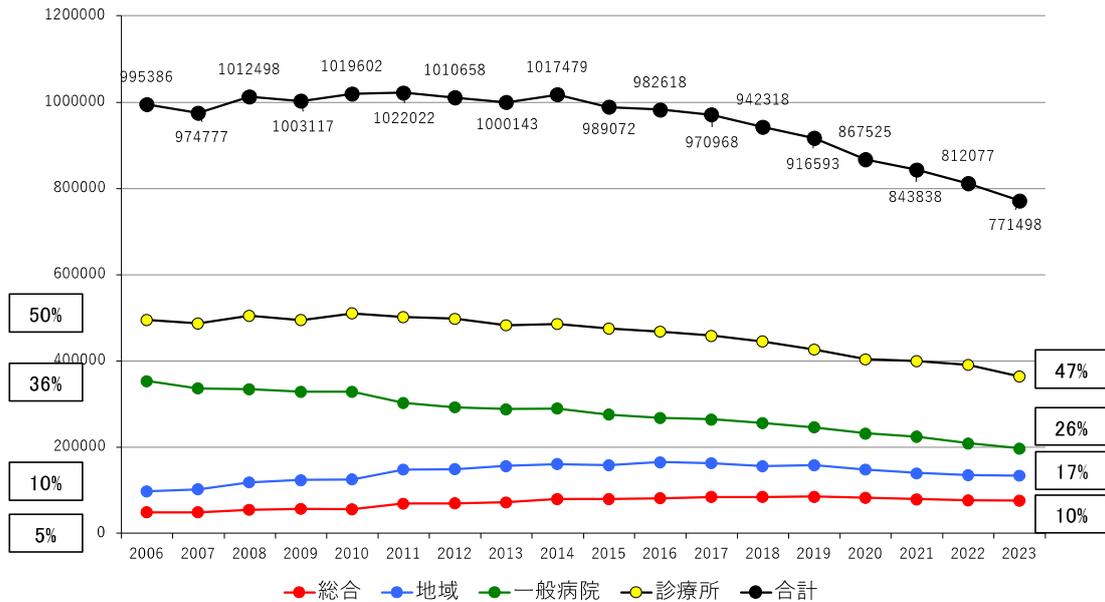


	周産期死亡率	妊産婦死亡率
日本	2.6	3.5
カナダ	6.1	7.6
アメリカ	6.8	18.7
デンマーク	6.4	3
フランス	11.8	6.5
ドイツ	5.5	5.2
ハンガリー	6.6	14
イタリア	4.5	3.3
オランダ	5.7	2.2
スウェーデン	4.7	2.6
イギリス	7.6	5
オーストラリア	6.7	3.4
ニュージーランド	4.9	10.9

日本は、診療所の分娩を中心とする小規模分散型の医療提供体制で、周産期母子医療センターなどとの強固な連携システムを構築し、諸外国と比較し、最も安全なレベルの周産期医療を提供している。
また、これらを維持するため、相応の資金を投入し、諸外国とは比較にならない高いレベルの医療安全管理を行っている。

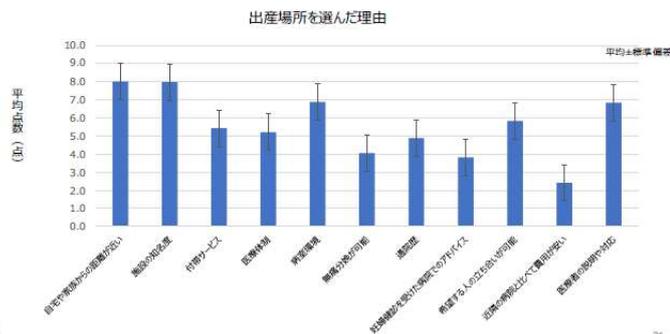
厚生労働省人口動態統計2022年より作成

図4 取扱分娩数の推移



分娩数が減少する中、診療所では約半数の分娩が行われ、総合と地域の周産期母子医療センターの合計分娩数が一般病院を上回っている。全国的には分娩の取扱は診療所と周産期母子医療センターへの二極化が進んでいるが、地域により状況は異なる。

妊産婦の医療機関に求めるニーズ



➤ 妊産婦は「医療アクセス」や「知名度」を重視して出産場所を選択している。



➤ 満足度の高いサービスは「特別食」や「アロマケア」から「出産時の心理的ケア」や「出産時の医療的処置」まで様々である。

出典：令和3年度厚生労働科学研究費補助金「医学的適応による生殖機能維持の支援と普及に向けた総合的研究」分担研究報告書『出産育児一時金（出産費用）に関する研究』 田倉 瑛

出産育児一時金増額後の妊婦負担に係る試算

出産育児一時金増額後の妊婦負担に係る試算

	施設数	分娩数
全施設	1037	427,542
病院	498 (48.0%)	229,031 (53.6%)
診療所	539 (52.0%)	198,511 (46.4%)
妊婦負担が発生する施設*	422 (42.6%)	222,691 (52.1%)
病院	227	131,771
診療所	215	90,920
妊婦負担が発生する産科単科の施設*	226 (21.8%)	101,387 (23.7%)
病院	11	10,467
診療所	215	90,920

* 分娩費用が50万円以上の施設

医業推進部会2023年調査、施設情報調査2022より作成
参考：分娩取扱施設：2,106施設（病院：971、診療所：1135）

医会が10年以上前から、自民党税制調査会に、妊産婦の経済的負担軽減のために要望してきたこと

- (1) 出産育児一時金として、1分娩につき100万円を支給すること。
正常分娩等の費用は地域差が著明、平均でも東京62万円、熊本36万円、東京では150万円の病院もある。少子化対策の1丁目1番地は出生数を増やすこと。その環境を整えること。
- (2) 若い世代に対する税制優遇政策を講じること
扶養者控除に加え、出生数が1人増すごとに、出生した子どもが在学期間までの間、その家族の消費税を減税すること
- (3) 分娩施設の税額控除を講じること
妊娠・出産・産褥までの医療行為に関しては、診療を受ける側（母親・新生児）が医療費支払いの際に消費税はなし。一方、医療機関は必要なものを購入する場合には消費税を支払っている。事業税の控除を講じて欲しい
- (4) 開業医の自社株の相続税の軽減を講じること
分娩機関・産科医の確保に重要であり、分娩機関の少ない地域では特に必要と考える

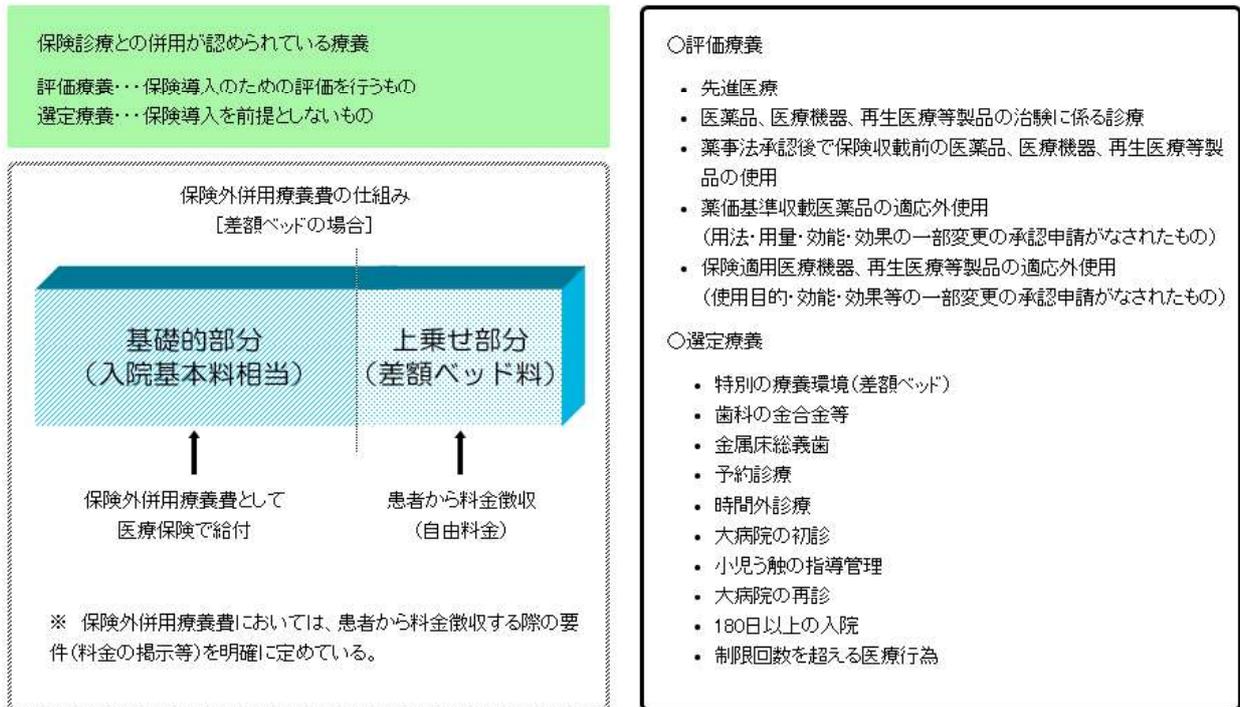
9

保険診療と保険外診療の併用について

- 「保険診療」と「保険外診療」の併用は原則として禁止されており、いわゆる「混合診療」は全体として自由診療として整理される。
- いわゆる「混合診療」を無制限に導入した場合、「患者の負担が不当に拡大するおそれがある」「科学的根拠のない特殊な医療の実施を助長する恐れがある」として、一定のルール設定が不可欠としている。
- こうしたルールに基づいて、保険診療との併用が認められる保険外診療は「評価療養」と「選定療養」に区分されている。

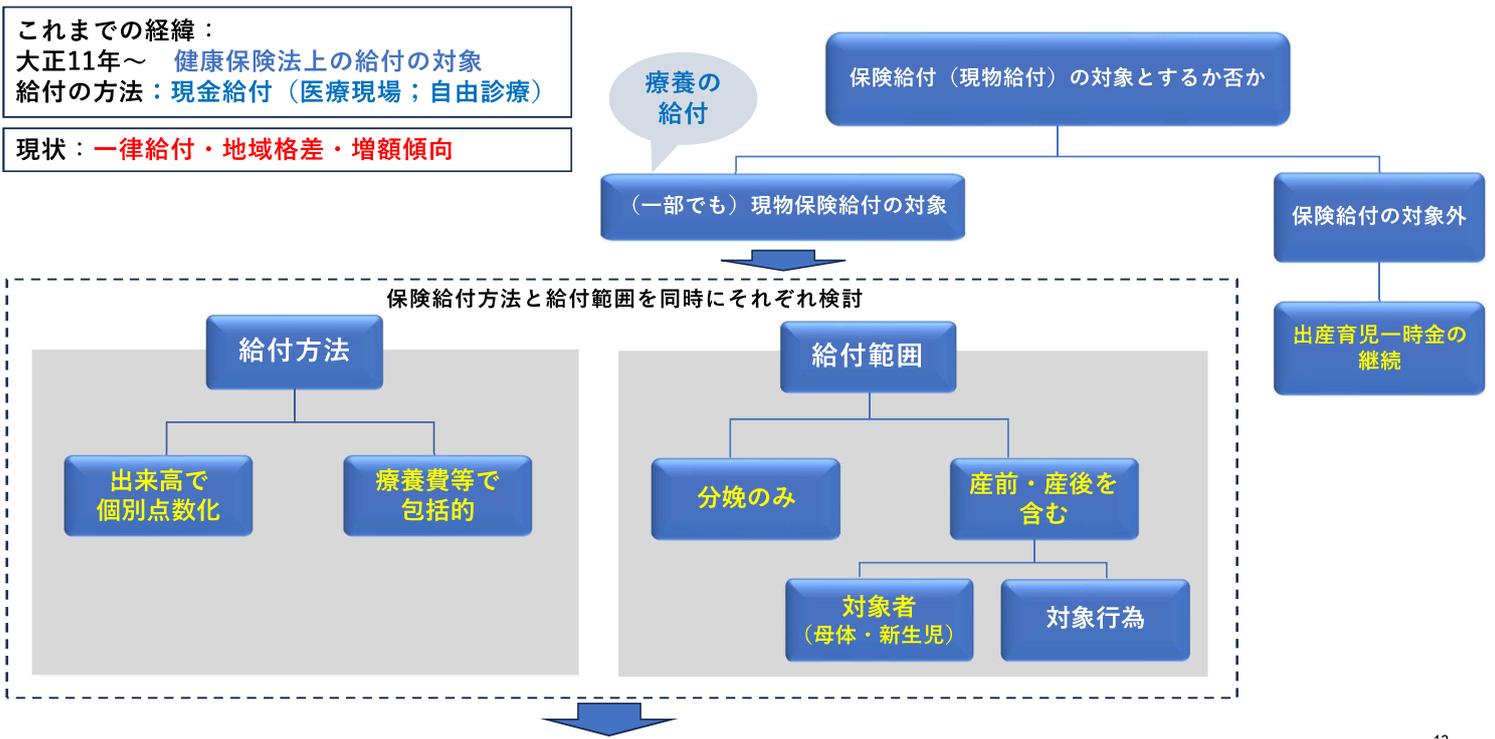
10

保険外併用療養費について



保険診療と保険外診療の併用について | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

出産費用をめぐる今後の方針についての検討 (大枠の流れ)



給付方法・範囲によって療養給付と療養給付外を併用する必要性・方法を検討 (選定療養や実費徴収、出産育児一時金との併用など)

妊娠・出産・産後における妊婦等の支援策等に関する検討会(案)

○妊娠・出産・産後における妊婦等の支援策の全体像を整理した上で、周産期医療・ケアの提供体制への影響を考慮しつつ、出産費用（正常分娩）の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の更なる強化の方向性について具体的な検討を行う。

○令和6年4月～1年程度（予定）；月に1回程度（予定）

○構成員：

・医療界を代表する者

（日本医師会、日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会、日本周産期・新生児医学会、日本看護協会、日本助産師会）から各1名の委員が推薦されます。

・医療保険者等を代表する者

医療審議会医療保険部会の構成員

・自治体を代表する者

（医師2名）と異なる特徴：周産期

・妊婦の声を代表する者

医療に精通した医師4名

・学識経験者等

○位置付け及び事務局

保険局長・医政局長・こども家庭庁成育局長による共同開催

事務局：保険局保険課・保険局医療課・医政局地域医療計画課・

こども家庭庁成育局母子保健課

社会保障制度調査会
こどもまんなか保健医療の実現に関するPT
次第

令和6年5月31日(金) 8時00分
党本部 704号室

- 一、開会・進行 山本 佐知子 PT事務局次長
- 一、挨拶 加藤 勝信 社会保障制度調査会長
橋本 岳 PT座長
- 一、議 事

関係団体ヒアリング

- ・公益社団法人 日本産婦人科医会
- ・公益社団法人 日本小児科医会

(質疑・応答)

- 一、閉 会

(以上)

※出席者一覧は裏面に記載

<出席者一覧>

【公益社団法人 日本産婦人科医会】

石 渡 勇 会長
中 井 章 人 副会長

【公益社団法人 日本小児科医会】

伊 藤 隆 一 会長
三 平 元 業務執行理事

【関係省庁】

(厚生労働省)

伊 原 和 人 保険局長
山 下 護 保険局保険課長
木 下 栄 作 保険局医療課医療技術評価推進室長
森 恩 医政局地域医療計画課救急・周産期医療等対策室長

(こども家庭庁)

藤 原 朋 子 成育局長
黒 瀬 敏 文 長官官房審議官
吉 川 裕 貴 成育局母子保健課生殖補助医療対策推進官

地域で安心して分娩できる環境の整備に向けた決議（案）

我が国においては、分娩件数が減少する中、これまで、医師の勤務環境改善を図りつつ、安全・安心な周産期医療体制を確保するため、政府、都道府県、関係学会、分娩機関等の緊密な連携のもと、産科医療機関の重点化・集約化を進めるとともに、分娩機関間の役割分担や連携を進めてきた。

あわせて、今年度から新たに、分娩施設までのアクセスが悪化した地域に居住する妊産婦に対する支援を進めるなど、妊婦が地域で安心して分娩できる体制の構築に取り組んできた。

その結果、産科診療所・産婦人科単科病院等の産科一次医療機関と、一般病院・総合病院等の産科二次医療機関、そして産科三次医療機関である周産期母子医療センターの機能分担と密な連携によって世界最高レベルの周産期医療を国民に提供できている。

こうした中、令和6年2月に公表された人口動態統計によると、2023年の出生数は約76万人となり、8年連続で減少を続け、少子化が進んでいる。

また、昨今の分娩数の減少は、特に一次医療機関の経営を圧迫し、分娩から撤退する機関も多くなっており、医療機材等の物価、光熱費、賃金の上昇も経営を圧迫している。さらに、医師の働き方改革が施行される中、地域に必要な産科医の確保も重要な課題である。

政府においては、こうした状況に鑑み、地域において安心して子どもを産み育てる環境整備をさらに推進するため、次の事項について強力に施策を推進すべきある。

- 一 産科診療所・産婦人科単科病院等の産科一次医療機関と、一般病院・総合病院等の産科二次医療機関、産科三次医療機関である周産期母子医療センターの役割分担と連携を進めること。
- 一 身近な地域における分娩を支える産科診療所に対する支援の充実を図ること。
- 一 必要な産科医の配置を含め、周産期母子医療センターに対する支援の充実を図ること。
- 一 出産費用の保険適用の検討に当たっては、安全面、出産場所の確保、妊産婦への多様なニーズへの対応等の課題があることも踏まえ、丁寧に議論を進めること。

令和6年5月21日

地域で安心して分娩ができる医療施設の存続を目指す議員連盟

地域で安心して分娩できる医療施設の存続を目指す議員連盟 次第

令和6年5月21日（火）11:00～

衆議院第一議員会館 B1F 第3会議室

司会：田畑 裕明

1. 開会挨拶 地域で安心して分娩できる医療施設の存続を目指す議員連盟 田村 憲久 会長
2. 役員人事についてのご報告
3. 団体挨拶 公益社団法人 日本産婦人科医会 石渡 勇 会長
4. 公益社団法人 日本産婦人科医会よりヒアリング
5. 厚生労働省よりヒアリング
6. 質疑応答
7. 決議（案）について
8. 閉会

【団体・省庁出席者は裏面ご参照】

<団体出席者>

公益社団法人 日本産婦人科医会	石渡 勇	会 長 (説明者)
	木下 勝之	名誉会長 (説明者)
	平原 史樹	副 会 長
	前田津紀夫	副 会 長
	平田 善康	常務理事
	山元 栄	事務局長

<省庁出席者>

厚生労働省

宮本 直樹	大臣官房審議官 (医政、口腔健康管理、精神保健医療、災害対策担当)
佐々木孝治	医政局 地域医療計画課長
林 修一郎	医政局 医事課長
佐々木康輔	医政局 医事課 医師等医療従事者働き方改革推進室長
坪井 宏徳	労働基準局 労働条件政策課 労働時間特別対策室長
山下 護	保険局 保険課長

(随行者)

上野 琢史	医政局 地域医療計画課 室長補佐
榊原 康平	医政局 地域医療計画課 小児・周産期医療専門官
松本 憲明	医政局 地域医療計画課 医療確保対策専門官
黒川 典誉	医政局 医事課 医師等医療従事者働き方改革推進室長補佐
柴田 直慧	保険局 保険課課長補佐

以上

令和6年5月21日現在

地域で安心して分娩できる医療施設の存続を目指す議員連盟 役員一覧 (案)

顧問	麻生 太郎 佐藤 勉 船田 元 関口 昌一	岩屋 毅 塩谷 立 武見 敬三	衛藤 征士郎 棚橋 泰文 中曾根 弘文	金田 勝年 野田 聖子 松山 政司
会長	<u>田村 憲久</u>			
副会長	金子 恭之 土屋 品子 武藤 容治 上野 通子 古川 俊治	櫻田 義孝 長島 昭久 大家 敏志 渡辺 猛之	柴山 昌彦 西銘 恒三郎 羽生田 俊	武田 良太 橋本 岳 福岡 資麿
幹事長	<u>三ツ林 裕巳</u>			
幹事	青山 周平 大野 敬太郎 斎藤 洋明 藤原 崇 宮内 秀樹 大野 泰正 高橋 はるみ	井野 俊郎 小田原 潔 笹川 博義 穂坂 泰 宮崎 政久 古賀 友一郎 高橋 克法	今枝 宗一郎 鬼木 誠 鈴木 貴子 牧島 かれん 築 和生 桜井 充 山下 雄平	岩田 和親 木村 次郎 中曾根 康隆 松本 尚 清水 真人 <u>二本</u>
事務局長	<u>田畑 裕明</u>			
事務局次長	国光 あやの	自見 はなこ		

令和4年秋から令和6年春の出産費用の見える化等をめぐる動き
2024.6月現在

出産育児一時金増額	出産費用の見える化	出産費用保険適用化
<p>第210回国会衆議院予算委員会（令和4年10月18日） 岸田田総理大臣の答弁（抄）</p> <p>出産育児一時金の引上げの議論においては、必要以上に値上げが行われたり、意図しないサービスが付加されることによって利用者の負担増が発生する事態は適切ではないと指摘あり。</p> <p>出産育児一時金の引上げに当たっては、妊婦の方々が費用やサービスを踏まえて適切に医療機関を選択できる、こうした環境を整備することが重要</p> <p>金額と併せて、こうした環境整備、出産費用などに関する情報を見る化するための方策、これも併せて検討することが実質的な負担軽減につながる。</p>	<p>社会保障審議会医療保険部会での議論を受けて、一時金増額とペアで実施することが決定</p> <p>厚労省田倉班での検討において地域連携による周産期医療の機能分担への影響等への懸念を訴えるなど様々な働きかけを行い、費用については単純な一覧化を回避、厚労省管轄HP内の施設個票の中で特性も含めて提示</p> <p>パブコメを経て23年11月から調査開始、12月18日で調査終了し1月にサイトテスト、3月に個別修正</p> <p>令和6年5月最終確認後運用開始 96（病院98、診療所94）%が対応 令和7年夏に実質義務化予定 未対応施設に事前通知、一定期間後対応しなければ直接支払制度利用停止 第177回社会保障審議会医療保険部会（R6.4.10）</p> <p>施設情報と費用の見える化 → コスト負担のありかた（保険適用）</p> <p>診療報酬における書面要件・書面掲示のデジタル化 R6年診療報酬改定</p> <p>医会からの働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自見議員、橋本岳議員ヒアリング ・ 自民党社会保障制度調査会こどもまんなか保健医療の実現に関するPT（橋本岳議員、三ツ林議員） ・ 医師会にも協力を要請し、多方向から働きかけ 	<p>3月10日（TBSテレビ）、3月23日（那覇市での記者質問）で、菅首相が少子化対策を巡り、「出産費用を保険適用とし、（それ以外の）個人負担分を（国が）支援する方が現実的ではない」と発言。さらに6月13日、岸田首相「費用の見える化を進め、多様なサービスを皆様が選べる環境を整えながら、第2ステップとして2026年度からの出産費用の保険適用などを進める」と発言</p> <p>“検討開始する”としか決まっていなにもかかわらず、政府（厚労省、こども家庭庁）/自民党/議員団体からの発信においてあたかも既定路線の印象</p> <p>本会としては情報提供向上、負担軽減には賛成、保険化には反対の立場だが、議論に参与していくために表明する態度としては課題抽出と慎重な議論を要求。</p> <p>社会保障審議会医療保険部会ではなく、産科医療に携わる医療関係者が参加する新たな議論の場が創設</p> <p>妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策等に関する検討会（厚労省医政局、保険局、こ家庁産育局）</p> <p>医療関係者（医師会、医会、学会、周産期新生児医学会、看護協会、助産師会）、医療関係者、自治体、学識経験者、妊産婦の代弁者で構成</p> <p>第178回 社会保障審議会医療保険部会（24.5.15）</p> <p>厚労科研田倉班：見える化の効果検証 厚労科研野口班：点数設定、経営状況などこ家庁科研：妊婦健診の課題（標準化）</p>
価格改定調査		
<p>令和5年春の状況について7月-調査</p> <p>回答率78%（2232施設に送付、助産所含）</p> <p>改定していない54%、増額した44%</p> <p>理由は光熱費、消耗品の高騰 86%、医療機器 65%、人件費61%、出産育児金に関連43%、分娩数減少35%、医療安全確保、検査、保健指導充実38%</p> <p>H30-R4の5年間に価格改定していない施設が73%</p> <p>52%が口頭、HP37%、書面33%、ポスター32%（何らかの情報提供あり86%）が、情報提供していない13%</p>		

1

一時金増額と見える化実施までの経緯（抄）

2022.11.11 第157回社会保障審議会医療保険部会 見える化の方針が決定

2022.12.9 第160回社会保障審議会医療保険部会 ヒアリングに出席

2022.12.15 第161回社会保障審議会医療保険部会 見える化実施が決定

・ 厚労科研田倉班での見える化サイトの議論（23年4-7月）

日本産婦人科医会が挙げた問題点	議論の結果
① 直接支払い制度の専用請求書の内容の抽出公表の問題点	掲載されることには対応できず 同意取得の上個別に表示
② 金額を一覧化することで起こりうる弊害について	一覧ではない表示形式、特性などの記載に変更
③ 高次医療施設から助産所までを一律に一覧表にする弊害	地域の機能分担、連携に配慮の書き込み 個別表示
調査への回答などの負担	見える化HPへの情報提供についても必須ではなく任意
施設HPとの機能連携	支援や配慮を求めているが、具体的には盛り込まれず

・ パブコメ実施（23年8-9月）

・ 分娩取り扱い施設への調査実施（23年9月-12月）

・ 最終的に96%の医療機関が調査項目に回答（ご協力のおかげで高い回答率となりました）

・ 直接支払制度100件以上利用施設の未回答施設（102施設）に協力を呼びかけ35施設が入力済

・ 「見える化」に関わる試験運用のホームページのテスト、関係団体からの意見募集（24年1月）、個別のページ修正（24年3月）

・ 2024.4.10 第177回社会保障審議会医療保険部会

・ 令和7年夏に実質義務化（未対応施設に事前通知、一定期間後対応しなければ直接支払制度利用停止）

・ 24年5月30日サイト公開開始（5月下旬に最終確認、協力依頼の添え状を発送）、実施要綱改正

2

令和6年4月10日第177回社会保障審議会医療保険部会資料2

出産費用の見える化等について

見える化の取組状況

出産費用の見える化を進め、妊婦の方々が、費用やサービスを踏まえて適切に分娩取扱施設を選択できる環境を整備するため、**全国に分娩取扱施設に関する情報の提供を行うウェブサイト**(以下「情報提供ウェブサイト」という。)を厚生労働省が開設・運営する。

※分娩取扱施設ごとの特色・サービスの内容等に関する情報と、出産費用等に関する情報を併せて公表

昨年11月、全国に分娩取扱施設に対して調査票を送付し、掲載する情報を収集中。現時点で、今年度も分娩取扱いを継続予定の施設の**96%が掲載見込み**(病院98%、診療所94%、助産所97%)。運用開始に向け、さらに掲載情報の収集を進める。

※特色・サービスの内容等に関する情報を調査するもの。費用等に関する情報については、各分娩取扱施設の同意を得て、審査支払機関に提出された直接支払制度の専用請求書のデータに基づき公表

※掲載割合の母数は2022年度に21件以上の分娩取扱実績のある施設のうち、出産育児一時金の直接支払制度を利用しており、2024年度以降に分娩の取扱いを継続する予定の施設

※これらに加え、年間分娩件数が20件以下の施設及び直接支払制度を利用していない施設も任意で掲載予定

2024年春からの運用開始に向け、引き続き、情報提供ウェブサイトの開設準備を進める。

直接支払制度の要綱改正

出産費用の見える化を推進する観点から、**出産育児一時金の直接支払制度の実施要綱**において、

年間分娩件数が21件以上の分娩取扱施設については、直接支払制度を利用する場合には、情報提供ウェブサイトにおいて出産費用等の情報の公表を行うこと

を規定することとする(情報提供ウェブサイトの運用開始前に実施要綱を改正予定)。

今後、情報提供ウェブサイトにおける出産費用等の情報の公表を行っていない分娩取扱施設については、

- 当該施設に対する事前通知を行い、施設による一定の対応期間を設けた上で、
- 対応のない場合には、妊婦等に対する周知期間を設けた後、当該施設の出産育児一時金の直接支払制度の利用を停止することとする。(必要なシステム改修等の上、令和7年夏から実施予定)

24年5月30日実施要綱改正

3

“出産なび” (24年5月30日公開)

このWebサイトでできること

- ① 地域やサービスの条件を設定して、分娩を扱う施設を検索することができます。
 - ② それぞれの施設について、「施設の情報」「助産ケア」「付帯サービス」「費用等」の詳しい情報を確認することができます。
- ※ このWebサイトとあわせて、それぞれの施設のホームページ等も必ずご確認ください。

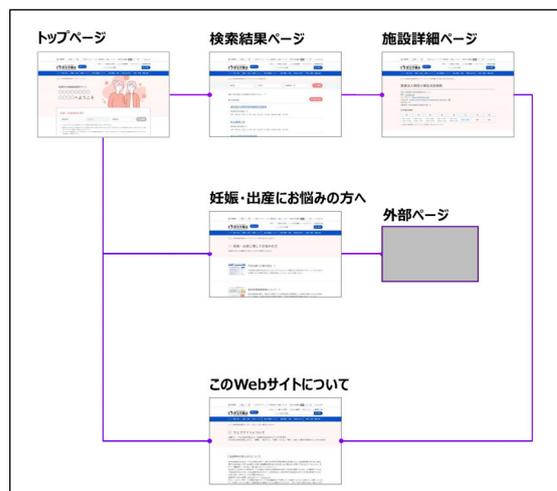
このWebサイトのねらい

2023年4月1日から、出産の際に公的医療保険から支給される出産育児一時金の額が原則42万円から原則50万円に増額されました。同時に、全国の出産を取り扱う施設ごとのサービス内容や出産費用の状況などを公表することで、妊婦の方々が費用やサービスを踏まえて適切に出産する施設を選択できる環境を整えていくこととなりました。具体的な公表項目・内容については、令和5年度厚生労働省政策科学総合研究事業「出産育児一時金の見直しを踏まえた出産費用の分析並びに産科医療機関等の適切な選択に資する情報提供の実施及び効果検証のための研究」(主任研究者：東京大学田倉智之特任教授)において、妊産婦のニーズ等を踏まえた検討が行われ、厚生労働省社会保障審議会医療保険部会において決定されました。その後、全国の出産を取り扱う施設に対して掲載情報の調査を行い、各施設・関係団体等のご協力の結果、2024年4月時点で96%の施設の情報が集まりました。

掲載施設について

原則としてこのWebサイトの掲載対象となっている施設は以下の①～③を満たすものとなります。①・②を満たしているが③を満たしていない場合でも、掲載希望のある施設については掲載を行っています。一方で、対象ではあるものの、掲載に同意できなかった施設に関しては掲載されません。また、新規に開業された施設に関しては掲載されていない可能性があります。

(対象施設) ①病院、診療所、または助産所 ②2024年4月時点で、分娩を取り扱っている施設 ③出産育児一時金の直接支払制度を利用しており令和4年度における分娩取扱件数が21件以上。



24年5月最終確認実施中の画面取扱注意

4

出産ナビ



24年5月最終確認実施中の画面取扱注意

5

出産ナビ（施設詳細情報）



各施設の詳細条件がタブ別に表示

- 施設の情報（機能や病床数、医師数など）
- 助産ケア（助産師外来や産後ケア実施など）
- 付帯サービス（無痛分娩や母子同室、個室など）
- 費用

運用開始後も窓口は存続し随時修正は可能

24年5月最終確認実施中の画面取扱注意

6

出産ナビ（施設詳細情報 費用）

施設詳細情報費用等のタブに

- 分娩にかかる費用の総額
- 基本的な分娩費用
- 室料差額
- 入院日数

それぞれ、費用の目安として
四分位範囲、平均値、中央値が記載

24年5月最終確認実施中の画面
取扱注意

7

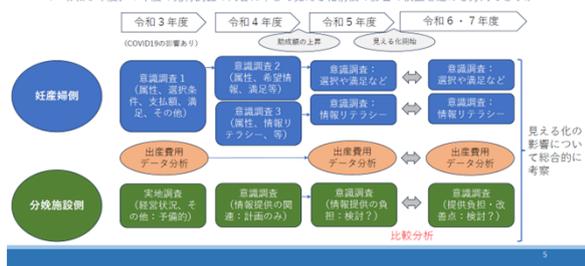
令和5年度厚生労働行政推進調査事業補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））
 出産育児一時金の見直しを踏まえた**出産費用の分析並びに産科医療機関等の適切な選択に資する情報提供の実施及び効果検証**のための研究
 研究代表者 田倉智之 東京大学 医学部附属病院 特任教授

<研究全体の目的> 出産費用の「見える化」における公表項目等の検討、詳細な出産費用の分析や「見える化」の効果検証を行う必要がある。以上を踏まえ、**本研究は、出産費用の「見える化」と出産育児一時金の引上げという政策の潮流を背景に、それら（見える化と引き上げ）が妊産婦等の受療行動や分娩施設等の運営行動にどのような影響を及ぼすのか明らかにし、出産育児一時金の制度や少子化対策等の周辺政策の将来の議論に資することを目的とする。**

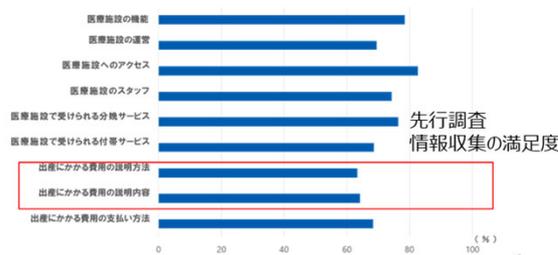
令和6年度 費用分析方法の検証、出産費用の分析、令和7年度 見える化の効果検証、出産費用の変動分析

見える化の検証方法

令和3年度、4年度の先行調査の内容に準じて見える化前後の影響の検証を進める方向でどうか



〇 情報収集への満足度が高かったのは、「医療施設へのアクセス」、「医療施設の種類」、次いで「医療施設で受けられる分娩サービス」であった。最も低かったのは、「出産にかかる費用の説明方法」、「出産にかかる費用の説明内容」であった。



一時金増額・見える化の効果検証

見える化サイト運用開始への対応（未対応施設）
 適切な医療広告（医療広告ガイドラインとの整合性）
 診療報酬改定でも見える化（書面要件、掲示のデジタル化）

進む少子化、分娩施設集約化

地域における産科診療提供の持続可能性
 地域における産科診療施設の事業継続見込みに関する調査
 産婦人科施設の収益構造のイノベーション
 Post集約化に向けて進む議論への対応

8

保発 0530 第 10 号
令和 6 年 5 月 30 日

日本産婦人科医学会長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について
(周知依頼)

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

妊婦の方々が出産する施設を適切に選択できる環境を整備するため、本日(令和 6 年 5 月 30 日)から、厚生労働省が開設・運用する Web サイト「出産なび」において全国の分娩を取り扱う医療機関等(病院、診療所又は助産所)のサービス内容や出産費用の状況等を公表すること等に伴い、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」(平成 23 年 1 月 31 日保発 0131 第 2 ~ 4 号)別添 1 「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」の一部を別添のとおり改正し、本日より適用することとしましたので、貴団体におかれましては、その内容について御了知いただくとともに、会員、関係者等に対し周知等いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

保 発 0530 第 8 号
令 和 6 年 5 月 30 日

全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
都道府県知事
地方厚生（支）局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
国民健康保険中央会長
健康保険組合連合会長

殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について

妊婦の方々が出産する施設を適切に選択できる環境を整備するため、本日（令和6年5月30日）から、厚生労働省が開設・運用する Web サイト「出産なび」において全国の分娩を取り扱う医療機関等（病院、診療所又は助産所）のサービス内容や出産費用の状況等を公表すること等に伴い、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」（平成23年1月31日保発0131第2～4号）別添1「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」の一部を下記のとおり改正し、本日より適用することとしたので、適切に御対応いただくよう御留意願いたい。

記

- 1 別添1「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」について、前々年度1年間（3月最終週は翌年度扱い）に支払機関が受け付けた直接支払制度の専用請求書（月遅れ請求分を含む）の件数が21件以上の医療機関等は、直接支払制度を利用する場合には、厚生労働省が開設・運用する Web サイト「出産なび」において出産費用等の情報の公表を行うこと。
- 2 その他所要の改正を行うこと。

< 添付資料 >

- 別添 1 : 「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱
- 別紙 : 出産育児一時金等代理申請・受取請求書(改正なし)
- 別添 2 : 「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱(改正なし)
- 様式 1 : 出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)(改正なし)
- 様式 2 : 出産育児一時金等受取代理申請取下書(改正なし)
- 様式 3 : 受取代理人変更届(改正なし)
- 様式 4 : 受取代理申請受付通知書(改正なし)
- 様式 5 : 出産費用請求報告書(改正なし)

「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱

平成 23 年 1 月 31 日制定
平成 24 年 2 月 29 日改正
平成 27 年 1 月 1 日改正
平成 28 年 12 月 16 日改正
令和 3 年 8 月 18 日改正
令和 5 年 3 月 30 日改正
令和 6 年 5 月 30 日改正

第 1 趣旨

出産育児一時金等（出産育児一時金及び家族出産育児一時金をいう。以下同じ。）の医療機関等（病院、診療所又は助産所をいう。以下同じ。）への直接支払制度（以下単に「直接支払制度」という。）は、被保険者等（健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被保険者であった者又は国民健康保険の世帯主若しくは組合員をいう。以下同じ。）が医療機関等との間に、出産育児一時金等の支給申請及び受取に係る代理契約を締結の上、出産育児一時金等の額を限度として、医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金等の支給申請及び受取を直接保険者で行うことにより、被保険者等があらかじめまとまった現金を用意した上で医療機関等の窓口において出産費用を支払う経済的負担の軽減を図るものである。

第 2 直接支払制度の運用方法

直接支払制度は、次の 2～4 に掲げる事務を関係者（医療機関等、支払機関（国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）及び社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）をいう。以下同じ。）及び保険者）が実施することを通じ、当該医療機関等から被保険者等又はその被扶養者（国民健康保険の世帯主及び組合員以外の被保険者を含む。以下同じ。）に対し請求される出産費用について、保険者が当該医療機関等に対し出産育児一時金等を直接支払うことをその内容とする。

1 対象者

平成 23 年 4 月 1 日以降の出産に係る出産育児一時金等の受給権を有する被保険者等（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 22 条に規定する助産施設において助産の実施を受ける者及び福祉事業として保険者により実施されている出産のために必要な費用に係る資金の貸付を受ける者を除く。）を対象とする。

2 出産を取り扱う医療機関等における事務等

(1) 申請・受取に係る代理契約の締結等

医療機関等は、被保険者等又はその被扶養者の出産に関し、当該医療機関等を退院（医師又は助産師の往診による出産の場合にあっては、その医学的管理を離れるときをいう。以下同じ。）するまでの間に、直接支払制度について被保険者等又はその被扶養者に十分に説明した上で、直接支払制度を利用するか意思確認をする。

確認に当たっては、次の～に掲げる旨について書面により被保険者等の合意を得るものとする。当該書面は2通作成するものとし、1通は被保険者等又はその被扶養者に手交し、1通は医療機関等において保管する。（医療機関等における保管期間は、出産育児一時金等の請求に係る消滅時効に照らし、出産日から最低でも2年とする。）

保険者に対し、被保険者等の名において出産育児一時金等の申請を代わって行う旨並びに申請先となる保険者の名称

保険者が被保険者等に対して支給する出産育児一時金等の額（50万円（公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産（死産を含む。以下「加算対象出産」という。）でない場合にあっては48万8千円）を限度として、医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金等を受け取る旨及び出産育児一時金等の額を超えた出産費用については、別途被保険者等又はその被扶養者が医療機関等の窓口で支払う必要がある旨

医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金等を受け取った額の範囲で、保険者から被保険者等へ出産育児一時金等の支給があったものとみなされる旨

現金等で出産費用を医療機関等に即時支払う等の理由により直接支払制度を利用せず、被保険者等が別途保険者に対して出産育児一時金等の支給申請を行うことは、妨げられるものでない旨

なお、被保険者等又はその被扶養者の転院等により、契約を締結した医療機関等において出産がなされなかった場合においては、当該代理契約は無効となり、転院等する先の医療機関等において、直接支払制度の利用を希望する場合は、新たに代理契約を締結する必要がある。

(2) 入退院時の事務

被保険者証の窓口提示等

被保険者等又は被扶養者は、入院（医師又は助産師の往診による出産の場合にあっては、その医学的管理に入るときをいう。以下同じ。）する際に、被保険者証（被保険者資格証明書又は日雇特例被保険者の受給資格者票を含む。以下

同じ。)を提示すること。

なお、健康保険法(大正11年法律第70号)第106条又は船員保険法(昭和14年法律第73号)第73条第2項の規定に基づき、既に資格を喪失した健康保険又は船員保険からの出産育児一時金等の支給を希望する者については、現在加入する保険者における被保険者資格の確認に併せて別途定める資格喪失等を証明する書類を提示すること。

保険医療機関にあっては、妊婦健診などの際の医師の判断により、異常分娩(分娩に係る異常が発生し、鉗子娩出術、吸引娩出術、帝王切開術等の産科手術又は処置等が行われるものをいう。以下同じ。)による、入院、産科手術等が療養の給付(家族療養費を含む。以下同じ。)の対象となる可能性が高いと認められる場合にあっては、あらかじめ被保険者等又はその被扶養者に対し、加入する保険者から限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証を含む。以下同じ。)を入手するよう勧奨されたいこと。また、入院した後に療養の給付の対象となった場合にあっては、退院時までこれを入手するよう勧奨されたいこと。

費用の内訳を記した明細書の交付等

直接支払制度を用いる医療機関等は、要した出産費用について、50万円(加算対象出産でない場合にあっては48万8千円)を上回るときに限り、当該上回った額について被保険者等又はその被扶養者に退院時に請求する。

直接支払制度を用いる場合には、要した出産費用については、被保険者等が出産育児一時金等の差額分を早期に受け取ることができるなどの利便性の観点から、少なくとも以下の事項を明らかにした明細書に、加算対象出産の場合には、「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言を印字やスタンプ等により明記した上で、退院時に被保険者等又はその被扶養者に手交するものとする。また、被保険者等又はその被扶養者の求めに応じて、費用の内訳を明らかにした明細書の手交に努められたいこと。

- ・ 出産年月日
- ・ 出産児数
- ・ 入院実日数
- ・ 出産費用の合計額(妊婦合計負担額)及び医療機関等が代理して受け取る額(代理受領額)
- ・ 別紙に定める出産育児一時金等代理申請・受取請求書(以下「専用請求書」という。)に記載される妊婦合計負担額及び代理受領額と相違ない旨

また、直接支払制度を用いていない場合には、退院時に被保険者等又はその被扶養者に手交する領収書に、直接支払制度を用いていない旨を記載するものとする。

専用請求書の支払機関への提出等

直接支払制度を用いる医療機関等は、専用請求書により、原則として被保険者等の加入する保険者ごとに所定事項を記載の上、保険者から支払事務の委託を受けた支払機関に対し、光ディスク等による CSV 情報又は紙媒体により提出する。光ディスク等による提出等に必要な記録条件仕様等は、別に示す。請求の電子化を推進する観点から、医療機関等は、可能な限り光ディスク等による提出とするよう努めるものとする。なお、専用請求書に記載すべき主な事項の内容は以下のとおりとする。

- a) 入院料...妊婦に係る室料、食事料。保険診療に係る入院基本料及び入院時食事療養費はこれに含まれない。
- b) 室料差額...妊婦の選定により、差額が必要な室に入院した場合の当該差額。
- c) 分娩介助料...異常分娩時の医師等による介助その他の費用。正常分娩時には「 - 」(ハイフン)とする。
- d) 分娩料...正常分娩(分娩が療養の給付の対象とならなかった場合)の、医師・助産師の技術料及び分娩時の看護・介助料(分娩時の助産及び助産師管理料、分娩時の安全確保に係るものを含む。)。異常分娩時には「 - 」(ハイフン)とする。
- e) 新生児管理保育料...新生児に係る管理・保育に要した費用をいい、新生児に係る検査・薬剤・処置・手当(在宅における新生児管理・ケアを含む。)に要した相当費用を含める。新生児について療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。
- f) 検査・薬剤料...妊婦(産褥期も含む。)に係る検査・薬剤料をいう。療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。
- g) 処置・手当料...妊婦(産褥期も含む。)に係る医学的処置や保健指導、乳房管理指導料、産褥期の母体ケア(在宅におけるものを含む。)等に要した費用をいう。療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。
- h) 産科医療補償制度...産科医療補償制度の掛金相当費用をいう。
- i) その他...文書料、材料費及び医療外費用(お祝い膳等)等、a)~h)に含まれない費用をいう。
- j) 一部負担金等...異常分娩となった場合の一部負担金及び入院時食事療養費の食事療養標準負担額をいう。被保険者等又はその被扶養者より限度額適用認定証の提示があった場合は、「一部負担金等」として現に窓口で請求することとなる額を記載するものとする。

- k) 妊婦合計負担額...直接支払制度の利用の有無にかかわらず、実際に被保険者等又はその被扶養者に請求することとなる実費をいう。
- l) 代理受取額...直接支払制度により、被保険者等が加入する保険者に被保険者等に代わり請求し、代理して受け取る額をいう。実費が50万円(加算対象出産でない場合、48万8千円)の範囲内で収まった場合にはその実費を記載し、超えた場合には50万円又は48万8千円が記載額となる。

また、専用請求書の提出の時期は、正常分娩か異常分娩の別に応じ、次のとおりとする。

- ア 正常分娩に係る専用請求書の提出は、次のとおりとする。
 -) 出産後退院した日の属する月の翌月10日までに到達するように提出する。ただし、退院した日の属する月の10日までに専用請求書を作成できるときは、退院した日の属する月の10日までに到達するように提出することができる。
 -) 上記のほか、光ディスク等によるCSV情報により提出する場合は、出産後退院した日の属する月の25日までに到達するように提出することができる。
- イ 異常分娩に係る専用請求書の提出は、出産後退院した日の属する月の翌月10日までに到達するように提出する。

専用請求書の提出先となる支払機関は、被保険者等の加入する保険者の種別に応じ、次のとおりとする。

-) 被保険者等の加入する保険が国民健康保険である場合...医療機関等所在地の国保連に提出する。
-) 被保険者等の加入する保険が国民健康保険以外である場合...医療機関等所在地の支払基金に提出する。
-) 健康保険法第106条又は船員保険法第73条第2項に該当する被保険者等であって、国民健康保険以外の保険者から支給を希望する場合...医療機関等所在地の支払基金に提出する。

3 支払機関における事務

(1) 保険者との支払業務委託契約の締結

支払機関は、各保険者と直接支払に係る業務委託契約を締結する。

(2) 専用請求書に係る支給要件等確認事務

保険者から支払事務の委託を受けた支払機関は、各医療機関等から提出された専用請求書について、出産数、在胎週数等記載事項の確認を行い、請求額等が適正か否かの確認作業を保険者に代わり行う。

専用請求書の記載内容について支払機関は審査を行うものでなく、記載内容に不備があった場合は、医療機関等に返戻することとなる。

(3) 保険者への請求及び医療機関等への支払事務

支払機関は、(2)の事務に係るとりまとめを行った上で、各保険者に出産育児一時金等の医療機関等への支払いに要する費用の請求を、保険者の体制に応じ、紙媒体又は光ディスク等媒体の送付を通じて行う。

専用請求書の確認等のみで適正な支払を行うことができる正常分娩については、保険者への請求及び医療機関等への支払いは、次のとおりとする。

2(2)ア)により、各月10日までに提出された専用請求書(以下「10日提出分」という。)に係る保険者への請求は、医療機関等から専用請求書の提出があった月(以下「提出月」という。)の20日頃、医療機関等への支払いは、その翌月の5日頃を目処に行うものとする。

2(2)ア)により、各月25日までに提出された専用請求書(以下「25日提出分」という。)に係る保険者への請求は、提出月の10日までに請求された診療報酬に準じて、保険者への請求及び保険医療機関等への支払いを行うものとする。

また、異常分娩に係る専用請求書に係る保険医療機関への支払いは、一部負担金等との突合の必要性等から、提出月の10日までに請求された診療報酬に準じて、保険者への請求及び保険医療機関への支払いを行う。

(4) 厚生労働省への情報提供

支払機関は、厚生労働省が開設・運用するWebサイト「出産なび」における出産費用等の情報の公表等のため、厚生労働省の求めに応じ、医療機関等から請求された専用請求書の情報を厚生労働省に提供するものとする。

4 保険者における事務

(1) 支払機関からの請求に対する支払い等

支払機関に対し支払事務の委託をした保険者は、3(3)によりなされる支払機関からの請求について、その内容を確認の上、次のとおり、正常分娩に係る支払いを行う。

10日提出分に係る支払機関への支払いは、国保連からの請求に対しては月末頃を目処に、支払基金からの請求に対しては請求のあった月の翌月4日頃を目処に行うものとする。

25日提出分に係る支払機関への支払いは、提出月の10日までに請求された診療報酬に準じて、支払機関に行うものとする。

また、異常分娩に係る支払いは、提出月の10日までに請求された診療報酬に準じて、支払機関に行うものとする。

(2) 医療機関等からの請求額が出産育児一時金等として支給すべき額未満である場合の被保険者等への支払い等

医療機関等が請求した代理受取額が、50万円（加算対象出産でない場合にあっては48万8千円）未満の場合、これらの額と代理受取額の差額を被保険者等に対し支払うものとする。

この場合において保険者は、被保険者等に対し、差額の支給申請ができる旨のお知らせを、出産育児一時金等の支給決定通知書に併記するなどの方法により、確実に行うものとする。

なお、差額の支給に当たっては、支払機関より送付される請求明細書や専用請求書等を確認することが必須となるが、直接支払制度においては、専用請求書等が保険者に到達するのが出産月から1～2ヶ月後とならざるを得ないため、被保険者等の経済的負担を軽減する現金給付である制度趣旨に照らし、2(2)

に規定する明細書等により、直接支払制度を利用していること及び出産にかかった実費が確認できた場合は、専用請求書の到達を待たずとも、必要に応じ差額の振込先を記した書面の提出を求めること等を通じ、当該差額を被保険者等に早期支給するものとする。

(3) 直接支払制度を利用しなかった被保険者等への対応

直接支払制度を利用しなかった被保険者等に係る出産育児一時金等の支給については、被保険者等からの申請に基づき支給を行うものとする。

なお、直接支払制度を利用したにもかかわらず、被保険者等が、同一又は他の保険者に対し出産育児一時金等の支給を重複して申請すること等が考えられるが、出産育児一時金等の早期支給及び二重給付の防止を図る観点から、出産育児一時金等の支給を申請する被保険者等が、既に直接支払制度を利用していないか又は他の保険者に対して重複申請をしていないかを保険者において判断することが可能となるよう、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第86条第2項第2号等において、支給申請書に、直接支払制度を利用していないこ

とを証する書類等を添付することとしているので、保険者は、これらの書類の確認により、適正な保険給付に努められたい。

また、保険者独自の付加給付等、出産を要件とした50万円（加算対象出産でない場合にあつては48万8千円）を超える給付を行っている場合にあつては、当該超える給付に係る専用の申請書を設ける等、保険者の実情に応じ所要の体制整備を図られたい。

第3 その他留意事項

- 1 異常分娩に係る出産費用に関し、専用請求書に記載された「一部負担金等」記載額との突合を行う必要があるため、直接支払制度を利用する保険医療機関は、当該異常分娩に係る診療報酬明細書について、特記事項に「25 出産」と記載して支払機関に提出すること。

なお、この措置は、レセプトのオンラインによる請求が普及し、異常分娩か否かの識別が診療行為コードの確認を通じて特記事項なしで判断できるようになるまでの暫定的措置である。

- 2 福祉事業として実施されている出産のために必要な費用に係る資金の貸付けを行っている保険者に対し、被保険者等より貸付けの申込みがあつた場合には、直接支払制度の周知、被保険者等又はその被扶養者が出産を予定している医療機関等への必要な照会等、被保険者等の個別の実情に応じた対応をされたい。
- 3 児童福祉法第22条に規定する助産施設における助産の実施を決定した都道府県又は市町村は、助産施設に出産育児一時金等の直接支払制度の利用はできない旨を連絡するとともに、被保険者等が加入する保険者に対しても、当該被保険者等又はその被扶養者が助産の実施を受けるため、助産施設から直接支払制度による請求はできず、被保険者等から従来の方法により申請がなされる旨を連絡するなど、配慮されたい。
- 4 直接支払制度を導入している医療機関等における出産であっても、直接支払制度を利用するかどうかは、被保険者等に十分に説明した上で、合意により、被保険者等が選択するものであること。
- 5 医療機関等においては、直接支払制度の導入が義務付けられるものではないが、第1の趣旨に鑑み、特段の支障のない限り、被保険者等の希望に沿うように努められたいこと。

6 厚生労働省社会保障審議会医療保険部会における「議論の整理」(令和4年12月15日)において、妊婦の方々が、費用やサービスを踏まえて出産する施設を適切に選択できる環境を整備することとされたことを踏まえ、前々年度1年間(3月最終週は翌年度扱い)に支払機関が受け付けた直接支払制度の専用請求書(月遅れ請求分を含む)の件数が21件以上の医療機関等は、直接支払制度を利用する場合には、厚生労働省が開設・運用するWebサイト「出産なび」において出産費用等の情報の公表を行うこと。

令和〇〇年〇〇月分 出産育児一時金等代理申請・受取請求書【 正常 ・ 異常 分娩】

保険者番号																				
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

医療機関等コード																				
分娩機関管理番号																				
医療機関等所在地及び名称																				

被保険者等との申請及び受取に係る契約に基づき、被保険者等に代わり以下のとおり支払を求めます。

社国	本家	被保険者証記号		被保険者証番号		妊婦氏名(カナ氏名)		生年月日		在胎週数	出産年月日					
1:社・2:国	1:本・5:家							3:昭 4:平 5:令	年	月	日		4:平 5:令	年	月	日
死産有無		出産数	入院日数	産科医療補償制度		入院料	室料差額	分娩介助料	分娩料	新生児管理保育料	検査・薬剤料					
1:有・2:無・3:混在				1:対象・2:対象外・3:混在												
処置・手当料	産科医療補償制度	その他		一部負担金等	妊婦合計負担額	代理受取額	備考									

合計	取扱件数	出産数	代理受取額合計

頁数
/

「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱

平成 23 年 1 月 31 日制定

平成 27 年 1 月 1 日改正

令和 3 年 8 月 18 日改正

令和 5 年 3 月 30 日改正

第 1 趣旨

出産育児一時金等（出産育児一時金及び家族出産育児一時金をいう。以下同じ。）の受取代理制度は、被保険者等（健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被保険者であった者又は国民健康保険の世帯主若しくは組合員をいう。以下同じ。）が医療機関等（病院、診療所又は助産所をいう。以下同じ。）を受取代理人として出産育児一時金等を事前に申請し、医療機関等が被保険者等又はその被扶養者（国民健康保険の世帯主及び組合員以外の被保険者を含む。以下同じ。）に対して請求する出産費用の額（当該請求額が出産育児一時金等として支給される額を上回るときは当該支給される額）を限度として、医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金等を受け取ることにより、被保険者等があらかじめまとまった現金を用意した上で医療機関等の窓口において出産費用を支払う経済的負担の軽減を図るものである。

また、受取代理制度は、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の利用による負担が大きいと考えられる小規模の医療機関等であっても、直接支払制度と同様に、被保険者等の経済的負担の軽減を図ることができるよう、これを制度化するものである。

第 2 対象者

平成 23 年 4 月 1 日以降の出産に係る出産育児一時金等の受給権を有する見込みのある被保険者等（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 22 条に規定する助産施設において助産の実施を受ける者及び福祉事業として保険者により実施されている出産のために必要な費用に係る資金の貸付を受ける者を除く。）であって、被保険者等又はその被扶養者が出産予定日まで二か月以内の者とする。

第 3 対象医療機関等

年間の平均分娩取扱い件数が 100 件以下の診療所及び助産所や、収入に占める正常分娩に係る収入の割合が 50% 以上の診療所及び助産所を目安として、受取代理制度を導入する医療機関等は、別に定めるところにより、厚生労働省に対して届け出るものとする。

また、当該医療機関等の名称及び所在地については、厚生労働省から保険者に対して情報提供するとともに厚生労働省において公表するものとする。

第4 被保険者等における手続き

1 受取代理申請書の提出

受取代理制度を導入する医療機関等において出産を予定している被保険者等又は被扶養者がいる被保険者等は、受取代理制度の利用を希望する場合は、別添様式1の出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）（以下「受取代理申請書」という。）に、必要事項（受取代理人となる医療機関等による名称及びその他の必要事項の記載を含む。）を記載の上、出産育児一時金等の支給を求める保険者に対して提出すること。

2 受取代理申請の取下げ

予定していた医療機関等以外で出産することとなった場合など、受取代理申請を取り下げる場合においては、被保険者等は、速やかに、別添様式2の「出産育児一時金等受取代理申請取下書」を、受取代理申請書を提出した保険者に提出すること。また、新たに出産することとなった医療機関等において受取代理制度を利用する場合には、被保険者等は、改めて受取代理申請書を作成し、出産育児一時金等の支給を求める保険者に提出すること。

3 受取代理人の予定外の変更

救急搬送などにより、予定していた医療機関等以外で出産することとなった場合であって、新たな医療機関等において受取代理制度を利用する場合など、受取代理人の変更に伴う申請取下げ及び再申請の時間的余裕がない場合には、別添様式3の受取代理人変更届に必要事項（変更前及び変更後の受取代理人である医療機関等による名称及びその他必要事項の記載を含む。）を記載の上、新たに受取代理人となる医療機関等を通じて、出産育児一時金等の支給を求める保険者に提出すること。

第5 保険者における事務

1 受取代理申請書の受付

保険者は、被保険者等から、受取代理申請書の提出があった場合には、受取代理制度の対象医療機関等及び申請対象者であることを確認すること。

2 申請受付の医療機関等への連絡

受取代理申請書の受付後、受取代理人である医療機関等に対し、受取代理制度を利用した出産育児一時金等の申請を受け付けたことを連絡するため、別添様式4の受取代理申請受付通知書（以下「受付通知書」という。）に必要事項を記載の上、当該医療機関等に対して送付すること。

なお、第4の3の受取代理人変更届が送付された場合は、第6の3により変更前の受取代理人である医療機関等から変更後の受取代理人である医療機関等に通知されるため、変更後の受取代理人である医療機関等に対する受付通知書の送付は不要であること。

3 出産育児一時金等の支払い

出産後に受取代理人である医療機関等から送付される出産費用の請求書の写し及び出産の事実を証明する書類の写しにより出産育児一時金等の支給要件を確認すること。

出産費用の請求書の写しに対し、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産（死産を含む。以下「加算対象出産」という。）であることを証する「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言が印字やスタンプ等により明記されていた場合には、出産育児一時金等を1万2千円加算し、合計50万円支給すること。

なお、出産予定日から相当の期間を経過しても、受取代理人である医療機関等から必要書類の送付がなされない場合は、当該医療機関等に対し、書類の送付について確認の連絡をすること。

要件審査の結果、出産育児一時金等の支給を決定した場合、医療機関等から送付された出産費用の請求書の写しに記載された請求額及び「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言の有無に応じて、次のいずれかの取扱いとすること。

ア 請求額が50万円（加算対象出産ではない場合は4万8千円。以下同じ。）以上である場合

出産育児一時金等の全額を医療機関等の所定口座へ支払うこと。（請求額が50万円超である場合は、当該請求額と50万円との差額は、被保険者等が医療機関等に支払うこととなる。）

イ 請求額が50万円未満である場合

請求額として記載されている額を医療機関等の所定口座へ支払い、当該請求額と50万円との差額については、被保険者等に対し支払うこと。

なお、出産育児一時金等に係る付加給付を行う保険者においては、上記の取扱い中「50万円」を「付加相当額を含む支給額」として取り扱うものとする。

また、第4の3の受取代理人変更届により、受取代理人の変更がなされた場合には、変更後の受取代理人となる医療機関等に対して、出産育児一時金等の支払いを行うものとする。

4 受取代理申請書の返戻等

受取代理申請書の受付後に被保険者等が資格喪失等により出産育児一時金等の支給対象者でなくなった場合は、受取代理申請書の備考欄に「資格喪失等のため申請書を返戻」する旨を追記し、保険者名を記載の上、速やかに受取代理申請書を被保険者等に返戻するとともに、受取代理人である医療機関等に対し、その写しを送付すること。

また、被保険者等により申請が取り下げられた場合には、受取代理申請書の備考欄に「申請取下げのため返戻」する旨を追記し、保険者名を記載の上、速やかに被保険者等に返戻するとともに、受取代理人であった医療機関等に対し、その写しを送付すること。

第6 医療機関等における事務

1 受取代理申請書への記載

受取代理制度を導入する医療機関等は、被保険者等から求めがあった場合には、受取代理申請書に医療機関等の名称及びその他の必要事項を記載すること。

2 出産費用請求報告書等の送付

受取代理人となった医療機関等は、出産後、第5の2による受付通知書の送付を受けた保険者に対して、別添様式5の出産費用請求報告書、出産費用の請求書の写し及び出産の事実を証明する書類の写しを送付すること。なお、加算対象出産の場合には、「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言が印字やスタンプ等により明記された出産費用の請求書の写しを送付すること。

3 受取代理人変更届への記載等

第4の3の場合には、変更前及び変更後の受取代理人である医療機関等は、被保険者等の求めに応じ、受取代理人変更届に医療機関等の名称の記載等を行うこと。

また、変更前の受取代理人である医療機関等は、変更後の受取代理人である医療機関等に対して、第5の2の受付通知書を送付すること。

さらに、変更後の受取代理人である医療機関等は、2の出産費用請求報告書等の送付の際に、受取代理人変更届を保険者あて送付すること。

第7 その他留意事項

- 1 受取代理制度を導入する医療機関等における出産であっても、受取代理制度を利用するかどうかは、被保険者等の選択によるものであること。

- 2 直接支払制度の導入が困難である医療機関等においては、受取代理制度の導入が義務付けられるものではないが、第1の趣旨に鑑み、特段の支障のない限り、被保険者等の希望に沿うように努められたいこと。

(あて先) _____

出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)

申請者(被保険者、世帯主又は組合員)が記入するところ	被保険者証		記号		番号		
	申請者(被保険者、世帯主又は組合員) <small>※「申請者」は健康保険・船員保険の場合は被保険者、国民健康保険の場合は世帯主又は組合員となります。</small>		氏名	(フリガナ)			
			住所	〒 (フリガナ) 電話 ()			
			生年月日	年	月	日	
	出産予定日・数		年 月 日 単・多(胎)				
	出産予定者 <small>※申請者と同一の場合は不要です</small>		氏名	(フリガナ)			
			生年月日	年	月	日	
	出産予定医療機関等		名称	(フリガナ)			
			所在地	〒 (フリガナ)			
	申請者に対する支払金融機関		銀行 金庫 信組 店・本店 支店・出張所				
預金種別			1:普通 2:当座 3:別段	4:通知 5:貯蓄	口座番号	口座名義 (フリガナ)	
<p>申請者又は出産予定者が出産予定日から6か月以内に健康保険又は船員保険の資格を既に喪失している場合は、以下のいずれかに記載をお願いします。</p> <p><small>※ 健康保険法第106条又は船員保険法第73条の規定により、1年以上健康保険又は船員保険の被保険者であった方が被保険者資格喪失後、6か月以内に出生された場合、資格を喪失した最後の保険者から出産育児一時金の支給を受けることができます。</small></p>							
申請者本人の退職等により、健康保険又は船員保険の被保険者資格喪失後、6か月以内に出産することによる申請である場合、資格喪失後に加入している保険者名と記号・番号			保険者名				
			記号		番号		
申請者本人の家族が被扶養者認定後、6か月以内に出産することによる申請である場合は、その家族が被扶養者認定前に加入していた保険者名と記号・番号			保険者名				
			記号		番号		
受取代理人の欄	<p>申請者() (以下「甲」という。)は、医療機関等である() (以下「乙」という。)を代理人と定め、次の権限を委任します。また、甲は、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度は利用しません。</p> <p>甲が請求する出産育児一時金等のうち、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額※の受領に関すること。</p> <p>※ 出産育児一時金等の支給額(保険者が出産育児一時金等に係る付加給付を行う場合には、付加相当額を含む)を上限とする。</p>						
	令和 年 月 日						
	甲の住所						
	氏名						
乙の所在地							
名称							
電話 ()							
受取代理人に対する支払金融機関		銀行 金庫 信組 店・本店 支店・出張所					
		預金種別	1:普通 2:当座 3:別段	4:通知 5:貯蓄	口座番号	口座名義 (フリガナ)	
(備考欄)							

(あて先) _____

(申請者※) 住所

氏名

出産育児一時金等受取代理申請取下書

令和 年 月 日に申請しました出産育児一時金等の受取代理申請を下記のとおり取り下げます。

記

被保険者証	記号		番号	
出産予定者	氏名	(フリガナ)		
	生年月日	年	月	日
出産予定日	年 月 日			
取下げの理由				
備考				

※「申請者」は健康保険・船員保険の場合は被保険者、国民健康保険の場合は世帯主又は組合員となります。

(あて先) _____

(申請者※) 住所

氏名

被保険者証 記号
番号

受取代理人変更届

受取代理人の変更について下記のとおり提出いたします。

記

申請者() (以下「甲」という。)は、医療機関等である() (以下「乙」という。)を代理人と定め、令和 年 月 日付にて委任した出産育児一時金等の受領に関する権限について、乙に替えて、新たに医療機関等である() (以下「丙」という。)を代理人として定め、これを委任します。

令和 年 月 日

甲の住所
氏名

乙の所在地^{※※}
名称^{※※} 電話 ()

丙の所在地^{※※}
名称^{※※} 電話 ()

受取代理人に対する支払金融機関	銀行 金庫 信組		店・本店 支店・出張所	
	預金種別	1:普通 4:通知 2:当座 5:貯蓄 3:別段	口座番号	口座名義 (フリガナ)

※ 「申請者」は健康保険・船員保険の場合は被保険者、国民健康保険の場合は世帯主又は組合員となります。
 ※※ 「乙」「丙」の所在地・名称については、それぞれ変更前の医療機関等・変更後の医療機関等にて記入・押印が必要です。

(あて先) _____

受取代理申請受付通知書

受取代理制度により、以下の被保険者等(健康保険・船員保険の被保険者、国民健康保険の世帯主又は組合員をいう。)から、貴院を受取代理人とする出産育児一時金等の支給申請がなされましたので、ご連絡いたします。

受付日	年 月 日	
被保険者等	氏名	(フリガナ)
	住所	〒 (フリガナ)
	生年月日	年 月 日
出産予定日・数	年 月 日 単・多(胎)	
出産予定者 ※被保険者等と同一の場合は省略	氏名	(フリガナ)
	生年月日	年 月 日
付加給付金相当額		
貴院が代理受領することができる額(①と②の合計額)	円	
	※ 産科医療補償制度対象出産でない場合は、円となります。 ※※ 多胎の場合は、出産数を乗じた額となります。 ① 出産育児一時金50万円(産科医療補償制度対象出産でない場合は48万8千円) ② 付加給付金相当額()円	

なお、出産育児一時金又は家族出産育児一時金の支給のためには、当該被保険者等又は被扶養者の出産後、貴院から、

- ・ 出産費用の請求書の写し
 ※ 産科医療補償制度対象出産の場合は、「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言が明記された請求書の写し
- ・ 出産の事実を証明する書類の写し

を送付いただく必要があります。

出産後速やかに下記あて送付いただきますよう、お願いいたします。

(保険者名) _____

(所在地) _____

(あて先) _____

(医療機関等) 所在地

名称

出産費用請求報告書

標記について、下記のとおり報告します。

記

被保険者証	記号		番号	
被保険者、世帯主又は組合員	氏名	(フリガナ)		
	住所	〒 (フリガナ)		
請求金額				
出産費用請求書(写)	別添のとおり			
出産の事実を証明する書類(写)	別添のとおり			

令和6年度診療報酬改定の概要

谷川原 真吾

改定の基本方針

- 基本的視点
 - 現下の雇用情勢も踏まえた人材確保・働き方改革等の推進【重点課題】
 - ポスト2025を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進や医療DXを含めた医療機能の分化・強化、連携の推進
 - 安心・安全で質の高い医療の推進
 - 効率化・適正化を通じた医療保険制度の安定性・持続可能性の向上

改定率

- 1. 診療報酬 +0.88% (R6年6月1日施行)
 - 1 2～4を除く改定分 +0.46%
 - 医科 +0.52%
 - 歯科 +0.57%
 - 調剤 +0.16%
 - 40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置分 (+0.28%程度) を含む。
 - 2 看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種 (上記1を除く) について、令和6年度にベア+2.5%、令和7年度にベア+2.0%を実施していくための特例的な対応 +0.61%
 - 3 入院時の食費基準額の引き上げ (1食当たり30円) の対応 (うち、患者負担については、原則、1食当たり30円、低所得者については、所得区分等に応じて10～20円) +0.06%
 - 4 生活習慣病を中心とした管理料、処方箋料等の再編等の効率化・適正化 ▲0.25%

改定率

- 2. 薬価等
 - ①薬価 ▲0.97% (国費▲1,200億円程度)
 - ②材料価格 ▲0.02% (国費▲20億円程度)
 - 合計 ▲1.00% (国費▲1,200億円程度)
 - イノベーションの更なる評価等として、革新的新薬の薬価維持、有用性系評価の充実等への対応を含む。
 - 急激な原材料費の高騰、後発医薬品等の安定的な供給確保への対応として、不採算品再算定に係る特例的な対応を含む。
(対象：約2000品目程度)
 - イノベーションの更なる評価等を行うため、後述の長期収載品の保険給付の在り方の見直しを行う。

医療制度改革

- 長期収載品の保険給付の在り方の見直しとして、選定療養の仕組みを導入し、後発医薬品の上市後5年以上経過したもの又は後発医薬品の置換率が50%以上となったものを対象に、後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の3までを保険給付の対象とすることとし、令和6年10月より施行する。
- 薬剤自己負担の見直し項目である「薬剤定額一部負担」「薬剤の種類に応じた自己負担の設定」「市販品類似の医薬品の保険給付の在り方の見直し」について、引き続き検討を行う。

施行は6月から 医療機関やベンダーの負担軽減

令和6年度診療報酬改定にかかる主なスケジュール

令和5年 12月	令和6年 1月	2	3	4	5	6	7	8	9
予算編成 大臣折衝 (12月20日)	1月12日 中医協諮問	2月14日 中医協答申	3月5日 関係告示等 3月下旬 電子点数表公布	4月1日 薬価改定		6月1日施行 (材料価格の 改定を含む)	7月上旬 初回請求	定例報告	
						届出期間 (5月2日~6月3日)		主な経過措置※	

※各診療報酬項目の具体的な経過措置は告示・通知を必ずご確認ください。

従来の改定スケジュール

前年12月	当該年 1月	2	3	4	5	6	7	8	9
予算編成 大臣折衝	1月中旬 中医協諮問	2月上旬 中医協答申	3月上旬 関係告示等 3月下旬 電子点数表公布	4月1日施行	5月上旬 初回請求		定例報告		
				届出期間 (4月1日~4月14日前後)		主な経過措置			

医療従事者の賃上げ

全体の概要①

- 看護職員、病院薬剤師その他医療関係職種の賃上げの特例的な対応として、 +0.61%
 - 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)、 (II)
 - 入院ベースアップ評価料
 - ベースアップ評価料の算定要件：当該評価料による収入を原則、全額ベア等に充てる
- 40歳未満の勤務医師、事務職員等の賃上げに資する措置分として、 +0.28%
 - 初・再診料や入院基本料等の引き上げ

全体の概要②

- 令和6年度にベア + 2.5%、令和7年度にベア + 2.0%の実現
 - 医療機関等の過去の実績
 - 今般の診療報酬改定による上乗せの活用
 - 賃上げ税制の活用
 - https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotoku/kakudaisokushin/r6_chinagesokushinzeisei_pamphlet.pdf

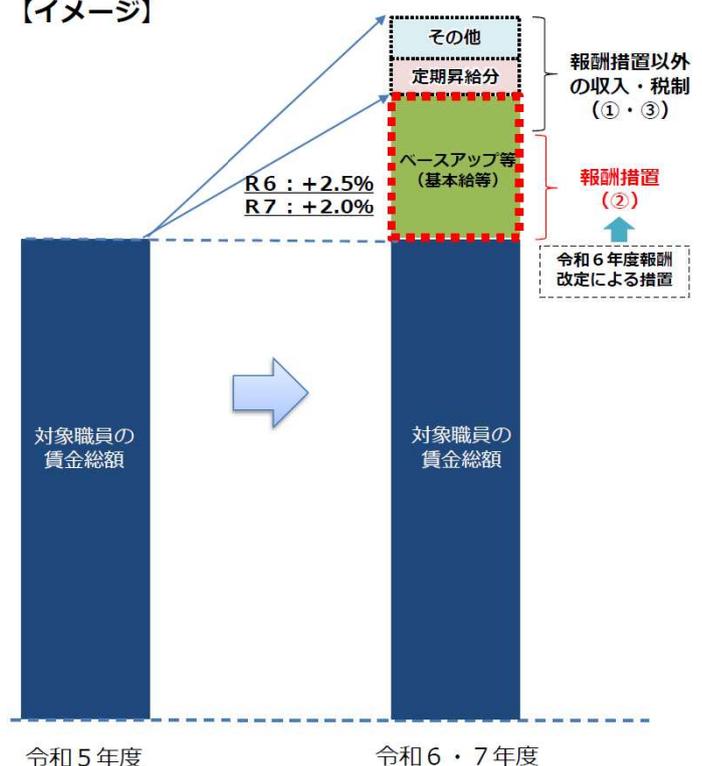


賃上げのイメージ

【基本的な方針】

- 次の①～③を組み合わせた賃上げ対応
 - ① 医療機関や事業所の過去の実績をベースにしつつ、更に
 - ② 今般の報酬改定による上乗せの活用
 - ③ 賃上げ促進税制の活用
- 令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実施し、定期昇給なども合わせて、昨年を超える賃上げの実現を目指す。

【イメージ】



初・再診料等の評価の見直し

初再診料等の評価の見直し

- ▶ 外来診療における標準的な感染防止対策を日常的に講じることが必要となったこと、職員の賃上げを実施すること等の観点から、**初診料を3点、再診料と外来診療料をそれぞれ2点**引き上げる。

現行	改定後		
【初診料】			
初診料	288点	初診料	291点
情報通信機器を用いた初診料	251点	情報通信機器を用いた初診料	253点
初診料の注2・注3・注4	214点	初診料の注2・注3・注4	216点
情報通信機器を用いた場合	186点	情報通信機器を用いた場合	188点
初診料の注5	144点	初診料の注5	146点
情報通信機器を用いた場合	125点	情報通信機器を用いた場合	127点
注2～4に規定する場合	107点	注2～4に規定する場合	108点
情報通信機器を用いた場合	93点	情報通信機器を用いた場合	94点
【再診料】			
再診料	73点	再診料	75点
情報通信機器を用いた再診料	73点	情報通信機器を用いた再診料	75点
再診料の注2	54点	再診料の注2	55点
再診料の注3	37点	再診料の注3	38点
再診料の注2に規定する場合	27点	再診料の注2に規定する場合	28点
【外来診療料】			
外来診療料	74点	外来診療料	76点
情報通信機器を用いた外来診療料	73点	情報通信機器を用いた外来診療料	75点
外来診療料の注2・注3・注4	55点	外来診療料の注2・注3・注4	56点
外来診療料の注5	37点	外来診療料の注5	38点
注2～4に規定する場合	27点	注2～4に規定する場合	28点

30

入院基本料等の見直し

入院基本料等の見直し

- 入院基本料等について、以下の見直しを行う。
 - ▶ 退院後の生活を見据え、入院患者の栄養管理体制の充実を図る観点から、**栄養管理体制の基準を明確化する。**
 - ▶ 人生の最終段階における適切な意思決定支援を推進する観点から、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、**意思決定支援に関する指針を作成することを要件とする。**
 - ▶ 医療機関における身体的拘束を最小化する取組を強化するため、**医療機関において組織的に身体的拘束を最小化する体制の整備を求める。**
 - ▶ 上記のほか、40歳未満の勤務医師、事務職員等の賃上げを実施すること等の観点から、**入院基本料等の評価を見直す。**

現行	改定後		
【一般病棟入院基本料】			
急性期一般入院料1	1,650点	急性期一般入院料1	1,688点
【療養病棟入院基本料】			
療養病棟入院料1 入院料G	968点	療養病棟入院料1 入院料25	983点
【精神病棟入院基本料】			
15対1入院基本料	830点	15対1入院基本料	844点
【特定機能病院入院基本料】			
7対1入院基本料（一般病棟の場合）	1,718点	7対1入院基本料（一般病棟の場合）	1,822点
【回復期リハビリテーション病棟入院料】			
回復期リハビリテーション病棟入院料4	1,841点	回復期リハビリテーション病棟入院料4	1,859点
【地域包括ケア病棟入院料】			
地域包括ケア病棟入院料1	2,809点	地域包括ケア病棟入院料1（40日以内）	2,838点

(41日目以降は2,690点) 31

※一部の入院料について抜粋。地域包括ケア病棟入院料1は日数による評価を見直したことに伴う増点を含む。

令和6年度診療報酬改定における医療従事者の賃上げへの対応について（注意喚起）

公益社団法人 日本産婦人科医会
Japan Association of Obstetricians and Gynecologists

ホーム 産婦人科医会のこと E-Tube 医会報 ニュース イベント 産婦人科ゼミナール 女

ホーム > 会員専用 > 会員へのお知らせ > お知らせ > 令和6年度診療報酬改定における医療従事者の賃上げへの対応について（注意喚起）

令和6年度診療報酬改定における医療従事者の賃上げへの対応について（注意喚起）

標記の件につきましてご連絡致します。

【通知】 令和6年度診療報酬改定における医療従事者の賃上げへの対応について（注意喚起）

日産婦医会発第110号
令和6年4月17日

会員 各位

公益社団法人日本産婦人科医会

会長 石渡 勇
医業推進部会・医療保険部会
担当副会長 前田 津紀夫
医業推進部会
担当常務理事 福岡 恒太郎
医療保険部会
担当常務理事 谷川原 真吾

令和6年度診療報酬改定における医療従事者の賃上げへの対応について（注意喚起）

拝啓 平素より本会の事業にご協力賜りありがとうございます。
さて、令和6年度診療報酬改定におきまして、医療従事者の賃上げが求められ、そのために外来、入院ベースアップ評価料等が新設されたところです。
これらの請求にあたっては、施設基準に分娩費用（特に助産の範囲に該当する金額）や私費診療収入の割合等の条件がございます。以下の資料をご覧ください早めに対応を進めていただきますようお願い申し上げます。
このように医療従事者の賃上げが求められる情勢となっている一方で、出産育児一時金や妊婦健診における公費助成についても医療従事者の賃上げに対する配慮がなされるよう本会としても働きかけを行っておりますが、分娩や妊婦健診を取り扱う施設においては今回の改訂における評価料で賃上げを賄うことは極めて困難と思われます。
分娩費用や妊婦健康診査費用について、価格改定や追加費用の徴収は各医療機関の裁量でございますが、賃上げを目的として価格改定や追加費用徴収を行う場合には、適切に賃上げを行うことはもちろん、その理由や根拠について情報提供や説明、周知期間の設定など適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

敬具

参考 厚生労働省ホームページ（4月1日現在）

令和6年度診療報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html

令和6年度診療報酬改定説明資料等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000196352_00012.html

ベースアップ評価料計算支援ツール（医科）

https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001218492_xlsx

入院医療の評価

通則の改定など厳しい内容に

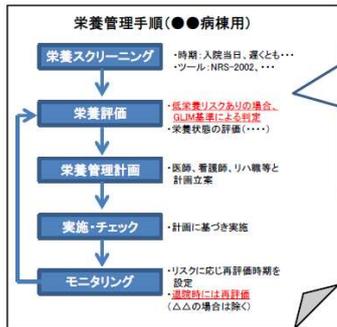
入院通則の改定①

栄養管理体制の基準の明確化

- 退院後の生活を見据え、入院患者の栄養管理体制の充実を図る観点から、栄養管理体制の基準を明確化する。

現行	改定後
<p>【入院基本料等の施設基準等】</p> <p>5 栄養管理体制の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 管理栄養士をはじめとして、医師、看護師、その他医療従事者が共同して栄養管理を行う体制を整備し、あらかじめ栄養管理手順（栄養スクリーニングを含む栄養状態の評価、栄養管理計画、定期的な評価等）を作成すること。</p> <p>(3)～(9) (略)</p>	<p>【入院基本料等の施設基準等】</p> <p>5 栄養管理体制の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 管理栄養士をはじめとして、医師、看護師、その他医療従事者が共同して栄養管理を行う体制を整備し、あらかじめ栄養管理手順（標準的な栄養スクリーニングを含む栄養状態の評価、栄養管理計画、退院時を含む定期的な評価等）を作成すること。</p> <p>(3)～(9) (略)</p>

イメージ 各医療機関の機能や患者特性等に応じて栄養管理手順に位置づける



GLIM基準を活用することが望ましいが、GLIM基準を参考にしつつ、各医療機関の機能や患者特性等に応じて、標準的な手法を位置づけていれば差し支えない。

<参考> GLIM(Global Leadership Initiative on Malnutrition)基準

2018年に世界の栄養学会（ESPEN:欧州, ASPEN:北米, PENZA:アジア, FELANPE:南米）が低栄養の診断基準としてGLIM基準を策定

- 栄養スクリーニング
 - ・全ての対象者に対して栄養スクリーニングを実施し、低栄養リスクのある症例を特定
 - ・検証済みのスクリーニングツール（例：MUST、NRS-2002、MNA-SFなど）を使用
- 低栄養診断

低栄養リスクあり		
表現型基準（フェノタイプ基準）		病因基準（エテオロギー基準）
意図しない体重減少	低BMI	筋肉量減少
それぞれの項目で1つ以上に該当		食事摂取量減少、消化吸収低下
		疾病負荷/炎症
		それぞれの項目で1つ以上に該当

↓

低栄養と判定

↓

重症度判定（中等度低栄養、重度低栄養）

※詳細は、日本臨床栄養代謝学会（JSPEN）HP「GLIM基準について」を参照

入院通則の改定②

人生の最終段階における適切な意思決定支援の推進

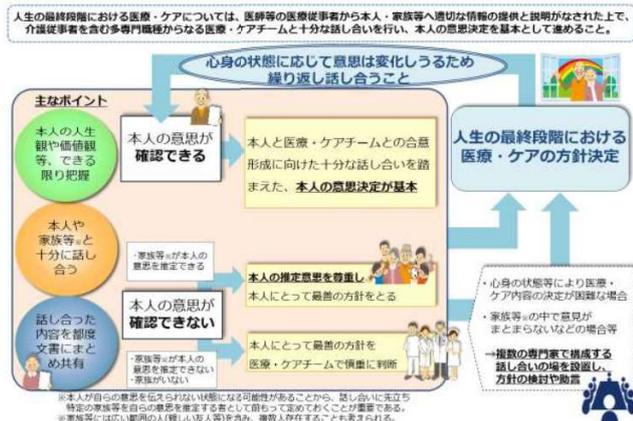
- 人生の最終段階における適切な意思決定支援を推進する観点から、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」とする。）等の内容を踏まえ、**意思決定支援に関する指針を作成することを要件とする入院料等の対象を見直す。**
- ガイドライン等の内容を踏まえた**適切な意思決定支援に係る指針の作成を要件とする入院料の範囲を拡大**する。
- ガイドライン等の内容を踏まえた**適切な意思決定支援に係る指針の作成を、地域包括診療料等の要件に追加**する。

【指針の作成が要件となる対象】

- **入院料を算定する医療機関**※
 - ※ 小児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料、小児入院医療管理料又は児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病棟のみを有するものを除く。

- 以下の届出を行う医療機関
 - ・がん患者指導管理料
 - ・**地域包括診療料**
 - ・**地域包括診療加算**
 - ・**認知症地域包括診療料**
 - ・**認知症地域包括診療加算**
 - ・在宅療養支援診療所・病院

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」における意思決定支援や方針決定の流れ（イメージ図）（平成30年版）



入院通則の改定③

身体的拘束を最小化する取組の強化

- 医療機関における身体的拘束を最小化する取組を強化するため、入院料の施設基準に、患者又は他の患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないことを規定するとともに、医療機関において**組織的に身体的拘束を最小化する体制を整備**することを規定する。

- 精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む）における身体的拘束の取扱いについては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によるものとする。
- 身体的拘束最小化に関する基準を満たすことができない保険医療機関については、入院基本料（特別入院基本料等を除く）、特定入院料又は短期滞在手術等基本料（短期滞在手術等基本料1を除く。）の所定点数から1日につき40点を減算する。



【身体的拘束最小化の基準】

【施設基準】

- 当該保険医療機関において、**患者又は他の患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこと。**
- (1)の**身体的拘束を行う場合には**、その態様及び時間、その際の患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を**記録しなければならないこと。**
- 身体的拘束は、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいうこと。
- 当該保険医療機関において、身体的拘束最小化対策に係る専任の医師及び専任の看護職員から構成される**身体的拘束最小化チームが設置**されていること。なお、必要に応じて、薬剤師等、入院医療に携わる多職種が参加していることが望ましい。
- 身体的拘束最小化チームでは、以下の業務を実施すること。
 - ア 身体的拘束の**実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底**すること。
 - イ 身体的拘束を最小化するための**指針を作成し**、職員に周知し活用すること。なお、アを踏まえ、**定期的に当該指針の見直しを行う**こと。また、当該指針には、鎮静を目的とした薬物の適正使用や（3）に規定する身体的拘束以外の患者の行動を制限する行為の最小化に係る内容を盛り込むことが望ましい。
- (6) (1)から(5)までの規定に関わらず、**精神科病院**（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む）における**身体的拘束の取扱いについては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による。**

【経過措置】令和6年3月31日において現に入院基本料又は特定入院料に係る届出を行っている病院については、令和7年5月31日までの間に限り、身体的拘束最小化の基準に該当するものとみなす。

35

食費の基準の見直し

入院時の食費の基準の見直し

- 食材費等が高騰していること等を踏まえ、**入院時の食費の基準を引き上げる。**

※ 令和6年6月1日施行。令和6年3月までは重点支援地方交付金により対応。令和6年4月・5月については地域医療介護総合確保基金により対応。

- 今回改定による影響、食費等の動向等を把握し、検証を行う。

	現行		改定後
総額	640円	+30円	670円
自己負担			
一般所得者の場合	460円	+30円	490円
住民税非課税世帯の場合	210円	+20円	230円
住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合	100円	+10円	110円

205

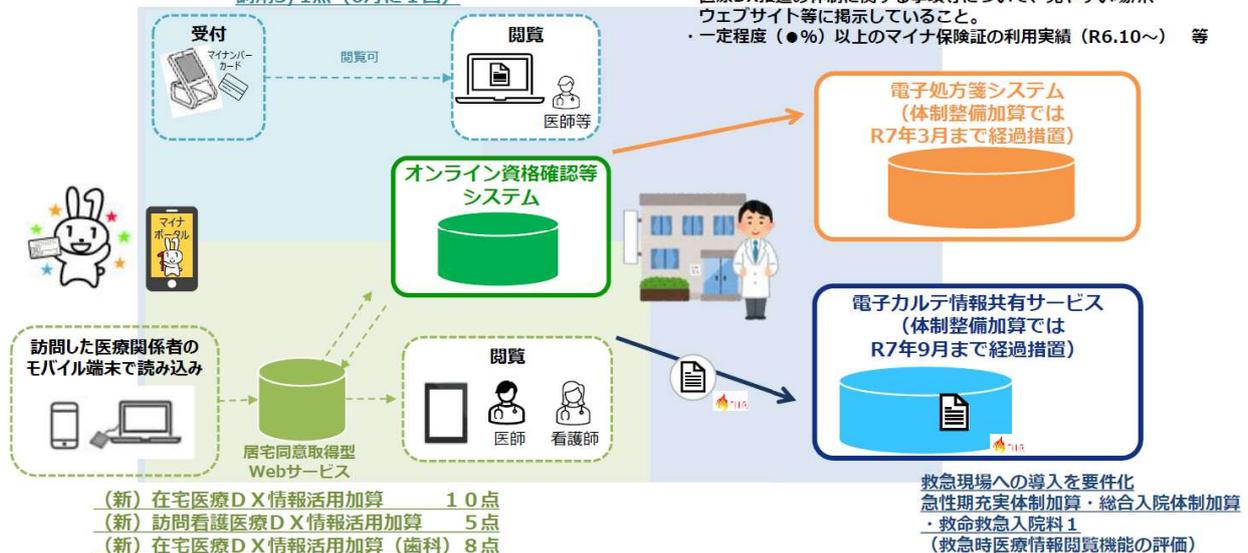
医療DX

医療DXに係る全体像

▶ 医療DX推進体制整備加算により、マイナ保険証利用により得られる薬剤情報等を診察室等でも活用できる体制を整備するとともに、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスの整備、マイナ保険証の利用率を要件とし、医療DXを推進する体制を評価する。（電子処方箋等は経過措置あり）

(新) 医療情報取得加算 初診3/1点 再診2/1点 (3月に1回) 調剤3/1点 (6月に1回) (新) 医療DX推進体制整備加算 8点、6点(歯科)、4点(調剤)

- ・医療DX推進の体制に関する事項等について、見やすい場所、ウェブサイト等に掲示していること。
- ・一定程度(●%)以上のマイナ保険証の利用実績(R6.10~)等



※ 答申書附帯意見 令和6年12月2日から現行の健康保険証の発行が終了することを踏まえ、令和6年度早期より、医療情報取得加算による適切な情報に基づく診療の在り方について見直しの検討を行うとともに、医療DX推進体制整備加算について、今後のマイナンバーカードの利用実態及びその活用状況を把握し、適切な要件設定に向けた検討を行うこと。

書面掲示のデジタル化

書面掲示事項のウェブサイトへの掲載

- ▶ デジタル原則に基づき書面掲示についてインターネットでの閲覧を可能な状態にすることを原則義務づけよう求められていることを踏まえ、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者における書面掲示について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないこととする。
 - ※ 自ら管理するウェブサイトをもたない保険医療機関等は対象外。
 - ※ 令和7年5月31日までの間の経過措置を設ける。

【保険医療機関及び保険医療養担当規則】

(掲示)

第二条の六 保険医療機関は、その病院又は診療所内の見やすい場所に、第五条の三第四項、第五条の三の二第四項及び第五条の四第二項に規定する事項のほか、別に厚生労働大臣が定める事項を掲示しなければならない。

2 保険医療機関は、原則として、前項の厚生労働大臣が定める事項をウェブサイトに掲載しなければならない。(新設)

産婦人科関連

MFICU管理料の見直し

母体・胎児集中治療室管理料の見直し

- 周産期医療における集中的・効率的な提供を推進する観点から、母体・胎児集中治療室管理料について、要件を見直す。

現行	改定後												
<p>【母体・胎児集中治療室管理料】 【施設基準】（抜粋）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 専任の医師が常時、母体・胎児集中治療室内に勤務していること。ただし、患者の当該治療室への入退室などに際して、看護師と連携をとって当該治療室内の患者の治療に支障がない体制を確保している場合は、一時的に当該治療室から離れても差し支えない。</p> <p>ウ～キ（略）</p> <p>ク 当該治療室勤務の医師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室外での当直勤務を併せて行わないものとし、当該治療室勤務の看護師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室外での夜勤を併せて行わないものとする</p>	<p>【母体・胎児集中治療室管理料】 【施設基準】（抜粋）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 以下のいずれかを満たすこと。</p> <p>① 専任の医師が常時、母体・胎児集中治療室内に勤務していること。当該専任の医師は、宿日直を行う医師ではないこと。ただし、患者の当該治療室への入退室などに際して、看護師と連携をとって当該治療室内の患者の治療に支障がない体制を確保している場合は、一時的に当該治療室から離れても差し支えない。なお、当該治療室勤務の医師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室外での勤務及び宿日直を併せて行わないものとする。</p> <p>② 専ら産婦人科又は産科に従事する医師（宿日直を行う医師を含む。）が常時2名以上当該保険医療機関内に勤務していること。そのうち1名は専任の医師とし、当該治療室で診療が必要な際に速やかに対応できる体制をとること。なお、当該医師は当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室外での勤務及び宿日直を併せて行わないものとする。</p> <p>ウ～キ（略）</p> <p>ク 当該治療室勤務の看護師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室外での夜勤を併せて行わないものとする。</p> <p>ケ 「A 2 3 4」に掲げる医療安全対策加算 1 の届出を行っていること。</p>												
➔													
<p>改定後の医師の配置イメージ</p> <p>①専任の医師（宿日直を行う医師ではない）が常時、母体・胎児集中治療室内に勤務していること。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: #bbdefb;">外来</td> <td style="background-color: #bbdefb;">一般病棟</td> <td style="background-color: #bbdefb;">MFICU</td> </tr> <tr> <td>別の医師が対応</td> <td></td> <td>常時治療室内常駐医師（宿日直を行う医師ではない）</td> </tr> </table> <p>②医療機関内に産科医師が2名いること（宿日直を行う医師を含む）。1名は治療室専任とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: #bbdefb;">外来</td> <td style="background-color: #bbdefb;">一般病棟</td> <td style="background-color: #bbdefb;">MFICU</td> </tr> <tr> <td>院内にいる産科医が対応</td> <td></td> <td>専任の医師（宿日直を行う医師を含む）</td> </tr> </table>		外来	一般病棟	MFICU	別の医師が対応		常時治療室内常駐医師（宿日直を行う医師ではない）	外来	一般病棟	MFICU	院内にいる産科医が対応		専任の医師（宿日直を行う医師を含む）
外来	一般病棟	MFICU											
別の医師が対応		常時治療室内常駐医師（宿日直を行う医師ではない）											
外来	一般病棟	MFICU											
院内にいる産科医が対応		専任の医師（宿日直を行う医師を含む）											

一般不妊治療管理料の見直し

一般不妊治療管理料の施設基準の見直し

- 一般不妊治療管理料の施設基準について、「不妊症の患者に係る診療を年間20例以上実施していること。」という要件を医療機関単位の基準から医師単位の基準に見直すとともに、一般不妊治療管理料を算定する保険医療機関についても、生殖補助医療管理料と同様に、情報提供に協力することを要件とする。

現行	改定後
<p>【一般不妊治療管理料】 【施設基準】</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 当該保険医療機関内に、産科、婦人科若しくは産婦人科について合わせて5年以上又は泌尿器科について5年以上の経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。</p> <p>(3) 当該保険医療機関において、不妊症の患者に係る診療を年間20例以上実施していること。</p> <p>(4)（略） （新設）</p>	<p>【一般不妊治療管理料】 【施設基準】</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 当該保険医療機関内に、産科、婦人科若しくは産婦人科について合わせて5年以上又は泌尿器科について5年以上の経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。また、そのうち1名以上は、不妊症の患者に係る診療を主として実施する医師として20例以上の症例を実施していること。 （削除）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) 国が示す不妊症に係る医療機関の情報提供に関する事業に協力すること。</p>

不妊症に係る医療機関の情報提供に関する事業について

【厚生労働省からの回答】

生殖補助医療管理料の際と同様、情報提供事業が動き出す際に追って詳細が示される予定

胚凍結保存管理料の見直し

胚凍結保存管理料の算定要件の見直し

- 胚の凍結保存が一定程度行われていることを踏まえ、胚の凍結保存を適切に評価する観点から、胚凍結保存管理料における算定上限年数を廃止する。

現行	改定後
<p>【胚凍結保存管理料】 【算定要件】 注 1については、凍結保存を開始した場合に、凍結する初期胚又は胚盤胞の数に応じて算定し、2については、凍結保存の開始から1年を経過している場合であって、凍結胚の保存に係る維持管理を行った場合に、当該凍結保存の開始日から起算して3年を限度として、1年に1回に限り算定する。</p>	<p>【胚凍結保存管理料】 【算定要件】 注 1については、凍結保存を開始した場合に、凍結する初期胚又は胚盤胞の数に応じて算定し、2については、凍結保存の開始から1年を経過している場合であって、凍結胚の保存に係る維持管理を行った場合に、1年に1回に限り算定する。</p>

332

疑義解釈

問13 「K 9 1 7 - 3」胚凍結保存管理料について、「1 胚凍結保存管理料（導入時）」及び「2 胚凍結保存維持管理料」に係る保存期間については、特に限度がないという理解でよいか。

（答）よい。ただし、年齢制限や回数制限を超えた場合における取扱いについては、「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和4年3月31日付医療課事務連絡）問67を参考にすること。

精子凍結（保険）

新規技術の保険導入

- 医療技術評価分科会における検討結果を踏まえ、一定の病態における精子の凍結に係る技術の評価を新設する。

（新）精子凍結保存管理料

1 精子凍結保存管理料（導入時）

イ 精巣内精子採取術で採取された精子を凍結する場合	1,500点
ロ それ以外の場合	1,000点

2 精子凍結保存維持管理料

700点

注 1については、精子の凍結保存を開始した場合に算定し、2については、精子の凍結保存の開始から1年を経過している場合であって、凍結精子の保存に係る維持管理を行った場合に、当該凍結保存の開始日から起算して、1年に1回に限り算定する。



日本生殖医学会提出資料から引用

【算定要件】

- 精子凍結保存管理料は、不妊症の患者及びそのパートナーから採取した精子（精巣内精子採取術によって得られた精巣内精子又は高度乏精子症患者における射出精子の場合に限る）について、体外受精・顕微授精に用いることを目的として、精子の凍結保存及び必要な医学管理を行った場合に算定する。
- 凍結保存及び必要な医学管理を開始した場合は「1」の「イ」又は「ロ」により算定し、凍結保存の開始から1年を経過している場合であって、凍結精子の保存に係る維持管理を行った場合は「2」により算定する。
- 精巣内精子採取術によって得られた精子を凍結保存する場合は、K 9 1 7 - 4「採取精子調整管理料」に係る技術を実施した後に、「1」の「イ」によって算定し、高度乏精子症患者の精子を凍結保存する場合は「1」の「ロ」によって算定する。
- 「1」について、精子凍結を開始した場合には、当該精子ごとに凍結を開始した年月日を診療録等に記載すること。
- 「1」の算定に当たっては、凍結する精子の量及び凍結を開始した年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- 「2」の算定に当たっては、当該維持管理を行う精子の量及び当該精子ごとの凍結を開始した年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- 精子凍結保存管理料には、精子の凍結保存に用いる器材の費用その他の凍結保存環境の管理に係る費用等が含まれる。
- 治療に当たっては、関係学会から示されているガイドライン等を踏まえ、治療方針について適切に検討し、当該患者から文書による同意を得た上で実施すること。また、同意を得た文書を診療録に添付すること。
- 妊娠等により不妊症に係る治療が中断されている場合であって、患者及びそのパートナーの希望により、凍結保存及び必要な医学管理を継続する場合には、その費用は患者の負担とする。
- 患者の希望に基づき、凍結した精子を他の保険医療機関に移送する場合には、その費用は患者の負担とする。
- 精子凍結保存管理料について、「通則8」及び「通則10」から「通則12」までの加算は適用できない。

345

精子凍結（選定療養）

精子の凍結に係る評価及び選定療養の新設

- 医療技術評価分科会における検討結果を踏まえ、一定の病態における精子の凍結保存に係る技術の評価を新設する。
- 医療上必要があると認められない患者の都合による精子の凍結については、選定療養に位置づける。

現行	改定後
<p>【体外受精・顕微授精管理料】</p> <p>[算定要件]</p> <p>体外受精又は顕微授精の実施前の卵子又は精子の凍結保存に係る費用は、所定点数に含まれる。</p>	<p>【体外受精・顕微授精管理料】</p> <p>[算定要件]</p> <p>体外受精又は顕微授精の実施前の卵子の凍結保存に係る費用は、所定点数に含まれる。</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>① 精液と凍結保護剤を混合してストロー管へ注入。</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>② ストロー管の先端をシーリング。</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>③ 全ストロー管を1本のカラムへ挿入。</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>④ 液体窒素蒸気下に5分静置。その後、完全に凍結する。</p> </div> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">日本生殖医学会提出資料から引用</p>	<p>【精子の凍結に係る評価及び選定療養の新設】</p> <p>(新) 精子凍結保存管理料</p> <p>1 精子凍結保存管理料（導入時）</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 精巣内精子採取術で採取された精子を凍結する場合 1,500点</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ イ以外の場合 1,000点</p> <p>2 精子凍結保存維持管理料 700点</p> <p>対象：精巣内精子採取術によって得られた精巣内精子又は高度乏精子症患者における射出精子の精子凍結</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center; background-color: #e2efda; padding: 5px;">選定療養</p> <p>対象：医療上必要があると認められない患者の都合による精子の凍結</p>
	<p style="text-align: right; font-weight: bold;">医療保険で給付</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: right; font-weight: bold;">保険適用外（患者の自己負担）</p>

AMH算定要件の見直し

既存技術の見直し

- 抗ミュラー管ホルモン（AMH）について、検査の目的の見直しを行う。

現行	改定後
<p>【内分泌学的検査】</p> <p>52 抗ミュラー管ホルモン（AMH）</p> <p>[算定要件]</p> <p>「52」の抗ミュラー管ホルモン（AMH）は、不妊症の患者に対して、調節卵巣刺激療法における治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体としてEIA法、CLEIA法又はECLIA法により測定した場合に、6月に1回に限り算定できる。</p>	<p>【内分泌学的検査】</p> <p>52 抗ミュラー管ホルモン（AMH）</p> <p>[算定要件]</p> <p>「52」の抗ミュラー管ホルモン（AMH）は、不妊症の患者に対して、卵巣の有する機能の評価及び治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体としてEIA法、CLEIA法又はECLIA法により測定した場合に、6月に1回に限り算定できる。</p>

疑義解釈

対象となる不妊症の患者：タイミング法を含む一般不妊治療や生殖補助医療といった不妊治療を実施している患者

産婦人科処置

- J 0 7 7 子宮出血止血法
 - 1 分娩時のもの 780点 (624点)
 - 2 (略)
- J 0 8 2 - 2 薬物放出子宮内システム処置
 - 1 挿入術 300点 (240点)
 - 2 (略)

N 0 0 4 細胞診 (1 部位につき)

- 1 婦人科材料等によるもの 150点
- 2 穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの 190点
 - 注1 1 について、固定保存液に回収した検体から標本を作製して、診断を行った場合には、婦人科材料等液状化検体細胞診加算として、45点を所定点数に加算する。

手術

- K 8 5 0 女子外性器悪性腫瘍手術
 - 注 放射性同位元素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合には、女子外性器悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算として、**3,000点**を所定点数に加算する。
- K 8 7 2 - 3 子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術
 - 2 組織切除回収システム利用によるもの **6,630点**
 - TruClear™などを使用した場合



手術

- K 9 1 7 体外受精・顕微授精管理料
 - 1 体外受精 **3,200点** (4,200点)
 - 2 顕微授精
 - イ 1個の場合 **3,800点** (4,800点)
 - ロ 2個から5個までの場合 **5,800点** (6,800点)
 - ハ 6個から9個までの場合 **9,000点** (10,000点)
 - ニ 10個以上の場合 **11,800点** (12,800点)
 - 注3 新鮮精子を使用して体外受精又は顕微授精を実施した場合は、新鮮精子加算として、**1,000点**を所定点数に加算する。

手術

- K 9 1 7 - 4 採取精子調整管理料 5,000点
- K 9 1 7 - 5 精子凍結保存管理料
 - 1 精子凍結保存管理料（導入時）
 - イ 精巣内精子採取術で採取された精子を凍結する場合 1,500点
 - ロ イ以外の場合 1,000点
 - 2 精子凍結保存維持管理料 700点
 - 注 1 については、精子の凍結保存を開始した場合に算定し、2 については、精子の凍結保存の開始から1年を経過している場合であって、凍結精子の保存に係る維持管理を行った場合に、1年に1回に限り算定する。

検体検査料

- D 0 0 6 - 5 染色体検査（全ての費用を含む。）
 - 1 F I S H法を用いた場合 2,477点（2553点）
 - 2 流産検体を用いた絨毛染色体検査を行った場合 4,603点
 - 3 その他の場合 2,477点（2553点）

増点にはなったが、施設基準やDPC包括の問題点は次回以降の改定で



主要5

日産婦医会発第12号

令和6年4月17日

会員 各位

公益社団法人日本産婦人科医会

会 長 石 渡 勇

医業推進部会・医療保険部会

担当副会長 前田 津紀夫

医業推進部会

担当常務理事 福嶋 恒太郎

医療保険部会

担当常務理事 谷川原 真吾

令和6年度診療報酬改定における医療従事者の賃上げへの対応について（注意喚起）

拝啓 平素より本会の事業にご協力賜りありがとうございます。

さて、令和6年度診療報酬改定におきまして、医療従事者の賃上げが求められ、そのために外来、入院ベースアップ評価料等が新設されたところです。

これらの請求にあたっては、施設基準に分娩費用（特に助産の範囲に該当する金額）や私費診療収入の割合等の条件がございます。以下の資料をご覧ください早めに対応を進めていただきますようお願い申し上げます。

このように医療従事者の賃上げが求められる情勢となっている一方で、出産育児一時金や妊婦健診における公費助成についても医療従事者の賃上げに対する配慮がなされるよう本会としても働きかけを行っておりますが、分娩や妊婦健診を取り扱う施設においては今回の改訂における評価料で賃上げを賄うことは極めて困難と思われま。

分娩費用や妊婦健康診査費用について、価格改定や追加費用の徴収は各医療機関の裁量でございますが、賃上げを目的として価格改定や追加費用徴収を行う場合には、適切に賃上げを行うことはもちろん、その理由や根拠について情報提供や説明、周知期間の設定など適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

敬具

参考 厚生労働省ホームページ（4月1日現在）

令和6年度診療報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html

令和6年度診療報酬改定説明資料等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000196352_00012.html

ベースアップ評価料計算支援ツール（医科）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001219492.xlsx>

会員の皆様へ

妊婦に接種するRSウイルスワクチンについて

日本産科婦人科学会 理事長 加藤聖子

日本産婦人科医会 会長 石渡勇

これまで妊婦に接種可能なワクチン対象疾患として、インフルエンザ、新型コロナウイルス、百日咳などがありますが、本年1月18日に「妊婦への能動免疫による新生児及び乳児におけるRSウイルスを原因とする下気道疾患の予防」の適応で組換えRSウイルスワクチン（販売名：アプリスボ[®]筋注用）が製造販売承認を取得しました。今後、我が国の妊婦に対して接種の機会が増えていくものと考えられます。RSウイルス感染症予防については、重症化リスクのある児に対してモノクローナル抗体であるパリビズマブ（シナジス[®]）を接種することで知られていますが、基礎疾患のない正期産で生まれた児に対しても重症化の懸念があり、小児科領域では重要な疾病です。日本産科婦人科学会および日本産婦人科医会は日本小児科学会¹⁾など関連学会・団体と協働し、今後RSウイルス及びRSウイルスワクチン等による予防戦略に対する理解が進むことを期待します。

○小児に対するRSウイルス感染症の重要性

RSウイルス感染症は5類感染症に指定されており、小児科定点把握対象疾患です²⁾。生後1歳までに50%以上が、2歳までにほぼ100%が初感染しますが、症状は感冒症状から上気道症状（鼻閉、鼻水、くしゃみ）、下気道症状（咳、呼吸困難、喘鳴）まで様々です。成人にとっては風邪程度で済むことがほとんどですが、特に6か月未満では重症化しやすく、肺炎、無呼吸、急性脳症なども引き起こします³⁾。その後の気管支喘息との関係性も指摘されています。日本では、年間12-14万人の2歳未満の乳幼児がRSウイルス感染症と診断され、そのうち3万人が入院を要しています⁴⁾。基礎疾患のない正期産のこどもも多く、しかも近年は流行期が定まらず⁵⁾、現在RSウイルス感染症は乳児に限らず親にとっても小児科にとっても極めて重要な疾病です。

○RSウイルス感染症対策

RSウイルス感染症に対しては、対症療法が基本で有効な治療薬はありません。そのため予防が重要となり、現在早産児や先天性心疾患など基礎疾患のあるハイリスク児を対象としてヒト化抗RSV-F蛋白単クローン抗体であるパリビズマブの保険適用が認められています³⁾。最近では、ハイリスク児のみならず健康な正期産児でも有効性が確認されたモノクローナル抗体製剤ニルセビマブの定期接種が欧米等で始まっており、本邦でも3月に製造販売の承認を取得（販売名：ベイフォータス[®]）しました。⁶⁾

○RSウイルスワクチン

このワクチンを妊婦に接種することにより、RSウイルスに対する抗体が母体で作られます⁷⁾。そして抗体が胎盤を介して胎児に移行することで、新生児および乳児におけるRSウイルスを原因とする下気道疾患を防ぐことができます。妊娠24週から36週の妊婦に1回0.5mlを筋肉内接種するとなっていますが、児の発育の観点からより出生までの期間の短い28週から36週の接種によりさらに有効性が高くなる可能性が指摘されています。生後6ヵ月までの有効性が検証されていますが、生後6ヵ月以降の有効性は確立していません。また接種後14日以内に出生した児についても、移行抗体が十分でない可能性があります。

このワクチンが製造販売承認を受けた根拠となる国際共同第III相試験(MATISSE)では、RSウイルスを原因とする医療機関の受診に至った下気道疾患(MA-LRTI)の予防に対する有効性、安全性、並びに母親において本剤の安全性を評価しています⁸⁾。この論文によると、接種した妊婦の局所反応としては注射部位の疼痛などはワクチン群で多かったものの、重症はなく多くは軽症から中等度でした。また全身反応としての疲労感や頭痛などの症状、その他の有害事象はワクチン群とプラセボ群では同様でした。さらに早産や出生児体重についてもワクチン群とプラセボ群では有意差はありませんでした。有効性については、RSウイルスを原因とするMA-LRTIは生後90日で57.1%、180日で51.3%の減少が認められ、RSVを原因とする高度のMA-LRTIは生後90日で81.8%、生後180日で69.4%の減少が認められました。以上より、他ワクチンとの同時接種の可否や日本での接種後の長期的な児の影響など、現時点では不明な点もありますが、本剤は生まれてくるこどもに対するRSウイルス感染症の予防に寄与することが期待されます。

1) 日本小児科学会. RSウイルス母子免疫ワクチンに関する考え方.

2) 国立感染症研究所: IASR Vol. 39; p207-209: 2018年12月号.

https://www.jpeds.or.jp/uploads/files/20240221_RWvirus_kangae.pdf (2024年2月閲覧)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/id/542-disease-based/alphabet/respiratory-syncytial/idsc/iasr-topic/8473-466t.html> (2024年2月閲覧)

3) 厚生労働省. RSウイルス感染症Q&A(令和6年1月15日改訂)

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/rs_qa.html (2024年2月閲覧)

4) Kobayashi Y, et al. Epidemiology of respiratory syncytial virus in Japan: A nationwide claims database analysis. *Pediatr Int* 2022;64: e14957.

5) 国立感染症研究所: IASR Vol. 43;p79-81: 2022年4月号.

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/rs-virus-m/rs-virus-iasrtpc/11081-506t.html>
(2024年2月閲覧)

6) Drysdale S, et al. Nirsevimab for Prevention of Hospitalizations Due to RSV in Infants. *N Engl J Med* 2023; 389:2425-2435.

7) 日本 アブリスボ筋注用 添付文書. 医薬品医療機器総合機構.

https://www.info.pmda.go.jp/go/pack/631350AE1028_1_02/ (2024年5月閲覧)

8) Kampmann B, et al. Bivalent Prefusion F Vaccine in Pregnancy to Prevent RSV Illness in Infants. *N Engl J Med* 2023; 388:1451-1464.